

H31-35 国営明石海峡公園

運営維持管理業務

別紙資料(案)

平成31年4月

国土交通省 近畿地方整備局

実施要項に関する別紙・様式

分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	淡路	主要公園施設一覧	1
		神戸	主要公園施設一覧	2
	別紙 2	淡路	主要建築物一覧	3
		神戸	主要建築物一覧	4
	別紙 3	淡路	収益施設一覧	5
		神戸	収益施設一覧	6
	別紙 4	共通	国営明石海峡公園運営維持管理基本方針	7
	別紙 5	共通	H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務 共通仕様書	13
	別紙 6	共通	H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務 個別仕様書（本業務全体の企画立案及びマネジメント）	45
	別紙 7	共通	H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務 個別仕様書（施設・設備維持管理）	79
別紙 8	共通	H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務 個別仕様書（植物管理）	102	
別紙 9	共通	国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書	130	
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 10	淡路	従来の実施状況に関する情報の開示	202
		神戸	従来の実施状況に関する情報の開示	209
	別紙 11	淡路	精算報告書	216
		神戸	精算報告書	220
	別紙 12	淡路	公園利用者数	222
		神戸	公園利用者数	226
	別紙 13	共通	都市公園利用アンケート調査	228
		神戸	都市公園利用アンケート調査	229
	別紙 14	淡路	イベントリスト（実績）	230
		神戸	イベントリスト（実績）	251
	別紙 15	共通	SNS 投稿件数、ホームページアクセス件数、マスコミ報道件数	258
	別紙 16	淡路	開園時間延伸状況	264
		神戸	開園時間延伸状況	268

分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 17	淡路	提供施設一覧表（建築物、機械器具等）	270
		神戸	提供施設一覧表（建築物、機械器具等）	272
	別紙 18	淡路	リース物件リスト	275
		神戸	リース物件リスト	276
	別紙 19	淡路	提供施設一覧表（備品以外の残存物品リスト）	277
		神戸	提供施設一覧表（備品以外の残存物品リスト）	285
	別紙 20	神戸	古民具リスト	287
	別紙 21	淡路	貸与車両の使用状況・維持管理状況	308
	別紙 22	淡路	危機管理対応実績（事故対応）	333
		神戸	危機管理対応実績（事故対応）	339
	別紙 23	淡路	危機管理対応実績（自然災害）	342
		神戸	危機管理対応実績（自然災害）	344
	別紙 24	淡路	総括責任者による外部会議への出席	345
		神戸	総括責任者による外部会議への出席	349
	別紙 25	淡路	苦情、要望処理件数	351
		神戸	苦情、要望処理件数	355
	別紙 26	淡路	行催事開催時の広報（紙媒体）実績	357
		神戸	行催事開催時の広報（紙媒体）実績	359
	別紙 27	淡路	プレスリリース実績	360
		神戸	プレスリリース実績	370
	別紙 28	淡路	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	373
		神戸	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	374
	別紙 29	淡路	巡視計画書	375
		神戸	巡視計画書	388
	別紙 30	淡路	建物・工作物に係る修繕履歴	402
		神戸	建物・工作物に係る修繕履歴	417

分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 31	淡路	清掃場所、箇所、内容、方法等	423
		神戸	清掃場所、箇所、内容、方法等	427
	別紙 32	淡路	廃棄物の取り扱い	429
		神戸	廃棄物の取り扱い	433
	別紙 33	淡路	産業廃棄物（排出量等）	435
		神戸	産業廃棄物（排出量等）	436
	別紙 34	淡路	冬期の花修景の事例	437
	別紙 35	淡路	農薬・肥料・土壌改良リスト	442
	別紙 36	淡路	農薬散布（位置、数量、時期、頻度等）	446
	別紙 37	淡路	樹幹注入	451
	別紙 38	淡路	収益施設利用者数・売上げ等	453
		神戸	収益施設利用者数・売上げ等	458
	別紙 39	淡路	臨時物販施設一覧	461
		神戸	臨時物販施設一覧	462
その他	別紙 40	共通	業務評定	463
様式	様式 1-1	共通	競争参加資格確認申請書	464
	様式 1-2	共通	企業の業務実績	465
	様式 1-3	共通	業務責任者の業務実績	466
	様式 1-4	共通	守秘性に関する要件	467
	様式 1-5-1	共通	業務実施体制	468
	様式 1-5-2	共通	業務実施における対応方針	471
	様式 1-5-3	共通	申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者（代替総括責任者）の業務実績	472
	様式 1-6	共通	実施方針	473
	様式 1-7	共通	再委託又は、下請負の予定（協力企業の名称等）	475
	様式 1-8	共通	業務経歴証明書	477
	様式 1-9-1	共通	収益施設運営実績書	478
	様式 1-9-2	共通	会社の概要	480

分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
様式	様式 1-9-3	共通	施設運営実績	481
	様式 1-10	共通	誓約書	482
	様式 2-1	共通	企画書	488
	様式 2-2-1	共通	公園利用者数の確保に関する提案	489
	様式 2-2-2	共通	利用者満足度の確保に関する提案	490
	様式 2-2-3	共通	公園特性を活かした植物管理に関する提案	491
	様式 2-2-4	共通	公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案	492
	様式 2-2-5	共通	多様な利用プログラムの提供に関する提案	493
	様式 2-2-6	共通	情報受発信に関する提案	494
	様式 2-2-7	共通	地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案	495
	様式 2-2-8	共通	公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案	496
	様式 2-2-9	共通	緊急時及び非常時の対応に関する提案	497
	様式 2-2-10	共通	自主事業に関する提案	498
	様式 2-2-11	共通	収益施設の運営に関する提案	499
	様式 2-2-12	共通	改善提案	500
	様式 2 [別添]	共通	企画書の提案に関する注意事項等	501
	様式 2-2-13	共通	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	503
	様式 3-1	共通	収益施設運営計画書	505
	様式 3-2	共通	運営施設全体の運営計画	506
	様式 3-3	共通	収益施設の運営に関する提案	507
	様式 3-4-1	共通	駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	508
	様式 3-4-2	共通	園内移動施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	509
	様式 3-4-3	共通	飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	510
	様式 3-4-4	共通	物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	511
	様式 3-4-5	共通	船遊施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	512
	様式 3-5	共通	自主事業施設運営計画書	513
	様式 3-6-1	共通	自主事業施設運営計画	514

分類	資料 No	対象地区	資料名	頁番号
様式	様式 3-7	共通	自主事業施設の運営に関する提案	515
	様式 3-8	共通	自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス	516
	様式 3-9	共通	収入及び支出の見込み	517
	様式 3-10	共通	収支計画書	518
	様式 3-11	共通	資金調達・償還計画	519
	様式 3-12	共通	自主事業施設の設置運営場所	520

主要公園施設一覧

ゾーン名	名称	面積	主要施設
文化・交流ゾーン	①ポプラの丘	約10,900m ²	木製ベンチ13個、木製スツール2基、四阿1基
	②花の丘道	約18,900m ²	木製ベンチ6個、木製スツール8基、四阿2基、水飲み2基
	③大地の虹	約8,300m ²	石製スツール2基、木製ベンチ7個、木製スツール20基、四阿2基、水飲み1基、噴水1基(上水式)
	④春一番の丘	約19,800m ²	木製ベンチ6個、配水槽1基(521m ³ 、雨水注水用吸水ユニット揚程35m×2台、配水槽操作盤1台、配水槽分電盤1台)
	⑤花の中海	約18,500m ²	木製ベンチ17個、四阿1基、貯留槽1基(902m ³ 、循環ポンプ揚程44m×1台)、給水槽2基(循環ポンプ揚程12m×1台、揚程11m×1台、ポンプ制御盤1台)
	⑥天壇テラス	約900m ²	木製ベンチ6個、水飲み1基、池泉(循環ポンプ揚程9m×1台、制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台・湧水装置1台)
	⑦月のテラス	約200m ²	石製ベンチ4基
	⑧空のテラス	約6,700m ²	石製スツール4基、木製ベンチ2基、木製スツール4基、空の滝(ピット4.8m ³ 、循環ポンプ揚程10m×1台、湧水装置1台、水中ライト 250wハロゲン×3台)、空のテラス(ピット24.7m ³ 、滝用ポンプ揚程8m×1台、沸水用ポンプ揚程8m×1台、霧噴水用ポンプ揚程33m×1台、床排水用ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、霧状ノズル1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、整流装置1台)
	⑨滝のテラス	約2,700m ²	滝のテラス(ピット1000m ³ 花の中海、滝用ポンプ揚程11m×1台、滝用ポンプ揚程9m×1台、屋外制御盤1台、水中ライト250wハロゲン×8台)
	⑩水の岩戸	約1,900m ²	石製ベンチ4個、滝(ピット11.8m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、屋外制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台)
	⑪水の棚田	約3,500m ²	木製スツール3基、石製ベンチ1基、滝(ピット10.8m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、屋外制御盤1台)
	⑫花の谷	約6,500m ²	木製ベンチ4基、水飲み2基、流れ(ピット2.3m ³ 、循環ポンプ揚程15m×1台、屋外制御盤1台)
	⑬陽だまりの丘	約8,400m ²	木製ベンチ22基、水飲み1基、洋風四阿2基、丘の噴水(ピット3.1m ³ 、循環ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、濾過装置1台、薬液注入装置1台、ジェット直上ノズル3台)
	⑭灘川とせせらぎ広場	約11,000m ²	石製ベンチ3基、木製ベンチ2基、木製スツール15基、水飲み2基、四阿1基、灘川循環(ピット410m ³ 、循環ポンプ揚程48m×2台、除塵装置2台、配電盤1台、ポンプ制御盤1台、排風機1台)
	⑮松の谷	約5,500m ²	木製ベンチ4基、石製ベンチ3基、水飲み1基、水柱の噴水(ピット13.7m ³ 、直上噴水用ポンプ揚程9m×1台、霧噴水用ポンプ揚程23m×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、直上噴水ノズル1台、霧噴水ノズル13台)、二段の滝(ピット2.7m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)
	⑯水の樹	約800m ²	木製ベンチ2基、石製ベンチ2基、水飲み1基、池泉(ピット11.3m ³ 、循環ポンプ揚程7m×1台、床排水ポンプ揚程6m×1台、屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、水中ライト250wハロゲン×4台、排風機1台)
	⑰パームガーデン	約2,800m ²	木製ベンチ4基
	⑱移ろいの庭	約13,900m ²	木製スツール5基、木製ベンチ15基、スチール製ベンチ26基、樹脂製ベンチ15基、水飲み1基、洋風四阿1基、風の丘流れ(循環用ポンプ×2台、越流用ポンプ×1台、排水用ポンプ×1台、制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)、黄昏の庭噴水(循環用ポンプ×1台、屋外制御盤1台)
	⑲芝生広場	約23,400m ²	木製ベンチ2個、原水用ポンプ2(揚程9m)、処理水用ポンプ2(揚程42m)、床排水用ポンプ2(揚程6m)、制御盤1(屋外)、その他(濾過装置1、紫外線滅菌装置1)
	⑳子供の森	約5,900m ²	水飲み2基、洋風四阿1基、四阿2基、子供の水辺(屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台、水中ライト100wハロゲン×7台)
	㉑大型複合遊具(夢っこランド)	約5,100m ²	木製ベンチ6基、水飲み1基、四阿4基、水の遊具(ウォーターガン用ポンプ揚程50m×1台、貯水槽排水ポンプ揚程10m×1台、ウォーターツリー用ポンプ揚程16m×1台、ウォータートンネル用ポンプ揚程14m×1台、機械室排水ポンプ揚程8m×1台、屋外制御盤1台、ろ過装置1台、薬液注入装置1台)
海岸ゾーン	①海のテラス	約5,900m ²	木製スツール6基、木製ベンチ18基、樹脂製ベンチ9基
	②しおさい花園	約18,100m ²	パーベキューサイト15サイト、樹脂製ベンチ5基
	③いその楽園	約10,700m ²	石製ベンチ3基
	④シースケープラウンジ	約29,000m ²	H33.4 開園予定

主要公園施設一覧

ゾーン名	名 称	面積 (全体)	主要施設
棚田ゾーン	① 藍那口地区	127,900 m ²	汚水処理施設 1箇所、ピザ窯 1箇所、 変電設備(T1)、車庫棟
	② 農村広場地区	93,700 m ²	洗い場 1箇所、炭焼窯 2箇所、白拍子倉庫 1棟、プロパン 倉庫 1箇所、変電設備(T2、T3、T4) 3基、汚水P操作盤 1基、防火水槽 1基、倉庫棟
	③ 溪流広場地区	47,300 m ²	四阿1基、デッキ 4基、汚水P操作盤 1基、変電設備 (T8) 1基
	④ 耕作楽園地区	45,100 m ²	防火水槽 1基、変電設備(T5) 1基
	⑤ 棚田景観地区	73,000 m ²	休憩所 1箇所、変電設備(T6) 1基、汚水P操作盤 1基
	⑥ 里山美林地区	33,500 m ²	変電設備(T7) 1基
	⑦ 名称未定地区	56,500 m ²	
	⑧ (仮称)小川広場地区	50,600 m ²	茅場倉庫
自然保全ゾーン	⑨ 溪流広場地区	4,000 m ²	
	⑩ その他	689,900 m ²	開園区域外
	⑪ 草地広場地区	90,100 m ²	
森のゾーン	⑫ 遊びの森地区	89,600 m ²	大型スライダー 4基、幼児用スライダー 1基、クライム ネット 1基、ロッククライム 1基、ロープクライム 1基、伝 声管 1基、ベンチスタンド 4箇所、水飲み場 1箇所
	⑬ その他(白川口地区)	179,400 m ²	変電設備(T2、T3、T4) 3基
	⑭ 開園区域外	317,000 m ²	変電設備(T1) 1基、発電設備(G1) 1基
水と緑のゾーン	⑮ キーナの森連絡口	441,200 m ²	

主要建築物一覧

別紙(淡路)ー2

建築物名	構造	単位	数量	面積	左記のうち		備考
					管理許可分 ※1	委託分 ※2	
管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	1592.1㎡		1592.1㎡	
ビジター棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	1216.8㎡		1216.8㎡	
淡路口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	311.2㎡		311.2㎡	
東浦口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	461.7㎡	48.7㎡	413.0㎡	
海岸口ゲート棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	851.7㎡		851.7㎡	
連絡口ゲート棟	軽量鉄骨造	棟	1	11.8㎡		11.8㎡	
海のテラス	鉄筋コンクリート造	棟	1	642.2㎡	1.6㎡	640.6㎡	
海岸臨時ゲート(ブース棟)	鉄骨造	棟	1	6.3㎡		6.3㎡	
ガーデニング棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	504.6㎡		504.6㎡	
温室(A棟)	軽量鉄骨造	棟	4	151.2㎡		151.2㎡	37.8㎡×4棟
温室(B棟)	軽量鉄骨造	棟	1	45.0㎡		45.0㎡	
展望回廊	鉄筋コンクリート造	棟	1	62.3㎡		62.3㎡	
花屋敷	木造	棟	1	265.2㎡	255.2㎡	0.0㎡	
船着場	鉄筋コンクリート造	棟	1	249.9㎡	249.0㎡	0.9㎡	
広告塔	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	125.0㎡		125.0㎡	
パーゴラ(管理棟前)	鉄筋コンクリート造	棟	1	57.4㎡		57.4㎡	
トイレ(船着場周辺)	鉄筋コンクリート造	棟	1	161.0㎡		161.0㎡	
トイレ(子供の森)	鉄筋コンクリート造	棟	1	120.9㎡		120.9㎡	
トイレ(大地の虹)	鉄筋コンクリート造	棟	1	60.5㎡		60.5㎡	
トイレ(花の丘道)	鉄筋コンクリート造	棟	1	82.6㎡		82.6㎡	
トイレ(芝生広場)	鉄筋コンクリート造	棟	1	175.8㎡		175.8㎡	
トイレ(ビジター棟附属)	鉄筋コンクリート造	棟	1	89.8㎡		89.8㎡	
車庫棟	木造	棟	1	160.0㎡		160.0㎡	
合計		棟	26	7404.8㎡	554.5㎡	6840.3㎡	

主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	延べ床面積	左記のうち		備考
					管理許可分 ^{※1}	委託分 ^{※2}	
伝庫の家	木造	棟	1	130.7 m ²		130.7 m ²	
長屋門	木造	棟	1	128.1 m ²		128.1 m ²	
里山交流館	木造	棟	1	568.2 m ²		568.2 m ²	
木工棟(茅葺)	木造	棟	1	140.9 m ²		140.9 m ²	
木工棟(瓦葺)	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(長屋門前駐車場)	木造	棟	1	34.9 m ²		34.9 m ²	
里山情報館	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(農家のにわ)	木造	棟	1	88.4 m ²		88.4 m ²	
農村舞台	木造	棟	1	272.5 m ²		272.5 m ²	
農村舞台控室棟	木造	棟	1	64.0 m ²		64.0 m ²	
白拍子の家	木造	棟	1	201.1 m ²		201.1 m ²	
厨房棟	木造	棟	1	161.8 m ²		161.8 m ²	プロパン庫除く
相談が辻の家	木造	棟	1	126.3 m ²		126.3 m ²	
便所棟(相談が辻の家)	木造	棟	1	25.2 m ²		25.2 m ²	
便所棟(サンデン休憩所)	木造	棟	1	52.4 m ²		52.4 m ²	
サンデン休憩所	木造	棟	1	48.5 m ²		48.5 m ²	
管理棟	木造(一部RC)	棟	1	678.0 m ²		678.0 m ²	
車庫棟	木造	棟	1	120.0 m ²		120.0 m ²	施工予定
倉庫棟	木造	棟	1	170.0 m ²		170.0 m ²	施工予定
かや場倉庫	鉄骨造	棟	1	300.0 m ²		300.0 m ²	施工予定
森のゾーンA駐車場便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
森のゾーンB駐車場便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
遊びの森便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
めだか池便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
合計				3,568.4 m ²	0.0 m ²	3,568.4 m ²	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設の面積

※2 面積のうち、公園管理者が管理する施設の面積

収益施設一覧

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
東浦大型駐車場	2,367.2m ²	—	22台	—	—	必須
海岸南駐車場	4,221.9m ²	154台	—	4台	10台	裁量
淡路口駐車場	19,373.9m ²	349台	35台	8台	20台	裁量
シースケープラウンジA駐車場	775.0m ²	56台	—	4台	—	必須
トラムカー(夢ハッチ号)	1式	—	—	—	—	裁量
電動トラムカー	1式	—	—	—	—	裁量
レストラン(花屋敷)	255.2m ²	—	—	—	—	必須
船着場売店	249.0m ²	—	—	—	—	必須
売店(東浦口ゲート棟)	48.7m ²	—	—	—	—	必須
船遊施設(船着場)	55.0m ²	—	—	—	—	裁量
自動販売機※		—	—	—	—	必須
合計	26,580.4m ²	559台	22台	16台	30台	

※使用面積及び期間(日数)については、調査職員と協議の上決定する。

■臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1m ²	—	—	—	—	臨時
海岸北臨時駐車場(南)	14,335.8m ²	—	—	—	—	臨時
シースケープラウンジB駐車場	1,575.0m ²	126台	—	—	—	臨時
合計	44,207.9m ²	126台	—	—	—	

収益施設一覧

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
藍那口大型駐車場	932.7m ²	—	5台	—	—	裁量
森のゾーン身障者用駐車場	179.5m ²	3台	—	3台	—	必須
森のゾーンA駐車場	421.0m ²	14台	—	—	—	必須
藍那口A駐車場	547.5m ²	42台	—	4台	—	必須
藍那口B駐車場	454.0m ²	35台	—	—	—	必須
藍那口C駐車場	1,868.4m ²	44台	—	—	—	裁量
売店(厨房棟)	27.0m ²	—	—	—	—	裁量
体験学習施設 (里山活動体験林)	約18,000.0m ²	—	—	—	—	特別裁量施設
体験学習施設 (里地活動体験農地)	約17,000.0m ²	—	—	—	—	特別裁量施設
自動販売機※		—	—	—	—	必須
合計	39,435.40m ²	138台	5台	7台	0台	

特別裁量施設…体験学習施設の占用の有無、面積、運営日時については別途協議する。

※使用面積及び期間(日数)については、調査職員と協議の上決定する。

■臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
森のゾーンA臨時駐車場	3,484.3m ²	106台	—	—	—	臨時
森のゾーンB駐車場	4,781.1m ²	226台	—	—	—	臨時
藍那口D駐車場	1,885.7m ²	37台	—	—	—	臨時
藍那口E駐車場	2,554.6m ²	40台	—	—	—	臨時
しあわせの村連絡口駐車場	1,563.7m ²	58台	—	—	—	臨時
合計	14,269.4m ²	467台	—	—	—	

国営明石海峡公園運営維持管理基本方針

平成 3 1 年 4 月

国土交通省近畿地方整備局

目 次

1. 国営明石海峡公園の基本理念及び基本方針

2. 国営明石海峡公園運営維持管理基本方針
 - 2.1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的
 - 2.2 運営維持管理基本方針の位置付け
 - 2.3 運営維持管理基本方針の対象

3. 運営維持管理の重点事項

4. 運営維持管理業務の実施にあたっての配慮事項

1. 運営時管理基本方針の目的・位置付け

1.1 基本理念及び基本方針

国営明石海峡公園(以下、「本公園」という。)は、都市公園法に基づき広域の見地から国が設置し管理するイ号の国営公園であり、主として近畿地方の広域レクリエーション需要に対応し、あわせて明石海峡大橋を中心とした明石海峡周辺地域の広域レクリエーションゾーンの形成に寄与すべく整備と運営維持管理を行っている。

本公園は、淡路地区(淡路市)と神戸地区(神戸市)の2地区から構成され、平成6年9月に国営明石海峡公園基本計画を策定した。そのご、平成23年1月に神戸地区基本計画を改定し、平成29年6月に淡路地区の海岸ゾーン及び展望ゾーンの見直し等を踏まえ国営明石海峡公園基本計画を改定した。

また、平成29年3月に国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを策定・公表して、整備及び運営維持管理を進めている。

<淡路地区>

淡路地区では、「海辺の園遊空間」をコンセプトに、国際的な交流の場としての環境、リゾート環境の中で、周辺との役割分担を図りながら、新たな園遊空間の創出を図ることを基本として整備を進めている。

また、ゆっくりとした贅沢な時間を約束する淡路島観光へと誘う拠点となる公園を目指し、インバウンドを含めた広域的な観光客の取り込みに向けた公園づくりを展開していく。

<神戸地区>

神戸地区では、「里地里山文化公園」をコンセプトに、都市部に近接しているにもかかわらず大規模な範囲で維持されてきた里地里山について、土地の歴史・文化を含めた自然環境を保全し、自然との共生を中心とした伝統的な自然観を継承することによって、いのちのにぎわいが豊かな里地里山文化公園を目指す事を基本として整備を進めている。

【国営明石海峡公園の基本理念】

本公園の基本理念は、平成6年9月策定の基本計画において「自然と人との共生、人と人との交流」とし、現在まで引き継がれている。

【国営明石海峡公園の基本方針】

(1) 環境・人に関する方針

- ・よりよい環境を創造する公園本来の使命を果たす一方、計画・整備・管理段階で、環境保全に対しても最大限の配慮を行う。
- ・省エネ、省資源、リサイクル、緑化による二酸化炭素の吸収などで地球温暖化やヒートアイランド現象などの地球環境への負荷を減らすなど、新しい技術を導入しつつ、国土建設分野の環境建設技術のモデルとなる公園づくりを目指す。
- ・環境を保全しながら自然と人とのふれあいが保たれた環境を創造し、環境に対する理解を深めつつ、生物多様性保全の重要性を発信する拠点となるよう配慮する。
- ・少子高齢社会・高福祉社会に対応した公園のノーマライゼーション化を図る。
- ・土取り場跡地における「自然の再生」を通した花と緑あふれる公園づくりを淡路地区で進めるとともに、神戸地区では大都市に残された貴重な里地里山における「自然の保全」を通した新たなライフスタイルを提案する拠点となるよう配慮する。

(2) 利用等に関する方針

- ・優れた山や海の自然環境のもとでの自然との多様なふれあいの場。
- ・豊かな自然の中での家族や異世代さらに世界の人々との多様な交流の場。
- ・幅広い交流を通じて日本文化の継承・新しい文化の創造・発信の場
- ・滞在型レクリエーション拠点の創出の場。
- ・多様なレクリエーション特性を有する周辺地域と一体となった広域レクリエーションゾーン形成の拠点となる場。

(3) ランドスケープデザインに関する方針

- ・地域の自然や歴史・文化を活かし、継続するランドスケープを実施する。
- ・ランドスケープデザインの実施にあたっては、過去から現在に至る世界や日本の優れた技術を幅広く活用するとともに、環境共生技術や景観シミュレーション等の新しい技術も活用する。
- ・基本計画におけるトータルデザインの主張が、設計・整備そして管理の段階まで継承され結晶されるよう、措置をとる。

2. 国営明石海峡公園運営維持管理基本方針

2.1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

淡路地区は、平成7年度に着工し、開園前の平成12年3月から9月にかけて国際園芸・造園博「ジャパンプローラ2000」が開催され、その後の平成14年3月21日に文化・交流ゾーン及び海岸ゾーンの一部30.1haを第一期開園、以降順次整備を進めて、平成30年度現在、40.4haを開園している。更に平成33年4月に2.9ha（民活エリア10,600m²含む）を追加供用する予定である。平成14年の第一期開園から平成30年3月までの累計来園者数は、約660万人であり、平成29年度には約52万人に利用されている。

神戸地区は、棚田ゾーン及び森のゾーンの一部約41.3haを平成28年5月に第一期開園した。その後、平成29年7月に1.7ha、更に平成30年1月には3.2haを開園した。平成28年の第一期開園から平成30年3月までの累計来園者数は、約8万人であり、平成29年度には約4万人に利用されている。

本公園では、「公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)」に基づき、維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価方式による競争入札を行うこととなり、事業者に対し、維持管理業務にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じたことから、平成24年7月に本公園の運営維持管理の基本的な考え方を示す「国営明石海峡公園運営維持管理基本方針」を策定したが、平成28年5月の神戸地区第一期開園を踏まえて、同基本方針の改定が必要となったことから、「国営明石海峡公園運営維持管理基本方針・平成26年度改訂版」を策定した。このたび、平成29年6月の国営明石海峡公園基本計画改訂、平成29年3月の国営明石海峡公園整備・管理運営プログラム策定を踏まえ、「国営明石海峡公園運営維持管理基本方針・平成31年度改訂版」(以下、「本運営維持管理基本方針」という。)を策定した。

2.2 運営維持管理基本方針の位置付け

本運営維持管理基本方針は、都市公園法に基づき広域の見地から国が設置し管理する国営公園として、主に近畿地方の広域レクリエーション需要に対応するために設置された本公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものである。

2.3 運営維持管理基本計画の対象

本運営維持管理基本方針は、主として既に供用している開園区域とともに、今後追加供用される区域における運営維持管理に適用するものである。

なお、運営維持管理においては、飲食物販施設等の収益施設の運営と互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な運営維持管理に努めるものとする。

2.4 運営維持管理の基本方針

本公園では、平成6年9月に基本計画を策定し、平成23年1月に神戸地区基本計画を改定し、これを踏まえて、平成24年7月に国営明石海峡公園運営維持管理基本方針を策定し、これまで運営維持管理を行ってきたところである。

その後、平成28年5月の神戸地区第一期開園を踏まえて平成29年3月には平成29年度から平成32年度の中期的な整備及び維持管理の方針である国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを策定するなど、当初の基本計画の理念の継承を図りつつ、時代に応じた運営維持管理の基本方針等を策定しているところである。

今後も、社会情勢の変化など背景を踏まえながら、整備及び運営維持管理を進め、基本計画等に定められた基本理念、基本方針等を継承していく。

3. 運営維持管理の重点事項

平成32年度までの運営維持管理の重点事項は、平成29年3月に公表された国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを参照すること。

なお、平成32年度以降の運営維持管理の重点事項については、次期国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムで示す予定である。

4. 運営維持管理業務の実施にあたっての重点事項

事業者は、運営維持管理に際し、上記の重点事項のほか、下記の事項について配慮すること。

(1) 国営公園の設置目的を踏まえた運営維持管理

広域の見地から設置された国営公園であることを踏まえつつ、防災拠点としての機能や生物多様性の向上のほか、わが国における公園管理の技術を発展させ継承し、普及啓発に資するなど、国が事業主体として管理する目的と意義を十分に踏まえた運営維持管理を行うものとする。また、公園管理者が行うこれらの取り組みを十分に踏まえた運営維持管理を行うこと。

(2) 長期的な国営公園の価値を向上させる運営維持管理

事業者自らの運営維持管理の実施期間における短期的な数値目標等の達成のみにとらわれず、公共施設として長期的な価値の向上につながる運営維持管理を行うこと。

(3) 公園管理者と緊密に連携した運営維持管理

運営維持管理業務の実施にあたっては、事業者自らが行う維持管理のみならず、あわせて実施する収益事業、持込みイベントなど対外的な許認可等のための調整、事件事故等の危機

対応などすべての運営維持管理において、公園管理者への事前の連絡と調整などを確実に十分に行うとともに、事業者が行う運営維持管理業務と公園管理者が行う都市公園法の許認可の関係を十分に踏まえつつ、緊密な連携のもと、実施すること。

(4) 公園周辺施設と連携した公園利用者増加に向けた運営維持管理

当公園周辺には、県立公園、総合福祉施設、宿泊施設等が隣接しており、当該施設との連携を図ることにより公園利用者の満足度や来園者が増加するとともに、地域の活性化（広域観光、地域雇用、地産地消等）にも繋がることから、連携を密にとり、効率的・効果的な運営維持管理を行うこと。

(5) コスト縮減と自主事業の積極的な取り組みによる運営維持管理

運営維持管理業務の実施にあたっては、これまでの事業実施のあり方を見直し、より一層のコスト縮減を図るとともに、これまで実施してきた既存イベントの自主事業化や新たな自主事業を実施するなど、効果的・効率的な運営維持管理を行うこと。

(6) 認定計画提出者と連携した運営維持管理（淡路地区）

淡路地区海岸ゾーンのうち、シースケープ・ラウンジの一部において、認定計画提出者（Park-PFI 事業を実施する民間事業者）による管理運営がなされるため、運営管理方法について連絡を密にとり、効率的・効果的な運営維持管理を行うこと。

※民間事業者による管理運営開始は、平成 33 年 4 月を予定している。

(7) 神戸地区の特徴を踏まえた運営維持管理（神戸地区）

神戸地区は、開園間もないことから知名度が低く、来園者数が少ない。

当地区は、里地里山の季節感あふれる体験プログラムや農村的な風景が楽しめるなど、特徴的な取り組みを行っている公園であり、これらの特徴を活かし、来園者の満足度及び入園者増に寄与する運営維持管理に努めること。

H31-35 国営明石海峡公園
運営維持管理
業務共通仕様書

平成31年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1章 総則

第1条 目的

国営明石海峡公園（以下「本公園」という。）は、近年の余暇時間増加に伴う、主として近畿地方の広域レクリエーション需要の増大に対応し、併せて世界一の長大吊り橋である明石海峡大橋を中心とした明石海峡周辺地域の広域レクリエーションゾーンの形成に寄与すべく整備を進めている国が設置したイ号の国営公園である。

本公園は、淡路地区ならびに神戸地区の2つの地区で構成され、計画面積は330haであり、「自然と人との共生、人と人との交流」を基本理念とし、隣接施設と連携を図りながら、基本方針並びに構成ゾーンにより総合的に整備、管理、運営を進めている。（別紙－4「国営明石海峡公園運営維持管理基本方針」及び別添－1「国営明石海峡公園計画平面図」参照）

本公園の淡路地区は、平成31年1月現在、計画面積（96.1ha）の約42%となる40.4haが開園しており、平成33年4月に2.9ha（10,600m²含む）を追加共用する予定である。神戸地区は平成31年1月現在、計画面積（233.9ha）の約20%となる46.2haが開園している。これにより両地区合計の供用面積は計画面積（330ha）の約26%にあたる86.6ha（平成33年4月以降、約27%にあたる89.5ha）となる。

平成14年3月の開園時から平成30年3月末までの公園利用者数累計は、約660万人であり、平成29年度には年間約56万人の方々に利用されている。

H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）は、本公園において、国の組織である国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所との調整の下で、より多くの入園者が安全で快適に公園を利用できるよう、公園利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

第2条 本業務の重点事項

平成32年度までの運営維持管理の重点事項は、平成29年3月に公表された別添－1 2「国営明石海峡公園整備・管理運営プログラム」を参照すること。

なお、平成32年度以降の運営維持管理の重点事項については、次期国営明石海峡公園整備・管理運営プログラムを参照すること。

また、本業務の実施にあたっての配慮事項は下記のとおりとする。

(1) 国営公園の設置目的を踏まえた運営維持管理

広域の見地から設置された国営公園であることを踏まえつつ、防災拠点としての機能や生物多様性の向上のほか、わが国における公園管理の技術を発展させ継承し、普及啓発に資するなど、国が事業主体として管理する目的と意義を十分に踏まえた運営維持管理を行うものとする。また、公園管理者が行うこれらの取り組みを十分に踏まえた運営維持管理を行う。

(2) 長期的な国営公園の価値を向上させる運営維持管理

事業者自らの運営維持管理の実施期間における短期的な数値目標等の達成のみにとらわれず、公共施設として長期的な価値の向上につながる運営維持管理を行う。

(3) 公園管理者と緊密に連携した運営維持管理

運営維持管理業務の実施にあたっては、事業者自らが行う維持管理のみならず、あわせて実施する収益事業、持込みイベントなど対外的な許認可等のための調整、事件事故等の危機対応などすべての運営維持管理において、公園管理者への事前の連絡と調整などを確実かつ十分に行うとともに、事業者が行う運営維持管理業務と公園管理者が行う都市公園法の許認可の関係を十分に踏まえつつ、緊密な連携のもと、実施する。

(4) 公園周辺施設と連携した公園利用者増加に向けた運営維持管理

当公園周辺には、県立公園、総合福祉施設、宿泊施設等が隣接しており、当該施設との連携を図ることにより公園利用者の満足度や来園者が増加するとともに、地域の活性化（広域観光、地域雇用、地産地消等）にも繋がることから、連携方策について連絡を密にとり、効率的・効果的な運営維持管理を行う。

(5) コスト縮減と自主事業の積極的な取り組みによる運営維持管理

運営維持管理業務の実施にあたっては、これまでの事業実施のあり方を見直し、より一層のコスト縮減を図るとともに、これまで実施してきた既存イベントの自主事業化や新たな自主事業を実施するなど、効果的・効率的な運営維持管理を行う。

(6) 認定計画提出者と連携した運営維持管理（淡路地区）

淡路地区海岸ゾーンのうち、シースケープ・ラウンジの一部において、認定計画提出者（Park-PFI事業を実施する民間事業者）による管理運営がなされるため、運営管理方法について連絡を密にとり、効率的・効果的な運営維持管理を行う。

※民間事業者による管理運営開始は、平成33年4月を予定している。

(7) 神戸地区の特徴を踏まえた運営維持管理（神戸地区）

神戸地区は、開園間もないことから知名度が低く、来園者数が少ない。

当地区は、里地里山の季節感あふれる体験プログラムや農村的な風景が楽しめるなど、特徴的な取り組みを行っている公園であり、これらの特徴を活かし、来園者の満足度及び入園者増に寄与する運営維持管理に努める。

第3条 適用及び用語の定義

本仕様書は、本業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員等」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。

- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
- 5) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
- 6) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時もしくは通年で飲食・物販施設等の運営や行催事を行う事業のこと。
- 7) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 8) 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条第2項及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第11条第2項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
- 9) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 10) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 11) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、事業者が近畿地方整備局に納める料金のこと。
- 12) 「業務責任者」とは、本仕様書の第13条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するものこと。
- 13) 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の企画立案及びマネジメントの業務責任者をもってそれにあてること。
- 14) 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 15) 「管理物件」とは、別添－1「国営明石海峡公園計画平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 16) 「国事務所」とは、国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所のこと。
- 17) 「管理事務所」とは、別添－3「管理事務所平面図」に示す建築物を指す。
- 18) 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
- 19) 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 20) 「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 21) 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 22) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化

がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

- 23) 「指示」とは、近畿地方整備局又は調査職員等が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、近畿地方整備局長が事業者に対し、事業の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「公共サービス改革法」という。）第27条第1項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。
- 24) 「通知」とは、近畿地方整備局若しくは調査職員等が事業者に対し、又は事業者が発注者若しくは調査職員等に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 25) 「報告」とは、事業者が調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 26) 「承諾」とは、事業者が調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 27) 「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、近畿地方整備局又は調査職員等と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 28) 「提出」とは、事業者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 29) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員等と協議するものとする。
- 30) 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 31) 「勧告」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 32) 「命令」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

第4条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、H31-35国営明石海峡公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第5条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物条例
- 5) 労働基準法、労働安全衛生法

6) 施設維持、設備保守点検に関する法規

- ①建築基準法
- ②電気事業法
- ③水道法
- ④消防法
- ⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
- ⑥下水道法
- ⑦水質汚濁防止法
- ⑧浄化槽法

以上のほか、施設維持管理に関する関連法規。

7) 食品衛生法

8) 大気汚染防止法

9) 騒音規制法

10) 振動規制法

11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

12) リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）

13) エネルギー使用の合理化に関する法律

14) 個人情報保護に関する法律

15) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

16) 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

17) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

18) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律

19) 遺失物法

20) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

21) 生物多様性地域連携促進法

22) 森林法

23) 森林病虫害等防除法、その他松くい虫防除に関する関係法令等

24) 鳥獣保護法

25) 家畜伝染病予防法

26) 道路運送法

27) 工事に関する法規、規定

- ①建設工事に係る資材の再資源化に関する法律

- ②建設業法

以上のほか、工事に関する関連法規。

28) 公園維持管理の指針とすべき関係仕様書類

なお、施設の維持補修にあたり、利用者の安全な利用および国有財産の適切な管理を行ううえで配慮が必要な施設については、以下の仕様等に基づき施工すること。

- ①土木請負工事必携（平成 30 年 4 月）（近畿地方整備局）

- ②土木工事共通仕様書（案）（平成 30 年 4 月）（近畿地方整備局）

- ③土木工事施工管理基準及び規格値（平成 30 年 4 月）（近畿地方整備局）
- ④写真管理基準（案）（平成 29 年 3 月）（国土交通省）
- ⑤「土木構造物標準設計」（建設省）
- ⑥「土木工事標準設計図集」（平成 17 年 2 月）（近畿地方整備局）
- ⑦「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）（平成 28 年版）（国土交通省）
- ⑧「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（平成 28 年版）（国土交通省）
- ⑨「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省）（平成 29 年）
- ⑩「機械工事共通仕様書」（案）（平成 29 年 3 月）
- ⑪「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省）

このほか、誰もが安心して快適に利用できるよう、関連施設の補修等に当たっては、「公園のユニバーサルデザインマニュアル」（社団法人日本公園緑地協会）を参考に施工すること。

- 29) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 30) 移動等円滑化促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 31) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 32) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
- 33) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－ 2）
- 34) 「環境省レッドリスト」ほか希少動植物に関する基準
- 35) 猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境庁自然保護局野生生物課編）
- 36) 公園運営の指針とすべき基準類
- 37) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 38) その他関係諸法令等

第 6 条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第 2 章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施にあたって、近畿地方整備局又は調査職員等と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第 7 条 近畿地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と近畿地方整備局の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任

分担一覧」に定めのない事項については、近畿地方整備局と事業者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

近畿地方整備局と事業者の責任分担一覧

項目	内容	近畿地方整備局	事業者
料金徴収業務	入園料等（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、近畿地方整備局に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		○
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用269万円（税抜き）【平成31年度】、1,616万円（税抜き）【平成3234年度】、1,347万円（税抜き）【平成35年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）		○
	上記2項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○	
入園者等利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、入園者等利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による入園者等利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第27条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記2項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用（269万円（税抜き）【平成31年度】、1,616万円（税抜き）【平成32年度～34年度】、1,347万円（税抜き）【平成35年度】）は、軽微な維持管理修繕（点検を除く）に要した費用の平成26年度～平成29年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。

第8条 公共サービス改革法27条第1項に基づく指示

近畿地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第9条 契約の解除

近畿地方整備局長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第10条 運営維持管理方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理の方針に則るとともに、別添－4「土地利用方針」、別添－38～49「植物管理区域図」等をもとに適切な本業務の遂行に努めなければならない。

1. 植物管理

植物管理については、各地区のコンセプト、基本テーマ並びに構成ゾーンの目的を踏まえ、それぞれの植物の特性に配慮したうえで、適正に持続・育成するよう必要な管理を行うこと。特に淡路地区については、国営公園としての設置目的を踏まえ、通年来園者の誘致を図る管理計画を策定し、それに沿った管理を行うこと。

2. 施設や設備の管理

施設や設備については、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るよう適正な維持管理を行い、必要に応じて保守点検を行うこと。

3. 市民団体の参画

公園の機能増進、維持・運営を円滑に行うため、公園管理への市民団体の参画を促進する。

4. 安定的かつ質の高い里地里山体験プログラムの提供

特に神戸地区については里地里山資源を最大限に活用し、農耕や農地・林地管理や収穫体験及び観察会などをセットにした質の高い里地里山体験プログラムを、年間を通じ安定的に提供すること。

第11条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第1条のコンセプト及び基本テーマに沿った管理運営を行うものとする。

- 1) 国際的な交流の場としての環境、リゾート環境の中で、周辺との役割分担を図りながら大規模な土取り跡地の自然を回復し、新たな園遊空間の創出を図ることを基本とする。

- 2) 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習や総合学習への積極的な対応を行う。
- 3) 安全で快適な利用がなされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の活性化を図るために利用者ニーズに的確に対応した利用促進策を展開する。
- 4) 地域の市民参画を推進するため、園内のボランティア活動への支援・指導また、園内で活動する市民団体との交流促進に努める。
- 5) 乳幼児連れの利用者、障がい者、高齢者等への適切な対応等を図る。
- 6) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民等との連携を図る。
- 7) 様々な管理技術の駆使や、効率的な管理運営等を通じて、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
- 8) 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、発災時には避難地又は、災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
- 9) 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、園内での資源の有効活用に配慮する。
- 10) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
- 11) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第12条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営明石海峡公園

所在地 (淡路地区) 兵庫県淡路市 (神戸地区) 兵庫県神戸市

敷地面積 (淡路地区) 96.1ha (神戸地区) 約 233.9ha 計約 330.0ha 注)

管理面積 (淡路地区) 40.4ha (神戸地区) 約46.2ha 計約86.6ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営明石海峡公園(以下、「本公園」という。)の供用区域であり、その面積は、平成33年4月以降89.5ha(追加開園区域2.9haを含む。)となる。

※別添-1「国営明石海峡公園計画平面図」を参照すること。

2. 履行期限

平成32年2月1日から平成36年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、業務開始に備えなければならない。

第13条 開園日時等

本公園の開園期間及び開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

開園期間及び時間

開園期間	開園時間 (淡路地区)	開園時間 (神戸地区)
4月1日～6月30日	9:30～17:00	9:30～17:00
7月1日～8月31日	9:30～18:00	9:30～18:00
9月1日～10月31日	9:30～17:00	9:30～17:00
11月1日～3月31日	9:30～16:00	9:30～16:00

※休園日は、12月31日～1月1日及び2月の第2月曜日から金曜日。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で、

開園時間の変更を行うことができる。なお、事業者の提案により、開園時間を延長した場合、その延長に伴う運営費用の増加については、事業者の負担とする。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる（両地区とも平日5日間程度を想定する）。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

淡路市夏まつり：淡路市夏まつり開催日（7月）【1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中1日】

みどりの日／5月4日【1日】

敬老の日／9月第3月曜日【1日】 ※満65歳以上の者のみ無料

第14条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設及び都市公園法第5条の申請を行い許可を得る必要がある収益施設（以下、「収益施設」という。）を対象として、個別仕様書及び収益施設運営規定書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。（別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「主要建築物一覧」、別紙－3「収益施設一覧」参照）

<業務内容>

公園施設維持管理業務（委託費により行う業務）

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の企画立案及びマネジメント
- ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等・発災時の利用者避難誘導

(2) 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、トラクター等の農耕機、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

(3) 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理、農耕地管理等（除草、施肥、灌水、播種、剪定等）

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(1) マネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、近畿地

方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。（詳細は別紙－6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。）

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。なお、神戸地区については、里地里山の維持管理と一体となった、「伝統的季節観“二十四節気七十二候”に基づく体験」を含む里地里山体験プログラムを実施するとともに、伝統的文化に関する情報発信を行う。

また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対する情報やサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる車両等の維持を行う。さらに、淡路地区の隣接施設である淡路夢舞台、兵庫県立淡路島公園、神戸地区の隣接施設であるしあわせの村、キーナの森等との調整業務を行う。

2) 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行うとともに、管理者を定めて防犯、防火に努める。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。さらに、貴重種が生息している水景施設については、生物多様性の観点から適切な水質保全を行う。（詳細は別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。）

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔に保つこと。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとること。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。）

3) 植物管理業務

淡路地区では四季折々の花を来園者の鑑賞に供し来園者誘致の効果を最大限発揮するため、年間の管理計画を作成し、除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、時期ごとの魅力ある開花等情報を提供する。また、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。

神戸地区では対象地の生態系や景観の特性、希少種や生物多様性、この地の里地里山文化に係る固有性などを基盤とした管理運営を行うために、それらの保全と適正な活用を目的として適切な管理を行う。本地区の植生管理は不確実性要素が多いことから、作業前後の状況の変化を把握

し、管理内容を適正なものにフィードバックする順応的な管理を基本とし、試行を重ねて段階的に植生の質の維持・向上を図っていく。また、市民団体等の協働による管理体制を運営するため、管理受託者がコーディネーターの役割を担う。（詳細は別紙－8「個別仕様書(植物)」を参照のこと。）

また、樹林地及び耕作地については、行催事や里山体験メニューの提供と一体となった管理を行う。

第15条 業務実施体制

1. 事業者は、国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、企画書並びに収益施設運営計画書において提案した管理運営業務の内容（提案書類）に基づいて、実現性及び利用者の安全性確保に考慮して、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員等に提出するものとする。

＜事業者が保有する必要がある資格＞

・ 1級造園施工管理技士

2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制の構築及び各業務に必要な人員数を適宜配置しなければならない。
3. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
4. 総括責任者、業務責任者及び業務担当者は、公園内で本業務を実施するにあたり役職及び氏名を記入した名札をつけるものとする。
5. 総括責任者の変更は、原則認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由及び家族の看病等道義的な理由により変更を行う場合には、同等以上の資格要件を満たす者であるとの近畿地方整備局長の承諾を得なければならない。
6. 開園期間中は、本共通仕様書第14条1)の業務責任者（総括責任者）が勤務する体制か、上記2)～3)の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第14条1)～3)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、主な従事（勤務）場所は、淡路地区にあつては明石海峡公園管理センター、神戸地区にあつては管理棟とすることを想定している。
7. 管理事務室の開所時間は、原則、公園の公開日時に設定するものとする。ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて変更するものとする。
8. 本業務の実施に先だつて業務担当者的本業務における所属、役職、氏名等を記載した名簿を調査職員に報告するものとし、業務担当者に変更があつた場合も同様とする。

9. この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するものとするが、経理担当者は、刑法（明治40年法律第45号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第16条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を近畿地方整備局に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
2. 事業者は、各年度の業務開始日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を近畿地方整備局に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
3. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
4. 運営維持管理の実務を通じた経験、新たな情報公園利用者からの意見・苦情・要望、当該年度の天候等により、業務計画書の年度内での変更が望ましい場合は、調査職員と協議し、変更する。また、変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員等と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始14日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
5. 「9）四半期別必要経費内訳書」には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。
6. 業務実施体制には、組織図とともに業務担当者の本業務における所属、役職、氏名等を記載した名簿を添付する。また、業務担当者に変更があった場合には調査職員等に報告する。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- 1) 年間運営管理計画（月別）
- 2) 年間行催事計画書（月別）
- 3) 年間広報計画書（月別）
- 4) 年間ボランティア活動計画（月別）
- 5) 企画提案された実施方針（様式1-6「実施方針」により作成）
- 6) 業務実施体制（資格証明書の写しを含む）（様式1-5「実施体制」により作成）
- 7) 業務実施のための管理機構及び職務分担
- 8) 実施計画書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 9) 四半期別必要経費内訳書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 10) 再委託承諾申請書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 11) 施設管理計画（建物管理、工作物管理、清掃）（別紙-7「個別仕様書（施設・設備）」第6条3項参照）
- 12) 植物管理計画（管理目標、管理作業概要）（別紙-8「個別仕様書（植物）」第7条1項及び第8条5項参照）
- 13) 収益施設運営計画（提出様式3-1「収益施設運営計画書」参照）

- 14) 公園内巡視作業
- 15) 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- 16) 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- 17) 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- 18) 市民団体との連携
- 19) 環境への配慮

第17条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行うことができるよう、報告書を調査職員等に毎月又は四半期ごとに提出する。ただし、提出期限が土曜日、日曜日及び祝日に該当する場合は、翌開庁日とし、契約完了年度の業務最終月の提出期限は契約完了日までとする。

定期報告で提出すべき標準的な項目		
項目名	提出先	提出期限
管理月報 (様式1)	調査職員等	翌月の10日
管理四半期報 (様式2)	調査職員等	四半期翌月の15日
連絡会議報告書	調査職員等	毎月5日まで
公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表	調査職員等	毎月初め
公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表	調査職員等	毎月初め
公園内全施設のガスメーター検針表及び算定表	調査職員等	毎月初め
貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告	調査職員等	毎月初め
上記以外の公園管理者で指定した報告事項	調査職員等	指示に従う

2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度に実施した運営維持管理実績の全てを報告書（正本1通、副本1通）に成果物を添えて提出する。

完了報告で提出すべき標準的な項目	
項目名	提出先
完了報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員等
精算報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員等
委託費経費内訳報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員等
残存物件報告書 (別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)	調査職員等
事業評価報告書 (任意様式)	調査職員等
実施状況等の記録書 (下表参照)	調査職員等

実施状況等の記録書に添付すべき標準的な項目	
項目名	提出先
作業日誌	調査職員等
保守点検の記録	調査職員等
作業実施数量の記録	調査職員等
作業記録写真	調査職員等
安全衛生点検の記録	調査職員等
修繕等の記録	調査職員等
事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録	調査職員等
その他調査職員等が指示する記録	調査職員等

3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、誠実に対応する。
4. 上記業務報告書の最終成果のうち調査職員等が指示するものを電子データで納品する。

第18条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保存する。また、契約期間終了時には調査職員へ引き継ぐこと。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・ 作業実施数量等の記録
- ・ 保守点検の記録
- ・ 作業日誌
- ・ 安全衛生点検の記録
- ・ 修繕等の記録
- ・ 作業記録写真
- ・ 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・ その他、近畿地方整備局が指示する記録

第19条 モニタリング業務

1. 事業者は、入園者等利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行うことができる。調査を行った場合、その結果について近畿地方整備局に報告する。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する入園者等利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ近畿地方整備局に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第20条 近畿地方整備局が行うモニタリング調査

1. 近畿地方整備局は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第18条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙-13「都市公園利用アンケート調査」参照）
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査実施に協力するものとする。

第3章 委託費の支払い

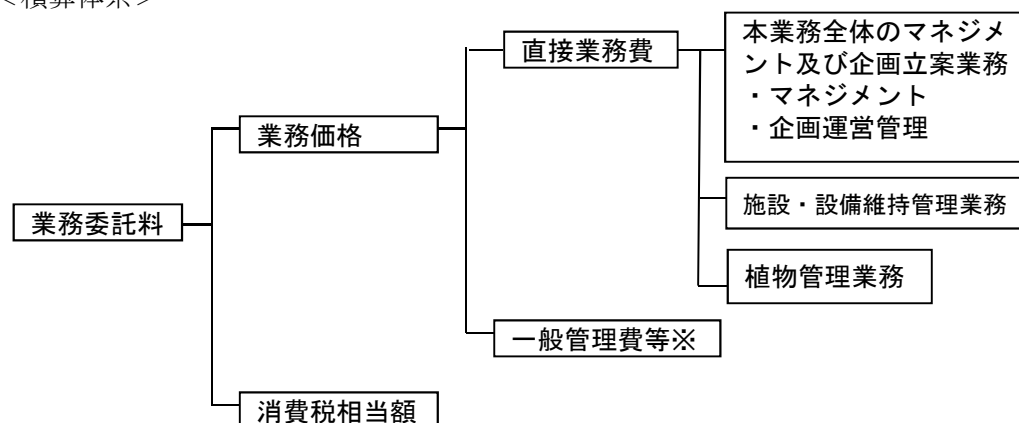
第21条 委託費代金の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、本業務を実施することにより、包括的な質（H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると近畿地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

（注）事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合とは以下の場合である。

- ・震災等大規模な自然災害の影響が認められる場合
 - ・募集時には計画のなかった主要施設の一定期間使用中止があった場合
 - ・その他、事業者の責任に拠らない事由が発生し、近畿地方整備局が認めた場合
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
 4. 会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。ただし、事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合は業務改善計画書は不要とする。
 5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
 6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。
 7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第22条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、近畿地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように重症化する恐れのある感染症等、及び危険生物（マムシやスズメバチ等）や野生動物（シカ、イノシシ等）への対応については、調査職員等と協議の上、来園者、とりわけ行催事や里山体験メニューの参加者に注意を喚起し、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
3. 園内で生息しているカモ類については、公園利用者の鑑賞に供するため、生息地周辺の衛生環境に留意するとともに、イタチ等害獣対策を十分に行い保護に努めること。
4. 死亡野鳥等発見時（通常時／発生時）の対応マニュアル（兵庫県農政環境部 健康福祉部 平成27年3月）等を踏まえ、鳥インフルエンザ発生対応マニュアルを作成し、関係機関及び調査職員等と24時間対応が可能な連絡体制を確立し、迅速な情報収集と共有を図り、予防及び発生時の対策、事後対策が確実に実施されるようにすること。
5. 近隣で鳥インフルエンザが確認された場合は園内の防疫体制を確実に実施し、公園利用者に対策についての周知を図ること。
6. 園内で野鳥の状態に異常が認められる場合及び死骸が発見された場合は、迅速に関係機関及び調査職員等に連絡するとともに、関係機関との協議を行い、対応を実施すること。
7. 公園内は原則、喫煙を禁止する。喫煙場所の設置については、調査職員等と協議の上、承諾を得るものとする。なお、事業者は喫煙場所以外での喫煙を禁止することを明示すること。
8. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、国営明石海峡公園事務所が定める別添一13「災害対策部運営計画」等を遵守すること。
9. 事業者は、近畿地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。作成した消防計画は調査職員等へ提出し、承諾を得ること。
10. 事業者は多数の公園利用者が集合するイベント等においては、神戸市火災予防条例または淡路広域消防事務組合火災予防条例に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
11. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員等に報告するものとする。
12. 異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第23条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員等に報告する。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員等に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、災害対策部運営計画等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書様式（別添－7「利用サービス日誌」参照）等により調査職員等に報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所（図示）
 - 3) 事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など）
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略

第24条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員等に提出するものとする。
2. 事業者は、調査職員等が指定する箇所に救急施設を設置し、救急担当職員を配置する。救急担当職員は、上級の救急技能講習または、これと同等の講習を受講した者を配置すること。救急施設の主たる箇所に季節や利用プログラムの内容などを考慮して看護師を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、入園者等利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員等に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員等に報告し、その指示に従うこととする。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。（様式4「事故情報記録」参照）
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第25条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「異常気象時における公園の開園・閉園判断基準」（別添－5参照）等に基づき、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ近畿地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。なお、災害防止には、緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）が防災拠点として本公園を使用する場合を含む。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員等に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水枡の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員等の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員等に速やかに報告する。
6. 調査職員等は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員等の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、別添－13「国営明石海峡公園事務所災害対策部運営計画」に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める別添－13「国営明石海峡公園事務所災害対策部運営計画」に基づき、事業者の役割・行動・体制（業務継続計画（BCP）を含む）等を取りまとめた災害対策要領（別添－8「災害対策要領」参照）を作成し、調査職員等に提出し、承諾を得るものとする。
9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成した災害対策要領に基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
10. 事業者は、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をしたうえ、速やかに調査職員等に報告し、臨時に検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるものとする。
11. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員等に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

第5章 協議・調整等

第26条 近畿地方整備局の要請への協力

1. 調査職員等から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、必要に応じ調査職員等及び管理運営に係る者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は近畿地方整備局の指示により立会等に協力する。
5. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員等に報告するよう、努めるものとする。

第27条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員等と調整すること。

第28条 近畿地方整備局との協議等

1. 事業者は、次の各号に掲げる場合は事前に調査職員等と協議するものとする。
 - 1) 1件当たりの予定価格が50万円を超える機械器具等又は備品を購入しようとするとき。
 - 2) 本業務執行に関わる協定、覚書等を第三者と締結するとき。
2. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員等と協議する。
3. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員等の指示を求めることができる。
4. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と事業者の間で調整又は協議を行う。
5. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議する。

第29条 その他の協議・報告・調整等

1. 事業者は周辺施設と連携した利用促進等を図るため、調査職員等と協議のうえ、周辺行政団体等

と調整を行うものとする。過年度における代表的事例は、下記に示すとおりである。

- 1) 周辺施設との連絡調整会議への出席
 - 2) 観光関連等各種関係会議への出席
2. 事業者は、下記に示す本公園の管理・運営等で必要な協議以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。
- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との調整
 - 2) その他園内施設の運営者との調整
 - 3) 持込みイベント等の利用調整
 - 4) その他調査職員等が指示する団体等との調整

第30条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

第6章 雑則

第31条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料金の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等

1. 事業者は業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。（様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）
2. 事業者が近畿地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8.4.及び8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
3. 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
4. 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
5. 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
6. 再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
7. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第32条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第33条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

1. 事業者の義務

事業者は、国より貸与された本業務の遂行に必要な建築物及び機械器具等を善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

2. 建築物及び機械器具等の無償貸与

本業務の遂行に必要な、近畿地方整備局が保有する国の施設等を建築物及び機械器具等に限り、事業者は無償で貸与する。近畿地方整備局が無償で提供する建築物及び機械器具等は、別紙－17「提供施設一覧表（建築物・機械器具等）」及び別紙－19「提供施設一覧表（残存物品）」に示す提供施設並びに他の園内施設（別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）とする。提供施設については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについては、別添－10「提供施設等の取扱い」による。

また、事業者は、本業務完了の際、近畿地方整備局がその費用を負担した建築物及び機械器具等については近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該委託契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

3. 物品の管理及び修繕の取扱

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員等に報告すること。また、無償貸与された物品、備品（取得価格（消費税込み）が5万円以上のもの）及び運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについては、別添－11「取得した備品等の取扱い」による。

4. 購入する備品の取扱い

事業者は、本業務の遂行に必要な物品（消費税税込み取得価格が5万円以上のもの）を取得する場合は、事前に調査職員と協議すること。

5. 残存物品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存物品とは別紙－19「提供施設一覧表（残存物品）」に示す備品等で、本業務において管理上必要となった機械器具等、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。また、近畿地方整備局より提供された備品については、5万円未満のものであっても残数を報告する。

その他、残存物品の取扱いについては、別添－11「取得した備品等の取扱い」による。

6. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

7. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。

8. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、国事務所と協議のうえ承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、国事務所の承認・確認を得なければならない。

9. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

10. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員等に提出するとともに

に、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理すること。

第34条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員等の立会の下、調査職員等が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。
 - 1) 運営・利用者サービスに関する事項
年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項等
 - 2) 施設・設備維持管理に関する事項
施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録等
 - 3) 動植物管理に関する事項
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録等
 - 4) 収益施設運営に関する事項
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項等
 - 5) 広報宣伝に関する事項
マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、取材記録、ホームページの更新や問い合わせに必要なデータ等
 - 6) イベントに関する事項
主催、共催イベント、里山体験メニューその他プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
 - 7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項
ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報等
 - 8) 国への提出資料に関する事項
都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録等
 - 9) ホームページに係る全てのデータ及びドメイン、SNSのアカウントなど
「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務）」第32条、第33条及び第34条に関する記録
 - 10) その他
救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録等
2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本共通仕様書第14条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、

その費用は事業者が負担する。

5. 新たな事業者に対し、平成31年12月から平成32年1月まで準備室（別添－3「管理事務所平面図」の引継機関貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は近畿地方整備局が負担する。

第35条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員等と協議すること。

第36条 調査等への対応

事業者は、近畿地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第38条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定のうえ使用することができる。

第7章 コンプライアンス

第39条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティ（別添－54「個人情報保護に関する規定（案）」）に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知りえた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第40条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写等の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員等に報告し、調査職員等の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、近畿地方整備局又は調査職員等が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第48条 管理の確認等

近畿地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、近畿地方整備局が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第51条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

H31-35 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

平成31年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1編 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

第1章 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、**H31-35** 国営明石海峡公園運営維持管理業務の本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 基本事項

1. マネジメント及び企画立案を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、入園者等利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 入園者等利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。(別紙-17「提供施設一覧表(建築物・機械器具等・備品)」、別紙-19「提供施設一覧表(残存物品)」、別紙-20「古民具リスト」参照)
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。(別添-10「提供施設等の取扱い」、別添-11「取得した備品等の取扱い」参照)
7. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップを心掛けるものとする。
8. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員等の指定する役職及び氏名を記入した名札を作成し着用すること。
9. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者は、別添19「業務入園規則」に基づき、入園者等利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努めること。
10. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、別添-19「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には **15km/h** 以下とする。
11. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、入園者等利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、入園者等利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
12. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
13. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者には不快感を与えないよう留意するものとする。
14. スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

第2章 業務のマネジメント及び企画立案業務

第3条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行うこと。

第4条 業務の計画立案

国営明石海峡公園の業務全般について、入園者等利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標を定めるとともに計画立案を行うものとする。

第5条 マネジメント業務

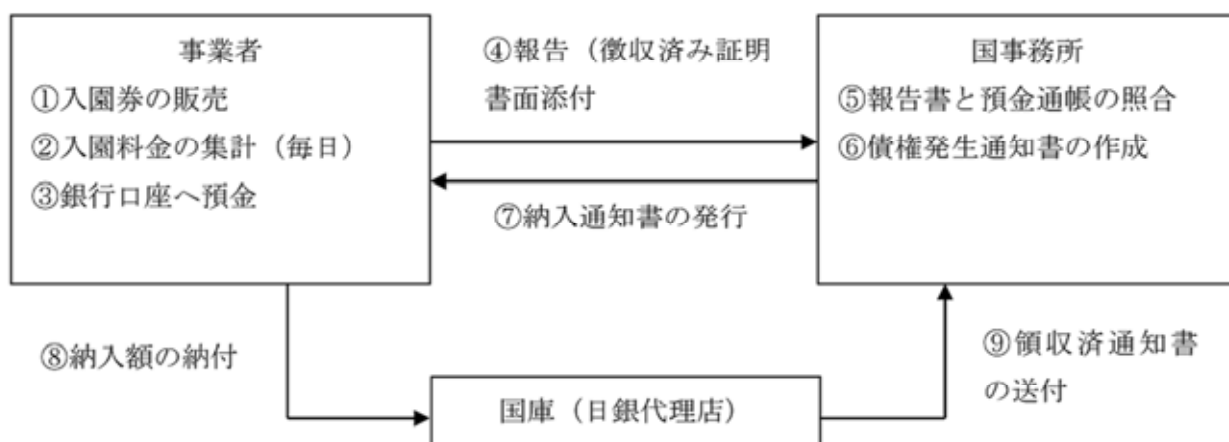
1. 別紙ー4「国営明石海峡公園運営維持管理基本方針」をふまえ、統一的な方針のもと、入園者等利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営明石海峡公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
2. 近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 収益施設の管理運営業務が、他の維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。
4. 毎日、入園者等利用者数を計測し、調査職員等に別添ー30「入園者数報告様式」により報告すること。
5. 淡路地区においては、「淡路地区海岸ゾーン Park-PFI 事業」に選定された者と密に連携・調整を図り、各業務が円滑に行われるよう務めること。

第6条 入園料等の徴収

1. 事業者は、淡路地区においては原則として淡路口、東浦口、海岸口、連絡口の各ゲート、神戸地区においてはしあわせの村連絡口、藍那口及び別途調査職員等が指示する場所において入園料等を徴収する。その際、つり銭、両替金を準備し、補充すること。
淡路地区においては券売機を管理するとともに必要な消耗品の供給をするなど自動販売に係る入園券の作成及び販売を行う。
神戸地区においては入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料等を徴収するものとする。

(別添－２１「入園料徴収フロー」参照)

2. 事業者は、別添－３１「パスポートの運用について」に基づき、調査職員等の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じるものとする。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、年間パスポートの販売を行う場合は、調査職員等の指定する場所にて差額販売を行うこと。
3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び「共通仕様書」第８章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理すること。
4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。
5. シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。
6. 事業者は、手売入園券及び周辺施設とのセット券等を印刷作成する場合は、国土交通省近畿地方整備局長の承諾を得て作成し、国土交通省近畿地方整備局長の承諾を得たうえでこれを販売するまでの間保管する。
7. 事業者は、毎月 15 日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて近畿地方整備局長に書面により報告し、近畿地方整備局長の所属歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
8. 国庫に納入する入園料は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、入園者等利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理すること。（下図及び別添－２１「入園料徴収フロー」参照）なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
9. 入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理すること。
10. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保護福祉手帳を提示された方とその付添いの方 1 名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとること。
11. 神戸地区においては、事業者は入園料の徴収等について、別紙－９「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」に定める施設等運営者と連携して行う。（別添－２１参照）



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年 2 回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第7条 その他国庫に納入する収入

1. 事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
2. 事業者は、前条並びに前項の以外の事由により収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて国事務所に書面により報告し、国事務所の所属歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

第8条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（入園料の保管・輸送を対象）に加入すること。

第9条 繁忙日対応

1. 繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。
2. 行催事の実実施計画や過年度の利用者数の状況等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための調査職員等や関係者との協議・調整、適切な人員配置及び各種施設の早期開場の検討等、事前準備を含めた対応を行う。
 - 1) 入園ゲート周辺及び駐車場の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。
 - 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対応するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。
3. 不足が予想される駐車場やトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。
 - 1) 利用者数を想定し、臨時駐車場の開設準備、開園時間中の車両整理や案内・誘導員の増員、配置を行う。
 - 2) トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、公園利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第2編 企画広報

第1章 行催事企画運営

第10条 目的

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業を、ノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。

行催事は、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として通年的に提供されるサービスと、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供する定期および不定期のサービスがある。

また、上記行催事のほか、近畿地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙－9「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」参照）。

なお、第三者が物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都市公園法第12条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は適切に対応すること。

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は本仕様書第16条に準じ適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

第11条 管理水準

事業者は、別添－24「行催事について」を踏まえ、行催事を適切に実施し、本公園の設置趣旨の達成及び利用促進に寄与するものとする。

第12条 年間行催事計画の作成

1. 事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行催事計画を作成する（「共通仕様書」第16条参照）。年間行催事計画は、調査職員等に提出の上、承諾を得るものとする。
2. 神戸地区の年間行催事計画の作成にあたっては、「里山体験メニュー」および「里山学習プログラム」（第15条参照）を実施できるようにする。

第13条 行催事の企画立案

1. 事業者は、行催事を円滑に実施するために、開催目的、現地、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員等と密接に連絡調整の上、提出するものとする。
2. 事業者は、行催事の企画立案にあたっては、地域の活性化に寄与するように地元公共団体、各種団体、企業、市民、園内で活動する市民団体等との連携を心がけて行うものとする。
3. 事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事の積極的な誘致を図るとともに、これらの利用が他の利用者の利用や安全に支障が生じないように別添－20「イベントの許可条件」に留意し、十分に調整を図って対応するものとする。また、周辺施設との一体的利用について考慮し、広報及び行催事の実施の際には周辺施設の管理者と連絡、調整に努めるものとする。

第14条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

1) 官公署への連絡、届出

行催事の主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2) 事故防止等安全対策

「共通仕様書」第4章各条に掲げる園内の安全管理に留意するほか、参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には特に注意する。

また、大型の行催事的主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員等に報告すること。

3) 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4) 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5) 地域連携の継承

別添－23「継続性の高いイベント」に示す大型イベント、地域連携イベント等について、地方公共団体との地域連携を継承するものとする。

第15条 里山体験メニュー等、里山学習プログラムの企画立案および実施

1. 神戸地区の利用プログラムは、里山体験メニューと里山学習プログラムからなる。

里山体験メニュー、里山学習プログラム

・里山体験メニュー

- ・「農耕や農地・林地の管理」と農作物等の収穫」が同時に楽しめる
- ・年間を通じ提供
- ・季節に合わせた多様なメニューを実施

・里山学習プログラム

- ・自然環境に関する学習、里山での遊びや里山文化を反映した行事等
- ・公園の魅力向上につながる様々なプログラムを里山体験メニューの展開にあわせて提供する
- ・1～2時間程度のプログラム

※別添－59「里山体験メニュー・里山学習プログラムのイメージ」参照

±2. 「里山体験メニュー」の企画立案および実施については、第12条から第14条に規定するほか、以下によるものとする。

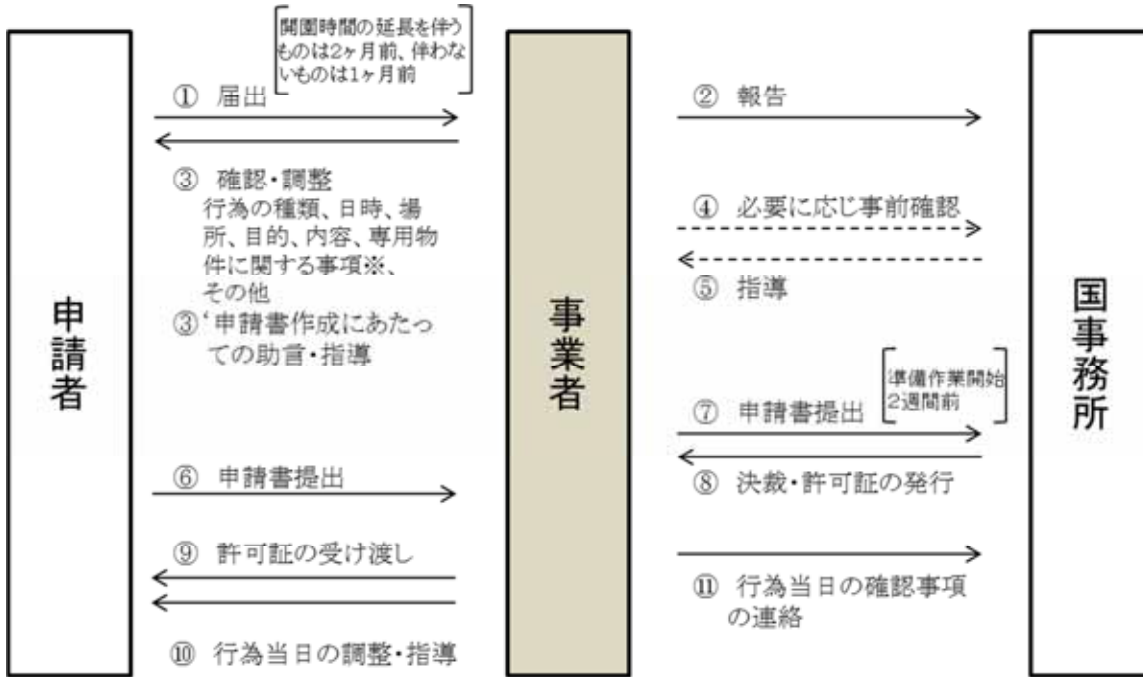
- 1) 里山体験メニューは、年間を通じ提供するものとし、季節に合わせた多様なメニューを実施するものとする。
 - 2) 里山体験メニューは参加者が「農耕や農地・林地の管理」と「農作物等の収穫」が同日に体験できるよう、計画するものとする。
 - 3) 里山体験メニューの提供は、植物管理業務と一体となつて行うものとする。
 - 4) 里山体験メニューは、神戸地区において栽培可能な農作物、案内・指導技術の向上、参加者のニーズ等を踏まえ、順応的に拡大を図るものとする。
3. 里山体験メニューについては、次の事項に配慮するものとする。
- 1) 参加者に対し農村の伝統や当該メニューで体験する農耕、農地・林地の管理作業の意味が興味深く伝わること。
 - 2) 作業内容をわかりやすく案内できるよう十分な接遇の体制をとること。
 - 3) 公平性に留意し、農耕作業量以上の収穫物を提供しないようにすること。
4. 「農耕や農地・林地の管理」と「農作物等の収穫」の参考資料として別途「農作業体験棚田マニュアル」を参考として提供する。
5. 里山体験メニュー、里山学習プログラムの企画立案及び実施にあたっては、古民具の活用を図るものとし、各民家及びプログラム内容に合わせた展示を行うものとする。古民具の展示入替えに伴う収穫場所については調査職員等と協議・調整を行う。

第16条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第三者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込みイベント」という。）の開催について申請者からの届出があった場合は、別添一6「都市公園占用等申請書」、その他指示する図書について、開園時間の延長を伴うものは2ヶ月前、伴わないものは1ヶ月前目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の2週間前までに調査職員等に提出するものとする。なお、持ち込みイベントについての広報を行う場合も、これに準じて調整を行うものとする。

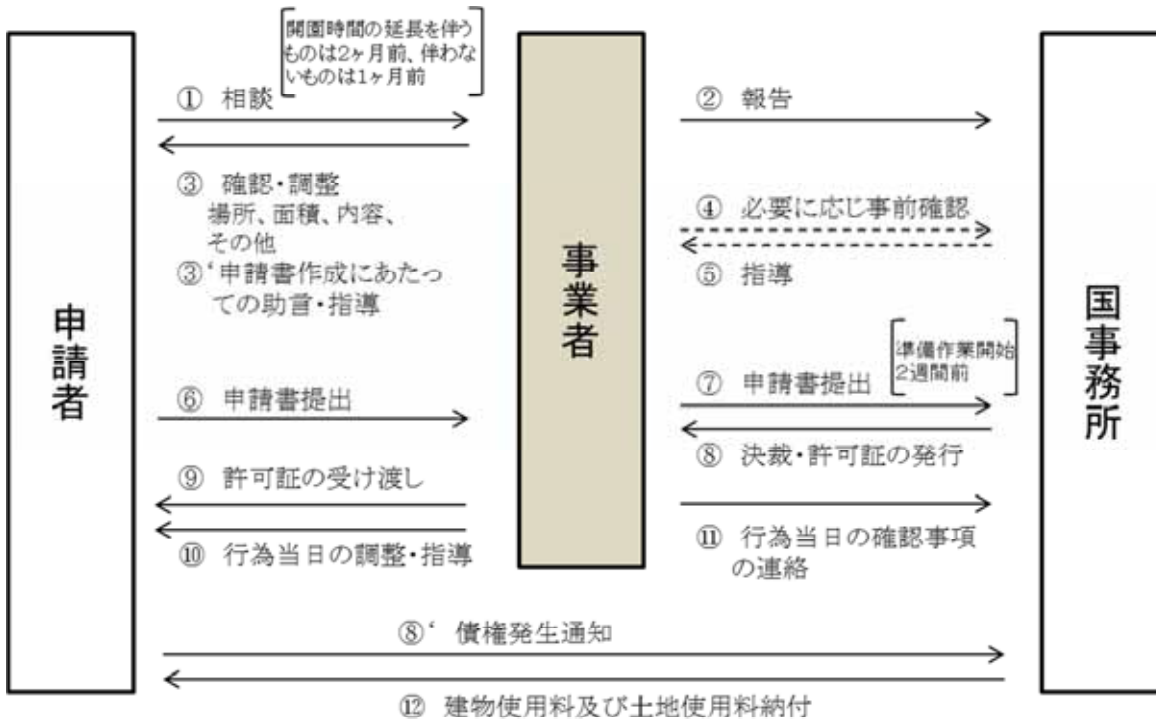
- 1) 事業者は、利用者からの持込みイベントの相談窓口として、日時、規模、内容、繁忙日対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するものとするとともに、その概要を調査職員等に報告すること。
- 2) 他の利用形態等との調整を経て、持込みイベントについて事業者と近畿地方整備局間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行う。
- 3) イベント主催者側から、事業者を通じ国事務所に対し必要書類の提出を受けるものとする。
- 4) 国事務所において都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収等を行う。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員等に連絡するものとする。

＜都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞



※占有物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。(建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による)

＜都市公園法第6条に基づく占有の許可に関する手続きフロー＞



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする。(例外あり)

第17条 その他

1. 行催事開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、行催事終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
2. 行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
3. 行催事の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、別添-25に示す「公園利用重点調整区域」または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
4. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員等に連絡し、その対処について報告する。
5. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
6. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
7. 行催事を開催する関係者については、ボランティア、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
8. 本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。ただし、実施に当たっては、調査職員等に事前に承諾を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務委託の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、記録し保存する。

第2章 公園ボランティア・市民団体活動の支援・調整

第18条 管理水準

市民団体のボランティア活動を促進するため、事業者が既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、目標像・ルール等の共有体制を構築・運営し、活動の調整を行うものとする。また、ボランティア活動の拡大を図る。

第19条 ボランティア組織の支援・調整

淡路地区においては既にボランティア団体が組織されており、引き続きその活動の支援・調整を行う。なお、平成30年度のボランティアの活動の内容は以下の表のとおりである。

No.	活動名	活動概要	参加者数
1	園芸福祉	園芸福祉実践として、障害者共同作業所のメンバーと海峽フレンズのサポーターでガーデニング棟周辺の園芸活動を実施。	37名
2	ペイント体験	ペイントの様々な技法を学べる体験教室。一般来園者も参加可能。公園内のイベントと連携しながら実施。	58名
3	市民花壇	園内の桜などの植物を接木等でふやし、植樹。	41名
4	公園ガイド	イベント期間中の公園ガイドボランティアの実施。ガイドの質の向上を目指した取り組み（ガイドミーティング）も実施。	121名
5	ミニ園芸体験	イベント期間中に園芸体験教室を実施。多肉植物の寄せ植えを指導。	122名
6	草木染体験	公園内の草花を利用した草木染めの体験教室。	47名
7	コミュニティー大工さんと作る園芸グッズ	園内設置用の木工作品づくり及びメンテナンス。	17名
8	海峽フレンズニュースレター作成	会員に配る活動報告などのニュースレターの作成	10名
9	コテージガーデン園芸活動	公園内のコテージガーデンにて苗の植え付け、剪定の実施。	57名
10	野点	一般来園者の方々と野点を楽しむ。	9名
11	定例会	今後の活動についての情報共有	190名
12	フラワーアート	キッズ花のファッションショー、リース作り、オブジェのデコレーション等を実施。	25名

神戸地区においては、市民団体とは別に個人参加型ボランティアである「里山フレンズ」を募集し、イベント開催や各種プログラム活動への参加を促している。

第20条 調査職員等との協議等

1. 第19条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、事業者は本公園において、活動を希望する個人または団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員等と協議すること。
2. 事業者は、ボランティア規約に基づき、調査職員等と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理を行うこととする。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末には次年度の計画を策定し、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第21条 ボランティア登録の抹消

近畿地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

- 1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- 2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき

3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第22条 ボランティア・市民団体活動に係る調整

事業者は、必要に応じボランティアが公園管理の目標・ルール等を共有できるよう、連絡会議等の運営を支援するものとする。

第23条 ボランティア活動の広報と新規メンバーの勧誘

事業者は、ボランティア活動の拡大を図るため、ホームページ等で同活動の内容・成果、参加者の感想などを広報するとともに、新規メンバーの勧誘、新規組織の積極的立ち上げに努力するものとする。

第24条 神戸地区における市民団体活動の内容

神戸地区においては、市民団体が開園前から公園の整備、イベント実施等に参画している。里山体験メニューや里山学習プログラムの実施にあたってはこれらの市民団体と連携・協力して行うこと。なお、平成30年度に活動している市民団体は以下の表のとおりである。

神戸地区で活動する市民団体（平成30年度）

No.	活動団体名	活動概要	参加者数
1	NPO 法人 シニアしごと創造塾	四季を通じて、あいな里山の農家の畑を感じる風景を作りとした、米づくりや無農薬野菜、椎茸栽培を実施している。収穫した野菜や米は、イベント時の食材として使用している。	8名
2	NPO 法人 Present Garden to	知的障害者による、竹林管理やスマイルの育苗管理の景観保全活動を行なっている。イベントでは、アンクルン演奏を行なっている。	18名
3	NPO 法人 あいな里山茅葺同人	良好な茅場を保全するため、ネザサやセイタカアワダチソウなどの雑草の刈取りを行い、ススキ草原の環境保全を図っている。イベントでは、ストックヤードに保管したススキを使って、茅葺体験やテイピ作りなどの体験プログラムを提供している。	12名
4	あいな里山ビオパーク	休耕田を不耕起栽培、冬期湛水による米づくりを行う田圃ビオトープとして活用し、里山の景観保全を行なっている。イベントでは、竹のクラフト体験を提供している。	3名
5	あいな炭焼きくらぶ	草刈りや間伐等の樹林管理で生じた伐採	25名

		木を活用し、炭焼を行なっている。また、無人カメラによる動物生態調査も行っている。イベントでは、炭焼窯の炭出し体験や丸太切り体験プログラムなどを提供している。	
6	あいな野草くらぶ	希少種や古くから親しまれた野草の保全を行い、里山の景観を守り、創出している。野草園の管理のほか、イベントでは、野草の観察・手入れ体験などを提供している。	25名
7	学半舎1995	高齢者および障害者による、野菜栽培、水田耕作活動を行なっている。収穫した野菜や米は、イベント時の食材として利用している。	12名
8	環境ボランティア わかば会	景観保全として、増殖した竹の間伐や草刈りを行なっている。イベントでは、伐採竹を利用した竹細工体験や、「阪神・淡路大震災1.17」のつどいに用いる竹灯明台づくりを提供している。	23名
9	神戸カワバタモロコ保全推進協議会	里地里山に生息する希少な動植物の生息状況調査および保全活動を行なっている。イベントでは、生き物の水槽展示や生き物観察会などを提供している。	22名他高校生
10	神戸芸術工科大学 あいな里山プロジェクト	公園内における棚田の活用について、景観的側面、自然環境的側面などの研究を行うことを目的としており、稲作をしながら素材の活用や工作機器のデザインの側面からの検証、プロトタイプへの考案を行なっている。イベントでは、自然素材オブジェの制作などを行なっている。	8名
11	甲南大学あいな里山レンジャー・アソシエーション	棚田の復元活動を通じて里山レンジャーを養成することを目的とし、休耕田を田圃ビオトープとして活用し、冬期湛水、不耕起栽培による米作りを行うとともに、自然観察をとおして環境教育の実践のサポートを行なっている。	5名
12	日本野鳥の会ひょうご	野鳥の観察と生息調査を行なっており、観察会イベントを1回/月実施している。	17名

13	ため池・湿地帯生き物保全グループ	ため池と湿地帯に生息する生き物の生息および環境調査や、外来種の繁殖状況と生息地の調査などを実施している。イベントでは、生き物展示やザリガニ釣りなどを提供している。	7名
14	兵庫きのこ研究会	キノコの採取・栽培等を試行し、里山の恵みであるキノコの活用について啓発を図り、キノコなどの菌類を中心とする自然の実態を観察・調査している。イベントでは、キノコの観察会を提供している。	28名

第25条 近畿地方整備局の支援内容

近畿地方整備局は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

- 1) 駐車料、入園料及び園内交通施設料金の免除
- 2) その他、ボランティア活動や市民団体活動の実施に必要であると考えられる支援

第3章 広報

第26条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第27条 年間広報計画の作成

事業者は、ホームページ、SNS、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員等と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第28条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行うものとする。一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員等に提出する。

第29条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ホームページ、ダイレクトメール等による広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。

第30条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を使用することができる。使用の際は、原稿作成時等事前に調査職員等に提出することとする。
本公園のロゴ（名称）等は別添－27「グラフィックマニュアル」に従って使用するものとする。
なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、近畿地方整備局が継承するものとする。
2. 事業者は、近畿地方整備局から提供したパンフレット等の電子媒体を、調査職員等と協議の上、使用することができる。なお、提供した電子媒体について修正等を行う場合は、事前に調査職員等に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員等に提出することとする。
3. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮し、他人が知的所有権を有する情報を広報活動に使用する場合は、事前に知的所有権の使用者の許諾を得ることとする。

第31条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとする。
なお、いずれの場合も事前に調査職員等に連絡し、指示を受けるものとする。

なお、調査職員等への連絡については、視察の場合は事前協議を行うものとし、即時性が求められる取材等の場合は事後承諾を得るものとする。

第32条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うものとする。

第33条 ホームページ等による情報発信

1. 事業者は、国営明石海峡公園ホームページや SNS 上で発信する情報について「共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。また、ホームページアクセシビリティについても留意して作成する。
2. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を国営明石海峡公園ホームページや SNS に掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 国営明石海峡公園のホームページは、国事務所が管理する「国営明石海峡公園事務所ホームページ」と国営明石海峡公園ホームページが存在し、収益施設や行催事等で作成したホームページについては国営明石海峡公園ホームページよりアクセスできるようリンクをはるものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
5. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に受発注者間で協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第34条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 事業者は、国営明石海峡公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。
なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権（ドメイン、SNS のアカウントを含む）については、近畿地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、国営明石海峡公園のものであるとの誤解を与える内容の他のホームページや SNS を発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。
4. 事業者は、国営明石海峡公園ホームページの作成・更新等を行った場合は、その最終データを記録・保存し、業務完了時に調査職員等に提出するものとする。データ形式は HTML ファイル及びその付属ファイルを基本とするが、詳細は受発注者間で協議するものとする。
5. 事業者は、国営明石海峡公園の SNS の作成・更新等を行った場合は、業務完了時に、SNS のアカウントを近畿地方整備局に引き継ぐこととする。

第35条 アクセス解析

アクセス解析を行い、その結果を月1回調査職員等に報告するものとする。

第36条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、国営明石海峡公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. この仕様書によるもののほか、国営明石海峡公園ホームページやSNSの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員等と協議の上定めることとする。

第3編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導

第37条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第38条 一般事項

1. 別添-28「国営明石海峡公園利用指導・利用サービスマニュアル（案）」を参考にマニュアルを作成し調査職員の承諾を得るとともに、当該マニュアルの内容に留意し対応すること。
2. 公園利用者へ受付であることが容易に理解されるよう、必要な表示や案内を行うこと。
3. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
4. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。
5. 別添-34「国営明石海峡公園における行為の禁止等に関する取扱要領」に記載されている「禁止する行為」を行っている者、他の公園利用者へ著しく迷惑をかける者等については、統括責任者が退園を命じることができるものとする。
6. 「花の中海」、「灘川とせせらぎ広場」、「芝生広場」、「こどもの森」、「大型複合遊具（夢っこランド）」、「バーベキューコーナー」では多くの利用が予想されることから、利用者指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努めること。
7. 灘川を管理する砂防管理者と公園管理者との間には、管理に関する協定が締結されている。これは、砂防設備の破損の復旧と異常埋塞土砂等の除去を砂防管理者が、草花・樹木の管理と砂防施設内の清掃等日常管理を公園管理者が分担して行うことを定めたものであり、この主旨に則った維持管理を行うこと。
8. 神戸地区においては、体験イベント等で使用する農具や工具の取り扱いについて丁寧に説明を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努めること。

第2章 公園利用者へのサービス業務

第39条 管理水準

1. 公園利用者に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

第40条 公園利用者への利用案内等

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。
4. 運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障害者及び高齢者等の補助を行うこと。
7. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、シルバーカー、手押し車、杖、リヤカー、老眼鏡の貸出しを行うこと。
8. 植栽の養生、耕作状況等を明示し、適切な利用を呼び掛けること。
9. 入園者数をカウントすること。なお、ホスピタリティにも留意し可能な範囲で外国人利用者数をカウントすること。
10. ゲート業務担当者は、毎日、当日の業務の結果を別添一7「利用サービス日誌」に記録すること。

第41条 団体利用調整

1. 団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。
2. 団体での広場使用や昼食利用等について、調整を行うものとする。
3. 雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第42条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
3. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金や受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員等と協議すること。

第43条 展示・解説

神戸地区については、既に収集された農具、古民具等に加え、農村に特徴的な物品を収集し、既設の建築物・工作物等とともに計画的に展示・解説することにより、里地里山の文化や生活について来園者の興味を引くよう紹介すること。

第3章 園内巡視

第44条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取れるようにする。

第45条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を作成し、調査職員等の許可を受けなければならない。
2. 巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、休園日警備、時間外巡視、異常時巡視、困障巡視、水遊び場監視がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
 - 1) 巡回範囲は、別添－29「巡回範囲」のとおりとし、これに従って1日2回巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
 - 3) 巡視員は、巡視の際、入場者がひと目でわかるような服装及び表示をするものとする。
 - 4) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。なお、巡視により異常を発見した場合、事業者は利用禁止や立入禁止等の処置を行うとともに応急修繕等を実施し、修繕前後を写真等で調査職員等に報告するものとする。
 - 5) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条に定める行為が許可を得ずに行われていることを発見した場合には適切な指導・措置を行うものとする。

第46条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

- 1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の施錠または解錠。
- 2) 園内における公園利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合、公園施設の保全及び公園区域内の秩序の維持と調査職員等への迅速な連絡及び報告。
- 6) 園内不審物の有無の確認。
- 7) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物を発見した場合、遺失物法に基づき適切に管理。
- 8) 火災、盗難及び不法不当行為の防止並びに排除。
- 9) 工事車両及び関係者等の区域内における出入りに関する秩序の保持。
- 10) 植物、施設及び清掃状況等の点検。
 - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び池や流水等の修景施設の異常の有無
 - (2) 園路、広場の路面、路側、法面、護岸、石組及び側溝・集水柵等排水機能の状況並びに橋梁、擁壁、階段、雨水柵、マンホール、階段、建物その他構造物等の異常の有無。

- (3) 門扉、柵、案内看板・標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。
- (4) 電気、放送、緊急電話、給排水設備等の異常の有無。
- (5) 便所、園路広場のゴミ・枯枝収集等清掃の状況。
- (6) 管理棟、各ゲートの建物及び休憩所休養施設等の状況。
- (7) 遊具の破損、劣化等の状況及びゴミ、枯枝、突起物の除去。
- (8) 落石、災害、事故等不測の事態発生の有無。
- (9) その他、入園者の安全確保、及び諸施設の管理上必要な処置並びに上記巡視に基づく簡易な修繕及び清掃等の措置。
- (10) 蛇や蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除。
- (11) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）。
- (12) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

第47条 繁忙日巡視

繁忙日巡視は、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

なお、繁忙日とはイベント等の実施により臨時駐車場を使用する日をいう。

第48条 休園日巡視

休園日巡視は、休園日において、園内全体的見回りを行い、門扉閉鍵の確認、公園(無料区域を含む)でのたき火等の禁止行為の取締り、公園(有料区域)への不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに建物及び工作物の損壊防止の措置、器物の盗難防止の措置、野生動物による花壇、耕作地・果樹園等被害状況確認を行うものとし、1日2回行うものとする。

第49条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

- 1) 園内の被害状況
- 2) 利用障害等の状況

第50条 囲障巡視

囲障巡視は、囲障、仮門、仮柵等について、原則年に2回（2人1組で1地区につき1日、計2日間）行うものとする。

第51条 水遊び場監視

1. 水遊び場監視は、水遊び場機械運転期間（4月中旬～10月末）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等を行うものとする。

2. 対象となる水遊び場は、淡路地区の「子供の森」、「大型複合遊具（夢っこランド）」とする。

第52条 管理事務所内警備

1. 事業者は、管理棟が常に正常な機能を維持しているか確認すること。また、異常を発見した場合には、調査職員等に報告するものとする。
2. 事業者は、管理棟に異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは適切な措置を講じるとともに、調査職員等に報告するものとする。

第53条 報告等

1. 巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日誌（別添－7「利用サービス日誌」参照）に記録する。事業者は記録を保存するものとする。
2. 事業者は、巡視日誌及び巡回報告書、ゲート業務日誌を保存するものとする。
3. 重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員等に報告し指示を受け、様式－4「事故情報記録」により調査職員等に報告するものとする。

第54条 安全管理

巡視は徒歩、自転車、自動二輪車で行うものとする。但し、自動二輪車の場合は必ずヘルメットを着用し、時速 **15km** 以下を厳守するものとする。特にゲート周辺および混雑する場所では事故防止のため自転車、自動二輪車は手押しで移動するものとする。

第4編 園内移動施設

第1章 園内移動施設

第55条 管理水準

神戸地区において、園内の移動を円滑にするため、園内移動施設を運行する。運行に当たっては、関係法令等を遵守し公園利用者の安全性、快適性にできるだけ配慮する。

第56条 施設の目的

園内移動施設は、来園者の移動に用いるものである。なお利用料金は無料とする。

第57条 運行対象施設

運行対象施設について、近畿地方整備局から貸与する車両の仕様は次のとおりとするが、使用する車両は、これに限定しない。

運行台数は常に1台以上とし、入園者数に応じて柔軟に増やすこととする。

動力方式	環境への負荷が少ない動力方式
サイズ (mm)	L4800×W1520×H2025 程度
重量 (kg)	1300 程度

運行対象施設については、事業者が車両をリース等で確保し、運行時期に応じた車種及び繁忙期・閑散期を勘案した運行時刻、台数を立案して運営を行う。（別添－59「神戸地区における駐車場、園内移動施設等の運営方式（案）」参照）

第58条 責任者の選任

1. 事業者は、園内移動施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内移動施設の運行にあたらせるものとする。

1) 施設担当責任者

運行管理者、運転者及び車掌の監督指導を行なう人員

2) 運行管理者

公園利用者の安全を考慮して、園内移動施設の運行に関して十分な知識を有する人員

3) 運転者及び車掌

①満18才以上で身体健全な者

②使用する車両に応じた自動車運転免許を有する者

③園内移動施設の運転について必要な知識及び技能を有する者。

2. 前項の施設担当責任者、運行管理者、運転者、車掌については、「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」第2編第2章第15条に規定する施設担当責任者、運行管理者、運転手及び車掌を兼ねることを妨げない。ただし、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

第59条 業務内容

1. 事業者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 園内移動施設の維持管理に関する事
 - 2) 園内移動施設の安全管理に関する事
 - 3) 園内移動施設の利用に伴う苦情処理に関する事
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随する事

第60条 運営日時

1. 園内移動施設は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、公園の休園日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合は運休日とする。
2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。
3. 繁忙日及び閑散期等対応、イベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、調査職員と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より運行時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第61条 運行方法

1. 事業者は、運行区間、運行時間間隔、停留所の箇所、途中乗降の可否等運行方法についての計画（以下「運行計画」という。）を、運行可能台数、混雑状況、乗降客数、乗降に要する時間等を勘案して作成するとともに、実際の運行状況を把握し、適宜修正するものとする。
2. 運行計画は、実際の運行に先立ち、調査職員に協議するものとする。
3. 運行計画の作成に当たって、事業者は誠意をもって利用者の満足度の向上と不満の解消につとめなくてはならない。
4. 運行方法は、利用者にわかりやすいものでなければならない。
5. 事業者は、運行方法について事前にホームページや現地もしくは車内等において周知し、混乱を回避しなければならない。
6. 運行コースにおいては、**15km/h**以下で走行する。繁忙期等においては調査職員と協議の上、電動以外の車両も増強するなど、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。

第62条 施設・設備等の維持管理

事業者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 園内移動施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
- 2) その他園内移動施設の運行によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第63条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、事業者において全責任を負うものとする。
2. 営業開始前の準備
 - 1) 園内移動施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて調

査職員に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。

- 2) 事業者は、園内移動施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 営業期間中の管理運営
事業者は、園内移動施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 営業終了後の対応
事業者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保存すること。
5. 運行管理者は、園内移動施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止に努めるものとする。
6. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
7. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。
9. 万一の車両火災発生に備え、公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消火活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
9. 事業者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第64条 研修

事業者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

- 1) 園内移動施設に関する一般知識。
- 2) 園内移動施設の運行及び点検の方法。
- 3) 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
- 4) 故障時に講ずべき措置。
- 5) 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
- 6) 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
- 7) 国営明石海峡公園についての一般知識。
- 8) 園内移動施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
- 9) 関係法令その他必要な事項。

第65条 緊急時対応

1. 次の各号の時は、事業者は、運行を一時中止・変更又は休止するものとし、調査職員に報告するものとする。また、事業者は、園内移動施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。運行を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びバス停前に運行中止の掲示を行うとともに、ホームページで告知す

るなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。

- 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、走行に危険が予想される時。
 - 2) 事故などの不測の事態が生じた時。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
 - 4) 車両が使用不能になり通常の運行に支障が生じた時。
 - 5) 調査職員の指示があった時。
2. 事業者は、前項1) から3) の規定により運行を中止したときは、運行ルートに異常のないことを確認しなければならない。
3. 運行ルート等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第66条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 運転手等の安全指示に従うこと。
- 2) 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 3) 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 4) 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
- 5) 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
- 6) 危険物を所持して乗車しないこと。
- 7) ペットなどの動物は同乗させないこと。ただし、身体障害者補助犬は除く。

第2章 しあわせの村送迎バス

第67条 総則

施設等運営者は、移動施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。また、本規定書では移動施設の園内での運行を対象とし、一般道での運行については道路運送法、道路交通法等の関係法令等を遵守すること。

第68条 施設の目的

移動施設は、神戸地区における以下に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者のしあわせの村（しあわせの村本館前）～本公園（サンデン休憩所前）の移動を補助するための運行を目的とする。

第69条 運営対象施設

運営対象施設については、原則として施設等運営者が持ち込む車両を使用すること。

第70条 責任者の選任

施設等運営者は、移動施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、移動施設の運行にあたらせるものとする。

1) 施設担当責任者

運行管理者、運転者及び車掌の監督指導を行う人員

2) 運行管理者

公園利用者の安全を考慮して、移動施設の運行に関して十分な知識を有する人員

3) 運転者及び車掌

①満18才以上で身体健全な者

②中型一種自動車運転免許を有する者

（一般道での運行を行う場合は中型二種自動車運転免許を有する者）

③移動施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

第71条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。

■運休日

公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。

3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。

4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第72条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 移動施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること
 - 2) 移動施設の維持管理に関すること
 - 3) 移動施設の安全管理に関すること
 - 4) 移動施設の利用に伴う苦情処理に関すること
 - 5) 前各号に掲げる業務に付随すること

第73条 施設の運営

1. 施設等運営者は、移動施設の運営を行うにあたり、第73条に定めた運行ルートを実行するものとする。
2. 行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができるが、その場合、施設等運営者は、あらかじめ近畿地方整備局と協議するものとする。
3. 運行コースにおいて、15km/h以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、近畿地方整備局と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。

第74条 施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第75条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 営業開始前の準備
 - 1) 移動施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて近畿地方整備局に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、移動施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 営業期間中の管理運営
 - 1) 施設等運営者は、移動施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 営業終了後の対応
 - 1) 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の

翌日から5年間保存すること。

5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、移動施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。
 - 1) 始業終業点検
 - 2) 身だしなみチェック
 - 3) 清掃チェック
 - 4) 1ヶ月点検
 - 5) 納品業者への指導管理
 - 6) 定期点検（3ヶ月次）
 - 7) 消防避難訓練
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心がけることとする。

ただし、毎日点検については安全作業を十分心がけ、下記にはよらない。

 - 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。
7. 施設等運営者は点検表（または運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日移動施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表（または運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
 - 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
 - 2) エンジン音に異常はないか。
 - 3) ブレーキの効きは十分か。
 - 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
 - 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
 - 6) バンパー等車体に損傷はないか。
 - 7) ミラーその他機器に異常はないか。
 - 8) 放送設備は正常に働くか。
8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
9. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、それに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに近畿地方整備局と協議の上、異常の処置を行う。
11. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
12. 道路運送車両法に基づき、法定3ヶ月点検を行う。
13. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消化活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。

14. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
 - 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後使用を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
15. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
 - 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
16. 第5項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ近畿地方整備局に提出し、確認を得るものとする。
17. 施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
18. 施設等運営者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第76条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

- 1) 移動施設に関する一般知識。
- 2) 移動施設の運行及び点検の方法。
- 3) 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
- 4) 故障時に講ずべき措置。
- 5) 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
- 6) 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
- 7) 国営明石海峡公園についての一般知識。
- 8) 移動施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
- 9) 関係法令その他必要な事項。

第77条 緊急時対応

1. 次の各号の時は、施設等運営者は、運行を一時中止・変更又は休止するものとし、近畿地方整備局に報告するものとする。また、施設等運営者は、移動施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない運行を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びバス停前に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。
 - 2) 事故などの不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

- 4) 近畿地方整備局又は維持管理業務受託者の総括責任者の指示のあったとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により運行を中止したときは、運行ルートに異常のないことを確認しなければならない。
3. 運行ルート等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第78条 費用負担

1. 移動施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、移動施設への車両の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物除く）の費用、移動施設の安全対策に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第79条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 運転手等の安全指示に従うこと。
- 2) 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 3) 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 4) 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
- 5) 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
- 6) 手回り品・危険物を所持して乗車しないこと。

第80条 責任の範囲

1. 共通仕様書第6条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは園内移動施設の整備不良等によらない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者は

その損害を賠償すること。

3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第81条 責任の範囲

1. 共通仕様書第7条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び事業者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 事業者の過失あるいは園内移動施設の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、事業者はその損害を賠償すること。
3. 事業者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、事業者がその損害を賠償すること。

H31-35 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
個別仕様書
【施設・設備維持管理業務】

平成31年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、**H31-35** 国営明石海峡公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示なきもの又は疑義が生じた場合は、近畿地方整備局の指定する調査職員等と事前に協議するものとする。

第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第5条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

第6条 基本事項

1. 施設・設備維持管理は、業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、全園の施設・設備の状況を把握し、当該年度の予算の状況を踏まえ、必要性および効果の高いものを優先し、維持・補修を行うよう、年間の施設管理計画を作成する。
4. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
5. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、弾力的に配置するものとする。
6. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。（別紙－17「提供施設一覧表（建築物・機械器具等・備品）」参照）
7. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること（別添－10「提供施設等の取扱い」、別添－11「取得した備品等の取扱い」参照）。

8. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
9. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
10. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
11. 業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。
12. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。
13. 作業の前に周囲の床、壁、機器などの損傷を与えないように養生を行うこと。
14. 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行うこと。

第7条 安全管理等

1. 常に公園管理者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、別添－19「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両運行許可証を前面に提示し、別添－19「業務入園規則」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際は15km/h以下とする。
3. 作業用車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添－19「業務入園規則」に基づいて決定するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
6. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
7. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者には不快感を与えないよう留意するものとする。

第8条 利用者サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。
なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整及び公園利用者への説明を行うこと。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員等に作業時間を提出することとする。
2. 修繕作業等を実施する際は、一般来園者に支障がない時間帯で作業することを原則とするが、それが困難な場合は、何のための作業を実施しているかなどの説明を行い、作業の必要性を示して利用者の理解を得る措置を講じること。なお、茅葺の補修など見学の対象となり得る作業については、敢えて来園者の多い時期（時間帯）に実施する事なども考慮すること。

第9条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員等に

報告すること。

第10条 大規模な修繕

大規模場修繕は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員等との協議によるものとする。

第11条 作成書類

1. 作業計画書

事業者は、調査職員等が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の点検・修繕等については、「共通仕様書」第15条で示す書類のほか、作業計画書（工程表含む）を作業前に作成して調査職員等に提出すること。なお、遊具点検の作業計画書にあつては、作業実施日、作業内容、作業手順、作用範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者、点検の作業中に利用を中止した方が良好と判断された遊具の取り扱いと処置方法、連絡手順について記載すること。

2. 事業者は次表に掲げる書類を作成すること。業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。なお、作業に際し公園利用者の施設利用に制限が生じる場合は、調査職員等の指示により作業日報等を提出すること。

作成書類		
書類名	提出先	作成期限
作業打合簿	調査職員等	打合せ毎に終了後、速やかに
施工図書	調査職員等	施工後、速やかに
作業記録写真※1	調査職員等	作業終了後、速やかに
遊具点検関係：定期・精密点検記録簿※2	調査職員等	作業終了後、速やかに
遊具点検関係：写真帳※3	調査職員等	作業終了後、速やかに
水景施設水質管理関係：点検報告書※4	調査職員等	作業終了後、速やかに
水景施設水質管理関係：適合確認検査簿※5	調査職員等	業務終了後 10 日以内に
その他調査職員等が指示する書類	調査職員等	指示に従う

※1)、※4)、※5) 水景施設水質管理関係書類については、調査職員等が指示する主要な水景施設に係るものを提出すること。

※2) 点検実施後、(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成すること。

※3) 客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録。写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに整理すること。

第2編 建物維持修繕等

第12条 管理水準

事業者は、建物の外観及び内部を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第13条 建物・休憩所等修繕

別紙－2「主要建築物一覧」に示す建物・休憩所等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が行う。

- 1) 外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防錆、防錆等の点検を行う。
- 2) 冬期は、凍結防止措置（水抜き）を実施するものとする。
- 3) 木造建築（一部茅葺）が多くを占める神戸地区の建物については、専門家の助言を得て適宜管理すること。

第14条 便所修繕

園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、冬季は、凍結防止措置を実施し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局において行う。

第15条 その他修繕

建物の維持修繕において、下表に示す本個別仕様書第13条及び第14条に該当しない建物については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

名称（淡路地区）	名称（神戸地区）
温室A	炭焼窯
温室B	ピザ窯（里山交流館前）
ピザ窯	

第3編 建物設備維持修繕

第16条 管理水準

空調設備及び昇降機の機能を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。

第17条 空調設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。(別添-36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第18条 昇降機等設備保守点検等

園内の建物に設置されている昇降機等設備について、国土交通省が定めた「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。(別添-36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第19条 消防設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。(別添-36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第20条 その他

建物設備の維持修繕において本個別仕様書第16条から第19条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第4編 園路広場維持修繕工、その他維持修繕

第21条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第22条 園路・広場維持修繕等

舗装、階段、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第23条 灘川維持修繕等

淡路地区を流れる灘川において、利用者が川辺に下りて水に安全に親しめるように、適宜巡回点検し、護岸やせせらぎ広場等の親水施設の保全・整備を適切に実施するものとする。

第5編 遊具維持修繕工、その他修繕

第1章 基本事項

第24条 管理水準

遊具について、劣化や(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

第25条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の定期点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「SP表示認定企業」とは、(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S:2008QMS-SP表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(一般社団法人)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP点検済シール」とは、「SPマーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第26条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第27条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第28条 点検の種類

点検には、「日常点検」と「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員等に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第29条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1) 目視診断

遊具の外観・形状をみてその劣化状態を診断する方法

2) 触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

3) 聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音からガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

4) 打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

5) 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）

6) JPFA 検査器具による判定

JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA-SP-S:2014）に適合しているかを調べる方法

7) ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）

8) メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）

9) 傾斜計による測定

第30条 遊具日常点検等

1. 日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、合わせて設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
2. 点検頻度は、遊具毎に日1回以上実施する。また、遊具維持修繕の担当職員による点検を月1回

実施する。

3. 点検対象遊具は、以下の通りとする。

<淡路地区>

名 称	エリア区分	設置場所
タマネギ各種	風エリア	夢っこランド
メロディウォール		
フレキシジャングル		
ザイルジャングル		
ネットジャングル		
トンネルメイズ		
パネル遊具		
亀の砂場		
スパイラルクライム		
スパイダーネット		
スパイロスライダー		
ネットクライム		
パイプクライム		
空中散歩		
空中トンネル	風エリア	夢っこランド
ボードクライム		
チューブスライダー		
うず巻きネット		
ルボア風車		
ターボツイスター		
リングラダー		
スライドワインダー		
竜巻スライダー		
上昇気流スライダー		
そよ風スライダー		
つむじ風スライダー		
パネルくぐり		
スロープ砂場		
イルカ	花エリア	夢っこランド
カーブスライダー		
ダブルスライダー		
風エリア全域		
ピックフラワーデッキ		
飛び込むクジラのロープウェイ		
タイヤステップ		
ウォールクライム		
四連スライダー		
V字ブリッジ		
サンダートンネル		
ネットクライム		
小波デッキ		
大波デッキ		
さざ波デッキ		
パネルくぐり	水エリア	夢っこランド
リングタワー		
チューブスライダー		
もしもしパイプ		
花エリア全域		
元気の帆		
ボードロープ		
船首ネット		
甲板ネット		
パネルくぐり		
チューブスライダー		
ネットのぼり		
ローラー滑り台		
ウォーターガン		
ウォーターツリー		

ウォータードーム	雲の砦	子供の森
ウォータートンネル		
みのむしブランコ		
水エリア全域		
ゴロゴロスライダー(海側)		
ゴロゴロスライダー(山側)		
滑り台		
そらのとりで		
ジャングルジム		
床等のクッション材及びワーム		
天空のリング		
よじのぼりネット		
よじのぼり壁		
くねくねサンゴ		
玉突きロープ		
ジャックとまめの木		
本体構造物		
橋		
子供の水辺		
雲の砦エリア全域		

<神戸地区>

名 称	エリア区分	設置場所
ローラーコースター	遊びの森地区	森のゾーン

4. 公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで日常点検を実施すること。
5. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査したうえで、保管しておく。
6. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
7. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

第31条 遊具詳細点検

1. 定期点検を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員等に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 点検を行う日時等は、作業計画書により実行する。
4. 点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
5. 遊具の点検内容は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
6. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一般社団法人)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。

7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせ、総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員等と協議をしておくこと。
9. 定期点検は、年1回実施すること。
10. 点検終了後、「合格」と判断された遊具は、調査職員等に報告し、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には点検実施時期を明記して添付する。

第32条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第33条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員等と打ち合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員等に速やかに報告する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(一般社団法人)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」を参考にすること。

第2章 その他修繕

第34条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第35条 その他修繕等

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。(別添-36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第6編 電気設備維持修繕

第36条 管理水準

使用電力量を計測するとともに、別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す電気設備（分電盤、照明設備、監視カメラ設備等）、変電所、非常用発電所、常用発電機等の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため、適時巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕を適切に行うものとする。

第37条 電気設備維持修繕等

1. 事業者は、月1回、調査職員等が指示する日に各電気メーターの確認を行うこと。調査職員等の指示による負担金割合の算定方法に従い、電気メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を翌月の月初めまでに調査職員等に提出すること。
2. 分電盤・配電盤等や照明設備及び別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。
3. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。
4. 落雷があった場合には、翌日の開園までに電気設備の巡回点検を行うこととする。
5. 休園日に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講ずること。

第7編 汚水・排水施設維持修繕

第38条 管理水準

汚水・排水施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため、点検及び小規模な修繕を行うものとする。
(別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第39条 汚水・排水施設維持修繕

1. 事業者は、日常、適宜巡回点検し、分電盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。
2. 台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じるものとする。
3. 繁忙期においては、汚水・排水施設の稼働状況を確認するとともに、法定点検の受託者等と連携し、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。
4. 降雨時等に雨水ます等の状況及び土砂の堆積の有無を目視により確認し、必要に応じて堆積物の除去等を行う。

第8編 給水施設維持修繕

第40条 管理水準

本公園の全施設の使用水量を計測するとともに、別添-36「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため、点検及び小規模な修繕を行うものとする。

第41条 給水施設維持修繕等

1. 事業者は、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。
2. 1日2回（開園前1回、閉園後1回）、水道メーターの確認を行うこと。調査職員等の指示による負担金割合の算定方法に従い、水道メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員等に提出すること。
3. 滅菌装置について、逆流止め玉弁およびサイホンブレイカーの動作や薬剤残量等の確認を行うこと。
4. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。
5. 冬季の園内給水施設凍結による断水及び器具の破損を防止するため、水抜き等の凍結防止作業や一部の水飲み・手洗いの閉栓作業を行うものとする。
6. 繁忙期は、配水管の水圧が低下しないよう、適切な措置を講じること。
7. 夏季及び冬季においては、使用水量を調整する等の適切な措置を講じ、機能の維持に努めること。

第9編 親水施設水質管理

第42条 適用

本編を適用する親水施設は、親水利用を前提とした次の施設をいい、神戸地区における農業用水路やため池は、適用の対象外とする。臨時に足水、遊戯用スプリンクラーを設ける場合についても、次条の管理水準の規定を適用する。

淡路地区：夢っこランド（水の遊具、じゃぶじゃぶ池）、子どもの森（水遊び場）

第43条 管理水準

水景施設である水遊び場を常に安全かつ良好に維持するために、関係法令を遵守するとともに、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に基づき、4月から10月を供用期間とし、供用期間中は以下の水質を保つよう管理を行うこと。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH値5.8以上8.6以下	毎月1回以上
濁度	2度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	
大腸菌群	検出されないこと	
一般細菌	200CFU/ml以下	
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素濃度は1.2mg/L以下であること。	毎日午前中1回以上及び午後2回以上
総トリハロメタン	0.2mg/L以下が望ましい	毎年1回以上

※利用者が多数である場合等汚染負荷量が高い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第44条 水景施設保守点検等

業務計画書に基づいて、次の各号に示す水景施設の巡視・点検を行う。

1. 運転前及び運転中に毎時1回、電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認等の点検を行う。
2. 巡視・点検結果は、点検報告書として作成し保存する。
3. 水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入するなど、必要な措置を速やかに講ずること。
4. 淡路地区において兵庫県洲本健康福祉事務所の水質検査等が実施されるときは、協力すること。
5. 下表に示す施設の法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

名称（淡路地区）
大型複合遊具（夢っこランド）
子供の森

第10編 その他設備維持修繕

第45条 管理水準

下表に示す本公園の設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

名称（淡路地区）	名称（神戸地区）
上下水関連施設、水循環設備、放送設備、電話設備等	上下水関連施設、放送設備、電話設備等 ため池及び農業用水路等

第46条 水循環設備維持修繕等

園内の循環水ポンプ場、循環水配管等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。（別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第47条 放送設備保守点検等

日常、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第48条 電話設備維持修繕等

日常、園内の電話設備、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第49条 ため池及び農業用水路の水質管理ならびに維持修繕等

神戸地区におけるため池及び農業用水路等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（別添－36「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

なお、ため池などの農業用水の水質基準については、別添－37「農業用水に関する基準等」に基づき適切に管理することとするが、詳細は調査職員等との協議によるものとする。

第11編 園内清掃、公園内建物清掃

第1章 基本事項

第50条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

第51条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。

第2章 清掃

第52条 建物、休憩所等清掃

1. 日常清掃

- 1) 壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者
に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
- 2) くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
- 3) 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。
- 4) 清掃箇所及び実施頻度は下表を原則とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定する
ものとする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
管理棟	1回/日	管理棟	1回/日
ビジター棟	1回/日	里山交流館	1回/日
淡路ロゲート棟	1回/日	木工棟（茅葺屋根）	1回/使用後
東浦ロゲート棟	1回/日	木工棟（瓦葺屋根）	1回/使用後
海岸ロゲート棟	1回/使用後	長屋門	1回/日
連絡ロゲート棟	1回/日	伝庫の家	1回/日
海のテラス	1回/日	里山情報館	1回/日
海岸臨時ゲート（ブ ース棟）	1回/日	農村舞台	1回/使用後
ガーデニング棟	1回/使用後	農村舞台控室	1回/使用後
温室（A棟）	1回/使用後	白拍子の家	1回/使用後
温室（B棟）	1回/使用後	厨房棟	1回/日
展望回廊	1回/日	相談が辻の家	1回/使用後
広告棟	1回/日	サンデン休憩所	1回/日
パーゴラ（芝生広場）	1回/日	白拍子倉庫	1回/使用後
トラムカー車庫	1回/日	車庫棟	1回/日
		倉庫棟	1回/日

2. 定期清掃

- 1) ガラス窓、網戸等を対象とした室内清掃を行うこと。
- 2) 屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。
- 3) 建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
管理棟	1回/年	管理棟	1回/年
ビジター棟	1回/年	里山交流館	1回/年
淡路ロゲート棟	1回/年	木工棟（茅葺屋根）	1回/年
東浦ロゲート棟	1回/年	木工棟（瓦葺屋根）	1回/年
海岸ロゲート棟	1回/年	長屋門	1回/年
連絡ロゲート棟	1回/年	伝庫の家	1回/年
海のテラス	1回/年	里山情報館	1回/年
海岸臨時ゲート（ブ ース棟）	1回/年	農村舞台	1回/年

ガーデニング棟	1回/年	農村舞台控室	1回/年
温室（A棟）	1回/年	白拍子の家	1回/年
温室（B棟）	1回/年	厨房棟	1回/年
展望回廊	1回/年	相談が辻の家	1回/年
広告棟	1回/年	サンデン休憩所	1回/年
あずまや	1回/年	白拍子倉庫	1回/年
パーゴラ（芝生広場）	1回/年	車庫棟	1回/年
トラムカー車庫	1回/年	倉庫棟	1回/年

第53条 便所清掃

1. 日常清掃

- 1) 清掃箇所は、下表のとおりとする。
- 2) 清掃中は、便所の利用者の利便性に配慮すること。
- 3) 衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、天井、床、ブース、扉、窓、その他建具、鏡、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
- 4) トイレトペーパー及び石鹼水が常時あるように補充すること。
- 5) 汚物入れ等の清掃等を行うこと。
- 6) 清掃箇所ごとの実施頻度は下表を原則とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
トイレ（船着場周辺）	1回/日	長屋門前駐車場便所棟	1回/日
トイレ（子どもの森）	1回/日	農家のにわ便所棟	1回/日
トイレ（大地の虹）	1回/日	相談が辻の家便所棟	1回/日
トイレ（花の丘道）	1回/日	サンデン休憩所便所棟	1回/日
トイレ（芝生広場）	1回/日	倉庫棟便所	1回/日
トイレ（ビジター棟付属）	1回/日	森のゾーンA 駐車場便所棟	1回/日
		（仮）めだか池便所棟	1回/日
		（仮）森のゾーンB 駐車場便所棟	1回/日
		（仮）遊びの森便所棟	1回/日

2. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第54条 園路・広場、池・水遊び場等清掃

1. 日常清掃

- 1) 対象区域は全園を区域とする。ただし、別紙-9「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。
- 2) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、工作物をきれいな状態に保つこと。
- 3) 園路、広場、排水枡、排水溝の土砂等を除去すること。
- 4) 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。

- 5) くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うこと。
- 6) 池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去すること。
- 7) 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。
- 8) 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に調査職員等の判断により当該箇所を清掃するものとする。
- 9) 実施頻度は下表を原則とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

実施頻度	
最繁忙期（4月～5月）	1回/日
繁忙期（10月～11月）	
通常期（6月～9月、3月）	
閑散期（12月～2月）	土・日・祝日:1回/日、平日:1回/週

2. 定期清掃（池・水遊び場等の洗浄、ため池及び農業用水路）

- 1) ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うこと。
- 2) 底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水及びポンプを始動すること。
- 3) 清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表の通りとする。
- 4) 神戸地区のため池の浚渫はかいぼり（植物管理仕様書第51条）により毎年度1か所程度を選定し年1回を標準として実施する。用水路等の清掃については、年2回を標準とする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
大型複合遊具（夢っこランド）	9回/年	ため池の浚渫	植物管理仕様書参照
子供の森	9回/年	用水路等の清掃	2回/年
天壇テラス	2回/年		
水の樹	2回/年		
みずばしらの広場	2回/年		
丘の噴水	2回/年		
松の谷（二段の滝）	2回/年		
水の棚田	2回/年		
花の池（花隈池と流れ）	2回/年		
空のテラス	2回/年		
灘川	2回/年		
風の丘流れ	2回/年		
黄昏の庭噴水	2回/年		

- 5) 汚水ポンプ等の汚水・汚泥は、浄化槽法その他関係法令に従って汲み取るとともに清掃を行い、あらかじめ調査職員等に作業時間を提出することとする。

3. 定期清掃（園路・広場の舗装部分等の洗浄）

- 1) 藻や土砂等による汚れが顕著な部分の高圧洗浄機を使用した洗浄作業を行うこと。
- 2) 園路、広場、排水桝、排水溝の土砂等を除去すること。

- 3) 腐食・破損したテーブル、ベンチ等を撤去すること。
 - 4) 作業時間は調査職員等の判断による。
4. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第55条 ごみ回収運搬工

1. 軽トラックにより、園内各所に存在するごみ箱から所定の集積箇所に運搬するものとするし、ごみは、各地区の所在地の市の分別区分に従って分別を行うこと。なお、大型イベント、花見の時期等、大量のごみの発生が予想される場合は、臨時ごみ箱を設置し、公園利用者に分別指導を行う等、適切な措置を講じること。
2. ここでいうごみとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含むものとするものとし、一般廃棄物として処分する。
3. ごみ運搬箇所については、別途指定するものとするものとする。
4. 生ごみについては、植物性の廃棄物と併せて、堆肥化を行うこと。

第56条 除雪等

1. 降雪時等に、本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入口周り、園路等において、機械及び人力により必要な除雪を行う。
2. 事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握し、路面や縁石等各工作物に損傷を与えないようにしなければならない。

第57条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従って、適正に処理すること。

H31-35 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
個別仕様書
【植物管理業務】

平成31年4月

国土交通省近畿地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、**H31-35** 国営明石海峡公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「共通仕様書」、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、「共通仕様書」、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義が生じた場合は、調査職員等と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員等に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

- 1) 植物について大規模な補植及び植栽を要する事態が生じたとき。
- 2) 既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。
- 3) 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2項により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第6条 基本事項

1. 植物管理業務は業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。

- る。
5. 供物品は事業者が貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。(別紙-17「提供施設一覧表(建築物・機械器具等・備品)」参照)
 6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。(別添-10「提供施設等の取扱い」、別添-11「取得した備品等の取扱い」参照)
 7. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
 8. 作業従事者の身分保障、健康管理、勤務規律は事業者の責任において行うこと。
 9. 業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。
 10. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップを心掛けるものとする。
 11. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
 12. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整のもと、相互連携を保ち、公園利用者の安全と行催事の質の確保に努めるものとする。
 13. 園内高木の倒伏、枝折れの危険性を事前に把握するように努め、適切な対応処置を実施するものとする。また、ナラ枯れ、マツ枯れ等については速やかに被害を確認し、適切な防除対策等を講じるものとする。

第7条 淡路地区の植物管理に関する基本事項

1. 淡路地区については、広域の利用を設置目的とした国営公園として、年間を通じ、来園者に対し鑑賞価値の高い特徴的かつ魅力的な花卉があるよう、従来の花修景の実績を踏まえ、業務計画書(本業務共通仕様書第15条の「業務計画書」)の植物管理計画に、植物管理の目標(花修景のテーマ、鑑賞に供する花の種類、重点修景区域、花見頃期間)、管理作業(管理作業、新規に植栽する植物、更新すべき植物等)、概算予算額、前年度との比較などを行った改善点等を記載する。なお、目標の検討に当たっては次の事項に配慮する。
 - 1) 年間全体としての来園者誘致効果を最大にすること。
 - 2) とりわけ冬期間の来園者誘致に配慮すること。
 - 3) 対象とする花卉は、木本・草本の別を問わない。
 - 4) 「あわじ花さじき」等周辺他施設の花修景の実態を把握し、役割分担及び本公園の特徴づけの可能性を検討する。
2. 植物管理計画の重点修景区域の設定に際しては、花が分散して密度が低く修景の効果が薄くなったり、重点修景区域間の距離が長く徒歩による移動に不便をきたすことがないよう配慮する。
3. 植物管理計画に定める「花見頃期間」とは、七分咲き以上の開花状況を示す期間であり、開花状況は毎週の金曜日を基準とする。
3. 花修景のテーマ・花種、花見頃期間が、「チューリップアイランドパーティー」等継続性のあるイベントと関係あるものについては、選定の際に配慮するものとするが、新しいテーマ・花種の提案・導入は妨げない。
4. 園内の開花状況についてはPRや案内を行い、花修景の効果を高める。

第8条 神戸地区の植物管理に関する基本事項

1. 神戸地区では、より里地・里山らしい風景を保全・再生するため、対象地の生態系や景観の特性、希少種や生物多様性、この地の里地里山文化に係る固有性を基盤とし、それらの保全と適正な活用を目的として目標像に則した適切な管理を行う。
2. 神戸地区では生息・生育する貴重種に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。
3. 神戸地区では、個別仕様書「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」第15条に示す農耕や農地・林地の管理と収穫等をセットにした里山体験メニューを来園者に提供する。植物管理においては、耕作地の管理・耕作、食用植物・有用植物の維持・紹介を行い、常に来園者が農耕・収穫体験、食用植物・有用植物の利用体験等を行えるような環境を用意する。
4. 神戸地区の植物管理は、本地区の植生変化、農作物栽培の可能性、里山体験メニューの成果・課題などの不確実な要素が多いことから、管理作業の効果、農作物の栽培可能性、里山体験メニュー提供への有効性を常時把握し、管理内容の改善を提案し実施するよう順応的な管理を行う。
5. 第1項から第4項の「より里地・里山らしい風景の保全・再生」や「里山体験メニュー提供」の支援を行えるよう、業務計画書（本業務共通仕様書第15条の「業務計画書」）の植物管理計画に年間の植物管理の目標、作業対象区域、管理作業、栽培する作物の種類、概算予算額、前年度の作業結果を踏まえた変更点・改善点を定める。本計画は個別仕様書「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」第13条第2項の年間行事計画と整合が取れたものとする。
6. 神戸地区における植物発生材は、園内において処理または有効活用することを原則とする。
7. 神戸地区の植物管理の仕様については、第9章に示す。

第9条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、別添一19「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両運行許可証を前面に提示し、別添一19「業務入園規則」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際は15km/h以下とする。
3. 作業用車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添一19「業務入園規則」に基づいて決定するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
6. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去、及び全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
7. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
8. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
9. 神戸地区の樹林地、耕作地については、来園者が体験プログラムを行う樹林地、耕作地について

は、来園者に危険を及ぼす恐れのある物を極力排除するよう配慮するとともに、電気柵など管理上必要な危険物については、危険性を明示し来園者に注意を促すこと。

第10条 利用サービス

1. 淡路地区については、ホームページで現在の見ごろの花について積極的に情報を提供し、来園者の誘致に努めること。また、現地においては、現在見頃の花を案内し、来園者の満足度の向上に努めること。
2. 神戸地区については、農耕地、樹林地、貴重種の性質、意義等に関する情報を収集し、一年を通して来園者の興味を引くよう計画的に解説を掲示するよう配慮すること。なお、現地に解説板を設置する場合は、来園者が解説の対象を見分けることができるよう、解説板の位置、解説対象や周辺の雑草の管理等に配慮すること。
3. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整及び公園利用者への説明を行うこと。
4. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
5. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

第2章 芝生管理（淡路地区）

第11条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。施工は別添－38「芝生管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

管理ランク	A	B	C	D
管理水準（目標）	特に修景性を求める芝生	花を散策する園路沿いや花壇周辺にあり、全体的な美観が求められる芝生地	花壇周辺にあり、全体的な美観が求められる芝生地	高木植生地の下草等、観賞に耐えうる修景性を求める芝生地
芝生地の分類	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地	修景用芝生地
芝刈高	3cm	3cm	3cm	5cm
芝高	8cm以下	8cm以下	8cm以下	10cm以下
雑草混入	30%以下	50%以下	混入を認める	混入を認める
茎葉密生度	茎葉が密生し空隙が少ない	茎葉が密生し空隙が少ない	茎葉が密生し空隙が少ない	空隙あり
標準実施回数	（単位：回／年）			
芝刈・集草あり	7	5～7回	4～6回	4～5回
人力除草	2～3回	2～3回	1～2回	0～1回
対象地	ポプラの丘(G, H工区)、パームガーデン(G工区)、移ろいの庭(L工区)、大地の虹(H工区)	花の丘道(A, B工区)、夢舞台側外周:9号園路(K工区)、花の中海周り・滝のテラス前・子供の森・海のテラス前(H工区)、芝生広場(M工区 M3)、管理棟周り(N-1～3工区)、陽だまりの丘	春一番の丘サクラ植栽地周辺(C工区)、天壇テラス周辺(D工区)、せせらぎ広場(E工区)、花の谷(F工区)、水の棚田横(G1-114工区)、移ろいの園路より海側(H56工区)、海岸ゾーン(J工区)	国道28号沿い(I工区)、海岸ゾーン灘川流末池斜面・海岸ゲート海側斜面(J工区)、9号園路北石垣上(K工区)、海岸ゾーンいその楽園(J工区)、管理棟周り(N-10, 11)、シースケープブラウンジ

管理ランク	E
管理水準（目標）	イベントや花火大会観覧場所、遊具足元などの動的利用に供する芝生地
芝生地の分類	修景用芝生地
芝刈高	5cm
芝高	10cm以下
雑草混入	混入を認める
茎葉密生度	茎葉が密生し空隙が少ない
標準実施回数	（単位：回／年）
芝刈・集草あり	7～8回
人力除草	0～1回
対象地	芝生広場・夢っコランド周辺(M工区 M1, 2)

第12条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むらや刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、実施に際しては、調査職員等と協議する。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にはふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 刈り取った芝は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
6. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。
7. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第13条 芝生地除草工(人力除草等)

1. 人力除草では芝生をいためないよう、除草器具等を用いて、根より丁寧に抜き取る。
2. 抜き取った雑草は、収集し、調査職員等の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3. 除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土（目砂）の充填を行う。
4. 第13条1～3に記載されている人力除草のほか、メリケントキンソウ等の公園利用に支障をきたす外来種を駆除するため、生育時期や繁茂場所において特定防除資材の散布やエアレーション、ブラッシングを実施するなど、複合的な管理を行う。

第14条 芝生施肥工

1. 過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
3. 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

第15条 芝生目土掛工

1. 管理ランク A、B 及び E にエアレーションを実施した場合に目土掛を行うことを基本とするが、その他の区域について調査職員等の指示がある場合はその指示に従う。
2. 目土は植物の根、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
3. 目土は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
4. 芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第16条 芝生エアレーション工

1. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 施工区域は管理ランク A、B 及び E を基本とするが、その他の区域について調査職員等の指示がある場合はその指示に従う。
3. 穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。

第17条 芝生雑工

1. 芝生雑工（普通作業員）については業務責任者の判断する作業（部分的な養生、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
2. 芝生雑工（軽作業員）については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施するものとする。
3. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ **15cm** 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水するものとする。
 - 3) 播種は、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付けるものとする。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。
 - 4) 芝の補植施工区域は管理ランク A、B、C 及び E を基本とするが、その他の区域について調査職員等の指示がある場合はその指示に従う。

第18条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し最小限の区域における農薬散布に留める。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等の承諾を得て、適切な処置を講じる。
3. 散布方法は、調査職員等と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
4. 散布日は、調査職員等と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
5. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
6. 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、入園者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
7. 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
8. 施工区域は管理ランク A、B、C 及び E を基本とするが、その他の区域について調査職員等の

指示がある場合はその指示に従う。

第3章 中低木管理（淡路地区）

第19条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行うこと。施工は別添－39「中低木管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

ランク	A	B	C
特徴	修景性の高いエリアに位置し、美観性と機能美が求められる低木	遮蔽等機能性または中程度の美観性が求められる低木	疎林地や法面、又は粗放的管理が可能なエリアに位置する低木地
機能	鑑賞木、緑陰木	遮蔽、境界木、緑陰木、植えつぶり	法面緑化、雑草防止
管理水準（目標）	病害虫の早期発見、適正な樹形の維持に努め、特に第6条第4項で業務計画書に記載することとした植物管理計画の目標を達成する。	枝の張りだし等、利用上の支障要因の防止、生垣などの整形保持に注意し、良好な生育を維持する。	目的に応じた機能本位の植栽管理に努め、生育を粗放かつ良好に維持する
標準実施回数	（単位；回／年）		
刈込	1～2回（人力）または 1～2回（機械）	1～2回（人力）または 1～2回（機械）	必要に応じて実施（人力） 0～1回（機械）
刈込実施基準	実施時期は花芽形成を重視して決定するものとし、周囲と調査した高さの維持に配慮する。	自然樹形・整形など、個々の目標樹形を常に維持するとともに機能性も重視する。	更新、育成上必要と判断された場合に実施する。
除草実施基準	繁茂状況に応じて目立つ前に行う。	美観性を損なわない程度に雑草混入を認める。	生育を阻害されない程度に雑草混入を認める。
施肥実施基準	特に良好な開花状況を確保できるように適切に行う。	通常の生育を維持できるように生育状況に応じて適切に行う。	必要に応じて行う。
マルチング実施基準	修景的要素を個々に判断し、必要に応じて適切に行う。	修景的要素を個々に判断し、必要に応じて適切に行う。	特に行わない。
対象	花木（ツツジ類、アジサイ類、フヨウ類、ムクゲ、マキバブラシノキ、ノウゼンカズラ、サルズベリ、フジウツギ等）	ハイビヤクシン、ゲッケイジュ、メギ、アベリア、ネズミモチ等で、主として上記機能のために植栽されたもの。	のり面等の樹木

第20条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5) 刈り取った枝葉は速やかに収集し除去する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り

去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。なお、収集した枝葉は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、適宜第 53 条リサイクル工の材料として活用する。

- 6) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 7) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員等に報告するものとする。

2. 寄植剪定

- 1) 各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。
- 2) 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。

3. 生垣剪定(機械・人力)

- 1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。
- 2) 枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

第 2 1 条 中低木地除草工

1. 抜根除草

- 1) 既存植物をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取り除く。
- 2) 抜き取った雑草は収集し、調査職員等の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

2. 人力除草

- 1) 既存植物をいためないよう鎌などを用いて根際より刈り取る。
- 2) 抜き取った雑草は収集し、調査職員等の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

第 2 2 条 中低木施肥工

1. 一般事項

- 1) 施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。
- 2) 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2. 生垣施肥

- 1) 寒肥は生垣の両側に縦穴を 1 箇所ずつ計 2 箇所 1 本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは 20cm 程度とする。
- 2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ 20cm 程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
- 3) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外周とする。

3. 低木施肥

- 1) 1 本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、使用する施肥の標準的な施肥量

について、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。

(1)輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ **20cm** 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

(2)壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは **20cm** 程度とする。

2) 列植の場合、生垣施肥に準ずる。

3) 群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1 m²当たり3箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

第23条 中低木防除工

1. 剪定防除

1) アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、調査職員等の指示する場所に集め、速やかに焼却処分あるいは土中に埋める。

2) 剪定方法は、中低木剪定工に準ずる。

2. 薬剤散布

1) 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等、散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関係法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。

2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等と協議のうえ、適切な処置を講ずる。

3) 散布方法は、調査職員等と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

4) 散布日は、調査職員等と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。

5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。

6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。

7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。

8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員等と協議することができる。調査職員等が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員等と協議」は「調査職員等に事前に提出」に読み替えるものとする。

第24条 中低木雑工・中低木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈等）を実施するものとする。
2. 中低木巡回工（造園工）にて、植木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。
3. 中低木巡回工（普通作業員・軽作業員）にて、植木手入れ補助・支障木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 中低木補植・樹種更新については、以下の項目に留意すること。
 - 1) 本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するため魅力的な樹種への更新を行うこと。
 - 2) 樹高 **300cm** 未満の樹木を対象とする。
 - 3) 補植・更新は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して行うものとする。
 - 4) 補植・更新は、作業対象が周辺となじむよう行うものとする。
 - 5) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
 - 6) 補植・更新後は、十分灌水し、根元周辺を整正する。
 - 7) 更新の実施、および使用樹種の選定に当たっては、本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するよう行うこと。
5. マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。
 - 2) 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定めるものとする。

第4章 高木管理（淡路地区）

第25条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。施工は別添－40「高木管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

ランク	A	B	C	D
特徴	花木	景観木、鑑賞木等樹形が修景要素の高い樹木	植栽されている空間にあった機能、美観を維持する	特殊樹木
機能	鑑賞	鑑賞	鑑賞、緑陰、遮蔽、境界	鑑賞
管理水準（目標）	個々の樹木が健全かつ順調な生育・開花を示すとともに、第6条第4項で業務計画書に記載することとした植物管理計画の目標を達成する。	樹形の鑑賞価値を維持する。抑制管理を中心とし、個々の個体にあった管理	樹木の機能と美観を維持する。特性を活かした管理を平均的に実施	樹種特性を活かし、景観木として適正に管理、特に来園者への安全性、特殊環境化の植物ゆえの環境適応性に留意
標準実施回数	（単位；回／年）			
剪定	適宜	仕立て概ね1回	適宜	—
剪定実施水準	樹木本来の樹形を維持することに加え、美しい開花を考慮。	樹木個々のあるべき樹形を見極め、周囲と調和した樹形美を維持する。	樹木本来の樹形を維持することに加え、心地よい緑陰をつくることも考慮。	特殊な環境下に本来育成する植物であることから、樹木本来の樹形を維持するために、環境に適応させることに留意した管理作業を行う
補植実施水準	枯損の場合は補植または樹種更新を行うことを原則とする。	枯損の場合は補植を原則とする	枯損した場合、必要に応じて補植を行う。ただし、過密の状態であれば補植は行わない	枯損の場合は補植を原則とする
対象地	園内全域	松の谷	園内全域	海岸エリア

第26条 高木剪定工

1. 一般事項

- 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等の樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
- 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
- 6) 剪定した枝葉は、まとめて速やかに除去するとともに樹木周辺をきれいに清掃する。なお、収集した枝葉は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、適宜第49条リサイクル工の材料として活用する。
- 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員等に報告するものとする。
- 9) 園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどがないように努めること。
- 10) 調査職員等の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。

2. 弱剪定

- 1) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを、樹木本来の形や枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
- 2) 主として剪定すべき枝は、1) 枯枝、2) 成長の止まった弱小の枝、3) 著しく病虫害におかされている枝、4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝、6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。
- 3) 病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- 4) 枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。
- 5) 園路沿い等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定する。

3. 強剪定

- 1) 強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- 2) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- 3) 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第27条 ヤゴ取り工

ヤゴ取りは、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）を剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。

第28条 高木施肥工

過去の実績を踏まえ、使用する施肥の標準的な施肥量の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。

- 1) 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
- 2) 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは15～20cm程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
- 3) 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- 4) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍にくるように掘る。

第29条 高木防除工

1. 薬剤散布

- 1) 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等、散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関係法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等と協議のうえ、適切な処置を講ずる。
- 3) 散布方法は、調査職員等と協議のうえ、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4) 散布日は、調査職員等と協議のうえ、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
- 5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。
- 6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
- 7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
- 8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員等と協議することができる。調査職員等が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員等と協議」は「調査職員等に事前に提出」に読み替えるものとする。

第30条 高木雑工・高木巡回工

1. 高木雑工については、業務責任者の判断する作業（サクラ伐採除根、資材運搬、堆肥切り返し等）を実施するものとする。
2. 高木巡回工（造園工）については、植木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 高木巡回工（普通作業員）については、サクラの手入れ・生垣整理やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第5章 林地管理（淡路地区）

第31条 管理水準

淡路地区における林地は、土取り跡地からの再生をテーマとしたシンボリックな要素があるため、林地の生育に注視し、自然樹林への回帰を促すものとする。また、現在は野鳥も多く飛来しており、今後は野鳥観察や環境学習などにも活用することを想定しているため、利用者の障害となる支障木や枯枝等を調査職員等と協議し撤去するものとする。施工は別添－42「林地管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

第32条 林地除草工

1. 林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取るものとする。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げるものとする。また、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
4. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
5. 調査職員等が残すよう指示した樹木、草花類は刈り取らないよう注意して施工するものとする。
6. 水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員等の指示に従うこと。
7. 刈草は、調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
8. 施工にあたり、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高・刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員等に報告することとする。
9. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第33条 林地病虫害防除工（薬剤投与）

1. 薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、まとめて調査職員等と協議の上決定する。
2. 対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与するものとする。
3. 樹幹注入作業は、公園利用者の安全に支障のない日時に行うものとする。
4. 薬剤の注入穴は、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意するものとする。
5. 投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋めるものとする。

第34条 林地雑工・林地巡回工

1. 林地雑工については、業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去等）を実施するものとする。
2. 林地巡回工（普通作業員）については、支障枝除去・若竹除去やその他調査職員等の指示による管理作業を行う。

第6章 草地管理（淡路地区）

第35条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草地管理を行うこと。施工は別添－42「草地管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

ランク	B
草高(最高草丈) 及び施工基準	30 cm以下に維持
標準実施回数	(単位：回/年)
刈込（刈込回数）	3
主な対象エリア	国道28号周辺、灘川周辺

第36条 草地除草工

1. 施工にあたり、自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高、刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員等に報告するものとする。
2. 草地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
4. 刈草は、調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
5. 市民団体など、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第7章 花壇管理（淡路地区）

第37条 管理水準

別添一43「花壇管理区域図」に定めた区域について、第7条により定めた淡路地区に関する植物管理計画に沿い、広域からの来園者に対し、鑑賞価値が高く健全な生育を示した花卉を、同計画に定めた期間、鑑賞に供する。より効果的な植栽区域・形態の変更・追加、花種の追加・変更は妨げない。

花壇の雑草の混入は極力避ける。花畑の雑草混入は一部容認する。

第38条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第39条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 花苗の植え付けは、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。なお、植え付けのデザインについては、事前に調査職員等へ報告を行うこと。
3. 同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。
4. 草花面は床土をシャベル等により **30cm** 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないよう一様にならす。
5. 肥料は、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
6. 植え付け後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しをする。
7. 抜き取った草花は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第40条 花壇施肥工

1. 元肥は、花壇面に過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

第41条 花壇巡回工

1. 花壇巡回工（普通作業員）については、耕耘、病虫害防除やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 花壇巡回工（軽作業員）については、花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘因、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を逸しないよう行う。

4. 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させる。

第8章 草花管理（淡路地区）

第42条 管理水準

別添一44「草花管理区域図」のエリアの草花植栽区域において、第7条により定めた淡路地区に関する植物管理計画に従い、広域からの来園者に対し、鑑賞価値が高く健全な生育を示した花卉を、同計画に定めた期間、鑑賞に供する。より効果的な草花植栽区域の変更・追加、花種の追加・変更は妨げない。

雑草の混入は一部容認する。

枯損した株については、補植を行う。補植に当たっては、より効果的な草種への更新を適宜検討する。

第43条 草花の補植・花種更新

1. 枯死した草花については、適宜補植・花種更新を行う。
2. 補植・花種更新については、下記の事項に留意し行うものとする。
 - 1) 花種更新は本公園の植栽や管理の状況、自然条件を考慮し、第6条第4項の植物管理計画に記した目標を達成するため魅力的な花種への更新を行うこと。
 - 2) 補植・更新は作業対象が周辺となじむよう行うものとする。
 - 3) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
 - 4) 補植・更新後は、十分灌水し、根元周辺を整正する。

第44条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第45条 新規植栽

1. 草花を新たな区域に植栽するときは調査職員等の承諾を受ける。
2. 新規植栽は次の要領で行う。
 1. 草花面は床土をシャベルまたはトラクター等により **20～30cm** 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
 2. 肥料を施す場合には、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
 3. 花苗、球根の植えつけの際のデザインについては、調査職員等と協議の上決定し、承諾を得た上で決定し、草花面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
 4. 植えつけ後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しする。
 5. 深さ、播種間隔、播種時期等については業務責任者の判断により決定し、人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。

第46条 草花除草工

1. 人力により除草を抜根する。
2. 抜き取った雑草は根に付着した土を除いた後収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。

第47条 草花刈込工

1. 枯れた地上部については、株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈込み及び施工時期について十分注意して決定する。
2. 刈り取った草花は、きれいに収集し、清掃した上で、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積する。

第48条 草花施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

第49条 草花防除工

草花病虫害防除工は、中低木防除工（薬剤散布）に準ずる。

第50条 草花雑工・草花巡回工

1. 草花雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。
2. 草花巡回工については業務責任者の判断により、通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、堀上、補植、移植、株分け等）を実施するものとする。
3. 草花巡回工にて、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 草花巡回工にて、花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘因、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、小規模な補植・移植、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、球根堀上げ、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチングやその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第9章 神戸地区の植物管理

第51条管理水準、管理目標、管理内容

神戸地区における植物管理は、里山を構成する二次林や耕作地の健全な環境や景観を保全・維持するため、別添－46「植物管理区域図」に示す区分ごとに、長期的には下表に示す「管理水準」としていくことを目指し、「目標像」をふまえ、植物の実態に順応した管理を行う。管理内容は下表に示すものを標準とする。不明な点は調査職員等の指示を受けること。

区分	草地	芝	樹林
管理水準	かつての茅場や裾刈草地のような草地（チガヤ、ススキ等の高茎草本）	運動、休息の場に適する芝生地。野草の保全に配慮する。	コナラ・アベマキ林、常緑樹林、スギ林、アカマツ林、竹林等で、可能な限り見通しの良い樹林とする。また、鑑賞に適した植物の保全に配慮する。
目標像	外来種等の少ない健全なチガヤ、ススキ草地	外来種等の少ない、広場利用に適した芝生地。鑑賞に適する野草が点在する。	ササや一定の常緑低木を抑制した、見通しの良い樹林。鑑賞に適した植物がみられる。
管理内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年1～3回程度の機械除草を行う。 2. 刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。 3. 野草の保全に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1～3回程度の機械除草を行う。 ・刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。 ・野草生育箇所（ノシバ、オオジシバリ、キンポウゲ等）では、野草の育成を図るため必要な箇所では人力除草とする。 ・ノシバが衰退した箇所は適宜補植を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年1回のササや除伐萌芽木、タケ等の下草刈り（機械）を行う。 2. 状況に応じて落葉掻きを行う。 3. 刈取り耐性の強いセイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等は必要な箇所では引き抜く。 4. 野生ツツジの保全を図る。 5. 高木の皆伐更新や間伐、除伐については、別途、調査職員等と協議し行うこととする。

区分	低木	果樹	花
管理水準	枝の張り出し等、利用上の支障要因の防止、生け垣などの整形保持に注意し、良好な生育を維持する。	ウメ、柑橘、クリ・カキ果樹園。「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。 周辺の石積み等の美観の維持を行う。	植栽した草花の順調な生長・開花を図る。開花期間にあつては雑草の混入をできる限り抑制する。 その他の期間にあつては雑草や枯れた地上部ができるだけ目立たないようにする。
目標像	遮蔽等機能性または中程度の美観性が求められる低木地（第3章 中低木管理のBランクに準ずる）	健全なウメ、柑橘、クリ・カキ果樹園。石積みを含めた周辺景観を維持する。 里山体験メニュー提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。	各草花ができるだけ長期間、優れた開花状況を示すこと。 開花期間においては、雑草が混入していないこと。 開花期間以外の期間は枯草の除去、雑草の繁茂を抑制すること。 より魅力的な花修景を行うため、適宜種類の転換を図ること。
管理内容	第3章 中低木管理に示すBランクの管理水準と同様の管理を行う（第20条 中低木剪定工、第21条 中低木地除草工、第22条 中低木施肥工、第23条 中低木防除工、第24条 中低木雑工・中低木巡回工）。	1. 年1～2回程度、ササや下草の刈り払い（機械）を行う。 刈取り耐性の強い雑草は必要に応じ引き抜く。 2. 着果に適した剪定、施肥、防除等を行う。 3. 「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」に協力する。	第8章 草花管理と同様の管理を行う（第43条 草花の補植・花種更新、第46条 草花除草工 第47条 草花刈込工、第48条 草花施肥工、第49条 草花防除工、第50条 草花雑工・草花巡回工）

区分	水田	畑	ため池
管理水準	<p>里地里山らしい水田景観を維持した水田または蓮田。「企画立案業務仕様書第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。</p> <p>周辺の畦畔、水路等の美観の維持を行う。</p>	<p>里地里山らしい景観を維持した畑地。「企画立案業務仕様書 第15条 里山体験メニューの実施」を行う場として機能するよう、来園者の農作業および収穫の体験に配慮した管理を行う。</p> <p>周辺のり面等の美観の維持を行う。</p>	<p>里地里山らしいため池や小川など水辺景観を維持するとともに、ため池ごとの特性に応じ、水理機能および安全性の確保、植生等の保全を適切に行う。</p>
目標像	<p>里地里山として稲作体験が安全かつ快適に実施できるように水稻(うるち及びもち)または食用ハスを栽培するとともに、水田に隣接し一体的に水田景観を構成しているあぜ道、畦畔、水路を良好な状態に維持する。</p> <p>里山体験メニューの提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。</p>	<p>里地里山として農耕体験が安全かつ快適に実施できるように野菜、雑穀等を栽培するとともに、畑地に隣接し一体的に景観を構成しているあぜ道、のり面、水路などを良好な状態に維持する。</p> <p>里山体験メニューの提供の場として、年間のメニュー提供スケジュールおよび体験作業を考慮した管理を行う。</p>	<p>里地里山として良好なため池等の水辺体験が安全にできるようにする。</p> <p>危険なため池については侵入防止柵、危険表示サインの維持、入り口の鍵の管理等を適切に行う。</p> <p>貴重な植生、エコトーンを保全し、鑑賞・学習に供する。</p> <p>ため池およびそれと隣接し一体的に水辺景観を構成している水辺・護岸・堤体・のり面等の清掃、草刈り・補修を行う。</p> <p>「かいぼり」を行い、水質・水深が良好な状態に維持する。</p>
管理内容	<p>1. 作付品種の特性を考慮し、年間、適当な時期に次の作業を行なう。</p> <p>①耕耘(田植えの準備作業として、荒起こし、水入れ、草刈り、あぜつけ、施肥、代かきを行う。</p> <p>②田植えおよび水管理(代かき後のできるだけ早い時期に田植えを行い、その後水が枯れないように管理を行う。</p> <p>③収穫、乾燥(米粒が大きくなり、成熟したら稲を刈取り、乾燥させ、脱穀する。)</p> <p>④土づくり(翌年も良質な稲作生産を行うため、地力維持のための土づくり対策を行う。)</p> <p>2. 畦畔の草刈りを行う。</p> <p>3. 里山体験メニューの提供に協力する。</p> <p>4. 本業務の参考として別途「農作業体験棚田マニュアル」を提供する。</p>	<p>1. 作付作物の特性を考慮し、年間、適当な時期に次の作業を行なう。</p> <p>①耕耘、畝立て</p> <p>②播種・稚苗植栽</p> <p>③雑草管理</p> <p>④施肥</p> <p>⑤病虫害防除</p> <p>⑥収穫・脱穀</p> <p>⑦土づくり</p> <p>⑧防護柵・防護網等設置</p> <p>必要に応じ、マルチング、防風・防寒、支柱設置を行う。</p> <p>2. 里山体験メニューの提供に協力する。</p>	<p>1. 園内のため池の水深、機能、植生、周辺状況を把握する。</p> <p>2. 適宜巡視を行い、侵入防止柵、危険表示サインの維持補修する。</p> <p>3. 水面、水辺・護岸・堤体・のり面等の清掃、草刈り・補修を行う。</p> <p>4. 貴重な植物・植生については、日常生育状況を確認するとともに、適宜保全措置をとる。</p> <p>特に、じゅんさい池についてはジュンサイの生育に配慮する。</p> <p>5. 次の池については、池の状況や水の利用状況等を勘案し、毎年度1か所程度を選定し、かいぼりを行う。</p> <p>・かいぼりの対象となるため池白拍子下池、白拍子上池、盆処西池、盆処東池、菅の谷池、小野新池、サンデン池、代が谷池、じゅんさい池</p>

第10章 特殊管理

第52条 対象

本章は、次の各号について適用する。施工は別添一45「特殊管理区域図」を参照し、不明な点は調査職員等の指示を受けること。

- 1) リサイクル工は、淡路地区及び神戸地区の両方に適用する。
- 2) 温室は、淡路地区のみに適用する。
- 3) 貴重植物管理、電気柵管理は、神戸地区のみに適用する。

第53条 リサイクル工

1. 堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥の製造場所及び堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等の管理基準や切り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員等と協議した上で決定するものとする。
2. チップづくりは植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うものとし、粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所等については、調査職員等の指示によるものとする。

実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、試験施工等により、粒度や形状の安全性についてまとめて調査職員等の承諾を得るものとする。

第54条 温室管理水準

淡路地区の温室について、以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行うこと。

- 1) 温室内において、公園内の希少植物や有用植物の増殖と、花壇及び草花の花を供給するための育成を、適切に行うこと。
- 2) 園内で発生した全ての植物性発生材については、リサイクルするものとする。製造したリサイクル品については、全て園内で使用する。

第55条 温室管理

温室内において、事業者は、公園内の希少植物や有用植物を増殖するとともに花壇、及び草花の花を供給するための管理を行うものとし、草花及び草花補植用の植物の増殖と冬季の養生、種子からの花壇植栽の育成を行うものとする。なお、育成する植物の種類については、調査職員等と協議の上その指示に従うものとする。

第56条 温室の規模

温室の規模は以下に示すとおりであり、事業者は効率的に活用するものとする。

- ・ A棟 37.8㎡×4棟
- ・ B棟 45.0㎡×1棟

第57条 貴重動植物管理

1. 本公園において、調査職員等が指示する貴重動植物について、保護するよう努めること。
2. 貴重植物の位置図については別途提供する。

第58条 電気柵管理

公園内の獣害対策における施設整備は近畿地方整備局が実施する。ただし、施設の管理は事業者が管理することとする。

国営明石海峡公園
収益施設等設置管理運営規定書

平成31年4月

国土交通省近畿地方整備局

目 次

はじめに

第1編 国営明石海峡公園収益施設管理運営共通規定書

第1章 総則	1
第2章 マネジメント（運営管理）	18
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	23
第4章 安全衛生管理	25
第5章 施設管理	34
第6章 財産管理	36
第7章 自主事業	37

第2編 国営明石海峡公園収益施設管理運営個別規定書

第1章 駐車場	38
第2章 園内移動施設	44
第3章 飲食・物販施設	52
第4章 船遊施設	57
第5章 自動販売機	62
第6章 自主事業における行催事等	65
第7章 体験学習施設	67

はじめに

本規定書は、国営明石海峡公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、園内移動施設、飲食施設・物販施設、船遊施設、自動販売機、体験学習施設の管理運営業務において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営明石海峡公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考されたい。

第1編 国営明石海峡公園収益施設管理運営規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営明石海峡公園（以下、「本公園」という。）

<淡路地区>

所在地 兵庫県淡路市

敷地面積 約96.1ha（注）

注）対象地域は国営明石海峡公園淡路地区の供用区域であり、その面積は、平成31年1月現在約40.4haである。2.9ha（民活エリア10,600m²含む）を平成33年4月に供用開始する予定である。

うち収益施設許可面積27,345.9m²（予定）

<神戸地区>

所在地 兵庫県神戸市

敷地面積 約233.9ha（注）

注）対象地域は国営明石海峡公園神戸地区の対象区域であり、その面積は、平成31年1月現在約46.2haである。

うち収益施設許可面積42,884.4m²（予定）

■対象となる収益施設

<淡路地区>

（常設）

公園施設の名称		数量	備考
1	駐車場	① 東浦大型駐車場	2,367.2m ² 必須
		② 海岸南駐車場	4,221.9m ² 裁量
		③ 淡路口駐車場	19,373.9m ² 裁量
		④ シースケープラウンジ A 駐車場	775.0m ² 必須
2	園内移動施設	① トラムカー(夢ハッチ号)	1式 裁量
		② 電動トラムカー	1式 裁量
3	飲食施設	① レストラン(花屋敷)	255.2m ² 必須
4	物販施設	① 船着場売店	249.0m ² 必須
		② 売店(東浦ロゲート棟)	48.7m ² 必須
5	船遊施設	① 船遊施設(船着場)	55.0m ² 裁量
6	自動販売機※1	公園内	必須

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第14条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要

がある。なお、平成 31 年 1 月現在、自動販売機は 13 台(11.06m²)設置している。
 ※当該施設の運営を行わない場合も、第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。
 ※裁量施設の使用面積及び期間(日数)は、調査職員等と協議のうえ決定する。

(臨時)

		公園施設の名称		数量	備考
1	駐車場	①	海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1m ²	臨時
		②	海岸北臨時駐車場(南)	14,335.8m ²	臨時
		③	シースケープラウンジ B 駐車場	1,575m ²	臨時

※駐車場使用面積及び期間(日数)は、調査職員等と協議のうえ決定する。

<神戸地区>

(常設)

		公園施設の名称		数量	備考
1	駐車場	①	藍那口大型駐車場	932.7m ²	裁量
		②	森のゾーン身障者用駐車場	179.5m ²	必須
		③	森のゾーンA駐車場	421m ²	必須
		④	藍那口 A 駐車場	547.5m ²	必須
		⑤	藍那口 B 駐車場	454.0m ²	必須
		⑥	藍那口 C 駐車場	1,868.4m ²	裁量
2	物販施設	①	売店(厨房棟)	27.0m ²	裁量
3	体験学習施設	①	里山活動体験林	約 18,000m ²	※特別裁量施設
		②	里地活動体験農地	約 17,000m ²	※特別裁量施設
4	自動販売機※1		公園内		必須

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。なお、平成 31 年 1 月現在、自動販売機は 7 台(5.23m²)設置している。

※当該施設の運営を行わない場合も、1、2、3 については第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

※裁量施設の使用面積及び期間(日数)は、調査職員等と協議のうえ決定する。

※「特別裁量施設」とは事業者が収益施設としての運営の有無を選択できる施設である。運営を行う場合、面積、運営日時等は別途近畿地方整備局との協議により定める。事業者が体験学習施設の運営を行わないときは、実施要項 4.2.3 の企画書の様式 2-2-11 にその旨を明示すること。

(臨時)

		公園施設の名称		数量	備考
1	駐車場	①	森のゾーン A 臨時駐車場	3,484.3 m ²	臨時
		②	森のゾーン B 駐車場	4,781.1m ²	臨時
		③	藍那口D駐車場	1,885.7m ²	臨時
		3 ④	藍那口E駐車場	2,554.6m ²	臨時

		4 ⑤	しあわせの村連絡口駐車場	1,563.7m ²	臨時
--	--	-----	--------------	-----------------------	----

※駐車場使用面積及び期間(日数)は、土・日・祝日・繁忙日を基本とするが、調査職員等と協議のうえ決定する。

2. 履行期限

管理運営期間は、平成 31 年 2 月 1 日から平成 36 年 1 月 31 日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引き継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、近畿地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第 2 条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である淡路地区の駐車場、トラムカー、飲食施設・物販施設、船遊施設、自動販売機（必要な場合）及び神戸地区の駐車場、自動販売機（必要な場合）の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第 5 条、第 6 条、第 12 条に基づき必要な手続きを行った上で実施しなければならない。

第 3 条 本業務の目的

本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本理念、基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第 4 条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体者である近畿地方整備局長または国営明石海峡公園事務所長のこと。
- 2) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るために、事業者が実施する事業の対象となる独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 209 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事（広報を含む）、飲食・物販・体験施設の新設、管理運営を行う事業のこと。
- 4) 「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
- 5) 「調査職員等」とは、**H31-35** 国営明石海峡公園運営維持管理業務において、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者が指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員、調査員を総称している。
- 6) 「維持管理業務受託者」とは、**H31-35** 国営明石海峡公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第2編「国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者であり、主に各収益施設の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
- 9) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
- 10) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 11) 「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のこと。
- 12) 「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
- 13) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
- 14) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 15) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されているもののこと。
- 16) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 17) 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、近畿地方整備局が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。また、近畿地方整備局長が維持管理業務受託者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第27条第1項に基づき、必要な措置を取らせること。
- 18) 「承諾」とは、施設等運営者が近畿地方整備局に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、近畿地方整備局が書面により同意すること。
- 19) 「協議」とは、本規定書の協議事項及び近畿地方整備局が指示する事項について、近畿地方整備局と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
- 20) 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。

- 21) 「提出」とは、施設等運営者が近畿地方整備局に対し、業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
- 22) 「報告」とは、施設等運営者が近畿地方整備局に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 23) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- 24) 「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 25) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 26) 「建物使用料及び土地使用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地または建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が近畿地方整備局に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行事催事を国営明石海峡公園事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
- 27) 「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 28) 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 29) 「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 30) 「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 31) 「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、近畿地方整備局に都市公園法第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される様式 3-1 「収益施設管理運営計画書」及び本規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。
なお、臨時売店については、本規定書第 2 編「国営明石海峡公園収益施設管理運営個別規定書 第 3 章 飲食施設・物販施設 第 36 条 繁忙期の対応」による。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可

の変更を要する場合は、近畿地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。

3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令に必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び近畿地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物条例
- 5) 労働基準法、労働安全衛生法
- 6) 施設維持、設備保守点検に関する法規
 - ① 建築基準法
 - ② 電気事業法
 - ③ 水道法
 - ④ 消防法
 - ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準(厚生労働省)
 - ⑥ 下水道法
 - ⑦ 水質汚濁防止法
 - ⑧ 浄化槽法以上のほか、施設維持管理に関する関連法規。
- 7) 食品衛生法
- 8) 大気汚染防止法
- 9) 騒音規制法
- 10) 振動規制法
- 11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 12) リサイクル法(容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法)
- 13) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 14) 個人情報保護に関する法律
- 15) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 16) 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 17) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 18) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律

- 19) 遺失物法
- 20) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 21) 生物多様性地域連携促進法
- 22) 森林法
- 23) 森林病害虫等防除法、その他松くい虫防除に関する関係法令等
- 24) 鳥獣保護法
- 25) 家畜伝染病予防法
- 26) 工事に関する法規、規定
 - ①建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
 - ②建設業法

以上のほか、工事に関する関連法規。
- 27) 公園維持管理の指針とすべき関係仕様書類

なお、施設の維持補修にあたり、利用者の安全な利用および国有財産の適切な管理を行ううえで配慮が必要な施設については、以下の仕様等に基づき施工すること。

 - ①土木請負工事必携（平成30年4月）（近畿地方整備局）
 - ②土木工事共通仕様書（案）（平成30年4月）（近畿地方整備局）
 - ③土木工事施工管理基準及び規格値（平成30年4月）（近畿地方整備局）
 - ④写真管理基準（案）（平成29年3月）（国土交通省）
 - ⑤「土木構造物標準設計」（建設省）
 - ⑥「土木工事標準設計図集」（平成17年2月）（近畿地方整備局）
 - ⑦「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）（平成28年版）（国土交通省）
 - ⑧「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（平成28年版）（国土交通省）
 - ⑨「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省）[平成29年]
 - ⑩「機械工事共通仕様書」（案）（平成29年3月）
 - ⑪「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省）

このほか、誰もが安心して快適に利用できるよう、関連施設の補修等に当たっては、「公園のユニバーサルデザインマニュアル」（社団法人日本公園緑地協会）を参考に施工すること。
- 28) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 29) 移動等円滑化促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 30) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 31) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
- 32) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－2）
- 33) 「環境省レッドリスト」ほか希少動植物に関する基準
- 34) 猛禽類保護の進め方（環境庁自然保護局野生生物課編）
- 35) 公園運営の指針とすべき基準類
- 36) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 37) 道路運送法

- 38) 温泉法
- 39) 公衆浴場法
- 40) 旅館業法
- 41) 風俗営業法
- 42) その他、関係諸法令等

第8条 施設等運営者の義務

1. 本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第5条第1項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。
2. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合速やかに近畿地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
3. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営明石海峡公園設置の意義を踏まえて行動すること。
4. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
5. 繁忙日には、臨時駐車場の確保や早期開場、行催事開催時には、園内移動施設の運行休止やルート・運行時間の変更等を行わなければならない。
6. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、近畿地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
7. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、近畿地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。
8. 施設等運営者は、近畿地方整備局から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
9. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、周辺地域の施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
10. 別添—28「利用指導・利用サービスマニュアル（案）」を参考に、収益施設の運営にあたること。
11. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に近畿地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営、特に飲食施設や物販施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	近畿地方整備局	施設等運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び園内移動施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者へ損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第3 2条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
近畿地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、近畿地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、近畿地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2 特定備品を対象とする。

第11条 公租公課

1. 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したことにより賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について近畿地方整備局に協力するものとする。

第12条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日及び時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては当該運営日時を変更して運営することができる。（下表を参照）

開園期間及び時間

開園期間	開園時間（淡路地区）	開園時間（神戸地区）
4月1日～6月30日	9：30～17：00	9：30～17：00
7月1日～8月31日	9：30～18：00	9：30～18：00
9月1日～10月31日	9：30～17：30	9：30～17：00
11月1日～3月31日	9：30～16：00	9：30～16：00

休園日は、12月31日～1月1日及び2月の第2月曜日から金曜日（繁忙期、行催事開催時等においては、施設等運営者が調査職員等に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる）。

開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は維持管理業務受託者が調査職員等に協議し、承諾を得て休園とする。

開園時間はイベント等により変更する場合がある。

施設等運営者は、近畿地方整備局からの臨時休園・時間短縮延長の通知に従うこと。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】
 - ・淡路市夏祭り：淡路市夏祭り開催日（7月）【1日】
 - ・秋の都市緑化月間：10月1日～10月31日【期間中1日】
 - ・みどりの日：5月4日【1日】
 - ・敬老の日：9月第3月曜日【1日】 満65歳以上の者のみ無料
2. 近畿地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
 3. 近畿地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
 4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ近畿地方整備局と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第13条 提供品目及び利用料金

1. 飲食施設や物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等に配慮して定めるものとする。
2. 各施設の利用料金については、駐車場は、近畿地方整備局長の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他の収益施設の料金設定等については、近畿地方整備局長との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支バランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。
なお、施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に監督職員と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

毎月の施設使用料については、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税込み施設使用料（円／年）
国営明石海峡公園収益施設 1式	1,807 万円

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

※臨時分を含んでいない。

なお、風水害その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由により長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱いについては、近畿地方整備局と施設等運営管理者の間で協議するものとする。

【個別施設毎の施設使用料の目安】

<淡路地区>

公園施設の名称			税抜き施設使用料（円／月）	
1	駐車場	①	東浦大型駐車場	66,281
		②	海岸南駐車場	118,213
		③	淡路口駐車場	542,469
		④	シースケープラウンジ A 駐車場	19,375
2	園内移動施設	①	トラムカー(夢ハッチ号)	10,845
3	飲食施設	①	レストラン(花屋敷)	58,953
4	物販施設	①	船着場売店	28,884
		②	売店(東浦口ゲート棟)	21,432
5	船遊施設	①	船着場	6,380
6	自動販売機※1	①	公園敷地内	

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。なお、平成 31 年 1 月現在、自動販売機は 13 台(3,682 円／月)設置している。

(臨時)

公園施設の名称			税抜き施設使用料（円／月）	
1	駐車場	①	海岸北臨時駐車場(北)	1,216,775
		②	海岸北臨時駐車場(南)	616,439
		③	シースケープラウンジB駐車場	39,375

<神戸地区>

公園施設の名称			税抜き施設使用料（円／月）	
1	駐車場	①	藍那口大型駐車場	30,779
		②	森のゾーン身障者用駐車場	5,744
		③	森のゾーンA駐車場	128,874
		④	藍那口 A 駐車場	9,855
		⑤	藍那口 B 駐車場	9,534
		⑥	藍那口 C 駐車場	33,631
2	自動販売機※1	①	公園敷地内	
3	体験学習施設	①	体験学習林	146,340
		②	体験学習農園	138,210
4	体験学習施設	①	水田	9,258
		②	畑	9,048

※1 自動販売機については、必要とする台数分の面積を第 14 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。なお、平成 31 年 1 月現在、自動販売機は 7 台(7,670 円／月)設置している。

(臨時)

		公園施設の名称	税抜き施設使用料 (円/月)
1	駐車場	① 森のゾーン A 臨時駐車場	128,874
		② 森のゾーン B 駐車場	152,995
		③ 藍那口D駐車場	30,171
		④ 藍那口E駐車場	33,209
		⑤ しあわせの村連絡口駐車場	25,019

※駐車場使用面積及び期間(日数)については、調査職員等と協議のうえ決定する。

※施設利用料は「行政財産を使用または収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※施設運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から**20日**以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の施設使用料及び土地使用料について】

淡路地区		
	公園施設	税抜き施設使用料 (円/回)
1	臨時売店	(都度告知)
2	自動販売機	(都度告知)
神戸地区		
1	臨時売店	(都度告知)
2	自動販売機	(都度告知)

※ 淡路地区の平成30年度の土地使用料は最大70円/月・m²、建物使用料は最大1,240円/月・m²であった。

神戸地区の平成30年度の土地使用料は、最大64円/月・m²、建物使用料は最大430円/月・m²であった。

※ [建物の占有] 及び [土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合] は、別途消費税が課される。

※ 建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年使用料との調整を行い改定する予定である。

第15条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の飲食施設・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については近畿地方整備局が点検を行うものとし、近畿地方整備局が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う。定期点検の実施時期については協議の上、近畿地方整備局に書面により提出すること。点検結果については遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、近畿地方整備局と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で近畿地方整備局の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は近畿地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に近畿地方整備局または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、近畿地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の近畿地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第16条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を

漏らし、または盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

2) 近畿地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。（別添—51「情報セキュリティについて」参照）

2. 個人情報保護

1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により近畿地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。（様式1-7「再委託又は下請負の予定（協力企業の名称等）」参照）

2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。

4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。

5. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより近畿地方整備局に損害を及ぼしたときは、近畿地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。

6. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに近畿地方整備局に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により近畿地方整備局に報告するものとする。

第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を運営するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。

2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

3. 施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、近畿地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。

4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承さ

せてはならない。

第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、近畿地方整備局とあらかじめ協議を行った場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、近畿地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、近畿地方整備局は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または近畿地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合は、近畿地方整備局または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは近畿地方整備局が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び近畿地方整備局間で事前に協議を行った上で、近畿地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、近畿地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について近畿地方整備局が書面により指示することとする。

第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、近畿地方整備局の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、近畿地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。
3. 施設等運営者は、事業者名、施設運営者名、再委託運営者名などをホームページや現地に掲示すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、近畿地方整備局の協議により、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、近畿地方整備局が指定した様式による関係書類を近畿地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が近畿地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後近畿地方整備局に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて近畿地方整備局と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 近畿地方整備局と収益施設等設置運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要領を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに近畿地方整備局と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次に掲げる事項について近畿地方整備局に書面により報告するものとする。

項目名	提出期限
管理運営要領	許可日より14日以内に提出
管理運営報告書(月毎の売上高、施設利用者数等)	翌月の10日迄に提出
業務打合せ簿	打合せ毎に終了後速やかに提出
施設保守定期点検等の実施結果報告	点検後速やかに提出
業務実施体制	管理運営要領と同時に提出
その他監督職員が指示する書類	適宜提出

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の企画立案及びマネジメントを担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。

4. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支払いは認めない。
5. 開園期間中は、維持管理業務の共通仕様書第 14 条 1)の業務責任者（総括責任者）が勤務する体制か、共通仕様書第 14 条 2)～3)の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも各地区において2名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、業務に精通したものを勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。
6. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。
 - 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者について
 - ①施設等運営者は、業務における収益施設等設置管理運営業務責任者を定め、近畿地方整備局に通知するものとする。
 - ②収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
 - 2) 適切な業務従事者の配置について
 - ①収益施設等設置管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ちの業務量が適切となるよう配慮すること。
 - ②近畿地方整備局は、必要に応じて収益施設等設置管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第 28 条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より 14 日以内に企画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）
 - ②業務の実施方針（「再委託に関する事」を含む。）
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④業務の実施体制
 - ⑤連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥救急対応
 - ⑦安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）
 - ⑧緊急時対応
 - ⑨収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）
 - ⑩その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。

- 3) 施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、近畿地方整備局と協議の上、近畿地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。
- 4) 近畿地方整備局は、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づき管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、施設等運営者に管理運営要領の変更を指示することができる。
- 5) 管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがある。
 - ①必要な施設、項目の記載がない。
 - ②内容が本規定書に反する。
 - ③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。
 - ④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。
 - ⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。
 - ⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。
- 6) 運営日時、価格、サービス内容、割り引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
- 7) 管理運営要領を変更する場合は、近畿地方整備局に変更箇所、理由を明らかにした上で、変更した管理運営要領を提出しなければならない。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、近畿地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。（別添－52「収益施設収支状況報告」参照）
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月10日までに書面により近畿地方整備局に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに近畿地方整備局の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 近畿地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に近畿地方整備局に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に近畿地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、近畿地方整備局と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。

- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い近畿地方整備局または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
 - 5) 施設等運営者は、近畿地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。
4. 価格・サービス内容の決定・変更
- 施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に近畿地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
5. 施設等運営者の変更
- 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
6. 広告物の掲出
- 施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ近畿地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出物については許可区域内とする。
- なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、近畿地方整備局と書面により協議を行うこと。
- ①収益施設の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、国営明石海峡公園の施設であることを明示すること。
 - さらに、企画商品等の企画名称に国営明石海峡公園の名称を冠したものとする場合、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさで表示する。(別添—27「グラフィックマニュアル」参照)
 - ②収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
 - ③施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広告物はもちろんのこと、協賛する国営明石海峡公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
 - ④施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営明石海峡公園の名称より小さく表示すること。

7. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を近畿地方整備局に書面により提出しなければならない。

- ①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- ②施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- ③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。
- ④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- ⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議。
- 2) その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、近畿地方整備局と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

近畿地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての作業員について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開園時間中の乗り入れも最小限にとどめること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。（別添-19「業務入園規則」参照）

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認または引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに書面をもって報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見などの聴取や記録に取り組まなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文、苦情などの意見を集約し、近畿地方整備局に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームペ

ージに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に近畿地方整備局と協議を行う。

5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営明石海峡公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取り扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
8. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に近畿地方整備局と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、近畿地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 3) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、近畿地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 4) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、近畿地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 5) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、近畿地方整備局に報告するものとする。
- 6) 異常を確認した場合、速やかに近畿地方整備局に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 7) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に近畿地方整備局と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに近畿地方整備局に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 8) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

2. 安全確保

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。
- 2) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 3) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を近畿地方整備局に書面により報告の上講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 4) 工事車両の運転については近畿地方整備局発行の許可書を前面に掲示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動は、**15km/h**以下で走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 5) 公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 6) 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
 - 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
 - 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めるときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
 - 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに近畿地方整備局に報告する。
 - 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。
4. 災害時、異常時等の対応
- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ近畿地方整備局に書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
 - 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、とった措置の内容を近畿地方整備局に速やかに書面により報告する。
 - 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
 - 4) 台風、豪雨等の災害発生時に近畿地方整備局の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
 - 5) 近畿地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
 - 6) 近畿地方整備局の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、近畿地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
 - 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編第6条にもとづき適切な措置・対応を行うこと。
 - 9) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は近畿地方整備局の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を近畿地方整備局に提出の上、書面

により承認を受けること。

- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。

2. 定期点検

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
- 2) 下記の表に掲げる施設の定期点検項目について、原則として施設等運営者が行うが、別途近畿地方整備局が行う点検（●印）との役割分担について協議の上実施し、両社が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については近畿地方整備局が書面により残すものとする。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

■施設の定期点検項目（1）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
外部	屋根		
	外壁		
	ひさし（車寄せ）・とい		
	軒天井・ひさし下端		
	外部床		
	バルコニー		
	外部建具		
	外部用自動ドア		
	エキスパンションジョイント金物		
内部	内壁・柱・はり		
	内部天井		
	内部床		
	内部建具		
	内部用自動ドア		
構造部	構造体・基礎		
電灯・動力設備	照明器具（蛍光灯）		
	分電盤・開閉器箱		
	制御盤		
	幹線		
受変電設備	配電盤等（内部機器を除く。）	●	
	変圧器	●	
	交流遮断機	●	
	断路器	●	
	計器用変成器	●	
	避雷器	●	
	高圧負荷開閉器	●	
	高圧カットアウト	●	
	高圧電磁接触器	●	
	力率改善装置	●	
	指示計器・保護継電器	●	
低圧開閉器類	●		

中項目	小項目	法定点検	留意事項
	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS、C-GIS)	●	
	その他の特別高圧関連機器	●	

■施設の定期点検項目（2）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
自家発電設備	自家発電設備	●	
直流電源設備	共通事項	●	
	整流装置	●	
	蓄電池	●	
交流無停電電源設備	共通事項	●	
	交流無停電電源設備（簡易型を除く。）	●	
	交流無停電電源設備（簡易型）	●	
通信・情報設備	構内情報通信網設備	●	
	構内交換設備	●	
	拡声設備	●	
	監視カメラ設備	●	
	駐車場管制設備	●	
外灯	外灯		
構内配電線路・構内通信線路	構内配電線路・構内通信線路		
冷熱源機器			
	パッケージ形空気調和機		
	氷蓄熱ユニット	○	

■施設の定期点検項目（3）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
空気調和等関連機器			

中項目	小項目	法定点検	留意事項
	送風機		
	天井扇・有圧換気扇		
	全熱交換器		
給排水衛生機器			
	汚水槽・雑排水槽	○	
	汚水槽・雑排水槽の清掃	○	
	電気温水器		・周期は別に定める。
	衛生器具		・周期は別に定める。
ダクト及び配管	ダクト		・周期は別に定める。
	配管		・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。
水質管理			
	飲料水（給水設備）	○	
中央監視制御装置	中央監視制御装置	●	
消防用設備等		●	
建築基準法関係防災設備	非常用照明装置	○	
	排煙設備	○	

■施設の定期点検項目（４）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
工作物			
	設備架台・囲障（ルーバー等）		
外構	敷地		
	へい		
	門		
	排水枡・マンホール・側溝・街きよ		
植栽・緑地	植栽・緑地		

中項目	小項目	法定点検	留意事項
ねずみ・昆虫等の防除			

■ 関係法令

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関わる参照条項
建築基準法	第十二条	○	第六条、別表第一
			【令】 第十四条の二、第十六条
官公庁施設の建設等に関する法律	第十一条、第十二条	○	官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
消防法	第十四条の三の二	○	【危険物の規制に関する政令】 第七条の三、第八条の五
	第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三	× (公共建築)	【令】 第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一
人事院規則 10-4	第十五条、第三十二条、第三十四条	×	別表第七、別表第八
事務所衛生基準規則	第九条、第十条	×	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第四条	○	第二条
			【令】 第一条
高圧ガス保安法	第三十五条、第三十五条の二	○	【一般高圧ガス保安規則】 第七十九条、第八十三条
			【冷凍保安規則】 第四十条、第四十四条
水道法	第三十四条の二	○	第三条
			【令】 第二条
電気事業法	第三十九条、第四十二条	○	第三十八条
			【令】 第五十条
ガス事業法	第四十条の二	×	第二条
			【則】 第一百七条
浄化槽法	第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条	×	第二条
ボイラー及び压力容器安全規則	第三十二条、第六十七条	○	第一条
			【労働安全衛生法施行令】 第一条

※ [条件の有無] ○：義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3. 自主点検

自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■ 施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築

電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録
		鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	冷熱源機器	運転・監視記録
		冷熱源機器
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
給排水衛生機器	給排水衛生機器	
	循環ろ過装置	
監視制御設備	中央監視制御設備	中央監視制御装置
搬送設備	昇降機	昇降機

4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに近畿地方整備局に報告するものとする。

5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。

- 6) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。(別添—19「業務入園規則」参照)

第41条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、近畿地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

- ①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は近畿地方整備局に書面により報告するものとする。
- ②本業務を行う場所、若しくはその周辺に第三者が存する場合、または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を近畿地方整備局に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

3) 初期対応

- ①施設等運営者は、近畿地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに近畿地方整備局に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- ③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により近畿地方整備局に報告するものとする。なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 一 事故発生日時。
 - 二 事故発生場所。
 - 三 事故発生の原因。
 - 四 事故の程度。
 - 五 人身事故の場合は、医師の診断結果。
 - 六 事故処理の概略。
 - 七 再発防止など改善策等。

④重大事故については直ちに近畿地方整備局に報告し、その指示に従うこととする。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実

施を、積極的かつ主体的に行う。

- 2) 施設等運営者は、異常な事態が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに近畿地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、許可を受けた施設内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
3. 設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。

第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に近畿地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに近畿地方整備局に提出するものとする。また業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その工事实施範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に近畿地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに近畿地方整備局に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 常に施設利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 工事車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動は **15km/h** 以下で走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。(別添—19「業務入園規則」参照)

4. 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第6章 財産管理

第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第47条 備品の取り扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。ただし、業務開始時に近畿地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、近畿地方整備局が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。ただし、「第1章 第21条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「第1章 第22条 立退料等の不請求」にあるとおり、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

ただし、近畿地方整備局の承諾を得て、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するときまたは、契約が解除された場合は、近畿地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當である場合、近畿地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第27条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らか場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第7章 自主事業

第49条 飲食・物販・体験学習施設等の設置運営

利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき施設を新設し、管理運営する場合は、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、実施期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。

また、施設を新設する場合、実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

第2編 国営明石海峡公園収益施設管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

第2条 施設の利用目的

駐車場及び臨時駐車場は、公園利用者の国営明石海峡公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の利用目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

<淡路地区>

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

《必須施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
東浦大型駐車場	22 台	—	—	—
シースケープラウンジ A 駐車場	—	60	4	—

《裁量施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
海岸南駐車場	—	158 台	4 台	10 台
淡路口駐車場	35 台	357 台	8 台	20 台

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）

公園施設の名称		数量
駐車場	海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1m ²
	海岸北臨時駐車場(南)	14,335.8m ²
	シースケープラウンジ B 駐車場	1,575m ²

※駐車場使用面積及び期間(日数)は、土・日・祝日・繁忙日を基本とするが、調査職員等と協議のうえ決定する。

<神戸地区>

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

《必須施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
森のゾーン身障者 用駐車場	—	3 台	3 台	—
森のゾーンA駐車場	—	14 台	—	—
藍那口 A 駐車場	—	42 台	4 台	—

《裁量施設》

施設名称	大 型	普 通	うち 身体障害者用	原付・自動二輪
藍那口大型駐車場	5 台	—	—	—
藍那口 B 駐車場	—	35 台	—	—
藍那口 C 駐車場	—	44 台	—	—

ただし、神戸地区の駐車場に関しては、隣接するしあわせの村との連携内容を踏まえて行うこと。(別添-6 1 「神戸地区における駐車場、園内移動施設等の運営方式 (案)」(以下、「運営方式 (案)」) 参照)

■運営対象施設一覧 (臨時駐車場)

公園施設の名称		台数
駐車場	森のゾーン A 臨時駐車場	106 台
	森のゾーン B 駐車場	226 台
	藍那口 D 駐車場	37 台
	藍那口 E 駐車場	40 台
	しあわせの村連絡口駐車場	58 台

※駐車場使用面積及び期間(日数)は、土・日・祝日・繁忙日を基本とするが、調査職員等と協議のうえ決定する。

第 4 条 担当責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任したうえで駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第 5 条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の 1 時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第 6 条 利用料金

利用料金は、駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、近畿地方整備局長の指定する料金を上限とする。臨時駐車場の利用料金についても同様である。

■利用料金一覧<近畿地方整備局長の指定する上限料金>

車種	利用料金	備考
	一般	
大型（1日）	1,600円	車体総重量8t以上、最大積載量5t以上、または乗車定員が30名以上の車両。
普通（1日）	500円	上記以外の自動車。
二輪（1日）	100円	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	運転手または同乗者が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、駐車料金が免除。同乗者が11名以上の場合、2名の方の手帳の提示が必要。

※平成33年4月に追加開園を予定しているシースケープ・ラウンジの「シースケープラウンジA、B駐車場」の利用料金については、シースケープ・ラウンジ内の施設利用者は無料とする。

第7条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 駐車場の運営に関すること。
- 2) 駐車場の維持管理に関すること。
- 3) 駐車場の安全管理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第26条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 駐車場の運営

- 1) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両所有の施設利用者から退出の申し出があった場合は、適切に対処すること。
- 2) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行うこと。
- 3) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて協議することとする。
- 4) 施設等運営者は、駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行、回数券の販売及び領収書の発行等について、維持管理業務受託者と連携して行う（別添—59「運営方式（案）」参照）。
- 5) 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある駐車場においては、駐車場利用料金の徴収を駐車場管理機器の精算機において行うものとし、回収にあたっては十分注意を払い行うものとする。その際、つり銭を補充するなどの金銭管理を行うこと。ただし、繁忙期においては、必要人員を配置し徴収を行う。

2. 繁忙期の対応

- 1) 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策を立て、本公園内外

に臨時駐車場を確保するとともに、警備、案内・誘導員を増員するなど、事前に必要な措置を講ずるものとする。

- 2) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 臨時駐車場の確保

<淡路地区>

- 1) 繁忙期においては、第3条表に示す臨時駐車場の区域において、確実に施設利用者の駐車スペースを確保しなければならない。なお、臨時駐車場の確保日については、近畿地方整備局と協議の上、決定する。
- 2) 臨時駐車場の使用は、常設駐車場が満車となる状態を見計らって、開始する。
- 3) 臨時駐車場への案内は、臨時駐車場の使用時に限定して、看板を設置し、利用者の指導を行う。特に歩行者や入園者の安全確保には細心の注意を行う。
- 4) 臨時駐車場の安全管理として、臨時駐車場の出入口部及び駐車スペース（駐車行為）に安全誘導員を適宜配備する。
- 5) 臨時駐車場の使用時は、一般園地との範囲区分が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置する。また、特に公園利用の混雑が予想されるときは、ハンドマイクによる誘導も行うものとする。

4. 利用制限等

次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができるものとする。

- ① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
- ② 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第9条 施設・設備等の維持管理

1. 駐車場管理機器については、近畿地方整備局が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、近畿地方整備局が別途実施する。
2. 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場管理機器の電源を確実に切る。
3. 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。
4. 駐車場管理機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実にを行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。
5. 駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙-8「個別仕様書（植物管理）」に準じて実施すること。

第10条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。
2. やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者に的確に告知すると共に近畿地方整備局に報告する。
3. 緊急車両等の入出場については適宜協力をする事。
4. 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施する。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行う。

第11条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応する。

第12条 施設利用上の注意事項

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも以下の各号について看板等において注意を促す。

- 1) 場内での車両通行速度は、時速 **15km/h** を超えないこと。
- 2) 場内での追い越しをしないこと。
- 3) 喫煙又は火気の取り扱いをしないこと。
- 4) 標識又は係員の指示に従うこと。
- 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
- 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。
- 7) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。
- 8) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第13条 費用負担

1. 駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 駐車場の満車表示など施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の

もとで機器・設備等を持ち込むこととする。

3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 近畿地方整備局の職員や業務や公園管理に係る市民団体の活動等で入園する業務入園者等からは、駐車料を徴収することはできない。(別添-19「業務入園規則」参照)
5. 神戸地区の料金徴収については、しあわせの村連絡口における料金徴収に係る本業務委託費との費用分担がある(別添-59「運営方式(案)」参照)。

第14条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第2章 園内移動施設

第15条 総則

施設等運営者は、園内移動施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

園内移動施設の導入は、施設等運営者の裁量施設とする。

第16条 施設の目的

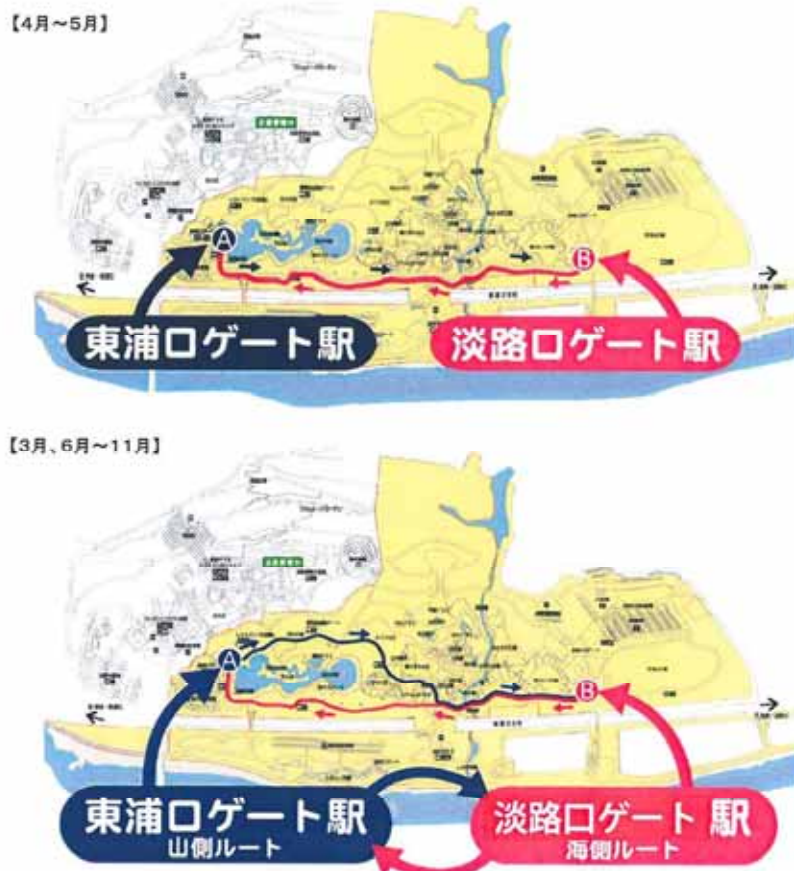
園内移動施設は、以下に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助するための園内移動施設の運行を目的とする。

<淡路地区>

■運行ルート

- a.バス停：A 駅(東浦ロゲート駅) ⇄ B 駅(淡路ロゲート駅)
- b.転回場所：「船着場前」及び「移ろいの庭前」

園内移動施設運行ルート



第17条 運営対象施設

運営対象施設の仕様は次のとおりとする。

<淡路地区>

■運営対象施設一覧

・トラムカー（夢ハッチ号）

項目	仕様		
	牽引車	1号車	2号車
寸法	4,250(L)mm × 2,100(W)mm × 2,600(H)mm	4,040(L)mm × 2,100(W)mm × 2,900(H)mm	4,120(L)mm × 2,100(W)mm × 2,900(H)mm
重量	4,110kg	1,470kg	1,510kg
乗車定員	1人	20人	17人
走行速度	最高 15 km/h（満員乗車時） 但し、安全のため 10 km/h 以下の速度で運行		
最小回転半径	7 m		
製造年度	平成 12 年度		
その他	燃料はプロパンガスを使用 使用量は、1日1本を目安とし、常時2本程度を燃料保管倉庫に保管しておく 修繕費用 ¥826,452-（平成 28 年度、平成 29 年度平均）		

・電動トラムカー

項目	仕様		
	牽引車	1号車	2号車
寸法	4,260(L)mm × 2,070(W)mm × 2,400(H)mm	4,400(L)mm × 1,950(W)mm × 2,400(H)mm	4,400(L)mm × 1,950(W)mm × 2,400(H)mm
重量	3,460kg	1,160kg	1,160kg
乗車定員	1人	22人	18人
走行速度	最高 30 km/h（満員乗車時） 但し、安全のため 10 km/h 以下の速度で運行		
最小回転半径	5 m		
製造年度	平成 31 年度		
その他	燃料は電力を使用 1日10時間以上の充電を目安とする 修繕費用 未定（平成 31 年 5 月納車予定）		

なお、運営対象施設については、原則として上記車両を使用することとするが、施設等運営者が上記車両に追加して持ち込む車両を使用することを妨げない。但し、持ち込みの車両を使用する場合は、別途近畿地方整備局と協議するものとする。また、持ち込んだ車両についても本章の

規定を適用するものとする。

第18条 責任者の選任

施設等運営者は、園内移動施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内移動施設の運行にあたらせるものとする。

1) 施設担当責任者

運行管理者、運転者及び車掌の監督指導を行う人員

2) 運行管理者

公園利用者の安全を考慮して、園内移動施設の運行に関して十分な知識を有する人員

3) 運転者及び車掌

①満18才以上で身体健全な者

②普通一種自動車運転免許を有する者

③園内移動施設の運転について必要な知識及び技能を有する者

第19条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。

■運休日

公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。
3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第20条 利用料金

施設利用者へ提供する園内移動施設の利用料金は、障害者や高齢者の園内移動施設であるため、施設利用者の負担軽減の観点から、以下に定める額を上限とするが、施設等運営者の提案により、その料金を下げる場合、近畿地方整備局と協議の上、定めるものとする。

■＜参考＞利用料金一覧

利用料金	
一般	300円
身障者及び3歳以下	無料

第21条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 園内移動施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること
 - 2) 園内移動施設の維持管理に関すること

- 3) 園内移動施設の安全管理に関すること
- 4) 園内移動施設の利用に伴う苦情処理に関すること
- 5) 前各号に掲げる業務に付随すること

第22条 施設の運営

1. 施設等運営者は、園内移動施設の運営を行うにあたり、第13条に定めた運行ルートを実行するものとする。
2. 行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができるが、その場合、施設等運営者は、あらかじめ近畿地方整備局と協議するものとする。
3. 運行コースにおいて、10km/h以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、近畿地方整備局と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。

第23条 施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第24条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 営業開始前の準備
 - 1) 園内移動施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて近畿地方整備局に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、園内移動施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 営業期間中の管理運営
 - 1) 施設等運営者は、園内移動施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 営業終了後の対応
 - 1) 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保存すること。
5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内移動施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。

- 1) 始業終業点検
 - 2) 身だしなみチェック
 - 3) 清掃チェック
 - 4) 1ヶ月点検
 - 5) 納品業者への指導管理
 - 6) 定期点検（1年次）
 - 7) 消防避難訓練
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心がけることとする。ただし、毎日点検については安全作業を十分心がけ、下記にはよらない。
- 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。
7. 施設等運営者は点検表（または運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内移動施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表（または運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
- 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
 - 2) エンジン音に異常はないか。
 - 3) ブレーキの効きは十分か。
 - 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
 - 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
 - 6) バンパー等車体に損傷はないか。
 - 7) ミラーその他機器に異常はないか。
 - 8) 放送設備は正常に働くか。
8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
9. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、これに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに近畿地方整備局と協議の上、異常の処置を行う。
11. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
12. 年1回、下記検査項目に基づき検査項目1ヶ年検査表を作成の上、これにより定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ年検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに近畿地方整備局と協議の上、異常の処置を行う。
- 1ヶ年検査の内容一覧

検査項目	検査内容	備考
構造物	1. シャーシー等のリベット、ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗、欠損等の有無 3. 消火器、報知機等作動の良否	
放送設備 信号・通信	1. 電線の腐食、支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否	
車体・搬器	1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否	
駆動装置 制御装置	1. エンジン・プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制動片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否	必要により油の取替
制御回路	1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等異常の有無 2. 各計器類の作用の良否	

- 1 3. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消化活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
- 1 4. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
 - 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後使用を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
- 1 5. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
 - 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
- 1 6. 第5項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ近畿地方整備局に提出し、確認を得るものとする。
- 1 7. 施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
- 1 8. 施設等運営者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第25条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

- 1) 園内移動施設に関する一般知識。
- 2) 園内移動施設の運行及び点検の方法。
- 3) 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
- 4) 故障時に講ずべき措置。

- 5) 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
- 6) 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
- 7) 国営明石海峡公園についての一般知識。
- 8) 園内移動施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
- 9) 関係法令その他必要な事項。

第26条 緊急時対応

1. 次の各号の時は、施設等運営者は、運行を一時中止・変更又は休止するものとし、近畿地方整備局に報告するものとする。また、施設等運営者は、園内移動施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない運行を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びバス停前に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、走行に危険が予想される時。
 - 2) 事故などの不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
 - 4) 近畿地方整備局又は維持管理業務受託者の総括責任者の指示のあったとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により運行を中止したときは、運行ルートに異常のないことを確認しなければならない。
3. 運行ルート等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第27条 費用負担

1. 園内移動施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、園内移動施設への車両（ただし、施設等運営者が持ち込む車両）の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物除く）の費用、園内移動施設の安全対策に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第28条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 運転手等の安全指示に従うこと。
- 2) 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 3) 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 4) 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
- 5) 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
- 6) 手回り品・危険物を所持して乗車しないこと。

第29条 責任の範囲

1. 共通仕様書第6条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは園内移動施設の整備不良等によらない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第3章 飲食・物販施設

第30条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項または本規定書に疑義が生じたときは、その都度、近畿地方整備局と協議するものとする。

第31条 施設の利用目的

飲食施設・物販施設は、国営明石海峡公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第32条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<淡路地区>

《必須施設》

<飲食施設>

施設名称	営業場所
レストラン花屋敷	文化交流ゾーン

<物販施設>

施設名称	営業場所
売店（東浦口ゲート）	文化交流ゾーン
売店（船着場）	文化交流ゾーン

<神戸地区>

《裁量施設》

<物販施設※1>

施設名称	営業場所
売店（厨房棟）	棚田ゾーン

※ 使用面積及び期間（日数）については、調査職員等と協議の上決定する。

第33条 責任者の選任

施設等運営者は、各地区に施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第34条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 臨時施設については、近畿地方整備局と協議の上、決定すること。
3. 定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は近畿地

方整備局と事前に協議を行い、書面により提出するものとする。

4. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて営業時間の短縮又は延長する場合は、近畿地方整備局と協議をすることとする。
5. 行事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

■営業時間

<飲食施設>

開園時間～閉園時間

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、飲食施設毎に協議するものとする。

<物販施設>

(年間常設売店)

開園時間～閉園時間

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、協議するものとする。

第35条 利用料金

施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は近畿地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、近畿地方整備局と事前に協議すること。

■サービス内容等一覧（例）

地区	施設名称	販売・貸出品目
淡路地区	レストラン花屋敷	セット、麺類、軽食
	売店（東裏口ゲート）	加工品類（弁当類を含む）、乾物類、農畜産物類、レク用品類、カメラ用品類、キーホルダー類、ぬいぐるみ・玩具類、衣類、帽子小物類、日用雑貨類、工芸品類、図書類等 飲料水類、アルコール類、菓子類
	売店（船着場）	
	売店（自動販売機） （海のテラス）	
神戸地区	売店（厨房棟）	加工品類（弁当類を含む）、乾物類、農畜産物類、レク用品類、カメラ用品類、キーホルダー類、ぬいぐるみ・玩具類、衣類、帽子小物類、日用雑貨類、工芸品類、図書類等 飲料水類、アルコール類、菓子類

第36条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、臨時売店を開設できるものとする。なお、開設にあたっては、事前に開設場所・期間、開設時間及び販売品目について施設等運営者から近畿地方整備局と書面により協議するものとする。

第37条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
- 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
- 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第38条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第39条 安全衛生管理等

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、近畿地方整備局に報告すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく近畿地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。

- 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、近畿地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととするなど、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により近畿地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、近畿地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、近畿地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第40条 費用負担

1. 飲食施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合
又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して近畿地方整備局に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する

第41条 責任の範囲

1. 共通仕様書第6条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損

害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第42条 施設利用上の注意

次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。

- 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
- 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
- 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬については除く。
- 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第4章 船遊施設

第43条 総則

施設等運営者は、船遊施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

なお、船遊施設は裁量施設とする。

第44条 施設の目的

船遊施設は、国営明石海峡公園において施設利用者へのボート等の貸出しを行うことを施設の目的とする。

第45条 運営対象施設及び運営範囲

1. 運営対象施設は次のとおりであり、また、ボート運営の範囲は別途提示する。
2. 貸出しに供するボートは、施設利用者が快適に利用できる台数を施設等運営者が準備すること。

■営業ボート数（平成30年度まで）

種類	数量(艇)	規格				定員
		全長(m)	全幅(m)	全高(m)	重量(kg)	名
サイクルボート	12	4.10	2.20	2.25	220	6

第46条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で船遊施設の管理運営にあたらせるものとする。

第47条 運営日時

施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。なお、営業日を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、近畿地方整備局と事前と協議し、書面により提出するものとする。

■運休日

公園の休園日、定期点検日及び荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 営業時間は原則として開園時間に合わせるものとする。ただし、発券時間及びボートの貸出受付時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前まで、ボートの貸出終了時間は閉園時間の30分前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、近畿地方整備局と協議することとする。
また、行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

3. 繁忙日等対応等により、運営時間を延長または変更する場合は、近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第48条 利用料金

施設利用者へ提供するボート貸出の利用料金は、提案された内容とするが、市場価格並みとすること。

なお、ボートの利用者は、下船したときはボートの利用券（以下「利用券」という。）を係員に渡すものとし、時間超過の場合には規定の超過料金を支払うものとする。また、利用券を紛失したときは、別途に料金を徴収することがある。

利用券は、原則として自動券売機にて発行するものとする。

■利用料金一覧（平成30年度まで）

区分	時間	利用料金
大人	30分	400円
子供(中学生以下)		200円

第49条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) ボートの貸出しに関すること。
 - 2) ボートハウス、栈橋、浮き栈橋の維持管理に関すること。
 - 3) ボートの利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、ボートの貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
3. ボートの貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、近畿地方整備局と協議を行う。

第50条 施設の運営

1. ボートの運営
 - 1) 施設等運営者は、ボート貸出に際して必要人員を配置し、チケットの授受、ボート乗降のサポート、貸出中のボートの安全確認等を行うものとする。
 - 2) 施設等運営者は、ボートの貸出開始前に水位の確認、及びボートに異常がないか確認を行うこととする。
 - 3) 施設等運営者は、救命艇の操縦のため、営業期間中は船舶免許保持者を1名以上/日ずつ業務に従事させなければならない。
 - 4) 施設等運営者は、閉園後全てのボートが返却されているか台数確認を行い、不足している場合は早急にボートの探索を行うこととする。

- 5) 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講ずるものとする。
- 6) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、動線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
- 7) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて近畿地方整備局と協議すること。

2. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①酒気を帯びた者。
 - ②係員の指示に従わない者。
 - ③他の施設利用者の迷惑となるおそれのある者。
 - ④付添者を伴わない10歳未満の者。
 - ⑤ペット等の動物。

第51条 施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る光熱水費（池の補給水費用を除く）。
- 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理（池内のボート利用に起因するごみを含む）。
- 3) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第52条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適にボートを利用されるよう心がけ、常にボートを正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. ボート及びボート場の安全を確保するため、以下の項目について、ボート及びボート場の始業前点検を行う。
 - 1) ボート舟艇に蛇等が入っていないかなどボート及びボート場周辺の清掃・点検。
 - 2) 救命胴衣の点検。
 - 3) いつでも出動できるよう救助艇の点検を行い、良好な管理をすること。
3. 施設等運営者は、ボートを良好に保つため、日常点検整備、月次点検整備、集中整備を行う。
 - 1) 日常点検整備：毎日、貸出しに際してボートの点検整備を行うこと。
 - 2) 月次点検整備：点検整備項目を定めた上で、ボートの点検整備を月1回行うこと。
 - 3) 集中整備：ボートの点検整備を行うこと。
4. 施設等運営者は、日常点検整備として、ボートを貸し出す際、次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検し貸し出すこととする。

■始業点検

- 1) 水抜きプラグ（オートビルジ）の点検（目視）
- 2) オール・クラッチ・クラッチ台の点検（目視、触検）
- 3) 救命浮環の確認（目視）

- 4) 係船ロープの点検（目視、触検）
 - ボート貸出時・返却時点検
 - 1) 船体異常の有無、座席の汚れ、忘れ物確認（目視）
 - 終業点検
 - 1) ボート数、異常の確認
 - 2) ボートの整理・整頓
 - 3) 栈橋・施設の整理・整頓、施錠確認
5. 施設等運営者は、月次点検整備として、ボートについて、次の各号に関する点検整備を行う。
 - 1) 各可動部及び取付部の作動点検、ボルト増締
 - 2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食など）点検
6. 施設等運営者は、集中整備として、ボートについて、次の各号に関する整備を行う。
 - 1) 各船体洗浄
 - 2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食など）点検
 - 3) 各部分解点検・清掃、グリスアップ等
 - 4) 部品の修理・交換
 - 5) 船体キズ修理・塗装
 - 6) 予備部品補充
7. 施設等運営者は、施設利用者の安全を十分に確保するものとし、下記事項について留意する。
 - 1) 乗下船案内
係員は、利用者を栈橋に案内して、乗船又は下船させる。
 - 2) 乗船及び下船
施設利用者の乗船及び下船に際して、係員は、ボートをしっかり固定させ、施設利用者の安全を図るものとする。
 - 3) 乗船定員
定員超過の乗船は、認めないものとする。

第53条 緊急時の対応

1. 営業休止の基準は、以下のとおりとする。
 - 1) 風速5m以上の、悪天候等安全管理上支障をきたすおそれのあるとき（施設等運営者の判断による）。
 - 2) 近くで雷が発生し、落雷のおそれがあるとき。
 - 3) 雨天のとき。ただし、施設利用者に迷惑のかからない程度の雨天時を除く。
 - 4) 有感地震のとき。
 - 5) その他、故障等の緊急事態が発生または発生が予想されるとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により営業を休止したときは、再開の前に水鳥の池や栈橋、浮き栈橋に異常のないことを確認しなければならない。
3. 水鳥の池や栈橋、浮き栈橋等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必

要な措置を取ることとする。

第54条 費用負担

1. 貸しボート運営に係る一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出しに供するボートを始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、ライフジャケット等本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合
又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、ボートを破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第55条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 二人漕ぎをしないこと。
- 2) 船上で立ち上がらないこと。
- 3) 島及びブイで仕切った立入禁止区域内には、立ち入らないこと。
- 4) 貸しボートから空き缶、ごみ等を捨てないこと。
- 5) 池では、魚等を放流したり、取ったりしないこと。
- 6) 池では泳がないこと。

第5章 自動販売機

第56条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 自動販売機での販売は、缶又はペットボトル又は紙パック、ヌードル、紙コップの飲料品（乳飲料を含む）等を想定している。
2. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
4. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
5. 設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

■設置箇所一覧

<淡路地区>（平成30年度実績）

設置箇所	設置する自動販売機の種類・台数
東浦口ゲート前	飲料1台
子供の森	飲料1台
ビジター棟南側	飲料1台
ビジター棟北側	飲料・アイス各1台（計2台）
芝生広場	飲料2台
夢っこランド	飲料1台
淡路口ゲート前	飲料1台
管理棟	飲料1台

<神戸地区>（平成30年度実績）

設置箇所	設置する自動販売機の種類
長屋門前	飲料
厨房棟内	飲料、カップ麺
相談が辻の家横	飲料
サンデン便所棟横	飲料
遊びの森遊具周辺	飲料

※台数については、調査職員と協議の上決定するものとする。

第57条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で自動販売機の管理運営にあたらせるものとする。

第58条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、自動販

売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。

その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に監督職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の監督職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、近畿地方整備局及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。

3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合

又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第59条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

第60条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要の手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前近畿地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。

3. 販売商品等については事前に近畿地方整備局と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、近畿地方整備局の指示に従うこと。

第6章 自主事業における行催事等

第61条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業(広報も含む)を実施することができる。
2. 行催事を開催行する場合は、本公園の利用者増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に監督職員、調査職員等と協議を行うこと。
4. 自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、別添-25に示す「公園利用重点調整区域」または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
5. 調査職員等と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
6. 事業者は、自主事業実施による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。
7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、開園時間の延長を伴うものは2ヶ月前、伴わないものは1ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の2週間前までには申請書を近畿地方整備局に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料または建物使用料及び土地使用料が不要となる場合もある。
9. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用(水道、電気料金を含む)を負担するものとする。
10. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 事業者は、事前に近畿地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所等に協賛企業の名称等の表示を行うことができる。この場合、兵庫県屋外広告物条例等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示できない。
 - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
11. 事業者は調査職員等が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

第62条 自主事業における飲食・物販・体験学習施設等の新設・管理運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴うものに限っては、別添－53（体験学習施設の設置可能範囲）、及び別添－60（自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）に定める範囲において、施設を新設し、本業務の実施期間を超えて、10年間を上限として管理運営することができる。この場合、管理運営の方法については、本規定書に記載する各種収益施設の方法に準じるものとする。なお、自主事業においても他の収益施設同様に、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料を収めなければならない。

新たに飲食・物販・体験学習施設を設置した場合、本業務契約期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。

また、施設を新設する場合、実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

第7章 自主事業における体験学習施設の新設・管理運営

第63条 総則

体験学習施設は、未開園区域のうち、第65条に指定された下表の耕作地・樹林地の範囲において、施設運営者が都市公園法第5条の許可を受けて設置及び管理運営する施設である。

体験学習施設は、自主事業で実施されることを期待する。

第64条 施設の目的

体験学習施設は、国営明石海峡公園神戸地区において、来園者への里地・里山体験の機会の提供、レクリエーションの提供等を行う施設である。

荒廃した里山林を公園利用者参加による間伐・伐採や下草刈り、林産品等の栽培、林間レクリエーション活動などを通じて良好な里山林として再生・保全・利用することを考慮して運営を行う。

第65条 運営対象範囲

体験学習施設の区域は、下表の耕作地・樹林地の範囲（別添—53「体験学習施設の設置可能範囲」参照）のうち、事業者が提示した区域である。

施設名称		面積
体験学習施設	体験学習林	約 18,000m ²
	体験学習農園	約 17,000m ²

第66条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、体験学習施設の管理運営にあたらせるものとする。

第67条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、定休日の設定ができるものとする。
2. 定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出するものとする。
3. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて営業時間の短縮又は延長する場合は、近畿地方整備局と協議をすることとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、近畿地方整備局より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第68条 利用料金

施設利用者の利用料金は、近畿地方整備局と協議の上、定めるものとする。

第69条 業務内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うことができる。

- 1) 里地・里山の維持管理に関すること
- 2) 耕作・収穫体験の提供
- 3) 収穫物および薪等採取物の調理、販売に関すること
- 4) 里地・里山におけるレクリエーション活動の提供に関すること
- 5) 里地・里山における文化活動・学習活動に関すること
- 6) 上記2～5に係る利用料金、代金、参加費等の徴収、領収証の発行に関すること
- 7) 上記2～5に係る安全管理に関すること
- 8) 占用区域の安全管理に関すること
- 9) 体験学習施設の利用に伴う苦情処理に関すること
- 10) 前各号に掲げる業務に付随すること

第70条 里地・里山および施設・設備の維持管理

施設等管理者は、使用期間中、里地・里山の機能の維持、および安全確保に必要な管理をおこなうものとする。

第71条 費用負担

体験学習施設に関わる一切の費用（農耕や維持管理に係る機械器具、種苗、肥料・土壌改良材に係る経費、光熱水費等）、運営に関する備品等の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

その他、本業務を実施するにあたり必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡す必要があるが、公園管理者が特別に承認した場合は原状回復を行わず、近畿地方整備局に引き渡すこと。

第72条 責任の範囲

1. 共通仕様書第6条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者はその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者

に損害の賠償を求める。

第73条 施設利用上の注意

原則として禁止事項は以下のとおりとする。

- 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある行為。
- 2) 公園で定める制限事項に違反する行為。
- 3) ペット等の動物の持込み。ただし、身体障害者補助犬については除く。
- 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる行為。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)			
			平成年 26 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人件費	常勤職員					
	非常勤職員					
物件費						
委託費等	委託費定額部分	265,694	266,293	371,840	370,639	
	成果報酬等					
	旅費その他					
計 (a)						
参考値 (b)	減価償却費					
	退職給付費用					
	間接部門費					
(a) + (b)						

(注意事項)

- ・ 委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。
- ・ 平成 29 年度現在の開園面積は 40.4ha。

運営維持管理業務（収益施設等設置管理運営業務にかかる費用を除く）

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
植物管理	98,008	98,311	119,185	119,078
施設・設備管理	30,100	30,528	32,873	33,028
業務全体の企画 立案及びマネジメント	133,970	133,839	187,178	186,017
間接業務費	755	755	-	-
一般管理等	2,860	2,860	5,061	5,061
消費税相当額	21,256	21,303	27,544	27,455
小計	286,949	287,596	371,840	370,639

- ・ 平成 19 年度から平成 21 年度は公募、平成 22 年度から平成 31 年度は企画競争により特定された事業者との 3～4 箇年契約により業務を実施。

2 従来の実施に要した人員				(単位：人)
(淡路地区)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
常勤職員	0	0	0	0
非常勤職員	0	0	0	0
(平成 31 年度の業務従事者に求められる知識・経験等)				
1. 企業の業務実績に関する要件 同種又は類似業務の経験 2. 技術力に関する要件 ○植物管理業務責任者 1級造園施工管理技士				
(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)				
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった(平成30年度)				
1. 企業の業務実績に関する要件				
	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務 ・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	②施設・設備維持管理業務 ・施設・設備維持管理業務に必要な要件	③植物管理業務 ・植物管理業務に必要な要件	④収益施設等管理運営業務 ・収益施設等管理運営業務に必要な要件
業務実績※1	下記に示す業務(平成12年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)において1件以上の実績を有していること(申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成28年3月31日までに完了するもの)			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を1件以上有すること
	1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地管理※4 を行っている施設			
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする 共同体等の一員(代表者以外)としての実績も認める			
保有資格者			1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	
※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。(共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。) ※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等) ※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等) ※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)				
2. 技術力に関する要件				
○植物管理業務責任者 1級造園施工管理技士				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
なし				
(注記事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等設置管理運営業務に係る人員はのぞく。) ・平成26年度に委託企業の職員11名、臨時職員1名、長期アルバイト22名、平成27年度に委託企業の職員11名、臨時職員1名、長期アルバイト23名、平成28年度に委託企業の職員14名、臨時職員0名、長期アルバイト21名、平成29年度に委託企業の職員13名、臨時職員1名、長期アルバイト23名が従事していた。 ・従事者に求める知識や技術は、平成29年時の資格要件である。 				

3 従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）

- ・ 別紙1「主要公園施設一覧」、別紙-2「主要建築物一覧」、別紙-29「公園利用者に無償で貸与している物品一覧」及び別紙-31「建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）」

（注記事項）

- ・ 運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等設置管理運営業務に係る施設・設備は除く。）。

4 従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標									
	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	
公園利用者数 (単位: 人) ※1	398,035	537,746	398,035	837,169	222,635	221,531	222,635	247,185	
公園に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2 (単位: %)	95	84.7	95	71.6	89	86.0	89	85.3	
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	93	77.2	93	77.2	85	76.9	85	77.4	
利用プログラムの年間開催回数、延べ参加人数※5	年間開催件数(単位:回)	50	141	50	156	131	169	131	175
	年間延べ参加人数(単位:人)	17,634	50,721	17,634	76,452	44,550	90,068	44,550	79,304
マスコミによる報道件数(単位:件)	280	619	280	669	519	602	549	754	
ホームページ総アクセス件数(単位:件)	171,588	351,260	171,588	480,692	307,456	533,390	340,556	644,675	
■四半期指標									
	平成 26 年度								
	4~6 月		7~9 月		10~12 月		1~3 月		
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	
公園利用者数※1(単位:人)	156,943	211,615	115,467	153,097	70,649	76,708	54,976	96,326	
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2(単位:%)	95	85.8	95	86.9	95	88.1	95	77.9	
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	93	87.9	94	83.6	91	82.6	91	54.5	
	平成 27 年度								
	4~6 月		7~9 月		10~12 月		1~3 月		
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	
公園利用者数※1(単位:人)	156,943	519,626	115,467	159,553	70,649	84,193	54,976	73,797	
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2(単位:%)	95	68.7	95	83.0	95	78.9	95	78.4	
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	93	68.0	94	79.3	91	80.2	91	58.9	
	平成 28 年度								
	4~6 月		7~9 月		10~12 月		1~3 月		
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	
公園利用者数※1(単位:人)	81,537	86,096	72,644	52,629	31,956	39,936	36,498	42,870	
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2(単位:%)	91	87.2	85	91.9	92	85.6	86	79.3	
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	92	85.6	82	87.7	88	81.4	77	52.7	
	平成 29 年度								
	4~6 月		7~9 月		10~12 月		1~3 月		
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	
公園利用者数※1(単位:人)	81,537	98,929	72,644	56,588	31,956	46,191	36,498	45,447	
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2(単位:%)	91	82.3	85	87.8	92	87.0	86	84.1	
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	92	85.6	82	84.6	88	81.4	77	58.0	

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

包括的な質の水準を目標値・計画値として設定している。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4. モニタリング方法による。

管理者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり。

※1：公園利用者数の集計方法は別紙-12による。

※2：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査（別紙-13）の間10-13「この公園を利用している総合的な満足度について」における「満足」「やや満足」の合計回答比率。

※3：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査（別紙-13）の間10-1「緑の量や花の演出について」の合計回答比率。

※4：利用プログラムとは、国営明石海峡公園の施設を利用して行う内容で、国営明石海峡公園が主催又は共催するもの

※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが淡路市及び神戸市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

・事件、事故等の報道件数は除く。

※6：ホームページの総アクセス件数は、淡路地区と神戸地区のサイトへのアクセス件数である。

（複数のページを閲覧した場合も1件とカウントする。）

5 従来の実施方法等
従来の実施方法 ・業務区分表参照
(事業の目的を達成する観点から重視している事項) ・花の演出、広報、イベント・行催事を一元的に検討し、利用者数及び満足度を目標としている。
(注記事項) ・別紙-12「公園利用者数」、別紙-13「公園利用者アンケート」、別紙-14「イベントリスト(実績)」、別紙-15「SNS 投稿件数」

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状(28-31年度)			民間競争入札(31年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(受託者)	A以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B以外の業者	
国営明石海峡公園運営維持管理業務	①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理業務		○			○		通年
	④収益施設等設置運営管理業務	収益施設設置運営		○			○		通年
自主事業			○			○		通年	

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)	
			平成 28 年度	平成 29 年度
	人件費	常勤職員		
		非常勤職員		
	物件費			
	委託費等	委託費定額部分	300,107	301,308
		成果報酬等		
		旅費その他		
計 (a)				
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a) + (b)				

(注意事項)

- ・ 委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。
- ・ 平成 29 年度現在の開園面積は 43.0ha。

運営維持管理業務（収益施設等設置管理運営業務にかかる費用を除く）

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
植物管理	88,068	88,783
施設・設備管理	20,299	25,070
業務全体の企画立案及び マネジメント	150,115	144,723
間接業務費	258,483	258,578
一般管理等	19,393	20,410
消費税相当額	22,230	22,319
小計	300,107	301,308

- ・ 平成 28 年度から平成 31 年度は企画競争により特定された事業者との 3～4 箇年契約により業務を実施。

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)	
(神戸地区)	平成 28 年度	平成 29 年度	
常勤職員	0	0	
非常勤職員	0	0	
(平成 31 年度の業務従事者に求められる知識・経験等)			
1. 企業の業務実績に関する要件 同種又は類似業務の経験			
2. 技術力に関する要件 ○植物管理業務責任者 1 級造園施工管理技士			
(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)			
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった(平成30年度)			
1. 企業の業務実績に関する要件			
	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務 ・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	②施設・設備維持管理業務 ・施設・設備維持管理業務に必要な要件	③植物管理業務 ・植物管理業務に必要な要件
	④収益施設等管理運営業務 ・収益施設等管理運営業務に必要な要件		
業務実績※1	下記に示す業務(平成12年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)において1件以上の実績を有していること(申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成28年3月31日までに完了するもの)		
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を1件以上有すること
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を1件以上有すること		
	1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地管理※4 を行っている施設		
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員(代表者以外)としての実績も認める	
保有資格者		1 級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	
※1:業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。(共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。)			
※2:レクリエーション施設:主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例:遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)			
※3:観光・商業施設:宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例:大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)			
※4:園地:屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)			
2. 技術力に関する要件 ○植物管理業務責任者 1 級造園施工管理技士			
(業務の繁閑の状況とその対応) なし			
(注記事項)			
<ul style="list-style-type: none"> ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等設置管理運営業務に係る人員はのぞく。) ・平成28年度に委託企業の職員15名、臨時職員0名、長期アルバイト1名、平成29年度に委託企業の職員15名、臨時職員0名、長期アルバイト1名が従事していた。 ・従事者に求める知識や技術は、平成29年時の資格要件である。 			

3 従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）

- ・ 別紙1「主要公園施設一覧」、別紙-2「主要建築物一覧」、別紙-28「公園利用者に無償で貸与している物品一覧」及び別紙-30「建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）」

（注記事項）

- ・ 運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等設置管理運営業務に係る施設・設備は除く。）。

4 従来の実施における目的の達成の程度								
■年間指標								
	平成28年度		平成29年度					
	目標計画	実績	目標計画	実績				
公園利用者数(単位:人)※1	87,000	25,762	140,000	39,795				
公園に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2(単位:%)	70	76	70	77				
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	60	68	60	72				
利用プログラムの年間開催回数、延べ参加人数※4	年間開催件数(単位:回)	18	132	24	198			
	年間延べ参加人数(単位:人)	11,900	12,166	19,200	22,705			
マスコミによる報道件数※5(単位:件)	519	602	549	754				
ホームページ総アクセス件数※6(単位:件)	307,456	533,390	340,556	644,675				
■四半期指標								
	平成28年度							
	4~6月		7~9月		10~12月		1~3月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数※1(単位:人)			32,000	7,970	40,000	11,477	15,000	6,315
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2(単位:%)			70	76	70	75	70	76
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3			60	72	60	68	60	64
	平成29年度							
	4~6月		7~9月		10~12月		1~3月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数※1(単位:人)	53,000	15,937	32,000	8,145	40,000	8,906	15,000	6,807
公園全体に関する「満足」「やや満足」の回答比率※2(単位:%)	70	65	70	86	70	78	70	80
緑の量や花の演出に関する「満足」「やや満足」※3	60	62	60	81	60	76	60	70

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

現在は設定しない。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4. モニタリング方法による。

管理者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり。

※1：公園利用者数の集計方法は別紙-12による。

※2：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査（別紙-13）の間10-13「この公園を利用している総合的な満足度について」における「満足」「やや満足」の合計回答比率。ただし、平成28年度の神戸地区にあつては夏・秋・冬、平成31年度にあつては春・夏・秋の各6日の調査の「満足」「やや満足」の合計回答比率。

※3：国が春・夏・秋・冬の平日・休日の計8日間調査を行っている利用実態調査（別紙-13）の間10-1「緑の量や花の演出について」（神戸地区では「里山林や畑・田んぼ等の植物による里地里山の演出について」として実施する）における「満足」「やや満足」の合計回答比率。

※4：利用プログラムとは、国営明石海峡公園の施設を利用して行う内容で、国営明石海峡公園が主催又は共催するもの。

神戸地区においては、利用プログラムは里山学習プログラムと里山体験メニューから構成される（それぞれの具体的な内容は、別紙-6第12条を参照）。

神戸地区における「年間開催回数」に里山体験メニューの回数・延べ参加人数を含まないものとする。里山学習プログラムは、概ね里山体験メニュー（年間約24種類）のそれぞれとほぼ同時期に開催するものとし、同じ内容の里山学習プログラムを複数日にわたって開催したときは1回と数えるものとする。

※5：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが淡路市及び神戸市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

・事件、事故等の報道件数は除く。

※6：ホームページの総アクセス件数は、淡路地区と神戸地区のサイトへのアクセス件数である。

（複数のページを閲覧した場合も1件とカウントする。）

5 従来の実施方法等
従来の実施方法 ・業務区分表参照
(事業の目的を達成する観点から重視している事項) ・里地里山の景観、広報、二十四節気・七十二候に基づく里山体験メニュー・プログラム・行催事を一元的に検討し、利用者数及び満足度を目標としている。
(注記事項) ・別紙-12「公園利用者数」、別紙-13「公園利用者アンケート」、別紙-14「イベントリスト(実績)」、別紙-15「SNS 投稿件数」

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状 (28-31 年度)			民間競争入札 (31 年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A (受託者)	A 以外の業者	国土交通省	B (受託者)	B 以外の業者	
国営明石海峡公園運営維持管理業務	①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理業務		○			○		通年
	④収益施設等設置運営管理業務	収益施設設置運営		○			○		通年
自主事業			○			○		通年	

精算報告書

H26

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A)－(B)	備考
植物管理	98,008,018	98,008,018	0	
施設・設備管理	30,100,354	30,100,354	0	
業務全体の企画立案 及びマネジメント	133,970,398	133,970,398	0	
間接業務費	755,000	755,000	0	
一般管理費等	2,860,000	2,860,000	0	
消費税相当額	21,255,501	21,255,501	0	
計	286,949,271	286,949,271	0	

精算報告書

H27

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A) - (B)	備考
植物管理	98,311,037	98,311,037	0	
施設・設備管理	30,527,723	30,527,723	0	
業務全体の企画立案 及びマネジメント	133,838,809	133,838,809	0	
間接業務費	755,000	755,000	0	
一般管理費等	2,860,000	2,860,000	0	
消費税相当額	21,303,405	21,303,405	0	
計	287,595,974	287,595,974	0	

精算報告書

H28

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A) - (B)	備考
植物管理	119,184,723	119,184,723	0	
施設・設備管理	32,872,862	32,872,862	0	
業務全体の企画立案 及びマネジメント	187,251,415	187,177,500	73,915	
一般管理費等	5,061,000	5,061,000	0	
消費税相当額	27,549,600	27,543,686	5,914	
計	371,919,600	371,839,771	79,829	

精算報告書

H29

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A) - (B)	備考
植物管理	118,229,000	119,078,262	-849,262	
施設・設備管理	30,159,000	33,028,217	-2,869,217	
業務全体の企画立案 及びマネジメント	189,735,000	186,016,521	3,718,479	
一般管理費等	5,061,000	5,061,000	0	
消費税相当額	27,454,720	27,454,720	0	
計	370,638,720	370,638,720	0	

精算報告書(神戸地区)

H28

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A) - (B)	備考
植物管理	88,068,810	88,068,810	0	
施設・設備管理	20,299,358	20,299,358	0	
業務全体の企画立案 及びマネジメント	150,115,343	150,115,343	0	
一般管理等	19,393,404	19,393,404	0	
消費税相当額	22,230,154	22,230,154	0	
計	300,107,069	300,107,069	0	

精算報告書

H29

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額 (A) - (B)	備考
植物管理	84,969,000	88,783,813	-3,814,813	
施設・設備管理	26,800,000	25,070,774	1,729,226	
業務全体の企画立案 及びマネジメント	144,620,000	144,723,528	-103,528	
一般管理等	22,600,000	20,410,885	2,189,115	
消費税相当額	22,319,120	22,319,120	0	
計	301,308,120	301,308,120	0	

公園利用者数等

■公園利用者数

【H26 年度】

(単位：人)

		第1四半期			第2四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料区域		59,977	82,601	19,811	62,125	49,620	27,260
	大人	27,849	26,601	10,120	8,154	34,068	13,689
	子供	3,547	4,501	1,787	2,095	3,939	2,787
	シルバー	9,702	5,969	2,384	980	963	1,623
	無料入園者 ^{※1}	18,879	45,530	5,520	50,896	10,650	9,161
無料区域		20,785	24,798	3,643	4,600	2,395	7,097
合計		80,762	107,399	23,454	66,725	52,015	34,357
四半期合計		211,615			153,097		
うち包括的な質の評価対象となる利用者数		162,389			139,005		

(単位：人)

		第3四半期			第4四半期			累計
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料区域		30,797	17,231	6,979	7,218	6,906	72,960 (22,711) ^{※2}	443,485 (393,236) ^{※2}
	大人	10,898	8,202	3,285	3,118	3,052	36,895	185,931
	子供	1,721	1,929	788	826	539	5,892	30,351
	シルバー	3,373	1,839	326	408	600	10,183	38,350
	無料入園者 ^{※1}	14,805	5,261	2,580	2,866	2,715	19,990	188,853
無料区域		7,284	4,676	9,741	2,761	2,236	4,245	94,261
合計		38,081	21,907	16,720	9,979	9,142	77,205	537,746
四半期合計		76,708			96,326			537,746
うち包括的な質の評価対象となる利用者数		55,007			87,084 (36,835) ^{※2}			443,485 (393,236) ^{※2}

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者に含む

※2 包括的な質の設定にあたっては、() 内の数値を使用した。() 内の数値は、淡路花博 2015 花みどりフェア期間中(平成 27 年 3 月 1 日～31 日)の利用者数を除外するために、該当期間に平成 26 年 3 月 1 日～31 日の利用者数を代入したものである。

【H27 年度】

(単位：人)

	第1四半期			第2四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料区域	168,387 (44,771) ^{※2}	236,117 (63,256) ^{※2}	22,961	67,029	48,715	33,398
大人	84,053	110,725	12,126	8,896	32,043	15,427
子供	8,730	11,645	1,854	2,175	4,419	3,380
シルバー	32,322	33,044	2,805	1,111	1,356	1,691
無料入園者 ^{※1}	43,282	80,703	6,176	54,847	10,897	12,900
無料区域	19,435	67,712	5,014	3,509	2,286	4,616
合計	187,822	303,829	27,975	70,538	51,001	38,014
四半期合計	519,626			159,553		
うち包括的な質の評価 対象となる利用者数	427,465 (130,988) ^{※2}			149,142		

(単位：人)

	第3四半期			第4四半期			累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料区域	36,065	15,198	8,116	10,414	10,406	38,822	695,628 (399,151) ^{※2}
大人	13,739	7,026	4,325	4,431	4,671	17,921	315,383
子供	2,306	1,590	864	1,290	761	3,620	42,634
シルバー	3,895	1,714	559	670	1,447	4,732	85,346
無料入園者 ^{※1}	16,125	4,868	2,368	4,023	3,527	12,549	252,265
無料区域	10,654	6,859	7,301	6,314	5,043	2,798	141,541
合計	46,719	22,057	15,417	16,728	15,449	41,620	837,169
四半期合計	84,193			73,797			837,169
うち包括的な質の評価 対象となる利用者数	59,379			59,642			695,628 (399,151) ^{※2}

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者に含む

※2 包括的な質の設定にあたっては、()内の数値を使用した。()内の数値は、淡路花博2015花みどりフェア期間中(平成27年4月1日～5月31日)の利用者数を除外するために、該当期間に平成25年4月1日～5月31日の利用者数を代入したものである。

【H28 年度】

(単位：人)

		第1四半期			第2四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料区域		58,919	87,237	17,872	79,457	29,409	19,123
	大人	26,846	25,501	9,105	17,217	14,579	8,812
	子供	4,673	4,219	1,186	2,500	4,514	1,707
	シルバー	8,005	4,057	2,504	1,088	1,256	956
	無料入園者※1	19,395	53,460	5,077	58,652	9,060	7,648
無料区域		5,267	7,696	4,895	2,421	2,525	6,486
合計		64,186	94,933	22,767	81,878	31,934	25,609
四半期合計		181,886			139,421		
うち包括的な質の評価対象となる利用者数		164,028			127,989		

(単位：人)

		第3四半期			第4四半期			累計
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料区域		37,906	18,583	9,839	9,466	10,375	43,885	422,071
	大人	14,414	9,048	5,224	4,429	4,719	20,728	160,622
	子供	2,611	1,864	1,073	1,268	853	4,047	30,515
	シルバー	3,148	1,979	575	665	1,285	4,876	30,394
	無料入園者※1	17,733	5,692	2,967	3,104	3,518	14,234	200,540
無料区域		10,385	6,769	9,396	4,877	2,780	3,258	66,755
合計		48,291	25,352	19,235	14,343	13,155	47,143	488,826
四半期合計		92,878			74,641			488,826
うち包括的な質の評価対象となる利用者数		66,328			63,726			450,677

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者に含む

【H29 年度】

(単位：人)

		第1四半期			第2四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料区域		76,801	83,420	24,282	79,226	31,164	20,857
	大人	29,444	30,255	12,825	16,933	15,504	10,701
	子供	4,999	3,769	1,771	2,763	4,944	1,897
	シルバー	8,579	4,646	2,641	1,080	1,241	1,525
	無料入園者※1	33,779	44,750	7,045	58,450	9,475	6,734
無料区域		11,279	12,476	4,741	3,016	2,127	5,725
合計		88,080	95,896	29,023	82,242	33,291	26,582
四半期合計		212,999			142,115		
うち包括的な質の評価対象となる利用者数		184,503			131,247		

(単位：人)

		第3四半期			第4四半期			累計
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料区域		34,751	24,779	9,835	10,318	9,614	45,630	450,677
	大人	15,896	11,966	5,068	4,655	4,479	22,383	180,109
	子供	3,837	3,143	1,238	1,475	1,161	4,836	35,833
	シルバー	2,192	2,394	457	633	721	5,134	31,243
	無料入園者※1	12,826	7,276	3,072	3,555	3,253	13,277	203,492
無料区域		4,939	6,471	7,736	2,482	2,532	2,820	66,344
合計		39,690	31,250	17,571	12,800	12,146	48,450	517,021
四半期合計		88,511			73,396			517,021
うち包括的な質の評価対象となる利用者数		69,365			65,562			450,677

※1 無料日の有料エリア入園者については無料入園者に含む

公園利用者数等

■公園利用者数

【H28 年度】

(単位：人)

	第1四半期			第2四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料入園者	0	134	1,929	1,801	1,151	1,696
大人	0	35	805	758	479	860
子供	0	0	172	233	236	157
シルバー	0	99	952	810	436	679
無料入園者	0	4,722	5,662	1,262	1,017	1,043
合計(有料区域)	0	4,856	7,591	3,063	2,168	2,739
四半期合計 (有料区域)	12,447			7,970		
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	12,447			7,970		

(単位：人)

	第3四半期			第4四半期			累計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料入園者	3,896	1,857	797	1,129	565	1,568	16,523
大人	1,820	682	286	511	245	633	7,114
子供	570	111	89	232	55	295	2,150
シルバー	1506	1,064	422	386	265	640	7,259
無料入園者	3,111	975	841	1,102	881	1,070	21,686
合計(有料区域)	7,007	2,832	1,638	2,231	1,446	2,638	38,209
四半期合計 (有料区域)	11,477			6,315			38,209
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数	11,477			6,315			38,209

【H29 年度】

(単位：人)

		第1四半期			第2四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
有料入園者		2,274	3,497	2,629	1,636	1,174	1,667
	大人	1,039	1,300	954	798	560	721
	子供	301	1,008	759	332	318	223
	シルバー	934	1,189	916	506	296	723
無料入園者		1,789	4,415	1,333	1,370	1,028	1,270
合計(有料区域)		4,063	7,912	3,962	3,006	2,202	2,937
四半期合計 (有料区域)		15,937			8,145		
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数		15,937			8,145		

(単位：人)

		第3四半期			第4四半期			累計
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料入園者		1,960	2,101	759	1,235	666	1,400	20,998
	大人	896	1,001	376	623	241	602	9,111
	子供	435	303	111	282	192	240	4,504
	シルバー	629	797	272	330	233	558	7,383
無料入園者		1,865	1,220	1,001	1,200	942	1,364	18,797
合計(有料区域)		3,825	3,321	1,760	2,435	1,608	2,764	39,795
四半期合計 (有料区域)		8,906			6,807			39,795
うち包括的な質の評 価対象となる利用者 数		8,906			6,807			39,795

一別紙一 都市公園利用アンケート調査(国営公園用)

このアンケートはみなさまの公園をより良くするためのものです。お手数かとは存じますがどうぞご協力ください。

公園種別
都市名
シート番号
公園名称()

問1 あなた自身のことについてお答えします。

- 1-1性別 ①男性 ②女性
1-2年齢 ①小学校下級生 ②小学校上級生 ③中学生 ④高校生等(15~18歳)
⑤19~29歳 ⑥30~39歳 ⑦40~49歳 ⑧50~59歳 ⑨60~64歳
⑩65~69歳 ⑪70歳以上
1-3職業 ①農林漁業 ②サラリーマン ③自営業 ④主婦 ⑤学生
⑥その他
1-4住所 ()都 道 府 県 ()市
()区 ()町()丁目

問2 今日とはなるといっしょにいましたか。

- ①一人 ②友人・知人 ③カップル ④夫婦 ⑤家族 ⑥学校の団体 ⑦地域の団体
⑧職種の団体 ⑨その他()

問3 ここに来るまでの主な交通機関を教えてください。

- ※ ここに来る前に、しあわせの村を利用された方は、しあわせの村までの交通機関を教えてください。
①徒歩 ②自転車 ③バス、電車の公共交通 ④貸切バス ⑤自家用車 ⑥バイク
⑦その他()

問4 家を出てから(あるいは勤務先等から)ここまで、どのくらい時間がかかりましたか。

- ※ ここに来る前に、しあわせの村を利用された方は、しあわせの村までの時間を教えてください。
①5分以内 ②5~15分 ③15~30分 ④30分~1時間 ⑤1時間~1時間30分
⑥1時間30分~2時間 ⑦2時間以上

問5 この公園を知ったきっかけは何ですか。

- ①いつも来ている ②たまたま付近を通りかかった ③人から聞いて
④市や町の広報を見て ⑤テレビ・ラジオ・雑誌等の紹介
⑥インターネットで見て ⑦ポスター・チラシを見て
⑧その他()

問6 今日、この公園をお選びになった理由は何ですか。あてはまるものをいくつもお答え下さい。

- ①近い ②交通の便がよい ③費用がかからない ④きれい ⑤広い ⑥緑が多い
⑦安全 ⑧高齢者や身障者にとって使いやすい ⑨ベンチ等がありゆっくりできる
⑩文化的な施設がある ⑪遊具や子供の遊び場が充実している
⑫催し物をやっている ⑬癒やして気持ちがある ⑭歴史や情緒がある ⑮静かで落ち着ける
⑯犬の散歩ができる ⑰その他()

問7 今日はこの公園でどんなことをなさいましたか。いくつもお選び下さい。

- ①散歩をした ②犬の散歩をした ③通り道として通過した ④のんびり休んだ
⑤子供を遊ばせた ⑥友人・知人と遊んだ ⑦運動をした ⑧花や緑、自然を楽しんだ
⑨食事をした ⑩催し物を見た・参加した ⑪会話を楽しんだ
⑫植物の手入れや清掃などの活動に参加した
⑬公園内の施設を利用した(施設名)
⑭その他()

問8 今日、ここでのくらしに滞在していましたか。

- ①15分以内 ②15~30分 ③30分~1時間 ④1~2時間 ⑤2~3時間
⑥3~5時間 ⑦5時間以上

問9 この公園はどの程度利用されますか。

- ①ほぼ毎日 ②週に2~3回 ③週に1回 ④月に2~3回 ⑤月に1回 ⑥年に数回
⑦年に1回 ⑧数年に1回程度 ⑨はじめて来た

問10 この公園を利用して、以下の項目に関して満足した点に、最も近い番号を1~5の中から1つ選んで番号に○を付けて下さい。

満足度	1	2	3	4	5
1. 草木や花の美しさについて	1	2	3	4	5
2. 自然の豊かさについて	1	2	3	4	5
3. 公園の落ち葉やゴミ、景観の美しさについて	1	2	3	4	5
4. 子供の遊び場としての安心感、安全性について	1	2	3	4	5
5. 高齢者や身障者の利用やベビーカーの通行への配慮について	1	2	3	4	5
6. 取手や鍵の通しやすさについて	1	2	3	4	5
7. 緑やまき木の植栽・剪定の適度としての利用について	1	2	3	4	5
8. 利用規制や禁止事項等利用上のルールについて	1	2	3	4	5
9. 水飲みやトイレ等の利用について	1	2	3	4	5
10. 情報案内等の利用について	1	2	3	4	5
11. 公園の案内経路のわかりやすさについて	1	2	3	4	5
12. 公園を利用する人々のマナーについて	1	2	3	4	5
13. この公園を利用しての総合的な満足度について	1	2	3	4	5

裏面もご回答下さいませよう、よろしくお問い合わせいたします。

問11 この公園の管理についてお気付きになったことを、1つだけお選び下さい。

- ①特に不満はない ②施設がこわれている ③ゴミが多い ④雑草が多い
⑤木や草花の管理が悪い ⑥トイレが悪い ⑦禁止事項が多い
⑧その他()

問12 あなたはどんな公園がほしいと思いますか。いくつもお答え下さい。

- ①身近な場所にあり、子供が遊び、緑や花にふれあうことができる公園
②遊戯や散策が楽しく、ゆっくり休むことができる公園
③木々も多く緑豊かで、スポーツや健康づくり、行事を楽しむことができる公園
④街の中央にあり、様々な活動ができる、街を代表するような公園
⑤本格的な競技やスポーツ大会などができる施設の整った公園
⑥緑豊かで自然とのふれあいができ、景色や見晴らしの良い遊外にある公園
⑦動植物や環境などについて学べる施設やプログラムのある公園
⑧呼びかけでアウトドアスポーツをはじめ、自衛できない活動を楽しむことができる公園
⑨会社やお店が多い面で小さくても休憩や気分転換ができる公園
⑩自然の環境が豊かで、地域の緑として大切な森や緑がある公園
⑪その他()

問13 あなたは公園の役割として、どのようなことを期待しますか。いくつもお答え下さい。

- ①快適で美しいまちづくりの拠点 ②ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化に役立つこと
③多様な生き物の生息の場 ④自然や生き物とのふれあいの場 ⑤災害時に避難できること
⑥公園づくりや植物の手入れなど社会参加の場 ⑦地域の歴史遺産の保存・活用場
⑧地域の観光拠点 ⑨いろいろな世代の人や地域のひととの交流の場 ⑩趣味や文化活動の場
⑪子供の遊び空間 ⑫運動、スポーツ、健康づくりの場 ⑬屋外で食事をしたり、遊べる場
⑭やすらぎやくつろぎの場 ⑮花やきれいな景色を楽しめる場
⑯その他()

問14 この公園の入園料についてお考え下さい。

- ①非常に安い ②安い ③ふつう ④高い ⑤非常に高い

問15 “問14”において①、②あるいは④、⑤を選択した方について、そのようにお考えになる理由をお書き下さい。

(理由)

問16 どちらの入口から入園されましたか。

- ①しあわせの村 連絡口 ②相談が辻 歩行者口 ③藍部 歩行者口 ④藍部口

“問16”において①を選択した方のみお答え下さい。

問17 ここに来る前に、しあわせの村の施設を利用しましたか。

あるいは、この後利用する予定はありますか。(本日中)

- ①利用していないし、利用する予定もない
②しあわせの村の施設を利用してから来た
③この後、しあわせの村の施設を利用する予定だ

“問17”において②、③を選択した方のみお答え下さい。

問18 使った(使わず予定)の施設はどこですか。いくつもお答えください。

- ①しあわせの村の芝生広場 ②トリム園地 ③日本庭園 ④遊歩施設 ⑤温泉
⑥ゴルフ場 ⑦キャンプ場 ⑧馬事公苑 ⑨レストラン
⑩その他()

ご回答いただきまして、ありがとうございます。以下はこちらで記入いたしますので、ご記入は不要です。

公園までの距離(調査担当部局で記入)
①250m以下 ②250~500m ③500m~1km ④1~2.5km ⑤2.5~5km
⑥5~10km ⑦10~20km ⑧20~50km ⑨50~100km ⑩100km以上

【平成26年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4月、5月	園内全域	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	470	参加者数	3	
4/1~5/25	ビジター棟	春のカーニバル 春の写生画コンテスト	チューリップ、ネモフィラなど春の花 修景や公園を楽しむ人々の情景を 子供達が絵に描くコンテスト	189		1	
4/9~20	連絡ロケット出発	春のカーニバル チューリップガイドツアー	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイド ツアー	348	参加者数	5	
4/6	連絡ロケット出発	春のカーニバル チューリップガイドツアー (特別版清水先生)	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイド ツアーの特別版。植物のスペシャリスト緑花文化士で ある清水美重子氏によるガイドツアーを実施する	50	参加者数	1	
4/6~20	大地の虹 野外ステージ	春のカーニバル ステージショー	チューリップで囲まれた大地の虹野外ステージで、 ハンドベル演奏等、地元で活動されている個人やグ ループによるステージイベントを催し、賑やかな雰 囲気を演出する。	-		3	
4/6~20	大地の虹 野外ステージ	春のカーニバル ジャグリング芸人・ゆる キャラ登場	ゆるキャラ(わるたん)やジャグリング等の大道芸 人(パフォーマー)が来園者を楽しませる芸を披露 する。	-		5	
4/19	大地の虹花壇周辺	春のカーニバル 花と緑の相談コーナー	専門家による花・緑に関する相談会を実施	16	参加者数	1	
4/26	ビジター棟出発	春のカーニバル 公園あちこち歩こう会	ボランティアスタッフによるガイド付きで園内を散 策する。	36	参加者数	1	
4/26~5/6	東浦ロケット・淡路ロ ケット前	春のカーニバル こいのぼりの掲揚	東浦ロケット前等に、こいのぼりを掲揚する。	-		1	
5/4	淡路ロケット他	春のカーニバル あわ神くん登場	淡路市のキャラクター“あわ神”が登場し、来園者 を迎える。	-		1	
5/5	ビジター棟	春のカーニバル 大道芸ステージショー(Q ちゃん)	大道芸人“スマイルパフォーマー0ちゃん”によるパ フォーマンス	-		1	
5/17、18	大地の虹花壇など	春のカーニバル チューリップの球根掘り体 験	チューリップとムスカリの球根掘り体験	1,028	参加者数	2	
7月、8月	園内全域	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイ ズラリー	86		2	
7/20	芝生広場	淡路市夏まつり	淡路市民の夏祭り	-		1	
7/1	園内全域	公園ガイド	公園ボランティアによる公園ガイドツアー	30	参加者数	1	
7/12~8/24	ビジター棟	夏の生き物イベ ント	生きてる世界のカブトム シ・クワガタムシ展	-		1	世界最大のヘラクレスオオカブト、世界一美しいとい われるニジイロクワガタなど、人気の昆虫たちを 生きた状態で展示し、昆虫ごとに観察に役立つ解説 を添えた。
7/12~8/24	ビジター棟	夏の生き物イベ ント	むしむしクロスワード	1,350	参加者数	43	ヒントをてがかりにクロスワードパズルを完成させ て、キーワードからビジター棟内に隠された金のカ ブトムシを見つけていただいた。
7/12~8/24	ビジター棟	夏の生き物イベ ント	わくわく昆虫キッズコー ナー	-		43	昆虫にまつわる絵本や総合合わせパズルなど、小さい 子どもが楽しめるキッズスペースを設置した。
7/3~7	各ゲート	七夕祭り	来園者を対象に願い事を書いてもらった短冊を飾る	-		5	
7/12~8/24	ビジター棟	夏の生き物イベ ント	ヘラクレスと記念撮影をしよう	4,204	参加者数	42	大人気のヘラクレスオオカブトとの記念撮影会を実施 した。
8/16、17	大地の虹花壇	夏の生き物イベ ント	ヒマワリの切花プレゼント	780	参加者数	2	雨天のため、中止(8月10日は台風の影響により閉 園)。翌週8月16日(土)・17日(日)にヒマワ リの切花を淡路ロケット前で780名に配布した。
8/13~17	ビジター棟前	夏の生き物イベ ント	ひんやり足水コーナー	-		5	足水と涼を感じていただけるスペースを、海が見え るビジター棟前に設置した。
8/13~17	ビジター棟	夏の生き物イベ ント	昔なつかし遊び体験	-		5	里帰りや来園した家族連れなどに、世代交流しなが ら楽しめる昔遊びコーナーを設置した。
9/13~30	芝生広場	秋のカーニバル でかボールで遊ぶ	芝生広場に大きなボール等の遊具を設置し、家族で 気軽にスポーツを楽しんでいただく。	-		18	
9/14~28	園内全域	秋のカーニバル フラワーガイドツアー	公園ボランティア「海峽フレンズ」による公園ガイ ド。	275	参加者数	5	
9/21	陽だまりの丘	秋のカーニバル ダリア花壇のガイドツアー	ダリア花壇のガイドツアー	40	参加者数	1	
9/23	ビジター棟	秋のカーニバル 昔なつかし遊び	祖父母から孫への昔遊びの伝承として、独楽、剣 玉、だるま落とし等に挑戦	295	参加者数	1	
9/13~11/1	ビジター棟	秋のカーニバル ダリアのパネル展示	ダリアに関する花の知識等についての写真パネル展 示	-		1	

9/16~11/1	ビジター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	「春の写生画コンテスト2014」における応募作品の展示を行う。	-	1	
9/13~11/12		秋の公園写真コンテスト	公園写真コンテスト	秋の花修景をより多くの人に知ってもらい、花や緑とのかかわりあいを深めるとともに、写真を通じて公園の魅力や感動などを、多くの方に伝えるため、写真コンテストを実施。	7	作品受付数	1
			緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	45	参加者数	
10/1~31	芝生広場	秋のカーニバル	でかボールで遊ぼう	芝生広場に大きなボール等の遊具を設置し、家族で気軽にスポーツを楽しんでいただく。	-		30
10/11~26	園内全域	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	公園ボランティア「海峡フランス」による公園ガイド。	320	参加者数	4
10/11	芝生広場	秋のカーニバル	遊びリンピック	おはしを使った「競技性のある体験活動」や自然素材を使ったクラフト体験	149	参加者数	1
10/12	陽だまりの丘	秋のカーニバル	ダリア花壇のガイドツアー	ダリア花壇のガイドツアー	265	参加者数	1
10/12	淡路ロゲート	秋のカーニバル	ダリアの育て方講習会	ダリアにまつわる歴史や品種改良、育て方等に関する講習会	15	参加者数	1
10/12	花の中海ステージ	秋のカーニバル	ステージショー	花の中海にて、地元で活動されているグループによる演奏に加え、ハンドベル演奏等のステージパフォーマンスを披露	-		1
10/12	芝生広場	秋のカーニバル	淡路ふるさと鍋「ちょぼ汁」のふるまい	コスモスが見頃となり最も来園者の多い時期に合わせ、淡路の食を多くの方に満喫していただくため、淡路の代表的な食材をふんだんに使った鍋料理の振る舞いを行う。	-		1
10/25	ビジター棟ほか	秋のカーニバル	公園なるほど探検隊	自然再生を行って花とみどりあふれる公園とした唯一の国営明石海峡公園について学ぶ。	-		1
10/25.26	大地の虹ほか	秋のカーニバル	コスモスのつみとり体験	満開のコスモスをお客様に摘み取っていただく。	918	参加者数	2
9/13~11/12		秋の公園写真コンテスト	公園写真コンテスト ※開催回数は9月に計上	秋の花修景をより多くの人に知ってもらい、花や緑とのかかわりあいを深めるとともに、写真を通じて公園の魅力や感動などを、多くの方に伝えるため、写真コンテストを実施。	29	作品受付数	-
10/25.26	大地の虹ほか	秋のカーニバル	コスモスのつみとり体験	コスモスの摘み取り体験	918	参加者数	
12/20~1/12	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石の展示	アンモナイト等の化石や恐竜の頭部レプリカなどの展示	-	展示	
1/12	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	寒咲きナノハナつみとり体験	寒咲きナノハナの摘み取り体験	101	参加者数	
2/7~3/1	ビジター棟	宇宙イベント	衛星や探査機機種の展示	衛星や探査機の機種(だいち2号、みちびき、はやぶさ等)、宇宙服、宇宙食等の展示	-	展示	
2/7~3/1	ビジター棟	宇宙イベント	ブルースーツの試着	宇宙飛行士が着用するブルースーツの試着体験	252	参加者数	
2/28	ビジター棟	宇宙イベント	JAXAタウンミーティング	宇宙航空研究開発機構(JAXA)の講師による、防災分野での衛星利用をテーマとした話題提供・意見交換会	55	参加者数	
2/28.3/1	ビジター棟	宇宙イベント	JAXAコスミックカレッジ	注射器ロケット、かさ袋ロケット等の製作・実験、真空体験など	44	参加者数	
3/14.15	連絡ロゲート発	桜まつり	桜のガイドツアー	見頃であるカワズザクラ等をメインに、花修景等の解説を交えながら公園の見どころを巡る公園ガイドツアー	100	参加者数	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
4/1~5/11	ビジター棟2階	春のカーニバル	動物のダンボールクラフト	ダンボールを使用したペーパークラフトに自由に色を塗っていただき、自分だけの作品を作る。	604	参加者数	19
4/5~5/11	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	子供に人気の大型ふわふわ遊具を設置する。	4,180	参加者数	13
4/5~20	海岸北臨時駐車場(南側)	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車体	696	参加者数	6
4/5~20	大地の虹周辺	春のカーニバル	オランダ民族衣装体験	オランダ民族衣装を着て、園内を散策できる。	109	参加者数	6
4/5~20	大地の虹花壇周辺	春のカーニバル	春の似顔絵屋さん	かわいいタッチの似顔絵体験	223	参加者数	4
4/6~5/11	東浦ロゲート前	春のカーニバル	多肉の寄せ植え体験	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作ることができる。	308	参加者数	10
4/6	東浦ロゲート前	春のカーニバル	ペイント体験	ハンギングボードに春色を描く。	10	参加者数	1

4/13	ビジター棟	春のカーニバル	草木染め体験	チューリップの花びらでハンカチやコースター等を染める染め物教室	6	参加者数	1	
4/26~5/6	ビジター棟	春のカーニバル	兜のクラフトづくり	子供の日に合わせて、ダンボールを使って兜を作る。	109	参加者数	7	
5/3~11	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	風船に好きな絵を描くクラフト体験	1,131	参加者数	6	
5/18	海岸北臨時駐車場	春のカーニバル	ライディング講習会	ロングライド150等淡路島内でのスポーツ自転車の人気の状況を鑑み、初心者でも簡単に実践できるスポーツ自転車の講習会を実施する。	15	参加者数	1	
6/21~29	ビジター棟	あじさい押し花・ラベンダークラフト	あじさい等の押し花・ラベンダークラフト	ラベンダーとアジサイを利用したクラフト体験	88	参加者数	4	
6/28~29	ビジター棟	吹き戻し体験	吹き戻し体験	吹き戻しを自分の好きな柄のテープを用い、吹き戻しの作製を行う。	35	参加者数	2	
7/20	芝生広場		淡路市夏まつり模擬店	淡路市民の夏祭り	1,477	参加者数	1	
7/12~8/24	ビジター棟1階	夏の生き物イベント	昆虫のダンボールクラフト	ダンボール紙でカブトムシやクワガタムシ等の昆虫模型を組み立てるイベント。	2,615	参加者数	43	
7/12~8/24	ビジター棟1階	夏の生き物イベント	自然素材で工作しよう	自然素材を利用したクラフト体験	738	参加者数	42	
7/12~8/24	ビジター棟1階	夏の生き物イベント	手作り貯金箱を作ってみよう	竹間伐材や剪定木や、国営明石海峡公園（神戸地区）で伐採した竹などの自然素材を使って、貯金箱を作るイベント。	900	参加者数	42	
7/12~21	ビジター棟1階	夏の生き物イベント	ダンボール迷路	毎回人気のダンボール迷路を設置し、子どもたちの観察力、発見力、空間認識能力をきたえるきっかけとなることを目指した。	1,427	参加者数	5	
7/12	ビジター棟1階	夏の生き物イベント	カブトムシ・クワガタムシの飼育教室	専門家を講師とするカブトムシやクワガタムシの飼育教室。	40	参加者数	1	
7/26	灘川周辺	夏の生き物イベント	いきもの観察会（水辺コース）	専門家を講師とする観察会。公園内を流れる灘川周辺のいきものを採集し観察した。	17	参加者数	1	
7/27	ビジター棟2階	夏の生き物イベント	尾崎先生の楽しい絵画教室	淡路島の現代芸術家・尾崎泰弘先生による本格的な絵画教室。	28	参加者数	1	
7/27	ビジター棟2階	夏の生き物イベント	お香作り体験	香りのふるさどである淡路島のお香作りを体験いただいた。	10	参加者数	1	
7/21~8/21	海岸北臨時駐車場	夏の生き物イベント	水ロケットで遊ぶ	身近にあるペットボトルで水ロケットを作り、自分で作ったロケットを打ち上げて楽しんだ。	19	参加者数	1	
8/2.3	ビジター棟	夏の生き物イベント	万華鏡をつくらう	間伐材や剪定木などの自然素材を使って万華鏡（テレイドスコフ）を作る	79	参加者数	2	
8/17~23	ビジター棟1階	夏の生き物イベント	ころころアート	石ころにカブトムシなどの絵を自由に描くイベント。	83	参加者数	2	
8/23.24	ビジター棟2階	夏の生き物イベント	多肉植物の寄せ植え教室	海峡フレンズが育てた多肉植物の寄せ植え体験教室。	68	参加者数	2	
9/13~28	ビジター棟1階	秋のカーニバル	木工クラフト	自然素材を利用したクラフト体験	400	参加者数	8	
9/13~28	ビジター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	色とりどりの風船に好きな絵を描いてもらう。	592	参加者数	8	
9/20~28	ビジター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	室内で子供たちが楽しめる人気のダンボール迷路を設置する。	492	参加者数	5	
9/20.21	ピザ釜周辺	秋のカーニバル	ピザ焼き体験	公園内で収穫したハーブ植物等を利用したピザづくり体験	64	参加者数		
9/21.10/12	陽だまりの丘	秋のカーニバル	ダリアの花びら染め	宝塚ダリアを使ってハンカチを染める染め物教室	36	参加者数		
11/22~12/14	ビジター棟	季節のクラフトあそび	どんぐりクラフト・クリスマスリースづくり	どんぐりやくず、木の枝などの自然素材を使ってオリジナルのクリスマスリースなどを作る体験	362	参加者数		
12/20~1/12	ビジター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の木工クラフト	公園内の剪定枝や松ぼっくり、木の実等を使ったクラフト体験	296	参加者数		
12/20~1/12	ビジター棟	あわじオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で、恐竜の模型を組み立てるペーパークラフト	330	参加者数		
12/20~28	ビジター棟	あわじオフェスティバル	お正月かざりをつくらう	公園内の自然素材を使用してお正月かざりを作るクラフト体験	189	参加者数		
12/23	ビジター棟	あわじオフェスティバル	淡路のしめ縄をつくらう	淡路島のしめ縄づくりに挑戦していただく、しめ縄づくり体験	10	参加者数		
1/10	ビジター棟	あわじオフェスティバル	化石を探そう	礫山層群の岩石を実際に割り、化石発掘を体験	36	参加者数		

1/24~2/22	ビジター棟	季節のクラフトあそび	スキのほうき・小枝のタペストリーづくり	どんぐりやスキ、木の枝などの自然素材を使ってオリジナルのスキのほうきや小枝のタペストリーなどをつくる体験	299	参加者数			
3/7~15	ビジター棟	桜まつり	押し花を使ったキーホルダーづくり	押し花を使ったキーホルダーづくり体験	88	参加者数			
3/15	春一番の丘	桜まつり	桜で染める草木染め体験	桜を使ってハンカチを染める染め物教室	17	参加者数			
3/15	春一番の丘	桜まつり	春の野点	桜の木の下で本格的な野点を楽しんでもらう	150	参加者数			

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
3/21	5/11	園内全域	春のカーニバル	春の花々の見頃の時期に合わせてさまざまなイベントを展開する	175075	期間中入園者数	1	
7/12	8/24	ビジター棟	夏の生き物イベント	毎年恒例となった生き物の展示、クラフトイベントを継続させるとともに、夏休みの課題の手助けとなるイベントを開催。	27021	期間中イベント会場入場者数	1	
9/13	11/3	公園内全域	秋のカーニバル	秋の花々の見頃の時期に合わせてさまざまなイベントを開催する。	60000	期間中入園者数	1	

④主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
3/21	5/25		春の写生画コンテスト2014	春の花修景や公園を楽しむ人々の情景を子供達が絵に描くことで、花と緑とのかかわりあいの大切さをより感じていただく。	189	出展点数	1	
6/21	6/29	ビジター棟	あじさい押し花・ラベンダークラフト	ラベンダーとアジサイを利用したクラフト体験	88	参加者数	4	
6/28	6/29	ビジター棟	吹き戻し体験	淡路島特産の吹き戻しを作って遊ぶ。吹き戻しを作るだけでなく、吹き戻しを使ったゲームと一緒に体験してもらい、多様な吹き戻しの使い方を伝える。	35	参加者数	2	
9/13	11/12		秋の公園写真コンテスト	秋の花修景をより多くの人に知ってもらい、花や緑とのかかわりあいを深めるとともに、写真を通じて公園の魅力や感動などを、多くの方に伝える。				
9/28	9/28	しおさい花園パーベキュー広場	ダンボールのオープンでつくる ちょっとエコ! de サバイバルな クッキング	地元淡路野外活動協議会の協力の下、オートキャンプやパーベキュー、また被災時などでも、手軽にでき役立つ野外料理の作り方を紹介する講習会を行う。食材には、玉ねぎ等の地元淡路島の食材や、災害時に手に入りやすい缶詰や乾パンなどを使用。	21	参加者数	1	

⑤共催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑥持込みイベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
4/12	4/13	芝生広場	フリスビードッグ公式選手権in兵庫淡路	フリスビードッグ公式選手権	109			
5/3	5/4	芝生広場	花のあわじアートクラフトフェスティバル	アート・クラフト作家本人による作品の展示・実演・販売等	6,124			
5/11	5/11	海岸北臨時駐車場(南)	OASIS Roadster Meeting(オアシスロードスターミーティング)	マツダ/ユーノスロードスターの愛好家が集まる交流会	543			
5/17	5/17	海岸北臨時駐車場(南)	FSAEマシンの走行練習	FSAEマシンの走行練習	22			
5/17	5/18	芝生広場	フリスビードッグ公式選手権in兵庫淡路	フリスビードッグ公式選手権	97			
7/5	7/5	9号園路	ナインティナインお見合い大作戦撮影ロケ	テレビ番組のロケ撮影	141			
7/5	7/6	海岸北臨時駐車場	スタイルボックスミーティング2014	カスタマイズカー・ドレスアップカーの展示、コンテスト	1,866			
7/20	7/20	芝生広場他	第9回淡路市夏まつり	淡路市民の夏祭り	46,458			
8/3	8/3	海岸北臨時駐車場(南)	西日本ヨンフォアミーティング	オートバイユーザーの交流	76			
8/24	8/24	海岸北臨時駐車場(南)	近畿DUNLOPオートバイジムカーナ練習会	オートバイライディングスクール、安全運転講習及び実技	26			
8/30	8/31	芝生広場、海岸北臨時駐車場	FREEDOM青空2014淡路島	大型コンサート	27,476			
9/13	9/14	芝生広場・パーベキュー広場他	第3回24時間リレーマラソンin明石海峡公園	24時間リレーマラソン	711			
9/14	9/15	しおさい花園、海岸北臨時駐車場	淡路島ロングライド150	サイクリングイベント	出走者1,860			

9/17	9/17	海岸ロケット棟及び周辺		公園自由散策と夕食を組み合わせたプラン	ホテル宿泊者が公園を夕方散歩し立食	250			
9/20	9/21	芝生広場		N. D. A. DISCDOGCHAMPIONSHIP PS2014-2015SEASON	ディスクドッグ協議会及びマナー、しつけ教室	108			
10/11	10/12	芝生広場		花のあわじアートクラフト フェスティバル	アート・クラフト作家本人による作品の展示・実演・販売等	930			
10/19	10/19	海岸北臨時駐車場(北・中央・南)			オートバイユーザーのミーティングイベント	4,204			
10/28	10/28	公園及び9号園路		秋の花と緑を愛でる会	秋の花と緑を愛でる会	524			
11/5	11/7	海岸北臨時駐車場(南)		ライダートレーニング(二輪講習会)	二輪車ユーザーに安全運転啓蒙や二輪車の扱いのコツなどを教育	9			
11/8	11/8	芝生広場			ディスクドッグの講習会	3			
11/16	11/16	海岸北臨時駐車場(南)		FSAEマシンの走行練習	14年度車両のテスト	15			
12/7	12/7	海岸北臨時駐車場		ドレフェス関西2014	ドレスアップカー、カスタマイズカーの展示・コンテスト	748			
3/8	3/8			3.11メモリアルシクロクロス	自転車レース	195			
3/8	3/8			The Italian Job	60-70年代英国製車両のミニ展示及び交流会	126			

イベントリスト（実績）

【平成27年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名		行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
クイズ内容変更 (5月：1回)	園内		緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	3,378	参加者数	1	
4/1～6/7の受付数	園内	春のカーニバル	春の写生画コンテスト	スイセンやチューリップ、ネモフィラなど、春の花景色や公園を楽しむ人々の情景を子どもたちが絵画で表現するコンテスト	164	参加者数	1	
4/1～5/31	海のテラス休憩所	春のカーニバル	メッセージカードの展示	淡路花博2015特別展示。来園者に家族や被災地に向けて書いてもらったメッセージカードを展示	0	展示	1	
4/1～5/31	海のテラス休憩所	春のカーニバル	海峡フレンズ作品展	公園ボランティア海峡フレンズによる作品展	0	展示	1	
4/11, 12, 19	連絡ロケット発	春のカーニバル	チューリップガイドツアー	チューリップをメインに公園の見どころを、説明を交えながら巡る公園ガイドツアー	480	参加者数	3	
4/5【雨天中止】	東浦ロケット発	春のカーニバル	チューリップガイドツアー（特別版 清水先生）	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアーの特別版	0	参加者数	0	
4/26, 29 5/2, 3, 5, 6, 10, 17, 24, 31 【5/4は雨天中止】	連絡ロケット発	春のカーニバル	ガイドツアー（ファミリー向け）	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	2,285	参加者数	10	
4/2, 9, 11, 14, 24, 26, 27, 28, 30 5/9, 10, 11, 12, 13, 15, 18, 19, 20, 22, 24, 25, 26 6/17	連絡ロケット発	春のカーニバル	公園ガイド	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	957	参加者数	23	
4/4～24の21日間	各ゲート	春のカーニバル	オランダ衣装でお出迎え	各ゲート職員がオランダ衣装を着て来園者を出迎える	0	展示	21	
4/4, 5, 11, 12, 18, 19	花の中海ステージ	春のカーニバル	ゆるキャラ&ジャグリングショー	ゆるキャラショーやジャグリングショー等のステージイベント	0	展示	6	
4/5, 12, 19	花の中海ステージ	春のカーニバル	ステージショー	パフォーマンスショー等のステージイベント	0	展示	3	
4/5, 19	花の中海ステージ	春のカーニバル	スティールパンコンサート	スティールパンの演奏	0	展示	2	
4/18	大地の虹	春のカーニバル	花と緑の相談コーナー	専門家による園芸相談	11	参加者数	1	
4/27, 28, 30	大地の虹	春のカーニバル	カーネーションの植栽体験	参加型体験ゾーンでカーネーションの植栽体験	223	参加者数	3	
4/29～5/6	東浦ロケット	春のカーニバル	こいのぼりの掲揚	こいのぼりの掲揚	0	展示	1	
5/5	花の中海ステージ	春のカーニバル	スライム・フォーム・Qちゃんショー	パフォーマンスショー等のステージイベント	0	展示	1	
5/5	花の中海ステージ	春のカーニバル	キッズ花のファッションショー	生花などを使ったドレスづくりとファッションショー	14	参加者数	1	
5/23, 24	大地の虹ほか	春のカーニバル	チューリップの球根掘り体験	チューリップとムスカリの球根掘り体験	1,574	参加者数	2	
5/30, 31	ボブラの丘	春のカーニバル	お花のつみとり体験	ナデシコ類（ダイアンサス等）などの摘み取り体験	1,801	参加者数	2	
5/30, 31	淡路ロケット		500万人達成記念事業	くすだま割りとはの花の種500個を来園者にプレゼント	0	展示	2	
クイズ内容変更 (7月：1回、9月：1回)	園内		緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	957	参加者数	2	
7/19	芝生広場		淡路市夏まつり	淡路市主催の夏祭り。緑日やステージショー、花火大会などの開催	0	展示	1	
9/15	連絡ロケット発	秋のカーニバル	公園ガイド	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	31	参加者数	1	
7/3, 4, 5, 6, 7	各ゲート		七夕飾り	各ゲートで来園者に短冊を書いてもらい、七夕飾りを展示	0	展示	5	

7/11～8/31(閉園した7/17を除く)	ビジター棟 海のテラス休憩所	わくわく昆虫 フェスタ	生きてる世界のカブトムシ・クワガタ ムシ展	世界最大のヘラクレスオオカブト、世界一美しいと言われるニジイロクワガタなどの昆虫を生きた状態で展示	0	展示	1	
7/11～31のうち閉園した7/17を除く20日間、8/1～23の23日間	ビジター棟	わくわく昆虫 フェスタ	金のカブトムシを探そう	クイズに答えて金色のダンボールでできたカブトムシをさがす	1,558	参加者数	43	
7/11～31のうち閉園した7/17を除く20日間、8/1～23の23日間	ビジター棟	わくわく昆虫 フェスタ	わくわく昆虫キッズコーナー	キッズコーナー	0	展示	43	
7/11～31のうち7/17[閉園]と7/19[夏まつり]を除く19日間、8/1～31の31日間	ビジター棟	わくわく昆虫 フェスタ	ヘラクレスと記念撮影しよう	世界最大級のヘラクレスオオカブトと記念撮影する	4,358	参加者数	50	
8/12, 13, 14, 15, 16	ビジター棟よこ	わくわく昆虫 フェスタ	ひんやり足水コーナー	足水コーナーを設置	0	展示	5	
8/12, 13, 14, 15, 16	ビジター棟	わくわく昆虫 フェスタ	昔なつかし遊び体験	めんこやコマなど昔の遊びを体験	0	展示	5	
8/15, 16	大地の虹	わくわく昆虫 フェスタ	ヒマワリのつみとり体験	ヒマワリの摘み取りをする体験	572	参加者数	2	
9/19～30の12日間	芝生広場		でかボールで遊ぼう	ビッグサッカーボールの貸出し	0	展示	12	
9/19, 20, 21, 22, 23, 27	連絡ロケット発	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	325	参加者数	6	
9/23	ビジター棟	秋のカーニバル	昔なつかし遊び	めんこやコマなど昔の遊びを体験	285	参加者数	1	
9/19～11/1	ビジター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	春に募集した写生画コンテストの応募作品展	0	展示	1	
9/19～11/1の受付数	園内	秋のカーニバル	秋の公園写真コンテスト	コスモスやダリアなど、秋の美しい花や心む情景を写真に表現するコンテスト	0	展示	1	
クイズ内容変更 (11月：1回)	園内		緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	706	参加者数	1	
10/1～31の31日間 11/1, 2, 3	芝生広場		でかボールで遊ぼう	ビッグサッカーボールの貸出し	0	展示	34	
10/4, 11, 12, 18, 25 11/1, 3	連絡ロケット発	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	495	参加者数	7	
10/4, 27, 28 11/16	連絡ロケット発	秋のカーニバル	公園ガイド	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	119	参加者数	4	
10/1～12	ビジター棟	秋のカーニバル	ダリアのパネル展示	ダリアに関するパネルなどの展示	0	展示	1	
10/4	芝生広場	秋のカーニバル	スロージョギング講習会	専門家によるスロージョギング講習会	25	参加者数	1	
10/10	東浦ロケット発	秋のカーニバル	環境学習ガイド	土取跡地や、緑花文化士の講師による植物の解説	40	参加者数	1	
10/11	花の中海ステージ	秋のカーニバル	ステージショー	パフォーマンスショー等のステージイベント	0	展示	1	
10/11	芝生広場	秋のカーニバル	豚汁のふるまい	豚汁1000食のふるまい	0	展示	1	
10/11	芝生広場	秋のカーニバル	遊びリンピック	小豆つかみりレーなどの遊びながらできる競技	511	参加者数	1	
10/11	花の丘道四阿	秋のカーニバル	ダリアの育て方講習会	専門家によるダリアの育て方講習会	58	参加者数	1	
10/11, 12	陽だまりの丘	秋のカーニバル	ダリア花壇のガイドツアー	専門家によるダリアのガイド	203	参加者数	2	
10/12	芝生広場	秋のカーニバル	体力測定&健康相談	専門家による体力測定や健康相談	15	参加者数	1	
10/12	芝生広場	秋のカーニバル	ニューススポーツ体験	ニューススポーツの体験コーナー	250	参加者数	1	

11/1	ビジター棟前	秋のカーニバル	古代米のふるまい	古代米のボン菓子のふるまい	200	参加者数	1	
11/1.3	大地の虹ほか	秋のカーニバル	コスモスのつみとり体験	コスモスの摘み取りする体験	1,190	参加者数	2	
9/19～11/1【※9月に計上】	ビジター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	春に募集した写生画コンテストの応募作品展	0	展示	0	
9/19～11/10の受付数【※開催回数は9月に計上】	園内		秋の公園写真コンテスト	コスモスやダリアなど、秋の美しい花や心和む情景を写真に表現するコンテスト	116	展示	0	
11/3	ビジター棟		具-1グランプリ	淡路市主催のおにぎりの具コンテスト	0	展示	1	
11/28～30の3日間 12/1～31の31日間	9号園路		光と花のページェント	イルミネーション	6,103	参加者数	34	
12/19～1/11 (12/31・1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石・標本展示	アンモナイトの化石やティラノザウルスの頭部のレプリカ、恐竜の頭骨パズルなどの展示	0	展示	1	
12/19～1/11 (12/31・1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	秋の公園写真コンテスト入賞者作品展	秋の募集した写真コンテストの入賞作品展示	0	展示	1	
12/19～1/11 (12/31・1/1の休園日を除く)	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本展示	恐竜の大型絵本を展示	0	展示	1	
12/20.23.25.26.27	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本の読み聞かせ	朗読ボランティアによる大型絵本の読み聞かせ	138	参加者数	5	
12/27	ビジター棟	あわジオフェスティバル	餅つき体験	餅つき体験	300	参加者数	1	
クイズ内容変更 (3月：1回)	園内		緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	669	参加者数	2	
1/1～17の17日間	9号園路		光と花のページェント	イルミネーション	3,363	参加者数	17	
12/19～1/11 (12/31・1/11の休園日を除く)【※12月に計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石・標本展示	アンモナイトや恐竜の頭部化石レプリカなどの展示	0	展示	0	
12/19～1/11 (12/31・1/11の休園日を除く)【※12月に計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	秋の公園写真コンテスト入賞者作品展	秋の募集した写真コンテストの入賞作品展示	0	展示	0	
12/19～1/11 (12/31・1/11の休園日を除く)【※12月に計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本展示	恐竜の大型絵本を展示	0	展示	0	
1/2～1/4の3日間	各ゲート	あわジオフェスティバル	ボン菓子のふるまい	神戸地区のお米を使ったボン菓子のふるまい	1,648	参加者数	3	
1/4～1/7の4日間	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本の読み聞かせ	朗読ボランティアによる大型絵本の読み聞かせ	79	参加者数	4	
1/9.11	ビジター棟	あわジオフェスティバル	専門家による展示ガイド	専門家による、展示化石などの解説ガイド	114	参加者数	2	
1/11	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	寒咲きナノハなつみとり体験	寒咲きナノハなを摘み取る体験	231	参加者数	1	
1/23～2/29(2/1～3の休園日を除く)	ビジター棟	きみもみらいの宇宙飛行士になれる	衛星・探査機模型展示	衛星いぶき、ソユーズ宇宙船、金星探査機あかつき等の展示、ブルースーツや船外宇宙服の試着	0	展示	1	
1/23～31の9日間、2/4～29の26日間	ビジター棟	きみもみらいの宇宙飛行士になれる	ブルースーツ試着	宇宙飛行士が着るブルースーツの試着体験	798	参加者数	35	
1/31	ビジター棟	きみもみらいの宇宙飛行士になれる	JAXA講演会	木場田繁氏を招いて、画像を使った話題提供と意見交換	77	参加者数	1	
1/23.24.30. 2/6.7.11.13.20.21.27.28	ビジター棟	きみもみらいの宇宙飛行士になれる	JAXAコズミックカレッジ	発射角度や重さなどを調節し、より早く・高く飛ばす条件を考えながら、ロケットを飛ばす実験 簡単な真空装置を製作し、真空状態でどんな事が起こるかを体験する実験	600	参加者数	11	
2/14	ビジター棟	きみもみらいの宇宙飛行士になれる	JAXAタウンミーティング	宇宙航空研究開発機構（JAXA）職員を招いて3つのテーマについて会場の参加者に意見を頂き話題提供する	37	参加者数	1	
3/6.12.13	連絡ロケート発	桜まつり	桜のガイドツアー	カワフザクラが咲く春一番の丘等の公園の見どころを、説明を交えながら巡る公園ガイドツアー	250	参加者数	3	
3/6	クリスマスローズガーデン	桜まつり	クリスマスローズ講習会	クリスマスローズガーデンでクリスマスローズの品種の解説や育て方などの講習	24	参加者数	1	
3/13	芝生広場	桜まつり	豚汁のふるまい	豚汁200食のふるまい	200	参加者数	1	
3/19～3/31	ビジター棟	春のカーニバル	海峡フレンズ作品展	公園ボランティア海峡フレンズによる作品展示	0	展示	1	
3/19.20.21.26.27	連絡ロケート発	春のカーニバル	水仙ガイドツアー	公園ボランティア海峡フレンズによる公園ガイドツアー。	240	参加者数	5	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名		行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/1, 2, 3, 4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26, 29 5/2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 30, 31	ビジター棟	春のカーニバル	動物のダンボールクラフト	ダンボール紙でウサギや犬などを作るペーパークラフト体験	466	参加者数	25	
4/1, 2, 3, 4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26, 29 5/2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 30, 31	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	風船に好きな絵を描くクラフト体験	1,826	参加者数	25	
4/2, 4, 11, 12, 18, 25, 26, 29 【4/1, 3, 5, 19は雨天中止】 5/2, 3, 5, 6, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 30, 31 【5/4は雨天中止】	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	子どもに人気の大型ふわふわ遊具を設置	9,987	参加者数	20	
4/2, 4, 11, 12, 18, 25, 26, 29 【4/1, 3, 5, 19は雨天中止】 5/2, 3, 5, 6, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 30, 31 【5/4は雨天中止】	芝生広場	春のカーニバル	間伐材ブロック迷路	子どもたちの観察力、発見力や空間認識能力を鍛えられる遊び	1,555	参加者数	20	
4/4, 11, 12, 18, 19 【4/5は雨天中止】	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車体験	685	参加者数	5	
4/4, 11, 12, 18, 19 【4/5は雨天中止】	大地の虹	春のカーニバル	オランダ衣装体験	オランダ民族衣装を着て、園内を散策していただく体験	148	参加者数	5	
4/4, 5, 18, 19	大地の虹	春のカーニバル	春の似顔絵屋さん	プロの似顔絵屋さんが似顔絵を描く	184	参加者数	4	
4/5, 12, 19, 26, 29 5/2, 3, 4, 5, 6, 10, 17, 24	東浦口ゲート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え体験	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	424	参加者数	13	
4/12	東浦口ゲート	春のカーニバル	ペイント体験	テラコッタの鉢などに絵を描く体験	26	参加者数	1	
4/19	ビジター棟	春のカーニバル	草木染め	チューリップの花びらでハンカチを染める草木染め体験	21	参加者数	1	
4/25, 26, 29 5/2, 3, 4, 5, 6	ビジター棟	春のカーニバル	兜のクラフトづくり	子どもの日に合わせて、ダンボールで兜を作るクラフト体験	92	参加者数	8	
6/20, 21, 27, 28	ビジター棟	季節のクラフトあそび	あじさい等の押し花・ラベンダークラフト	あじさいの押し花を使ったオリジナルハガキ、ラベンダーを使った香り袋・ラベンダースティックなどを作る体験	130	参加者数	4	
6/20, 21	ビジター棟	地域交流型プログラム	吹き戻し体験	子どもが自分で絵を描いて作ったオリジナルの吹き戻しづくりと、吹き戻しを使ったミニゲームの体験	37	参加者数	2	

7/19			淡路市夏まつり模擬店		1,669	参加者数	1	
7/11~31のうち閉園した7/17を除く20日間、8/1~31の31日間	ビクター棟 海のテラス休憩所	わくわく昆虫フェスタ	昆虫のダンボールクラフト	ダンボール紙でカブトムシやクワガタムシなどの昆虫模型を組み立てるペーパークラフト体験	2,707	参加者数	51	
7/11~31のうち閉園した7/17を除く19日間、8/1~31の31日間	ビクター棟 海のテラス休憩所	わくわく昆虫フェスタ	自然素材で作業しよう	木の枝や皮などの自然素材を使ったオリジナルのカブトムシやクワガタムシづくり体験	786	参加者数	50	
7/11~31のうち閉園した7/17を除く19日間、8/1~31の31日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	手作り貯金箱を作ってみよう	園内の植物廃材を利用した貯金箱を作る体験	1,042	参加者数	50	
7/11, 12, 18, 19, 20	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	1,299	参加者数	5	
7/11	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	カブトムシ・クワガタムシの飼育教室	専門家を講師とするカブトムシやクワガタムシの飼育教室	40	参加者数	1	
7/18 8/9	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ピカピカ泥団子をつくろう	陶芸用粘土などで大理石の玉のような光る泥だんごを作る体験	104	参加者数	2	
7/25, 26 8/1, 2	春一番の丘	わくわく昆虫フェスタ	水ロケットで遊ぼう	ペットボトルを加工してロケットを作り、飛ばす体験	62	参加者数	4	
7/26	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	尾崎先生の楽しい絵画教室	地元芸術家による絵画教室	30	参加者数	1	
7/26	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	お香作り体験	淡路島の地場産物の線香をアレンジした、専門家によるお香作り教室	20	参加者数	1	
8/1	灘川周辺	わくわく昆虫フェスタ	いきもの観察会（水辺コース）	専門家を講師とし園内を流れる灘川周辺のいきもの観察会	12	参加者数	1	
8/2	いその楽園	わくわく昆虫フェスタ	いきもの観察会（海辺コース）	専門家を講師とし園内のいその楽園周辺のいきもの観察会	18	参加者数	1	
8/8, 9	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	万華鏡をつくろう	間伐材や剪定木などの自然素材を使った万華鏡づくり体験	98	参加者数	2	
8/22, 23	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ころころ石ころアート	石ころに絵を描く体験	81	参加者数	2	
8/22, 23	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	75	参加者数	2	
8/19 9/18	園内	園芸療法プログラム	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座	15	参加者数	2	
9/19, 20, 21, 22, 23, 26, 27	ビクター棟	秋のカーニバル	木工クラフト	木の葉や間伐材や剪定木などの自然素材を使ったクラフト体験	377	参加者数	7	
9/19, 20, 21, 22, 23, 26, 27	ビクター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	673	参加者数	7	
9/19, 20, 21, 22, 23, 26, 27	ビクター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	966	参加者数	7	
9/19, 20, 21, 22, 23, 26, 27	春一番の丘	秋のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車の運転体験	1,086	参加者数	7	
9/19, 20, 21, 22, 27	東浦口ゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	97	参加者数	5	
9/19	ビクター棟	秋のカーニバル	ピカピカ泥団子をつくろう	陶芸用粘土などで大理石の玉のような光る泥だんごを作る体験	28	参加者数	1	
9/20, 21	ピザ釜周辺	秋のカーニバル	ピザ焼き体験	ピザ生地を伸ばしトッピングして、ピザ釜で焼いて食べる	64	参加者数	2	
9/23	ビクター棟	秋のカーニバル	草木染め体験	マリージョールの花びらでハンカチなどを染める体験	23	参加者数	1	
9/27	バーベキュー広場	秋のカーニバル	エコdeアウトドアクッキング	淡路島の良材を使った簡単にできる野外料理に挑戦し、自分で作った竹の器やお箸で食事するアウトドアクッキング体験	19	参加者数	1	
10/3, 4, 10, 11, 12, 17, 18, 24, 25, 31 11/1, 3	ビクター棟	秋のカーニバル	木工クラフト	木の葉や間伐材や剪定木などの自然素材を使ったクラフト体験	534		12	
10/3, 4, 10, 11, 12, 17, 18, 24, 25, 31 11/1, 3	ビクター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	738		12	
10/3, 4, 10, 11, 12, 17, 18, 24, 25, 31 11/1	ビクター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	805		11	
10/3, 4, 10, 11, 12	春一番の丘	秋のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車の運転体験	596		5	
10/4, 11, 12, 18, 25	東浦口ゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	100		5	
10/4	東浦口ゲート	秋のカーニバル	ペイント体験	テラコッタの鉢などに絵を描く体験	13		1	
10/11	淡路口ゲート前	秋のカーニバル	花と緑のワークショップ	近隣のボランティアグループによるクラフト体験などのワークショップ	1,507		1	
10/11, 12	花の丘道四阿	秋のカーニバル	ダリアの花びらで染める草木染め体験	ダリアの花びらでハンカチを染める草木染め体験	58		2	
10/12	ビクター棟	秋のカーニバル	ピカピカ泥団子をつくろう	陶芸用粘土などで大理石の玉のような光る泥だんごを作る体験	33		1	
10/18	花の丘道四阿	秋のカーニバル	秋の野点	コスモスを眺めながら抹茶を楽しむ	84		1	
11/3	海岸北臨時駐車場	秋のカーニバル	ライディング講習会	専門家による競技用自転車の乗り方などの講習	12		1	
10/25 11/28	園内	園芸療法プログラム	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座	9		2	
11/21, 22, 23, 28, 29 12/5, 6, 12, 13	ビクター棟	季節のクラフトあそび	どんぐりクラフト	どんぐりやくず、木の枝などの自然素材を使ったオリジナルのクリスマスリースなどを作る体験	313		9	
12/5, 6, 12, 13, 19, 20, 23	ビクター棟	季節のクラフトあそび	クリスマスリースづくり	どんぐりやくず、木の枝などの自然素材を使ったオリジナルのクリスマスリースなどを作る体験	160		7	
12/19~12/30の30日間	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で恐竜を作るペーパークラフト体験	192		12	
12/19~12/30の30日間	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の木クラフト	松ぼっくりや木の葉など、園内の自然素材を使ったクラフト体験	123		12	
12/19~12/30の30日間	ビクター棟	あわじオフェスティバル	ダンボール迷路&ダンボール木馬	ダンボールでできた迷路や木馬で遊ぶ体験	423		12	

12/19	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ジェルキャンドルづくり	色とりどりの砂と、好みのガラス小物を入れて自分だけのオリジナルキャンドルを作る。	16	1	
12/20	ビジター棟	あわジオフェスティバル	粘土で作るスイーツ	粘土でスイーツ模型を作る体験	24	1	
12/23	ビジター棟	あわジオフェスティバル	淡路のしめ縄をつくろう	淡路島のしめ縄づくり体験	12	1	
12/25, 26, 27, 28	ビジター棟	季節のクラフトあそび	お正月かざりをつくろう	縄で作った土台に園内の植物や木の実などで飾ってお正月飾りを作る	155	4	
1/2～1/11の10日間	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で恐竜を作るペーパークラフト体験	317	10	
1/2～1/11の10日間	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の木エクラフト	松ぼっくりや木の実など、園内の自然素材を使ったクラフト体験	107	10	
1/2～1/11の10日間	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ダンボール迷路&ダンボール木馬	ダンボールでできた迷路や木馬で遊ぶ体験	535	10	
1/2～1/6の5日間	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お絵かき凧	凧に絵を描いて組み立てる体験	217	5	
1/9	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石を探そう	篠山層群の岩石を割って化石発掘を体験	41	1	
1/10	ビジター棟	あわジオフェスティバル	アンモナイト化石のレプリカづくり	お湯で成型できる樹脂粘土を使った化石のレプリカづくり体験	168	1	
1/11	ビジター棟	あわジオフェスティバル	まが玉づくり	石を削って勾玉を作っていたり体験	53	1	
1/23, 24, 30, 31, 2/6, 7, 11, 13, 14, 20, 21, 27, 28	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙の店	JAMAオリジナルの宇宙食やグッズの販売	0	13	
1/30, 31, 2/6, 7, 11, 13, 14, 20, 21, 27, 28	ビジター棟	季節のクラフトあそび	どんぐりクラフト	どんぐりやくず、木の枝などの自然素材を使ったオリジナルのクリスマスリースなどを作る体験	185	11	
1/30, 31, 2/6, 7, 11, 13, 14, 20, 21, 27, 28	ビジター棟	季節のクラフトあそび	スキのほうきづくり	スキの穂を加工してミニほうきを作る体験	127	11	
1/30, 31, 2/6, 7, 11, 13, 14, 20, 21, 27, 28	ビジター棟	季節のクラフトあそび	小枝のタペストリーづくり	木の実や間伐材や剪定木などの自然素材を使ったタペストリー作り	26	11	
1/30, 2/13, 3/20	園内	園芸療法プログラム	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座	42	3	
2/27, 28	ビジター棟	桜まつり	ひな飾りづくり	木の実や色紙でおひなさまを作る体験	30	2	
3/5, 6, 12, 13	ビジター棟	桜一番の丘	押し花を使ったキーホルダーづくり	押し花などを使ったキーホルダーづくり体験	130	4	
3/5, 6, 12, 13, 19, 20, 21, 26, 27, 28, 29, 30, 31	ビジター棟	桜まつり	動物のダンボールクラフト	ダンボール紙で動物を作るペーパークラフト体験	260	13	
3/5, 6, 12, 13, 19, 20, 21, 26, 27, 28, 29, 30, 31	ビジター棟	桜まつり	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	687	13	
3/12	春一番の丘	桜まつり	春の茶店	桜の木の下でさくらのシフォンケーキやお茶を楽しむ	112	1	
3/13	春一番の丘	桜まつり	春の野点	桜の木の下で本格的な野点を楽しむ	165	1	
3/13	春一番の丘	桜まつり	桜の草木染め体験	桜を使ってハンカチを染める染物教室	20	1	
3/20, 21, 26, 27, 28, 29, 30, 31【3/19は雨天中止】	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	子どもに人気の大型ふわふわ遊具を設置	1,966	8	
3/19, 20, 21, 26, 27, 28, 29, 30, 31	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	528	9	
3/20, 21, 27	東浦口ゲート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え体験	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	99	3	

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

④主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑤共催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑥持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
6/6			ライダートレーニング(二輪講習会)	二輪車の安全運転教習や大空二輪車の扱いのコツなどの教育を目的とした講習会	14	参加者数		(一社)BMW Motorrad Club Japan
6/14			OASIS Roadster Meeting 2015	ユーノスロードスターの愛好者が集まる交流会	747	参加者数		OASIS Roadster Meeting 実行委員会
7/19		芝生広場	第10回 淡路市夏まつり	「楽しい」「美味しい」「もう一度淡路市に来たい」をテーマとした淡路市の夏の一大イベント	49,765	参加者数		淡路市夏まつり実行委員会
8/29	8/30	芝生広場	FREEDOM aozora 2015 淡路島	野外音楽コンサート	19,800	参加者数		(株)キョードーマネジメントシステムズ
10/24	10/25		2015 淡路島ロングライド 150	淡路島を一周するサイクリングイベント	1,977	参加者数		淡路島ロングライド実行委員会
10/31	11/1		淡路市合併10周年記念自転車ロードレース	合併10周年記念の自転車ロードレースイベント	200	参加者数		淡路市合併10周年記念自転車ロードレース実行委員会
11/14			ラバラミニ	オートバイの練習走行イベント	10	参加者数		NPO法人ライダーズネット
12/6			第15回ドレフェス関西 2015FINAL	大規模カーショーに展示されるショーカーやアフターパーツメーカーのデモンストラーションカーを多数展示	821	参加者数		ドレフェス関西事務局
12/12			スカニア社製トラック試乗会	トラック・トラクターの展示および試乗会	20	参加者数		スカニアジャパン(株)
3/6			The Italian Job	1960年代、720年代の英国製ミニの展示およびミニオーナーの交流会	198	参加者数		(有)ブラザNYH
3/22	3/31		お絵かき花壇づくりコンテスト	子どもたちが描いた絵をもとに、家族で花壇制作を行うコンテスト	25	参加者数		(一財)淡路島くにらみ協会

【平成28年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者区分	回数 (回)	備考
クイズ内容変更 (5月:1回)	園内	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	1,455	参加者数	1	
4/1~5/22の受付数	公園内	春のカーニバル	春の写生画コンテスト	284	参加者数	1	
4/1~5/15	海のテラス休憩所	春のカーニバル	海映フレズ作品展	0	展示	1	
4/2~4/22	大地の虹ほか	春のカーニバル	オランダ風車	0	展示	1	
4/9,10【4/17は強風中止】	連絡ロケト発	春のカーニバル	チューリップガイドツアー	135	参加者数	2	
4/3	東浦ロケト発	春のカーニバル	春の花めぐりツアー(特別版 清水先生)	53	参加者数	1	
4/24,29,30 5/1,4,5,8,15【5/31は雨天中止】	連絡ロケト発	春のカーニバル	ガイドツアー(ブル・フィナンサー)	600	参加者数	8	
4/17 6/25,30	連絡ロケト発	春のカーニバル	公園ガイド	236	参加者数	3	
4/2~22の21日間	各ゲート	春のカーニバル	オランダ衣装でお出迎え	0	展示	21	
4/2,9	花の中海ステージ	春のカーニバル	ジャグリングショー	0	展示	2	
4/3,10【4/17は強風中止】	花の中海ステージ	春のカーニバル	ステージショー	0	展示	2	
4/3【4/17は強風中止】	花の中海ステージ	春のカーニバル	スティールパンコンサート	0	展示	1	
4/16	大地の虹	春のカーニバル	花と緑の相談コーナー	5	参加者数	1	
4/22	バームガーデン	春のカーニバル	カーネーションの植栽体験	186	参加者数	1	
4/29~5/5	東浦ロケト	春のカーニバル	こいのぼりの掲揚	0	展示	1	
4/3	花の中海ステージ	春のカーニバル	スマイルパフォーマンスQちゃんショー	0	展示	1	
5/5	花の中海ステージ	春のカーニバル	キッズ花のファッションショー	0	展示	1	
5/7,8	大地の虹ほか	春のカーニバル	チューリップの球根掘り体験	985	参加者数	2	
5/14,15	ボブラの丘	春のカーニバル	お花のつみとり体験	945	参加者数	2	
4/23,24 5/21,22	9号園路	春のカーニバル	オープンガーデン	2,113	参加者数	4	
6/24,25,26,27,28,29,30	各ゲート	地域交流型プログラム	七夕飾り	0	展示	7	
クイズ内容変更 (7月:1回 9月:1回)	園内	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	524	参加者数	2	
7/24	芝生広場		淡路市夏まつり	0		1	
9/15	連絡ロケト発	秋のカーニバル	公園ガイド	0		0	※予約なし
7/1,2,3,4,5,6,7(6月24日~継続)	各ゲート	地域交流型プログラム	七夕飾り	0	展示	7	
7/9~8/31	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	生きてる世界のカブトムシ・クワガタムシ展	0		1	
7/9~25の17日間、8/3~31の29日間	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	昆虫標本の展示	0		1	
7/9~25の17日間、8/3~31の30日間	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	わくわく昆虫オブジェの展示	0		1	
7/9~25の17日間、8/3~31の31日間	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	昆虫タペストリーの展示	0		1	
7/9~25の17日間、8/3~31の32日間	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	金のカブトムシを探そう	1,876		48	
7/9~25の17日間、8/3~31の33日間【7/9表彰式のため中止】	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	わくわく昆虫キッズコーナー	0		47	
7/9~31のうち7/24(夏まつり)を除く22日間、8/1~31の31日間	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	ヘラクレスと記念撮影しよう	5,029		53	
8/12,13,14,15,16	ビジター棟よこ	わくわく昆虫フェスタ	ひんやり足水コーナー	0		5	
8/12,13,14,15,16	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	昔なかし遊び体験	0		5	
8/13,14	大地の虹	わくわく昆虫フェスタ	ヒマワリのつみとり体験	501		2	
9/17~19,9/21~30の13日間【9/20は台風による荒天のため中止】	芝生広場		でかボールで遊ぼう	0		13	
9/17,18,19,22,25	連絡ロケト発	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	141		5	
9/22	ビジター棟	秋のカーニバル	昔遊び体験	0		1	
9/17~10/30	ビジター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	0		1	
9/17~11/11の受付数	公園内	秋のカーニバル	秋の公園写真コンテスト	0		1	
クイズ内容変更 (11月:1回)	園内	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	630	参加者数	2	
10/1~31(10/5は台風のため中止)の30日間 11/1,2,3,4,5,6	芝生広場		でかボールで遊ぼう	0	展示	36	
10/2,8,9,10,16,23,30,11/3,6	連絡ロケト発	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	433	参加者数	9	
予約に応じて実施	連絡ロケト発	秋のカーニバル	公園ガイド	0	展示	0	
10/10	東裏ロケト発	秋のカーニバル	環境学習ガイド	34	参加者数	1	
10/8	花の中海ステージ	秋のカーニバル	ステージショー	0	展示	1	
10/8	花の中海ステージ	秋のカーニバル	防災啓発イベントステージ	0	展示	1	
10/9	芝生広場	秋のカーニバル	豚汁のふるまい	1,000	参加者数	1	
10/22~10/30	移ろいの庭	秋のカーニバル	ダリアのインフィオラータ	30	参加者数	1	
10/8,9,10	隣だまりの丘	秋のカーニバル	ダリア花壇のガイドツアー	170	参加者数	3	
10/10	芝生広場	秋のカーニバル	体力測定&健康相談	152	参加者数	1	
10/10	芝生広場	秋のカーニバル	ニューススポーツ体験	780	参加者数	1	
10/30	ビジター棟	秋のカーニバル	あいな里山公園でどなたも米を使ったポン菓子を作る	300	参加者数	1	
10/1,2,22,23,29,30,11/5,6	大地の虹ほか	秋のカーニバル	コスモスのつみとり体験	2,474	参加者数	8	
10/10	芝生広場	秋のカーニバル	キンセンカのハーブ茶のふるまい	70	参加者数	1	
10/9	芝生広場	秋のカーニバル	ストーンベントニング	450	参加者数	1	
11/5	ビジター棟	秋のカーニバル	スクリーン紙芝居と生演奏のコラボレーション	100	参加者数	1	
9/17~10/30【※9月計上】	ビジター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	0	展示	0	

9/17~11/11の受付数【※開催回数は9月計上】	園内	秋のカーニバル	秋の公園写真コンテスト	コスモスやダリアなど、秋の美しい花や心むむ情景を写真に表現するコンテスト	115	参加者数	0	
11/3	ビクター棟		具1グランプリ	淡路市主催のおにぎりの具コンテスト	0	展示	1	
11/26~30の5日間、12/1~31の31日間。(1/15まで)	9号園路		光と花のページェント	イルミネーション	8,110	参加者数	36	
12/10~1/15(12/31-1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	化石・標本展示	アンモナイト等の化石や恐竜の頭骨レプリカなどの展示	0	展示	0	
12/10~1/15(12/31-1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	秋の公園写真コンテスト入賞者作品展	秋の募集した写真コンテストの入賞作品展	0	展示	0	
12/10~1/15(12/31-1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の大型絵本展示	恐竜の大型絵本を展示	0	展示	0	
12/10, 11, 17, 18, 24, 25, 1/7, 8, 14, 15【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の大型絵本の読み聞かせ	朗読ボランティアによる大型絵本の読み聞かせ	178	参加者数	6	
12/10~1/15(12/31-1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	芝生広場	あわじオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路		3,460	参加者数	21	
12/23, 24	淡路ロケート前	あわじオフェスティバル	クリスマスのボン菓子ふるまい	神戸地区のお米で作ったボン菓子のふるまい	1,000	参加者数	2	
12/27, 28 (定員満了)	ビクター棟前	あわじオフェスティバル	「お正月飾り」の飾り付け	升花壇の木にお正月の飾り付けをする体験	10	参加者数	2	
12/10~1/15(12/31-1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	園芸福祉活動の作品と活動紹介展示	公園ボランティア海峽フレンズと福祉団体による作品展示	0	展示	0	
クイズ内容変更(3月:1回)	園内		緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	430	参加者数	2	
11/16~1/17, 2/12まで延長【※開催件数は12月計上】	9号園路		光と花のページェント	イルミネーション	3,059	参加者数	43	
12/10~1/15(12/31-1/1を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	化石・標本展示	アンモナイトの化石やティラノザウルスの頭骨のレプリカ、恐竜の頭骨パズルなどの展示		展示	1	
12/10~1/15(12/31-1/1を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	秋の公園写真コンテスト入賞者作品展	秋の募集した写真コンテストの入賞作品展		展示	1	
12/10, 11, 17, 18, 24, 25, 1/7, 8, 14, 15【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の大型絵本展示	恐竜の大型絵本を展示		展示	1	
12/10~1/15, 1/21-2/26(12/31, 1/1, 2/6, 7休園日2/5, 9雨天)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の大型絵本の読み聞かせ	朗読ボランティアによる大型絵本の読み聞かせ	137	参加者数	4	
1/2, 1/3	芝生広場	あわじオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路		9,023	参加者数	47	
1/8	ビクター棟前	あわじオフェスティバル	ぜんざいのふるまい	神戸地区で採れたもち米を作ったぜんざいのふるまい	1,000	参加者数	2	
12/10~1/15(12/31-1/1を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟前	あわじオフェスティバル	鯛汁のふるまい	淡路島の鯛と使った鯛汁のふるまい	500	参加者数	1	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※展示会場、内容変更】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	園芸福祉活動の作品と活動紹介展示	公園ボランティア海峽フレンズと福祉団体による作品展示		展示	1	
1/7, 8	ビクター棟	あわじオフェスティバル	園芸福祉活動の作品と活動紹介展示	公園ボランティア海峽フレンズと福祉団体による作品展示		展示	1	
1/14, 15	ビクター棟	あわじオフェスティバル	専門家による展示ガイド	専門家による、展示化石などの解説ガイド	94	参加者数	2	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	移ろいの庭	あわじオフェスティバル	寒咲きナノハナつみとり体験	寒咲きナノハナを摘み取る体験	103	参加者数	2	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	衛星・探査機模型展示	衛星や探査機の模型(だいち2号、みちびき、はやぶさ等)、宇宙服、宇宙食等の展示		展示	1	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	イオンエンジン実物大モデル展示	イオンエンジンの実物大モデルの展示		展示	1	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	宇宙に関する映像展示	JAXA制作のロケット打ち上げ等に関する映像展示		展示	1	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	「ロケット打ち上げ」を体験等ビデオ上映	JAXA制作のロケット打ち上げ音響体験ビデオの上映と音響体験	1,183	参加者数	35	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	ブルースーツ試着	宇宙飛行士が着るブルースーツの試着体験	788	参加者数	35	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	レゴロボットの操作体験	レゴブロックで作った車型のロボットをiPadを使って操作する体験	895	参加者数	35	
1/29	ビクター棟	宇宙イベント	JAXA講演会	宇宙航空研究開発機構(JAXA)の講師による、防災分野での衛星利用をテーマとした話題提供・意見交換会		展示	1	
1/21, 22, 28, 2/4, 11, 12, 18, 19, 25, 26【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	JAXAコスミックカレッジ	発射角度や重さなどを調節し、より早く・高く飛ばす条件を考えながら、ロケットを飛ばす実験 簡単な真空装置を製作し、真空状態でどんな事が起こるかを体験する実験	997	参加者数	10	
1/21~2/26(2/6・7の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	宇宙に関するクイズラリー	宇宙に関する簡単な問題に答えるクイズラリー	409	参加者数	35	
3/4, 5, 11, 12	連絡ロケート発	桜まつり	早春のガイドツアー	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアー	551	参加者数	4	
3/4	クリスマスローズガーデン	桜まつり	クリスマスローズ講習会	クリスマスローズガーデンでクリスマスローズの品種の解説や育て方などの講習	30	参加者数	1	
3/12	春一番の丘	桜まつり	豚汁のふるまい	豚汁200食のふるまい	200	参加者数	1	
3/11, 12	春一番の丘	桜まつり	電動アシスト自転車にのってみよう	電動アシスト自転車の試乗体験	235	参加者数	2	
3/18	ビクター棟	春のカーニバル	おりがみ教室	色々な折り紙のおりがみ教室	45	参加者数	1	
3/20	ビクター棟	春のカーニバル	パフォーマンス&バルーンアート教室	バルーンアートショーと作り方教室	140	参加者数	1	
3/19~3/31	ビクター棟	春のカーニバル	海峽フレンズ作品展	公園ボランティア海峽フレンズによる作品展示		展示	1	
3/19, 20, 25, 26	連絡ロケート発	春のカーニバル	水仙ガイドツアー	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアー	470	参加者数	4	
1/14, 15	淡路ロケート		600万人達成記念事業	くすだま割り、花苗と花の種セットを600人に配布	600	参加者数	1	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
4/1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 29, 30	ビクター棟	春のカーニバル	ダンボールクラフト	660	参加者数	8	
5/1, 3, 4, 5, 7, 8, 14, 15, 28, 29(28, 29は神戸地区開園記念) 6/4, 5(神戸地区開園記念)	ビクター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	1,967	参加者数	28	
4/1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 29, 30	ビクター棟	春のカーニバル	ダンボール迷路	1,610	参加者数	22	
5/1, 3, 4, 5, 7, 8	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	676	参加者数	5	
4/2, 3, 5, 6, 8, 9, 10, 16, 23, 24, 29, 30 【4/1, 4/7は雨天で、4/17は強風でそれぞれ中止】	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	6,382	参加者数	19	
5/1, 4, 5, 7, 8, 14, 15 【5/3は雨天中止】	ビクター棟	春のカーニバル	ダンボール迷路	1,610	参加者数	22	
4/1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 29, 30 5/1, 3, 4, 5, 7, 8	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	676	参加者数	5	
4/2, 3, 9, 10, 16 【4/17は強風中止】	大地の虹	春のカーニバル	オランダ民族衣装	130	参加者数	5	
4/2, 3, 9, 10, 16 【4/17は強風中止】	大地の虹	春のカーニバル	春の似顔絵屋さん	172	参加者数	4	

4/3, 10, 24, 29, 30【4/17は強風中止】 5/1, 4, 5, 8, 15【5/3は雨天中止】	東浦口ゲート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え体験	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	255	参加者数	10	
4/10	東浦口ゲート	春のカーニバル	ペイント体験	テラコッタの鉢などに絵を描く体験	15	参加者数	1	
4/24	ビクター棟	春のカーニバル	草木染め体験	テラコッタの花びらでハンカチを染める草木染め体験	26	参加者数	1	
5/22	海岸北臨時駐車場	春のカーニバル	ライディング講習会	専門家による競技用自転車の乗り方などの講習	12	参加者数	1	
4/25, 26, 29 5/1, 3, 4, 5	ビクター棟	春のカーニバル	兜のクラフトづくり	子どもの目にあわせてダンボールで兜を作るクラフト体験	178	参加者数	7	
6/20, 21, 27, 28	ビクター棟	季節のクラフトあそび	あじさい等の押し花・ラベンダークラフト	あじさい等の押し花やラベンダーを使ってオリジナルのハガキやラベンダーステッカーなどを作る体験	115	参加者数	4	
6/20, 21	ビクター棟	地域交流プログラム	吹き戻し体験	素朴で楽しい吹き戻し作りを体験	18	参加者数	2	
7/24	芝生広場		淡路市夏まつり模擬店		2,244	参加者数	1	
7/9～31のうち23日間、8/1～31の31日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	昆虫のダンボールクラフト	ダンボール紙で、カブトムシやクワガタムシ等の昆虫模型を組み立て作るペーパークラフト	2,575	参加者数	54	
7/9～31のうち7/24【夏まつり】を除く 22日間、8/1～31の31日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	自然素材で作ろう	木の枝などの自然素材を使ってオリジナルのカブトムシやクワガタムシを作る体験	883	参加者数	53	
7/9～31のうち7/24【夏まつり】を除く 22日間、8/1～31の31日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	手作り貯金箱を作ってみよう	園内の植物廃材を利用した貯金箱を作る体験	1,037	参加者数	53	
7/16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ダンボール迷路	ダンボールでできた迷路で遊ぶ体験	1,220	参加者数	9	
7/9	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	カブトムシ・クワガタムシの飼育教室	専門家を講師とするカブトムシやクワガタムシの飼育教室	90	参加者数	1	
7/16 8/9	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ピカピカ泥団子をつくらう	陶芸用粘土などで大理石の玉のような光る泥だんごを作る体験	71	参加者数	2	
7/17, 18 8/6, 7	春一番の丘	わくわく昆虫フェスタ	水ロケットで遊ぶ	ペットボトルを加工してロケットを作り、飛ばす体験	86	参加者数	4	
8/21	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	牛乳パックでカメラを作って写真を撮ろう	牛乳パックを使ってカメラを作り、園内で青焼き写真を撮る体験	19	参加者数	1	
8/13	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	やまぐち先生の楽しい絵画教室	地元芸術家による絵画教室	27	参加者数	1	
7/10	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	お香作り体験	淡路島の地産産物の香りをアレンジした、専門家によるお香作り教室	11	参加者数	1	
8/27	瀬川	わくわく昆虫フェスタ	いきもの観察会（水辺コース）	公園内を流れる瀬川周辺の生き物を採集、観察する観察会	15	参加者数	1	
8/20	いその楽園	わくわく昆虫フェスタ	いきもの観察会（海辺コース）	専門家を講師とし園内のいその楽園周辺のいきもの観察会	16	参加者数	1	
8/11, 12	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	万華鏡をつくらう	間伐材や剪定木などの自然素材を使って万華鏡（テレイドスコープ）を作る体験	92	参加者数	2	
8/20, 21	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ころころアート	石ころに絵を描く体験	89	参加者数	2	
8/20, 21	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	38	参加者数	2	
8/7	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	いけばなリース作り体験	園内の花を使ったリース作り体験	18	参加者数	1	
8/10, 28, 9/4, 14	園内	園芸療法プログラム	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座	32	参加者数	4	
9/17, 18, 19, 22, 24, 25	ビクター棟	秋のカーニバル	木工クラフト	木の葉や間伐材や剪定木などの自然素材を使ったクラフト体験	278	参加者数	6	
9/17, 18, 19, 22, 24, 25	ビクター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	153	参加者数	6	
9/17, 18, 19, 22, 24, 25	ビクター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	393	参加者数	6	
9/17, 18, 19, 22, 24, 25	春一番の丘	秋のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車の運転体験	412	参加者数	6	
9/18, 19, 22, 25	東浦口ゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	53	参加者数	4	
9/18, 19	ピザ釜園	秋のカーニバル	ピザ焼き体験	ピザ生地を伸ばしトッピングして、ピザ釜で焼いて食べる	84	参加者数	2	
9/25	ビクター棟	秋のカーニバル	草木染め体験「公園の植物で楽しむ草木染め」	マリーゴールドの花びらでハンカチなどを染める体験	29	参加者数	1	
10/1, 2, 8, 9, 10, 15, 16, 22, 23, 29, 30	ビクター棟	秋のカーニバル	木工クラフト	木の葉や間伐材や剪定木などの自然素材を使ったクラフト体験	381	参加者数	11	
10/1, 2, 8, 9, 10, 15, 16, 22, 23, 29, 30	ビクター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	489	参加者数	11	
10/1, 2, 8, 9, 10, 15, 16, 22, 23, 29, 30	ビクター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	645	参加者数	11	
10/1, 2, 8, 9, 10, 15, 16	春一番の丘	秋のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車の運転体験	996	参加者数	7	
10/2, 8, 9, 10, 16, 23, 30	東浦口ゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	141	参加者数	7	
10/2	東浦口ゲート	秋のカーニバル	ペイント体験	テラコッタの鉢などに絵を描く体験	24	参加者数	1	
10/9	芝生広場	秋のカーニバル	花と緑のワークショップ	近隣のボランティアグループによるクラフト体験などのワークショップ	1,513	参加者数	1	
10/8, 10	花の丘道四阿	秋のカーニバル	ダリアを使ったフラワーアレンジメント	ダリアの花のアレンジメント作り体験	5	参加者数	2	
10/8, 9, 10	花の丘道四阿	秋のカーニバル	草木染め体験「ダリアの花びら染め」	ダリアの花びらでハンカチを染める草木染め体験	27	参加者数	3	
10/16	花の丘道四阿	秋のカーニバル	秋の野草	コスモスを眺めながら抹茶を楽しむ	130	参加者数	1	
10/23	海岸北臨時駐車場	秋のカーニバル	ライディング講習会	専門家による競技用自転車の乗り方などの講習	19	参加者数	1	
10/16, 11/3	園内	秋のカーニバル	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座	17	参加者数	2	
11/19, 20, 23, 26, 27	ビクター棟	季節のクラフトあそび	森のメッセージボードづくり	黒板素材のボードに園内の木の実等で飾りメッセージボードをつくる体験	51	参加者数	5	
11/19, 20, 23, 26, 27	ビクター棟	季節のクラフトあそび	森の時計づくり	公園内の剪定枝やドングリ、モミジバフウなどの木の葉、落ち葉等を使ったクラフト体験	42	参加者数	5	
12/10, 11, 17, 18, 23, 24	ビクター棟	季節のクラフトあそび	クリスマスリースづくり	どんぐりやくす、木の枝などの自然素材を使ったオリジナルのクリスマスリースなどを作る体験	195	参加者数	6	
12/10～1/15(12/31-1/1の休園日を除く) 【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で、恐竜の模型を組み立て作るペーパークラフト	283	参加者数	21	
12/10～1/15(12/31-1/1の休園日を除く) 【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の木工クラフト	公園内の剪定枝や松ぼっくり、木の実等を使ったクラフト体験	195	参加者数	21	
12/10～1/15(12/31-1/1の休園日を除く) 【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	ダンボール迷路&ダンボール木馬	ダンボールでできた迷路や木馬で遊ぶ体験	615	参加者数	21	
12/23	ビクター棟	あわじオフェスティバル	ちーたんワークショップ	丹波市ちーたんの館協力のものと、缶バッジなどを作る体験	62	参加者数	1	
12/11	ビクター棟	あわじオフェスティバル	アロマ石鹸づくり	アロマオイルの入った石鹸を作る体験	22	参加者数	1	
12/11	ビクター棟	あわじオフェスティバル	X'masアロマワックスづくり	アロマオイルの入ったワックスにドライフラワーなどで飾りを作る体験	17	参加者数	1	
12/25	ビクター棟	あわじオフェスティバル	淡路のしめ縄をつくらう	淡路島のしめ縄づくり体験	20	参加者数	1	
12/25, 26, 27, 28, 29, 30	ビクター棟	季節のクラフトあそび	お正月飾りづくり体験	縄で作った土台に園内の植物や木の実などで飾ってお正月飾りを作る	127	参加者数	6	
12/10～1/15(12/31-1/1の休園日を除く) 【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で恐竜を作るペーパークラフト体験	282	参加者数	14	
12/10～1/15(12/31-1/1の休園日を除く) 【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	恐竜の木工クラフト	松ぼっくりや木の実など、園内の自然素材を使ったクラフト体験	112	参加者数	14	
12/10～1/15(12/31-1/1の休園日を除く) 【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわじオフェスティバル	ダンボール迷路&ダンボール木馬	ダンボールでできた迷路や木馬で遊ぶ体験	485	参加者数	14	

1/2~1/9の8日間	ビジター棟	あわじオフフェスティバル	お絵かき風	風に絵を描いて組み立てる体験	355	参加者数	8	
1/7, 8	ビジター棟	あわじオフフェスティバル	化石を探そう	篠山層群の岩石を実際に割り、化石発掘を体験	81	参加者数	2	
1/9, 14	ビジター棟	あわじオフフェスティバル	アンモナイト化石のレプリカづくり	お湯で成型できる樹脂粘土を使った化石のレプリカづくり体験	72	参加者数	2	
1/21, 22, 28, 29, 2/4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙のダンボールクラフト	ダンボール紙でロケットなどを作るペーパークラフト体験	217	参加者数	12	
1/21, 22, 28, 29, 2/4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙グッズ販売の店	JAXAオリジナルの宇宙食やグッズの販売	0	展示	12	
2/5	ビジター棟、春一番の丘	宇宙イベント	モデルロケットの打ち上げ体験	専門家の指導の下、モデルロケットを制作し、実際に打ち上げる体験	18	参加者数	1	
1/21, 22, 28, 29, 2/4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	季節のクラフトあそび	スキのほうきづくり	スキの穂を加工してミニほうきを作る体験	77	参加者数	12	
3/4, 5, 11, 12	ビジター棟	桜まつり	つるしさがりづくり	園内の木の実などでつるし飾りを作る体験	23	参加者数	4	
3/4, 5, 11, 12, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31	ビジター棟	桜まつり	動物のダンボールクラフト	ダンボール紙で動物を作るペーパークラフト体験	277	参加者数	14	
3/4, 5, 11, 12, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31	ビジター棟	桜まつり	ダンボール迷路	ダンボールでできた迷路で遊ぶ体験	704	参加者数	14	
3/11	春一番の丘	桜まつり	春の茶店	桜の木の下でさくらのシフォンケーキやお茶を楽しむ	177	参加者数	1	
3/12	春一番の丘	桜まつり	春の野点	桜の木の下で本格的な野点を楽しんでいただく	150	参加者数	1	
3/12	春一番の丘	桜まつり	桜の草木染め体験	桜を使ってハンカチを染める染め物教室	38	参加者数	1	
3/18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	子どもに人気の大型ふわふわ遊具を設置	2,682	参加者数	10	
3/18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	377	参加者数	10	
3/19, 20, 27	東浦ロケート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え体験	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	106	参加者数	3	

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

④主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑤共催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑥持込みイベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
4/23			地域活性化イベント開催に伴う駐車場及びSAから国営公園への来場者の乗降場	SAイベントの臨時駐車場及びSAから国営公園への来場者の乗降場	50	参加者数		本州四国連絡高速道路(株)
4/30	5/1		花のあわじクラフトフェア	アート・クラフト作家による展示・販売	3,612	参加者数		アルテフェスタ実行委員会
5/8			OASIS Roadster Meeting 2016	ユノスロードスターの愛好家が集まる交流会	895	参加者数		OASIS Roadster Meeting 実行委員会
5/14	5/15		淡路ご当地キャラパーク	防災・減災をテーマに絆を作るイベント	7,971	参加者数		株式会社コアエントメディア
5/15			CUSTOM&LUXURY RIOT 2016	ドレスアップカー・カスタマイズカーの展示及びコンテスト	625	参加者数		RIOT PLANNING
6/5			スタイルボックスミーティング	全国からワンボックスカーのユーザーが集まる「一犬ワンボックスユーザー祭り」	555	参加者数		株式会社芸文社 広告部イベント事務局
6/24			NHK連続テレビ小説「べっぴんさん」ドラマ撮影	バイクの走行シーンの撮影	30	参加者数		NHK大阪 制作部
6/19, 12/4			第16回ドレフェス関西	ショーカーやアフターパーツメーカーのデモンストラーションカーを多数展示	1,496	参加者数		ドレフェス関西事務局
7/24			第11回淡路市夏まつり	「楽しい」「美味しい」「もう一度淡路市に来たい」をテーマとした淡路市の夏の一大イベント	49,905	参加者数		淡路市夏まつり実行委員会
7/30			Freedom青空2016淡路島	野外音楽コンサート	8,107	参加者数		(株)キョードーマネジメント システムズ
9/17	9/18		第1回ロハス・ミーツ淡路	手作り雑貨・オーガニックフードの販売・体験教室等	4,822	参加者数		ロハス・ミーツ実行委員会
9/28, 12/7			試乗研修 Audi Tech Campus	モデル車の試乗研修	50	参加者数		(株)MIA Select
10/16			第4回淡路島バイクフェスタ	エロイディングレッスン及びセーフティライディング講習等	4,666	参加者数		株式会社ピーエムシー
3/5			The Italian Job	オールドミニ展示及びオーナー交流会	156	参加者数		(有)ブラザNYH

【平成29年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
	園内	緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	835	参加者数	1	
4/16	ビクター棟	春のカーニバル	春のセラピー	111	参加者数	1	
4/1~5/21の受付数	公園内	春のカーニバル	春の写生画コンテスト	327	参加者数	1	
4/1~5/14	ビクター棟	春のカーニバル	海峡フレンズ作品展	0	展示	1	
4/1~4/21		春のカーニバル	オランダ風車	0	展示	1	
4/2.8.16	連絡口ゲート発	春のカーニバル	チューリップガイドツアー	235	参加者数	3	
4/9	ポプラの丘	春のカーニバル	春の花めぐりツアー(特別版 清水先生)	35	参加者数	1	
4/23.29.30 5/3.4.5.7.14	連絡口ゲート発	春のカーニバル	ガイドツアー(ブルーアイトハイ)	745	参加者数	8	
4/8.11.14	園内	春のカーニバル	公園ガイド(予約のみ)	132	参加者数	3	
4/1~4/21	各ゲート	春のカーニバル	オランダ衣装でお出迎え	0	展示	21	
4/2.5	花の中海ステージ	春のカーニバル	ステージショー	0	展示	2	
4/15	大地の虹	春のカーニバル	花と緑の相談コーナー	7	参加者数	1	
4/29	バームガーデン	春のカーニバル	カーネーションの植栽体験	82	参加者数	1	
4/29~5/5	園内	春のカーニバル	こいのぼりの掲揚	0	展示	1	
5/3	花の中海ステージ	春のカーニバル	キッズ花のファッションショー	0	展示	1	
5/7.8	大地の虹ほか	春のカーニバル	チューリップの球根掘り体験	755	参加者数	2	
5/14.15	ポプラの丘	春のカーニバル	お花のつみとり体験	1,043	参加者数	2	
4/15.16 5/20.21	9号園路	春のカーニバル	あわじオープンガーデンに参加し、9号園路沿いの花壇を楽しんでもらう	591	参加者数	4	
6/26.27.28.29.30	各ゲート	地域交流型プログラム	七夕飾り	0	展示	5	
6/1~7/12	芝生広場		でかボールであそぼう	0	展示	1	
6/3.4	園内	地域交流型プログラム	屋外読書を楽しもう	60	参加者数	2	
	園内		緑花クイズラリー	255	参加者数	1	
7/23	芝生広場		淡路市夏まつり	0	展示	1	
7/1.2.3.4.5.6.7(6月26日~継続)	各ゲート	地域交流型プログラム	七夕飾り	0	展示	7	
7/8~8/31	ビクター棟 海のテラス休憩所	わくわく昆虫フェスタ	生きてる世界のカブトムシ・クワガタムシ展	0	展示	1	
7/8~24の17日間、8/3~31の29日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	昆虫標本の展示	0	展示	1	
7/8~24の17日間、8/3~31の30日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	てっかい昆虫オブジェの展示	0	展示	1	
7/8~24の17日間、8/3~31の31日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	昆虫タペストリーの展示	0	展示	1	
7/8~24の16日間、8/3~31の29日間 7/23夏祭除く	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	金のカブトムシを探そう	1,276	参加者数	47	
7/8~24の17日間、8/3~31の29日間	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	わくわく昆虫キッズコーナー	0	展示	48	
7/8~31 8/1~31の31日間 7/23夏祭除く	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ヘラクレスと記念撮影しよう	4,890	参加者数	54	
8/11.12.13.14.15	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	ひんやり足水コーナー	0	展示	5	
8/11.12.13.14.15	ビクター棟	わくわく昆虫フェスタ	昔なつかし遊び体験	0	展示	5	
7/16.17 8/12.13	大地の虹	わくわく昆虫フェスタ	ヒマワリのつみとり体験	1,728	参加者数	5	
9/18.23.24	連絡口ゲート発	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	210	参加者数	3	
	園内		緑花クイズラリー	279	参加者数	2	
10/3~10以外 23日間 11/7~11/30	芝生広場		でかボールで遊ぼう	0	展示	47	
10/1.7.8.9 11/3.5	連絡口ゲート発	秋のカーニバル	フラワーガイドツアー	244	参加者数	6	
11/5	ポプラの丘	秋のカーニバル	秋の花めぐりツアー(清水先生)	21	参加者数	1	
10/3.11.27 11/12	園内	秋のカーニバル	公園ガイド(予約ガイド)	92	参加者数	4	
11/11	園内	秋のカーニバル	環境学習ラリー	43	参加者数	1	
10/15	芝生広場	秋のカーニバル	ミズノ流忍者学校	0	展示	1	
10/14	芝生広場	秋のカーニバル	豚汁のふるまい	500	参加者数	1	
10/21.11/4	淡路口ゲート前	秋のカーニバル	ダリアのインフィオーラター	58	参加者数	2	
10/7.8.9	陽だまりの丘	秋のカーニバル	ダリア花壇のガイドツアー	200	参加者数	3	
10/15	芝生広場	秋のカーニバル	ニューススポーツ体験	5	参加者数	1	
11/5	淡路口ゲート前	秋のカーニバル	あいな里山公園でとれたお米を使ったボン菓子ふるまい	200	参加者数	1	
10/1	大地の虹ほか	秋のカーニバル	コスモスのつみとり体験	583	参加者数	1	
10/14	芝生広場	秋のカーニバル	ストーンベントニング	184	参加者数	1	
9/16~10/29【※9月計上】	ビクター棟	秋のカーニバル	春の写生画コンテスト作品展	0	展示	0	
9/16~11/10の受付数【※開催回数は9月計上】	公園内	秋のカーニバル	秋の公園写真コンテスト	62	参加者数	0	
11/3 主催:淡路市 共催:当センター	ビクター棟		具-1グランプリ	0	展示	1	

11/18～30の13日間、12/1～31の31日間。(2/18まで)	9号園路		光と花のページェント	イルミネーション	6,053	参加者数	44	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	化石・標本展示	アンモナイト等の化石や恐竜の頭部レプリカなどの展示	0	展示	1	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	秋の公園写真コンテスト入賞者作品展	秋の募集した写真コンテストの入賞作品展	0	展示	1	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本展示	恐竜の大型絵本を展示	0	展示	1	
12/9,10,16,17,23,24 1/6,7,13,14【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本の読み聞かせ	朗読ボランティアによる大型絵本の読み聞かせ	185	参加者数	6	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	芝生広場	あわジオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路		3,533	参加者数	22	
12/23,24	淡路ロケート前	あわジオフェスティバル	クリスマスのボン菓子のみ	神戸地区のお米で作ったボン菓子のふるま	600	参加者数	2	
12/27,28(定員満了)	淡路ロケート前	あわジオフェスティバル	「お正月飾り」の飾り付け	升花壇の木にお正月の飾り付けをする体験	48	参加者数	12	
12/10～1/15(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	園芸福祉活動の作品と活動紹介展示	公園ボランティア海峽フレンズと福祉団体による作品展示	0	展示	1	
クイズ内容変更(3月:1回)	園内		緑花クイズラリー	公園全体をフィールドとした花や自然に関するクイズラリー	257	参加者数	2	
11/18～30の13日間、12/1～31の31日間。(2/18まで)	9号園路		光と花のページェント	イルミネーション	1,647	参加者数	49	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	化石・標本展示	アンモナイトの化石やティラノザウルスの頭部のレプリカ、恐竜の頭骨ハズルなどの展示	0	展示	1	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	秋の公園写真コンテスト入賞者作品展	秋の募集した写真コンテストの入賞作品展	0	展示	1	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本展示	恐竜の大型絵本を展示	0	展示	1	
12/9,10,16,17,23,24 1/6,7,13,14【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の大型絵本の読み聞かせ	朗読ボランティアによる大型絵本の読み聞かせ	126	参加者数	4	
12/9～1/14、1/20～2/25(12/31・1/1,2/5,2/6の休園日を除く)1/5,8,10雨天中止【※開催件数は1月計上】	芝生広場	あわジオフェスティバル	ユニバーサル巨大迷路		8,939	参加者数	47	
1/2,1/3	ビクター棟前	あわジオフェスティバル	ぜんざいのふるまい	神戸地区で採れたもち米を作ったぜんざいのふるまい	600	参加者数	2	
1/7	ビクター棟前	あわジオフェスティバル	ストーンペインティング	石に絵を描く体験	280	参加者数	1	
12/9～1/14(12/31・1/1除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	園芸福祉活動の作品と活動紹介展示	公園ボランティア海峽フレンズと福祉団体による作品展示	0	展示	1	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※展示会場、内容変更】	ビクター棟	あわジオフェスティバル	園芸福祉活動の作品と活動紹介展示	公園ボランティア海峽フレンズと福祉団体による作品展示	0	展示	1	
1/14,15	移ろいの庭	あわジオフェスティバル	寒咲きナノハナつみとり体験	寒咲きナノハナを摘み取る体験	189	参加者数	2	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	衛星・探査機模型展示	衛星や探査機(はやぶさ)、H-IIAロケット等の模型、宇宙服、宇宙食等の展示	0	展示	1	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	イオンエンジン実物大モデル展示	イオンエンジンの実物大モデルの展示	0	展示	1	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	宇宙に関する映像展示	JAXA制作のロケット打ち上げ等に関する映像展示	0	展示	1	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	管理センター2階研修室	宇宙イベント	「ロケット打ち上げを体験」等ビデオ上映	JAXA制作のロケット打ち上げ音響体験ビデオの上映と音響体験	1,085	参加者数	35	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	ブルースーツ試着	宇宙飛行士が着るブルースーツの試着体験	1,163	参加者数	35	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	レゴロボットの操作体験	レゴブロックで作った車型のロボットをipadを使って操作する体験	1,258	参加者数	35	
1/28	ビクター棟	宇宙イベント	JAXA講演会	宇宙航空研究開発機構(JAXA)の元職員を講師に招き、小学校低学年の子どもが楽しみながら学ぶことのできる特別講演	72	参加者数	1	
1/20,21,27 2/3,10,11,12,17,18,24,25【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	JAXAコスミックカレッジ	発射角度や重さなどを調節し、より早く・高く飛ばす条件を考えながら、ロケットを飛ばす実験 簡単な真空装置を製作し、真空状態でどんな事が起こるかを体験する実験	1,390	参加者数	11	
1/20～2/25(2/5,6の休園日等を除く)【※開催件数は1月計上】	ビクター棟	宇宙イベント	宇宙に関するクイズラリー	宇宙に関する簡単な問題に答えるクイズラリー	872	参加者数	35	
1/13,14	ビクター棟	あわジオフェスティバル	竹灯籠をつくらう		162	参加者数		
3/4,10,11	連絡ロケート発	早春のさくらまつり	早春のガイドツアー	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアー	216	参加者数	3	
3/3	クリスマスローズガーデン	早春のさくらまつり	クリスマスローズ講習会	クリスマスローズガーデンでクリスマスローズの品種の解説や育て方などの講習	20	参加者数	1	
3/11	春一番の丘	早春のさくらまつり	豚汁のふるまい	豚汁300食のふるまい	300	参加者数	1	
3/24	ビクター棟	春のカーニバル	おりがみ教室	色々な折り紙のおりがみ教室	35	参加者数	1	
3/18	ビクター棟	春のカーニバル	パフォーマンス&バルーンアート教室	バルーンアートショーと作り方教室	120	参加者数	1	
3月	ビクター棟	春のカーニバル	海峽フレンズ作品展 園芸福祉	公園ボランティア海峽フレンズと福祉団体による作品展示	0	展示	1	
3/31	大地の虹	春のカーニバル	オランダ民族衣装体験	オランダ民族衣装を着て公園内を散策していただく体験	27	参加者数	1	
3/18,25	園内	春のカーニバル	予約ガイド	公園ボランティア海峽フレンズによる公園ガイドツアー	55	参加者数	2	

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
4/1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 15. 16. 22. 23. 29. 30 5/3. 4. 5. 6. 7. 13. 14	ビジター棟	春のカーニバル	ダンボールクラフト	ペーパークラフトに自由に色を塗っていただき、自分だけの作品を作る。	592	参加者数	22
4/1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 15. 16. 22. 23. 29. 30 5/3. 4. 5. 6. 7. 13. 14	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	風船に好きな絵を描くクラフト体験	1,532	参加者数	22
4/1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 9. 15. 16. 22. 23. 29. 30 ※4/8雨天中止 5/3. 4. 5. 6. 7. 14	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	子供に人気の大型ふわふわ遊具(エア遊具)を設置	8,047	参加者数	20
4/1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 15. 16. 22. 23. 29. 30 ※4/16未実施 5/3. 4. 5. 6. 7. 13. 14	ビジター棟	春のカーニバル	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	2,252	参加者数	21
4/1. 2. 9. 15. 16 【4/8は雨天中止】	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車の運転体験	844	参加者数	5
4/1. 2. 9. 15. 16 【4/8は雨天中止】	大地の虹	春のカーニバル	オランダ衣装体験	オランダ民族衣装を着て公園内を散策していただく体験	122	参加者数	5
4/2. 9. 16. 23. 29. 30 5/15. 16. 20. 21. 22	東浦口ゲート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え体験	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	324	参加者数	11
4/9	東浦口ゲート	春のカーニバル	ペイント体験	テラコッタの鉢などに絵を描く体験	19	参加者数	1
4/16	東浦口ゲート	春のカーニバル	草木染め体験	チューリップの花びらでハンカチを染める草木染め体験	27	参加者数	1
5/13	海岸北臨時駐車場	春のカーニバル	ライディング講習会	専門家による競技用自転車の乗り方などの講習	20	参加者数	1
4/22. 23. 29. 30 5/3. 4. 5. 6. 7. 13. 14	ビジター棟	春のカーニバル	兜のクラフトづくり	子どもの日にあわせてダンボールで兜を作るクラフト体験	140	参加者数	11
6/17. 18. 24. 25	ビジター棟	季節のクラフトあそび	あじさいアレンジメント・ラベンダークラフト	あじさい等の押し花やラベンダーを使ってオリジナルのハガキやラベンダースティックなどを作る体験	166	参加者数	4
7/23	芝生広場		淡路市夏まつり模擬店		1,376	参加者数	1
7/8~31のうち22日間、8/1~31の31日間	ビジター棟 海のテラス休憩所	わくわく昆虫フェスタ	昆虫のダンボールクラフト	ダンボール紙で、カブトムシやクワガタムシ等の昆虫模型を組み立て作るペーパーユニット	2,086	参加者数	55
7/8~31のうち[夏まつり]を除く23日間、8/1~31の31日間	ビジター棟 海のテラス休憩所	わくわく昆虫フェスタ	自然素材で作しよう	木の枝などの自然素材を使ってオリジナルのカブトムシやクワガタムシを作る体験	736	参加者数	54
7/8~31のうち[夏まつり]を除く23日間、8/1~31の31日間	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	手作り貯金箱を作ってみよう	園内の植物廃材を利用した貯金箱を作る体験	839	参加者数	54
7/7~24	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	ダンボール迷路	ダンボールでできた迷路で遊ぶ体験	1,425	参加者数	17
7/8	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	カブトムシ・クワガタムシの飼育教室	専門家を講師とするカブトムシやクワガタムシの飼育教室	173	参加者数	1
8/5. 27	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	ピカピカ泥団子をつくろう	陶芸用粘土などで大理石の玉のような光る泥だんごを作る体験	72	参加者数	2
7/16. 17 8/5. 6	春一番の丘	わくわく昆虫フェスタ	水ロケットで遊ぼう	ペットボトルを加工してロケットを作り、飛ばす体験	80	参加者数	4
7/15. 8/27	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	牛乳パックでカメラを作って写真を撮ろう	牛乳パックを使ってカメラを作り、園内で写真撮影体験	48	参加者数	2
8/13. 17	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	やまぐち先生の楽しい絵画教室	地元芸術家による絵画教室	59	参加者数	2
7/9	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	お香作り体験	淡路島の地産産物の線香をアレンジした、専門家によるお香作り教室	10	参加者数	1
8/26	灘川	わくわく昆虫フェスタ	いきもの観察会(水辺コース)	公園内を流れる灘川周辺の生き物を採集、観察する観察会	17	参加者数	1
8/20	いその楽園	わくわく昆虫フェスタ	いきもの観察会(海辺コース)	専門家を講師とし園内のいその楽園周辺のいきもの観察会	20	参加者数	1
8/11. 12	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	万華鏡をつくろう	間伐材や剪定木などの自然素材を使って万華鏡(テレドスコープ)を作る体験	101	参加者数	2
8/19. 20	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	ころころころアート	石ころに絵を描く体験	87	参加者数	2
8/19. 20 9/18. 23. 24(9/17台風で中止)	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	80	参加者数	5
8/19	管理センター2階研修室	わくわく昆虫フェスタ	ラジオ作ろう	ラジオの仕組みを学びながら、ラジオを作る体験	20	参加者数	1
7/16	ビジター棟	地域交流プログラム	吹奏し作り体験	素朴で楽しい吹奏し作りを体験	224	参加者数	2
8/6	ビジター棟	わくわく昆虫フェスタ	フレッシュ・ドライリース作り体験	園内の花を使ったリース作り体験			
9/4. 29	園内	園芸療法プログラム	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座	15	参加者数	2
9/18. 23. 24. 30	ビジター棟	秋のカーニバル	木工クラフト	木の葉や間伐材や剪定木などの自然素材を使ったクラフト体験	144	参加者数	4
9/16. 18. 23. 24. 30	ビジター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	261	参加者数	5
9/16. 18. 23. 24. 30	ビジター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	ダンボールでできた迷路で遊ぶ体験	301	参加者数	5
9/16. 18. 23. 24. 30	春一番の丘	秋のカーニバル	おもしろ自転車	変わり種自転車に乗る体験	399	参加者数	5
9/24	ビジター棟	秋のカーニバル	サンドアートをつくろう	砂の型に石膏を流して小さなオブジェを作る体験	37	参加者数	1
9/18	ピザ窯周辺	秋のカーニバル	ピザ焼き体験	ピザ生地を伸ばしトッピングして、ピザ釜で焼いて食べる	33	参加者数	1
9/24	東浦口ゲート	秋のカーニバル	草木染め体験「公園の植物で楽しむ草木染め」	マリゴールドの花びらでハンカチなどを染める体験	26	参加者数	1
10/1. 7. 8. 9. 14. 15. 21. 28. 29	ビジター棟	秋のカーニバル	木工クラフト	木の葉や間伐材や剪定木などの自然素材を使ったクラフト体験	243	参加者数	9
10/1. 7. 8. 9. 14. 15. 21. 28. 29	ビジター棟	秋のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる	259	参加者数	9
10/1. 7. 8. 9. 14. 15. 21. 28. 29	ビジター棟	秋のカーニバル	ダンボール迷路	子供の好奇心や探求心を刺激するダンボールの迷路	328	参加者数	9
10/1. 7. 8. 9. 14. 15	春一番の丘	秋のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車の運転体験	434	参加者数	6
10/1. 8. 9. 15	東浦口ゲート	秋のカーニバル	多肉植物の寄せ植え教室	多肉植物を貝殻に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験	47	参加者数	4
10/8	東浦口ゲート	秋のカーニバル	ペイント体験	テラコッタの鉢などに絵を描く体験	23	参加者数	1
10/14	芝生広場	秋のカーニバル	花と緑のワークショップ	近隣のボランティアグループによるクラフト体験などのワークショップ	602	参加者数	1
10/7. 8. 9	花の丘道四阿	秋のカーニバル	ダリアを使ったフラワーアレンジメント	ダリアの花のアレンジメント作り体験	16	参加者数	3
10/7. 8. 9	花の丘道四阿	秋のカーニバル	草木染め体験「ダリアの花びらで染め」	ダリアの花びらでハンカチを染める草木染め体験	15	参加者数	3
11/11	花の丘道四阿	秋のカーニバル	秋の野点	コスモスを眺めながら抹茶を楽しむ	28	参加者数	1

	中止			ライディング講習会	専門家による競技用自転車の乗り方などの講習	0	参加者数	0	
10/13	園内	園芸療法プログラム	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座		4	参加者数	1	
11/18, 19, 23, 25, 26	ビジター棟	季節のクラフトあそび	森のメッセージボードづくり	黒板素材のボードに園内の木の実等で飾りメッセージボードをつくる体験		46	参加者数	5	
11/18, 19, 23, 25, 26	ビジター棟	季節のクラフトあそび	森の時計づくり	公園内の剪定枝やトングリ、モミハフツなどの木の葉、落ち葉を使ったクラフト体験		59	参加者数	5	
12/9, 10, 16, 17, 23, 24, 25	ビジター棟	季節のクラフトあそび	クリスマスリースづくり	どんぐりやくず、木の枝などの自然素材を使ったオリジナルのクリスマスリースなどを作る体験		238	参加者数	7	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で、恐竜の模型を組み立て作るペーパークラフト		398	参加者数	22	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の木エクラフト	公園内の剪定枝や松ぼっくり、木の实等を使ったクラフト体験		132	参加者数	22	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ダンボール迷路&ダンボール木馬	ダンボールでできた迷路や木馬で遊ぶ体験		660	参加者数	22	
12/10	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ちーたんワークショップ	丹波市ちーたんの館協力のもと、缶バッジなどを作る体験		88	参加者数	1	
12/17	ビジター棟	あわジオフェスティバル	アロマ石鹸づくり	アロマオイルの入った石鹸を作る体験		15	参加者数	1	
12/17	ビジター棟	あわジオフェスティバル	アロマクリームづくり	アロマオイルの入ったハンドクリームを作る体験		15	参加者数	1	
12/24	ビジター棟	あわジオフェスティバル	淡路島のしめ縄をつくらう	淡路島のしめ縄づくり体験		15	参加者数	1	
12/25, 26, 27, 28, 29, 30	ビジター棟	季節のクラフトあそび	お正月飾りづくり体験	縄で作った土台に園内の植物や木の实などで飾ってお正月飾りを作る		141	参加者数	6	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜のダンボールクラフト	ダンボール紙で恐竜を作るペーパークラフト体験		346	参加者数	13	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜の木エクラフト	松ぼっくりや木の实など、園内の自然素材を使ったクラフト体験		108	参加者数	13	
12/9～1/14(12/31・1/1の休園日を除く)【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	あわジオフェスティバル	ダンボール迷路&ダンボール木馬	ダンボールでできた迷路や木馬で遊ぶ体験		616	参加者数	13	
1/2～1/14の13日間	ビジター棟	あわジオフェスティバル	お絵かき風	風に絵を描いて組み立てる体験		395	参加者数	13	
1/8	ビジター棟	あわジオフェスティバル	化石を探そう	篠山層群の岩石を実際に割り、化石発掘を体験		42	参加者数	1	
1/8	ビジター棟	あわジオフェスティバル	恐竜について学ぼう	専門家による、展示化石などの解説		24	参加者数	1	
1/7	管理センター2階研修室	あわジオフェスティバル	刊月モンスター図鑑作り	淡路島産のチリメンに含まれるチリメン以外の魚をみつけて、標本図鑑を作る体験		59	参加者数	1	
1/20, 21, 27, 28, 2/3, 4, 10, 11, 12, 17, 18, 24, 25【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	季節のクラフトあそび	おひなさまをつくらう	木の葉や色紙でおひなさまを作る体験		88	参加者数	13	
1/20, 21, 27, 28, 2/3, 4, 10, 11, 12, 17, 18, 24, 25【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙のダンボールクラフト	ダンボール紙でロケットなどを作るペーパークラフト体験		0	展示	13	
1/20, 21, 27, 28, 2/3, 4, 10, 11, 12, 17, 18, 24, 25【※開催件数は1月計上】	ビジター棟	宇宙イベント	宇宙グッズ販売の店	JAXAオリジナルの宇宙食やグッズの販売		0	展示	13	
2/4	ビジター棟、春一番の丘	宇宙イベント	モデルロケットの打ち上げ体験	専門家の指導の下、モデルロケットを制作し、実際に打ち上げる体験		21	参加者数	2	
1/21	園内	園芸療法プログラム	園芸療法プログラム	園芸療法ボランティアとしての内容を学ぶ講座		24	参加者数	3	
3/3, 4, 10, 11	ビジター棟	桜まつり	つるしさがりづくり	園内の木の实などでつるし飾りを作る体験		51	参加者数	4	
3/3, 4, 10, 11, 17, 18, 21, 24, 25	ビジター棟	桜まつり	動物のダンボールクラフト	ダンボール紙で動物を作るペーパークラフト体験		368	参加者数	15	
3/3, 4, 10, 11, 17, 18, 21, 24, 25	ビジター棟	桜まつり	ダンボール迷路	ダンボールでできた迷路で遊ぶ体験		684	参加者数	11	
3/10	春一番の丘	桜まつり	春の茶店	桜の木の下でまぐらシフォンケーキやお茶を楽しむ		160	参加者数	1	
3/11	春一番の丘	桜まつり	春の野点	桜の木の下で本格的な野点を楽しんでいた		150	参加者数	1	
3/11	春一番の丘	桜まつり	桜を使ったハンカチを染める染め物教室	桜を使ってハンカチを染める染め物教室		25	参加者数	1	
3/17, 18, 24, 25	芝生広場	春のカーニバル	ふわふわ遊具	子どもに人気の大型ふわふわ遊具を設置		2,761	参加者数	10	
3/17, 18, 21, 24, 25	ビジター棟	春のカーニバル	お絵かき風船	アルミの風船に絵を描いて、ヘリウムガスで膨らませる		454	参加者数	11	
3/18, 24	東浦口ゲート	春のカーニバル	多肉植物の寄せ植え体験	多肉植物を買取に寄せ植えし、自分だけの作品を作る体験		90	参加者数	2	
3/3, 4	ビジター棟	桜まつり	ミモザの花かご作り	ツル植物で編んだかごにミモザの花のアレンジメントをずる体験		47	参加者数	2	
3/24, 25	春一番の丘	春のカーニバル	おもしろ自転車	3人乗り自転車等の変形自転車の運転体験		693	参加者数	3	

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

④主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑤共催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑥持込みイベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
5/14		海岸臨時駐車場	「OASIS Roadster Meeting 2017」	ユーノスロードスターの愛好家が集まる交流会	1,030	参加者数		OASIS Roadster Meeting 実行委員会
5/27	5/28	芝生広場	「淡路ご当地キャラパーク2017」	「それぞれのまち」自慢の(ユル)キャラクターを淡路島特産物等を楽しむ中で防災減災意識を啓発するイベント	3,055	参加者数		(株)コアエンタメディア

7/23		芝生広場	第12回淡路市夏まつり	「楽しい」「美味しい」「もう一度淡路市に 来たい」をテーマとした淡路市の夏の一大 イベント	50,509	参加者数		淡路市夏まつり 実行委員会
7/29	7/30	芝生広場	「FREEDOM 青空 2017 淡路島」	音楽イベント	10,019	参加者数		(株)キョードー マネージメント システムズ
9/16	9/18	海岸臨時駐車場	「淡路島ロングライド150」	淡路島を一周する自転車ロードレースのスタート及びゴール地点	2,189	参加者数		淡路島ロングライド 実行委員会
10/1		園内全域	2017ラプトライアスロン in あわじ	トライアスロン大会の実施	998	参加者数		ラプトライアスロン 実行委員会
10/7	10/9	芝生広場	ロハスフェスタ淡路島2017	環境への啓蒙活動を趣旨としたイベント。 手作りワークショップや環境、健康に配慮 した商品展示販売が中心。	23,212	参加者数		ロハスフェスタ 実行委員会
11/2	11/5	芝生広場	「UNDOKAI World 2017」	世界中から集うすべての参加者が五感で 「健康」を感じることができる大会を趣旨 とする運動会イベント	3,635	参加者数		(株)パソナ グループ
11/12		海岸臨時駐車場	「CUSTOM UP RIOT 2017」	ドレスアップカー展示及びコンテスト	523	参加者数		RIOT PLANNING
12/3		海岸臨時駐車場	「第19回ドレフェス関西 FINAL」	ドレスアップカー展示及びコンテスト	799	参加者数		ドレフェス関西
3/4		9号園路	「THE ITALIAN JOB AWAJI ISLAND」	オールドミニの展示、展示車コンクール及 びミニオーナーの交流	184	参加者数		(有)ブラザNYH

【平成28年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日時	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
6/18・7/16・8/20・9/22・10/15・11/19・12/17・1/21・2/18・3/18	園内各所	探鳥会 in あいな里山公園	里山で見られる野鳥を季節を通して参加者と観察し、種名、写真にて記録を行う。	257	参加者数	9	月1回実施
6/18・6/26	小野水田・代ヶ谷棚田	田植え	水田による田植えと昔ながらの田植え定規を使った田植え体験。		参加者数		62人 2日間実施
7/10	園内各所	やまもまつり やまもも体験	庭那シボルやまももの収穫体験。地元の方のお話や収穫方法を聴き、藍なん歴史を学ぶ	197	参加者数	1	1日3回実施
7/10	園内畑	やまもまつり 収穫体験	ジャガイモの収穫体験	65	参加者数	1	1日2回実施
7/10	白拍子周辺	やまもまつり クイズラリー	白拍子周辺5か所のクイズポイントを回り、5問中3問正解すると景品進呈	231	参加者数	1	
7/10	11:00~16:00	里山交流館前	やまもまつり 小枝で作ろう！鉛筆&ボールペン	50	参加者数	1	
7/10	11:00~12:00 13:00~15:00	農村舞台下	やまもまつり かやぶき体験会	15	参加者数	1	1日2回実施
7/10	10:00~16:00	白拍子の家横	やまもまつり 水辺の生き物展示 & タッチサービス	400	参加者数	1	
7/10	10:30~12:00 13:30~15:00	野草園他	やまもまつり 野の花観察会	18	参加者数	1	1日2回実施
7/10	11:00~12:30	園内各所	やまもまつり きのご探検隊	31	参加者数	1	1日2回実施
7/10	9:45~15:30	木工棟(茅)	やまもまつり 竹細工・紙クラフト体験	160	参加者数	1	
7/10	10:00~17:00	木工棟(茅)	やまもまつり 竹編み体験	45	参加者数	1	
7/10	10:00~17:00	農村舞台下	やまもまつり 竹遊具で遊ぼう！	14	参加者数	1	
7/10	10:00~10:30	農村舞台	やまもまつり フルート演奏				
7/10	11:00~12:00	農村舞台	やまもまつり やまもフラダンス				
7/10	13:00~14:00	農村舞台	やまもまつり クラシック音楽とジャズの調べ				
7/24	10:30~12:30 14:00~16:00	木工棟(瓦)	田んぼの番人！ 案山子をつくってみよう	41	参加者数	1	1日2回実施
8/17~9/4	9:30~17:00	里山交流館	企画展 神戸の植物化石展	401	参加者数	2	19日間開催
9/22・10/16	11:30~15:00	耕作楽園地区南	あいな里山秋フェスタ	21	参加者数	2	1日2回2日間実施
9/22・9/25・10/10・10/15・10/16	11:30~14:30	園内各所	あいな里山秋フェスタ	87	参加者数	2	1日2回5日間実施
9/24・9/25	10:30 11:30 13:30 14:30	白拍子水田	あいな里山秋フェスタ	50	参加者数	1	2日間実施
9/22~10/23	10:00~16:00	園内各所	あいな里山秋フェスタ	136	参加者数	2	32日間実施
9/22~10/23	10:00~16:00	長屋門前	あいな里山秋フェスタ	662	参加者数	2	
9/28・10/5	10:00~12:00	野草園	あいな里山秋フェスタ	56	参加者数	2	
10/2	10:00~12:00	野草園	あいな里山秋フェスタ	11	参加者数	1	
10/2・10/5・10/12	13:00~16:00	伝庫の家	あいな里山秋フェスタ	18	参加者数	1	3日間実施
10/8・10/9	10:30~13:30	園内各所	あいな里山秋フェスタ	70	参加者数	1	2日間実施
10/8	10:30~14:00	園内水辺	あいな里山秋フェスタ	16	参加者数	1	
10/9	10:00~15:00	白拍子の家横	あいな里山秋フェスタ	60	参加者数	1	
10/9	10:00 11:00 13:00 14:30	白拍子水田	あいな里山秋フェスタ	52	参加者数	1	1日4回実施
10/9	10:00~15:00	炭焼き窯周辺	あいな里山秋フェスタ	75	参加者数	1	
10/9	10:00~16:00	里山情報館前	あいな里山秋フェスタ	17	参加者数	1	
10/10	10:00~12:00	相談ヶ辻周辺	あいな里山秋フェスタ	11	参加者数	1	
10/15	10:30~15:00	白拍子下池	あいな里山秋フェスタ	17	参加者数	1	
10/15・10/16・10/22・10/23	11:00~6回	相談ヶ辻の家 小野畑	あいな里山秋フェスタ	304	参加者数	1	4日間実施
10/16・10/20	10:00~12:00	野草園西側土手	あいな里山秋フェスタ	55	参加者数	1	2日間実施
10/22	11:00~12:00	農村舞台	あいな里山秋フェスタ				
10/22	12:00~13:00	農村舞台他	あいな里山秋フェスタ				
10/22	13:00~14:00	農村舞台	あいな里山秋フェスタ				
10/22	13:30~15:00	炭焼き窯周辺	あいな里山秋フェスタ	59	参加者数	1	
10/22	10:00~12:00	園内水辺	あいな里山秋フェスタ	12	参加者数	1	
10/22・10/23	10:00~15:00	白拍子水田	あいな里山秋フェスタ	227	参加者数	1	2日間実施
10/23	10:30~12:30	園内	あいな里山秋フェスタ	37	参加者数	1	
10/23	10:30~15:00	白拍子上池他	あいな里山秋フェスタ	350	参加者数	1	
10/23	13:30~15:00	炭焼き窯周辺	あいな里山秋フェスタ	31	参加者数	1	
10/23	10:00~15:30	木工棟(茅)	あいな里山秋フェスタ	330	参加者数	1	
10/23	10:00~11:30 13:00~14:30	木工棟(茅)付近	あいな里山秋フェスタ	29	参加者数	1	1日2回実施
10/23	11:00~11:45 14:00~15:00	農村舞台	あいな里山秋フェスタ				
10/23	12:30~13:15	農村舞台	あいな里山秋フェスタ				
10/23	13:15~14:00	農村舞台	あいな里山秋フェスタ				
開催日時	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

1/8・1/9	10:30~15:00	竹林・白拍子の家	初まつり	竹灯明台づくり	「阪神淡路大震災1.17のついで」で使用する竹灯明台づくり。園内で活動する市民団体と協働で竹林での竹伐りだしから実施。参加者には七草粥や豚汁ふるまい。	164	参加者数	1	2日間実施
1/8		炭焼き窯周辺	初まつり	炭だし体験	前日に窯入れた薪を24時間焼いて窯から出す体験	13	参加者数	1	
1/15	10:30~11:15	白拍子水田	初まつり (とんど焼き)	火入れ式	無病息災・五穀豊穡を祈りとんど焼きを実施。神戸鈴蘭台高校の和太鼓演奏で開式。				
1/15	11:15~12:30	白拍子水田	初まつり (とんど焼き)	女竹の餅焼き	藍那の伝統、女竹に餅をつけてとんどのおきびで餅焼き体験				200名
1/15	10:00~15:00	園内各所	初まつり	里山スタンブリー & ボン菓子ふるまい	5か所の茅葺の建物にポイント設置し、すてるとボン菓子プレゼント	76	参加者数		
1/15	①10:30 ②12:00 ③13:30	相談ヶ辻の家	初まつり	かまど体験&ごはんせんべいづくり	かまどでご飯を炊いてごはんせんべいづくり体験	85	参加者数		1日3回実施
1/15	10:30~15:00	里山交流館	初まつり	植物遊び	葉っぱでお絵かき、どんぐり細工遊び	63	参加者数	1	
1/15	11:00~13:00	白拍子のにわ	初まつり	干支のオブジェ作り	ワラを使って干支のオブジェ作り	32	参加者数	1	
1/22	11:00~	白拍子のにわ		七草粥ふるまい	春の七草を野山で採取し七草粥を調理。七草粥の由来や七草粥子など、暮らしの歳時の中で伝統行事として紹介	100	参加者数		100食
2/19・2/26	10:30~15:00	ジュンサイ池 ジュンサイ下池		ため池の生きもの調査と かいぼり体験	冬期の里山管理・修繕作業としてため池のかいぼり実施	11	参加者数	1	2日間実施
3/4・3/11・3/12・ 3/18・3/26	10:30~12:00	園内各所		植物ガイドツアー	園内の見頃の植物を管理センタースタッフのご案内	28	参加者数		5日間実施
3/5	13:00~16:00	茅場池		茅刈りに挑戦! 〜ススキを刈ってアヒレを作ろう〜	茅葺屋根の材料になるススキ。茅葺職人さんからお話を聞いた後、ススキを刈ってアヒレ(葺)を作る	35	参加者数	1	
3/19	10:30~12:30	農村舞台横橋		やまさぐらを植えよう 〜桜咲く里山の風景づくり〜	3年かけて育てたヤマザクラの苗木をみんなで植樹する。あつたかいしょうが満ちるまで	41	参加者数	1	
2016/10/24~2017/3/31		園内各所		あいな里山クイズラリー	セルフ型クイズラリー	259	参加者数	5	11月~毎日
2016/5/30~2017/3/31		園内各所		里山体験メニュー		5,882	参加者数	9	毎日2~3回実施

利用プログラム 78回

参加者数 11,507

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
6/12	10:30~12:30	木工棟(瓦)	ウメの収穫とシロップづくり				57人
6/19	10:30~14:00	白拍子の家他	あいな里山公園のじゃがいもを丸ごと楽しむ				42人
6/26・8/7・10/2・ 12/18・3/12	10:30~12:30	長屋門・園内各所	水辺の生きもの観察会	126	参加者数	4	
7/3	10:30~12:30	木工棟(瓦)	ラッキョウ収穫とらっきょう漬	57	参加者数	1	
7/10	①11:00~ ②14:00~	木工棟(瓦)	やまももまつり	94	参加者数	1	1日2回
7/10	10:00~16:00	里山交流館前	やまもも染め体験	60	参加者数	1	
7/31	10:30~15:00	白拍子の家他	夏休み 理科実験に挑戦!	44	参加者数		
8/7	13:00~14:30	木工棟(瓦)	竹の水でつぼろを作ろう	4	参加者数		
8/14	10:30~12:30	白拍子の家他	夏休み☆昆虫採集講座「初級編」	36	参加者数		
8/20・8/21	①10:30~12:00 ②13:30~15:00	木工棟(瓦)	企画展	87	参加者数	1	2日間4回実施
8/21	10:30~12:30	伝庫の家	真竹の皮でコースターを作ろう	16	参加者数	1	
8/27・8/28・9/4	①10:30~12:00 ②13:30~15:00	木工棟(瓦)	企画展	33	参加者数	2	3日間5回実施
9/11・11/6・1/22	10:30~12:30	長屋門・園内各所	あいな里山 おもしろ植物観察会	70	参加者数	3	
9/18	10:30~15:00	白拍子の家他	秋の七草かんさつと野菜染め	32	参加者数	1	
9/22	13:00~15:00	農家のにわ	あいな里山 秋フェスタ	15	参加者数	1	
9/24・10/1・10/12・ 10/22	10:00~11:30	木見川~野草園	あいな里山 秋フェスタ	26	参加者数	2	4日間実施
9/25	10:30~15:00	白拍子の家他	親子で米づくり「稲刈り」	53	参加者数	1	
10/1・3/26	13:30~16:00	園内 徳川道	あいな歴史ガイドツアー	32	参加者数	2	2日間実施
10/2	10:30~12:30	園内	あいなマッシュルームリング	11	参加者数	1	
10/8	13:30~16:00	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	7	参加者数	1	
10/8	11:00~16:00	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	4	参加者数	1	
10/8・10/9・10/22・ 10/23	10:00~15:00	里山交流館前	あいな里山 秋フェスタ	57	参加者数		
10/9	11:00~15:00	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	32	参加者数	1	
10/9	10:30~12:00	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	12	参加者数	1	
10/9	13:00~15:00	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	17	参加者数	1	
10/10	10:30~12:30	園内	あいな里山 秋フェスタ	16	参加者数	1	
10/15	夜間開園 18:00~20:30	伝庫の家他	あいな里山 秋フェスタ	62	参加者数	1	
10/22	11:00~	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	26	参加者数	1	
10/23	11:00~15:00	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	62	参加者数	1	
10/23	10:00~15:00	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	162	参加者数	1	
10/23	10:00~15:00	もみじ谷	あいな里山 秋フェスタ	41	参加者数	1	
10/23	①10:30~12:00 ②13:30~15:00	里山交流館	あいな里山 秋フェスタ	51	参加者数		
11/13	10:30~12:30	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	99	参加者数	1	1日2回実施
11/20	10:30~13:30	里山交流館他	あいな里山 秋フェスタ	29	参加者数	1	
11/27	10:30~15:00	木工棟(瓦)他	あいな里山 秋フェスタ	15	参加者数	1	
12/4	10:30~12:30	木工棟(瓦)他	あいな里山 秋フェスタ	41	参加者数	1	
開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考

12/11	10:30~15:00	白拍子の家		親子で米づくり"もちつき"	9月に収穫したもち米で餅つき。子どもたちは紙飛行機や竹細工遊びも。つきたての餅とお雑煮の昼食&お餅のお土産	62	参加者数	1	
12/23	10:30~12:30	伝庫の家		稲わらでお正月飾りをつくろう ～地元の方に学ぶ"しめ縄"づくり～	公園の稲わらを使って、地元の方に教えてもらいながら、お正月用の"しめ縄"を作る。	31	参加者数	1	
1/15	10:00~14:00	里山情報館	初まつり	野鳥のブローチを作る	襷に色付けして本物そっくりの又はオリジナルの野鳥ブローチづくり	25	参加者数	1	
1/15	10:30~	木工棟(茅)	初まつり	凧をつくらう	ダイア凧を作って飛ばす	20	参加者数	1	
1/15	11:00~15:30	木工棟(瓦)	初まつり	楽しい入浴剤をつくらう	入浴剤づくり体験	16	参加者数	1	
1/15	10:30~	里山交流館	初まつり	里山のめくみ体験	松ぼっくりのけん玉づくり、オナモミダーツ遊び、どんぐりお糺	92	参加者数	1	
1/15	13:00~15:00	木工棟(瓦)	初まつり	竹クラフト体験	竹コースターを編む体験	4	参加者数	1	
1/15	11:00~15:00	木工棟(茅)	初まつり	竹細工体験	一輪押し、器、ペンダントづくりなど	11	参加者数	1	
1/28	10:30~12:30	木工棟(瓦)		～伝統食を学ぶシリーズ①～ 米糰の仕込みと塩糰づくり	伝統食を学ぶ連続講座。蒸した米と糯麹から「米糰」を仕込む。次に米糰を使って「塩糰」づくり。	35	参加者数	1	
2/5	10:30~12:30	木工棟(瓦)		～伝統食を学ぶシリーズ②～ 味噌づくり	伝統食を学ぶ連続講座。前週に仕込んだ「米糰」と大豆を使って「味噌」づくりに挑戦！仕込んだ味噌はお持ち帰り。	46	参加者数	1	
2/12	10:30~14:00	白拍子のにわ		冬本番！しいたけの菌入れと炭焼き体験	秋に伐採したコナラ等のほだ木にしいたけの菌を打ち込む。豚汁と炊き込みご飯の後は、炭の蒸し体験に挑戦！	57	参加者数	1	
3/12	10:30~12:30	白拍子のにわ		あいな里山 新酒まつり	・昨秋榎田で収穫したお米から出来上がった新酒の振舞いと新酒を祝う杉玉づくりにチャレンジ	39	参加者数	1	

利用プログラム 54回

参加者数

1,967

③大型主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
2016/5/28	2016/6/5	園内全域	オープニングフェスタ	「里山里山文化公園」として、日本の自然と生活文化の結びつきを体感できる場を提供し、音楽・芸能・芸術・歴史・農村体験がクロスオーバー的に楽しめる「お祭り」としてオープニングイベントを開催	9,313	参加者数	1	4日間開催
2016/7/10	2016/7/10	園内全域	やまもまつり	公園のシンボル樹であり、藍那地域の暮らしの中で育まれてきた"やまも"をテーマにしたイベント	727	参加者数	1	
2016/9/22	2016/10/23	園内全域	あいな里山秋フェスタ (メイン日:あいな里山まつり)	公園の最大のまつり「あいな里山まつり」を月間まつりへと拡大し、里山の恵みを最大限に楽しむとともに公園の知名度向上につなげる	7,508	参加者数	1	32日間開催
2017/1/8	2017/1/17	園内全域	あいな初まつり (メイン日:とんど焼き)	四大祭りの一つである「あいなとんど焼き」を拡大し「あいな初まつり」とし実施する。あいなの凧とした寒さを体験するとともに入園者の無病息災・五穀豊穡を祈る	1,038	参加者数	1	10日間開催

利用プログラム 回

参加者数

18,586

④主催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考

⑤共催イベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考

持込みイベント

日付 (開始)	日付 (終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
2017/1/29	2017/1/29	農村舞台周辺	BeeCoss in あいな里山公園	里山風景に合ったコスチュームプレイ(仮想)イベントを実施	45	参加者数	1	

【平成29年度】

①【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費のみで実施したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考		
4/1・4/2・4/8・4/15・4/16・4/22	園内各所	春の里山探検ハイキング ～スタッフガイドツアー～	園内の見頃の植物等を管理センタースタッフがご案内	34	参加者数	1	6日間実施		
4/22・5/20・6/10・7/1・8/26・9/30・12/16・1/20・2/17・3/17	園内各所	探鳥会inあいな里山公園	里山で見られる野鳥を季節を通して参加者と観察し、種名、写真にて記録を行う。	331	参加者数	10	1月1回実施 10/28・11/12 雨天中止		
4/23	農村舞台	人形浄瑠璃がへう 「昔噺 人質太郎兵衛」	「神戸国際フルート音楽祭」のひとつとして開催。出演者：関西二期会、能勢人形浄瑠璃鹿角座						
4/29・4/30・5/3・5/4・5/5・5/6・5/7	相談ヶ辻の家他	GWイベント	丸太切り体験& ウッドパーニング	222	参加者数	2	7日間実施		
4/29・4/30・5/5	相談ヶ辻の家前 広場	GWイベント	イタドリのとっこり	204	参加者数	1	3日間実施		
4/29・4/30・5/3・5/4・5/5・5/6・5/7	相談ヶ辻の家前 広場	GWイベント	めだか釣り	308	参加者数	2	7日間実施		
4/29	①10:30～12:00 ②13:30～15:00	樹林整備地区	GWイベント	森をみながらいじょう	7	参加者数	1	1日2回実施	
5/3	10:00～16:00	伝馬の家 切通広場	GWイベント	里山どうぶつえん					
5/5	13:00～14:30	野草園他	GWイベント	草花あそび	14	参加者数	1		
5/6	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	白拍子上池他	GWイベント	ザリガニ釣り体験	51	参加者数	1	1日2回実施	
5/7	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	白拍子上池他	GWイベント	水辺の生きもの観察	62	参加者数	1	1日2回実施	
5/4・5/7・5/13・5/14・5/20	園内各所	スタッフガイドツアー	園内の見頃の植物等を管理センタースタッフがご案内	32	参加者数	1	5日間実施		
5/13	10:30～12:00	白拍子にわ他		5	参加者数	1			
5/13	10:30～12:00	里山交流館	獣害セミナー	24	参加者数	1			
5/1～5/18	園内各所	あいな里山歴史クイズラリー	セルフで地歴解説看板をまわりクイズに答える	300	参加者数	1	18日間実施		
5/27・5/28・6/3・6/4・6/5・6/10・6/11	①10:30～11:30 ②11:30～12:30 ③13:30～14:30	小野水田・ 代ヶ谷棚田	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	田植え体験	田植えによる田植えと昔ながらの田植え定規を使った田植え体験	526	参加者数	2	1日3回7日間実施
5/27	10:30～15:00	白拍子棚田	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	田植え体験(芸工大)	学生ボランティアの指導による田植え体験	40	参加者数	1	
5/27	10:30～13:30	小野水田・	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	たんぼで泥んこ遊び	田植え前のたんぼでウォーミングアップ後ボール遊び、ムカデ競争、宝探しを実施	50	参加者数	1	
5/27	10:30～11:10	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	和太鼓演奏	神戸鈴蘭台高校和太鼓部による和太鼓演奏				
5/27	12:00～13:00	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	神戸すずらん歌舞伎 ワーケーション	白波五人男を題材に台詞回し、所作の練習、お化粧、衣装を身に付けて披露した。				
5/27	13:00～14:00	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	六甲丹生かぶき	歌舞伎の演目三人吉三を六甲丹生かぶきのメンバーが熱演				
5/27	14:00～14:15	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	玉ねぎじゃんけん大会	園内で収穫した玉ねぎ2個入り100セットをふるまい				
5/27	14:30～15:00	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	神戸すずらん歌舞伎	歌舞伎の演目恋飛脚大和往来 新口村を神戸すずらん歌舞伎のメンバーが熱演				
5/28	11:00～11:30	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	あまゆーざミニコンサート	ギターとピアノの弾き語り				
5/28	11:45～12:00	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	開園一周年記念 あいさつ・餅まき	関係者の挨拶と園内で収穫したもち米で作った紅白餅をステージ出演者も交え餅まき				
5/28	12:15～13:15	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	あいな里山寄席	神戸大学落語研究会による伝統芸能落語を楽しむ				
5/28	13:30～14:00	農村舞台	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	川辺ゆかコンサート	森那出身の歌手川辺ゆかさんによる民謡と民族音楽のコンサート				
5/28	①14:15～14:45 ②15:00～15:30	農村舞台 白拍子の家	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	aina里山hura	KHLカオリフレーションによるフラダンスのステージ				
5/28	11:00～11:30	白拍子棚田	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	早乙女田植え	川辺ゆかさんの田植え唄とともに高校生による早乙女田植えを演奏				
5/28	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	白拍子下池	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	ペットボトルで生きもの調査	ペットボトルを利用してため池の生きもの調査	59	参加者数	1	1日2回実施
5/28	①10:00～12:00 ②13:30～15:00	木工棟(茅)	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	竹細工体験・紙クラフト体験	竹でコップリ、一輪挿し、竹笛作り体験。紙パックから紙クラフト体験	110	参加者数	1	1日2回実施
5/28	10:00～13:00	里山交流館前広 場	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	もちだそう！里山の香り	樹々のアロマスプレーづくり	28	参加者数	1	
5/19～6/30	10:00～16:00	園内各所	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	田植え&やまもまつり クイズラリー(平日)	セルフ型、園内6カ所に設置したクイズに答えて園内散策、参加賞あり	113	参加者数	2	43日間実施
5/27・5/28・6/3・6/4・6/10・6/11	10:00～16:00	園内各所	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	田植え&やまもまつり クイズ&スタンプラリー(休日)	セルフ型、園内3カ所のポイントのスタンプと6カ所に設置したクイズに答えて園内散策 参加賞あり	374	参加者数	2	6日間実施
6/4	10:00～12:00	園内各所	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	里山の蝶に会いにいこう	園内で蝶を採集し特製の蚊帳テントに入れて蜜を指に付け吸わせて観察。じっくり鑑賞したあとは最後にみんで放蝶。	4	参加者数	1	
6/4	①10:00～12:00 ②13:30～15:00	盆処東池、 めだか池他	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	水辺に生息する外来種調査	里山の水辺に生息する外来種の存在と他の生きものや生態系との関係を学ぶ	40	参加者数	1	1日2回実施
6/5	11:00～15:00	白拍子棚田	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	田植え体験(ピオパーク)	1年中水を溜めたピオパークたんぼで田植え体験	14	参加者数	1	
6/10	①10:00～12:00 ②13:30～15:00	かしの小道周辺 ため池	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	モリアオガエルの観察会	モリアオガエルの卵塊と暮らしぶりを学ぶ	9	参加者数	1	1日2回実施
6/10	10:30～14:30	野草園	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	野草園ササユリ観賞会	野草園に野草くらぶのメンバーが常駐し、最盛期を迎えたササユリを中心に野草園を案内解説	19	参加者数	1	
6/10	13:00～16:00	農家のわ周 辺他	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	竹細工を楽しむ	足つぼ踏み、靴べら、器などの竹細工体験	63	参加者数	1	
6/10	10:00～14:00	炭焼き窯	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	炭焼き体験(口焚き)	炭焼きの「口焚き」を体験、炭焼きの過酷な作業を実感	18	参加者数	1	
6/11	①10:30～12:00 ②13:00～14:30	里山美林地区区 他	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	里山ササユリ観賞会	里山美林地区や野草園に咲くササユリを散策しながら観察	5	参加者数	1	1日2回実施
6/11	13:00～14:00	炭焼き窯	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	炭焼き体験(窯出し)	1日ばかりで焼いた炭の「窯だし」を体験	29	参加者数	1	
6/11	10:00～14:00	炭焼き窯	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	丸太切り体験&丸太でイスづくり	両引き鋸で丸太切りを行い、切った材で椅子づくり	37	参加者数	1	
6/11	10:30～12:30	小野水田	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	たんぼdeサッカー大会	田植え前のたんぼを利用し実施。1チーム7人、優勝、準優勝チームには公園で収穫したお米と野菜を贈呈。	82	参加者数	1	
7/1～7/9	10:00～16:00	白拍子周辺	やまもまつり	里山クイズラリー&スタンプラリー	セルフ型、園内3カ所のポイントのスタンプと6カ所に設置したクイズに答えて園内散策 参加賞あり	133	参加者数	1	
7/1	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	白拍子の家横	やまもまつり	水辺の生き物展示&タッチサービ	園内に棲む水辺の生きものを展示。一部の生きものに子ども達が直接触れる体験を実施	61	参加者数	1	1日2回実施
7/2	13:00～14:30	野草園他	やまもまつり	里山野草観賞会	夏を迎えた里山の野草を散策しながら観察	2	参加者数	1	
7/8	10:30～12:00	園内各所	やまもまつり	きのこ探検隊	兵庫きのこ研究会による、園内のきのこ観察ツアー。サンプル採集したきのこの展示および解説	15	参加者数	1	1日2回実施

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考	
7/8・7/9	農村舞台下	やまもまつり	竹遊具で遊ぶ！	28	参加者数	1		
7/9	白拍子の家縁側	やまもまつり	紙飛行機を作って飛ばそう	12	参加者数	1		
7/9	①11:45～12:30 ②14:00～14:30	農村舞台 白拍子の家	aina里山hura				1日2回実施	
7/28～8/31	9:30～17:00	里山交流館	夏休み企画展 今や絶滅危機種?! 神戸の昆虫少年少女展	801	参加者数	2	35日間開催	
7/30	①10:30～12:30 ②14:00～16:00	木工棟(瓦)	田んぼの番人! 案山子をつくってみよう	32	参加者数	1	1日2回実施	
8/6～8/31	9:30～17:00	農村舞台	段ボール迷路	106	参加者数	1	26日間開催	
9/10	ショー:10:00-12:00 水遊び:12:30-14:00	切通広場他	竹の水鉄砲で"源平合戦"ショー ～水でつぼうあそびもあるよ～	18	参加者数	1		
9/23・9/24・9/30・ 10/7・10/8・10/9・ 10/14・10/15	10:30～15:00	相談ヶ辻の家周辺	あいな里山 秋フェスタ	丸太切り体験& ウッドパーニング	357	参加者数	2	8日間実施
9/24	10:30～12:00	園内各所	あいな里山 秋フェスタ	きのこ探検隊	27	参加者数	1	
9/30～10/22 の間の土日祝	10:00～14:00	白拍子棚田他	あいな里山 秋フェスタ	稲刈り体験			711人 8日間実施	
10/7	11:30～14:00	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	神戸の農村歌舞伎				
10/8	11:00～14:00	白拍子の家横	あいな里山 秋フェスタ	脱穀体験	52	参加者数	1	
10/8	①10:30～12:00 ②13:30～15:00	耕作楽園地区南	あいな里山 秋フェスタ	山をきれいにして	14	参加者数	1	1日2回実施
10/8	10:30～14:30	野草園	あいな里山 秋フェスタ	野草園 秋の七草観賞会	19	参加者数	1	
10/8	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	白拍子上池他	あいな里山 秋フェスタ	ザリガニ釣り	85	参加者数	1	1日2回実施
10/9・10/14	10:00～15:00	伝蔵の家 切通広場	あいな里山 秋フェスタ	里山どうぶつえん		参加者数	205人 2日間実施	
10/14	10:30～14:30	園内各所	あいな里山 秋フェスタ	あいな里山写真会	52	参加者数	1	
10/15	①10:00～12:00 ②13:00～14:00	園内水辺	あいな里山 秋フェスタ	水辺の外來生物調査 &生きもののタッチサビ	11	参加者数	1	1日2回実施
10/21	11:00～15:00	炭焼き窯周辺	あいな里山 秋フェスタ	炭焼き体験 口突き編	5	参加者数	1	雨天
10/21	10:00～15:00	里山交流館	あいな里山 秋フェスタ	兵衛の野生動物～剥製展示～				
10/21	12:00～12:45	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	aina里山hura			雨天	
10/21	12:45～13:10	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	かぼちゃじゃんけん大会			雨天	
10/21	13:00～13:30	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	アンクルン演奏			雨天	
10/21	14:00～14:30	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	チアダンス			雨天	
10/21	15:00～	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	餅まき			雨天	
9/23～10/21		園内各所	あいな里山 秋フェスタ	里山クイズラリー&スタンプラリー	358	参加者数	2	29日間実施
10/22		園内各所	あいな里山 秋フェスタ	ステージイベント及び園内イベント				
1/7・1/8	10:30～15:00	竹林・白拍子の家	初まつり	竹灯明台づくり	112	参加者数	1	2日間実施
1/14	10:30～11:15	白拍子棚田	初まつり (とんど焼き)	火入れ式				
1/14	11:15～12:30	白拍子棚田	初まつり (とんど焼き)	女竹の餅焼き			200名	
1/14	12:30～13:30	白拍子棚田	初まつり (とんど焼き)	和太鼓演奏&ワークショップ				
1/14	11:00～1300	白拍子のこわ	初まつり (とんど焼き)	わらオブジェ制作	10	参加者数	1	
1/14	10:00～15:00	園内各所	初まつり (とんど焼き)	里山スタンプ&クイズラリー	148	参加者数	1	
1/14	10:30～14:30	相談ヶ辻の家	初まつり (とんど焼き)	かまど体験&簡単クッキング	286	参加者数	1	
1/14	10:30～15:00	里山交流館	初まつり (とんど焼き)	植物遊び	63	参加者数	1	
1/14	10:00～15:00	農村舞台横他	初まつり (とんど焼き)	昔あそび体験	119	参加者数	1	
2/25	11:00～13:30	白拍子のこわ		七草粥ふるまい	91	参加者数	1	100食
3/3	10:30～12:40	盆処西池他		ため池の生きもの調査と かいほり体験	39	参加者数	1	2日間実施
3/18	10:30～14:30	茅場他		茅葺屋根の材料になるススキ。茅葺職人さんからお話を聞いた後、ススキを刈ってティビ(草の家)を作る	35	参加者数	1	
3/25・3/31	10:30～12:00	園内各所		早春の里山みつひ☆ハイキング	55	参加者数	1	2日間実施
2017/4/1～2018/3/31		園内各所		あいな里山クイズラリー	1132	参加者数	10	毎日
2017/4/1～2018/3/31		園内各所		里山体験メニュー	11,405	参加者数	11	毎日2～3回実施

利用プログラム 103回

参加者数 18,933

100

②【包括的な質に規定される利用プログラム】委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したイベント

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考	
4/2・7/16・9/3・ 2/25	長屋門・園内各所	あいな里山 おもしろ植物観察会	植物を中心に観察しながら、あいな里山の地域の暮らしと自然との関わりについて、講師の話聞きながら学ぶ。	112	参加者数	4	4日間実施	
4/8・5/13・6/10・ 7/8・8/12・9/9・ 10/14	農村舞台	里山deヨガ	4～10月の第2回様に開催。農村舞台の上でヨガ体験。ヨガの後は里山体験メニューに参加。心も体もリラックス。	78	参加者数	7	4～10月 1回1回実施	
4/9	10:30～12:50	木工棟(瓦)	よもぎ団子をつくらう	52	参加者数	1		
4/15	10:30～13:30	白拍子の家他	春の山菜天ぷらを楽しもう	30	参加者数	1		
4/29	10:00～16:00	もみじ坂	GWイベント ツリーイング	ツリーイング体験	10	参加者数	1	

開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考
4/29・4/30・5/4・ 5/5・5/7	相談ヶ辻の家地	GWイベント	背負子をしよって柴拾い&かまど体験	84	参加者数	2	5日間実施
4/30	白拍子のにわ	GWイベント	春の草木染め	18	参加者数	1	
5/3	農村舞台広場周辺	GWイベント	森の吹き矢あそび	57	参加者数	1	
5/3・5/4	白拍子のにわ	GWイベント	あいな里山の情景を手刷り版画でする	28	参加者数	1	2日間実施
5/3・5/4・5/5・ 5/6・5/7	農家のにわ	GWイベント	竹細工を楽しむ	234	参加者数	1	5日間実施
5/4	白拍子の家周辺	GWイベント	楽しい入浴剤をつくらう	67	参加者数	1	
5/4	野草園地	GWイベント	野草を植えてみよう	8	参加者数	1	
5/6	①11:00~12:15 ②13:30~14:45	農村舞台周辺	みんなで忍者	62	参加者数	1	1日2回実施
5/7	13:30~15:30	白拍子の家	竹を使ってコースターを作ろう	16	参加者数	1	
5/6・6/17・8/11・ 10/8・12/17・3/11	長屋門・園内各所		水辺の生きもの観察会	190	参加者数	6	6日間実施
5/14	10:30~12:30	木工棟(瓦)	ふきとわらびde里山ランチ	42	参加者数	1	
5/21	10:30~14:30	白拍子棚田 白拍子の家周辺	家族de米づくり "田植え"	58	参加者数	1	
5/27・5/28	10:00~16:00	もみじ坂	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	22	参加者数	1	2日間実施
5/27・5/28	10:30~15:00	白拍子の家周辺	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	79	参加者数	1	2日間実施
5/28	13:30~16:00	里山交流館	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	68	参加者数	1	
5/28	10:00~13:00	里山交流館前広場	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	23	参加者数	1	
5/28	10:00~16:00	農村舞台前広場	あいな里山夏フェスタ 田植え&開園一周年	49	参加者数	1	
6/10・6/11	10:30~15:00	里山交流館広場	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	14	参加者数	1	2日間実施
6/11	10:30~12:30	木工棟(瓦)	あいな里山夏フェスタ 田植えまつり	48	参加者数	1	
6/17	夜間開催 19:00~21:30	園内各所	里山のホタル観察会	49	参加者数	1	
6/18	10:30~14:30	白拍子の家地	家族でジャガイモ掘り体験	57	参加者数	1	
6/25	10:30~14:00	園内各所	あいなでマッシュルームing	13	参加者数	1	
7/1・7/2・7/8・ 7/9	①10:30~ ②13:30~	園内各所	やまもまつり	350	参加者数	1	1日3回実施
7/2	13:00~16:00	白拍子の家	やまもまつり	7	参加者数	1	
7/2・7/8・7/9	11:00~15:00	白拍子の家縁側	やまもまつり	48	参加者数	1	3日間実施
7/8	①10:00~12:00 ②13:30~15:30	木工棟(茅)	やまもまつり	40	参加者数	1	1日2回実施
7/8・7/9	10:30~15:00	里山交流館前	やまもまつり	15	参加者数	1	2日間実施
7/9	①11:30~ ②14:15~	木工棟(瓦)	やまもまつり	89	参加者数	1	1日2回実施
7/9	10:30~11:30	農村舞台	やまもまつり	8	参加者数	1	
7/9	10:30~15:00	木工棟(茅)	やまもまつり	25	参加者数	1	
7/9	10:30~15:00	白拍子の家	やまもまつり	41	参加者数	1	
7/17	10:30~12:30	農村舞台他	集まれ昆虫少年少女! 昆虫採集大会	93	参加者数	1	
7/23	10:30~12:30	木工棟(瓦)	ラッキョウ収穫とらっきょう漬	47	参加者数	1	
8/6	10:30~12:30	木工棟(瓦)	あいなうどんづくりに挑戦!	39	参加者数	1	
8/13	10:30~12:30	白拍子の家地	夏休み☆昆虫採集講座「初級編」	25	参加者数	1	
8/20	10:30~14:30	白拍子の家地	夏休み 家族で学び遊ぼう	44	参加者数	1	
8/26	夜間開催 19:00~20:45	相談ヶ辻の家地	夏の夜の天体かんそく	49	参加者数	1	
9/16	夜間開催 17:45~20:00	相談ヶ辻の家	秋の鳴く虫を聴くたべ				雨天中止
9/23	13:00~15:00	白拍子の家	あいな里山 秋フェスタ	6	参加者数	1	
9/23・9/24・10/1・ 10/8・10/14・10/15・ 10/21	11:00~15:00	里山情報館横	あいな里山 秋フェスタ	109	参加者数	2	7日間実施
9/24	10:30~15:00	白拍子の家地	あいな里山 秋フェスタ	59	参加者数	1	
10/1	①11:00~12:15 ②13:30~14:45	農村舞台周辺	あいな里山 秋フェスタ	96	参加者数	1	1日2回実施
10/1	10:30~12:30	木工棟(瓦)	あいな里山 秋フェスタ	47	参加者数	1	
10/7	10:30~12:30	園内	あいな里山 秋フェスタ	18	参加者数	1	
10/8	10:30~13:00	農村舞台周辺	あいな里山 秋フェスタ	25	参加者数	1	
10/14	10:00~16:00	農村舞台周辺	あいな里山 秋フェスタ	4	参加者数	1	
10/14・10/21	13:00~15:00	木工棟(茅)	あいな里山 秋フェスタ	19	参加者数	1	2日間実施
10/15	10:30~15:00	白拍子の家地	あいな里山 秋フェスタ	52	参加者数	1	
10/21	10:30~11:30	農村舞台	あいな里山 秋フェスタ	0	参加者数		
10/15・10/21	10:00~15:00	里山交流館前	あいな里山 秋フェスタ	3	参加者数	1	
10/15	14:00~16:00	木工棟(茅)	あいな里山 秋フェスタ	10	参加者数	1	
10/15	10:00~15:00	農村舞台前広場	あいな里山 秋フェスタ	9	参加者数	1	
開催日等	開催施設	行事名	行事内容	参加人数 (人)	参加者数区分	回数 (回)	備考

10/21	10:00~12:00	野草園	あいな里山秋フェスタ	柿狩りと野草園鑑賞会	野草園に咲く秋の七草を観賞するとともに西側のカキの木の実は長い竹竿を使って収穫体験	3	参加者数	1	雨天
10/29	10:30~12:30	木工棟(瓦)		さつまいも de どら焼きづくり	公園で収穫したサツマイモを餅にして焼き印を押しオリジナルどら焼きを作る。	28	参加者数	1	台風接近
11/3	夜間開園 17:00~19:30	相談ヶ辻の家 切通広場		お月見と天体かんそく	単体観測の専門家のお話と切通広場で十三夜過ぎのお月様を観測	63	参加者数	1	
11/11	10:30~12:30	白拍子の家周辺		タネのひみつ☆観覧会	爽やかな秋、里山の草や木にたくさん実やタネができています。いろんな実やタネを集めて、講師と一緒に「タネのひみつ」を探してみよう。	13	参加者数	1	
11/12・12/23・ 1/21・2/10	10:30~12:30 13:30~15:30	小野蓮田		どろんこレコン掘り	合羽と長靴を着用し、泥んこの蓮田に入ってレコン掘り！掘りたてのレコンはお土産に。	235	参加者数	4	4日間実施
11/19	10:30~13:30	木工棟(瓦)		大根もちと朴葉味噌づくり	畑で大根を収穫し、大根もち米の粉を使って大根もちづくりに挑戦！また園内のホオノキを使って朴葉味噌を焼き、懐かしい里山の風味を堪能。	46	参加者数	1	
11/26	10:30~13:30	里山交流館他		森の手入れ体験講座 「しいたけのほだきづくり」	樹林に入り、しいたけのほだ木に使う樹木を伐る。講師が安全な樹林管理の方法を指導する。終了後はメッソフンを使った野外の料理のランチも。	26	参加者数	1	
12/3	10:30~13:30	木工棟(瓦)他		ひきだそう！里山のいろどり ～里山の植物で草木染め体験～	里山の植物を無火で草木染めに挑戦！植物の持つ豊かな色合いを引き出して楽しもう。染めたハンカチはお持ち帰りいただけます。	15	参加者数	1	
12/10	10:30~15:00	白拍子の家		家族で餅つき！ ～お餅のバイキングもあるよ～ ～餅ついでお正月飾りをつくろう～ ～地元の方に学ぶ「しめ縄」づくり～	9月に収穫したもち米で餅つき。子どもたちは紙飛行機や竹細工遊びも。つきたての餅とお雑煮の昼食＆お餅のお土産	52	参加者数	1	
12/23	10:30~12:30	伝蔵の家		オリジナル缶バッジを作ろう	公園の種わらを使って、地元の方に教えてもらいながら、お正月用の「しめ縄」を作る。	41	参加者数	1	
1/14	11:00~15:30	里山情報館横	初まつり	オリジナル缶バッジを作ろう	あいな里山公園の風景に名前を書いたり、自分でデザインしてオリジナルの缶バッジづくり	16	参加者数	1	
1/14	10:30~14:30	里山交流館	初まつり	どんぐりトトロづくり	どんぐりに簡単なペイントを施しトトロづくり。	51	参加者数	1	
1/15		木工棟(瓦)	初まつり	楽しい入浴剤をつくろう	入浴剤づくり体験	34	参加者数	1	
1/15		木工棟(茅)	初まつり	竹細工体験	一輪挿し、器、ペンダントづくりなど	17	参加者数	1	
1/28	10:30~12:30	木工棟(瓦)		～伝統食を学ぶシリーズ①～ 米糍の仕込みと塩糍づくり	伝統食を学ぶ連続講座。蒸した米と糍菌から「米糍」を仕込む。次に米糍を使って「塩糍」づくり。	38	参加者数	1	
2/4	10:30~12:30	木工棟(瓦)		～伝統食を学ぶシリーズ②～ 味噌づくり	伝統食を学ぶ連続講座。前週に仕込んだ「米糍」と大豆を使って「味噌」づくりに挑戦！仕込んだ味噌はお持ち帰り。	47	参加者数	1	
2/11	10:30~12:30	白拍子のいわ他		冬本番！しいたけの菌入れと炭焼き体験	ほだ木にしいたけの菌を打ち込む。ダッチオーブン料理のランチ後、炭の薫らしに挑戦	48	参加者数	1	
2/18	10:30~12:30	白拍子のいわ		あいな里山 新酒まつり ～杉玉づくりにチャレンジ～	・昨秋棚田で収穫したお米から出来上がった新酒の振舞いと新酒を祝う杉玉づくりにチャレンジ	51	参加者数	1	
3/4	10:30~12:30	木工棟(瓦)		牡丹餅づくり	公園で収穫した小豆を使って粗めんを作り、お米と餅米を丸めたお団子を包んで、昔懐かしいほだもちづくりに挑戦	42	参加者数	1	
3/21	10:30~15:00	白拍子の家他		ハンノキの草木染めと公園散策	公園に自生するハンノキを使って草木染めに挑戦。公園スタッフと園内散策しながらの樹木や野草の観察も。手作りランチ付き。	29	参加者数	1	
3/25	10:30~15:00	伝蔵の家他		あいな歴史ウォーキング ～幻の古道 徳川道を歩く～	幕末に幕府が付替えを命じた徳川道(西園往還道)。園内に未だ残るこの道の痕跡をたどりながら公園を南下し、白川に出て最終地点の名谷駅を目指して歩く。	21	参加者数	1	

利用プログラム 95回

参加者数

3,861

95

③大型主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
2017/4/29	2017/5/7	園内全域	あつまれ！里山っこ	公園が開園して初めての大型連休。家族連れをターゲットにした内容で、新たな来園者の獲得とリピーターの魅力アップ向上を目指す。	4,159			
2017/5/27	2017/6/11	園内全域	あいな里山夏フェスタ：開園一周年記念及び田植えまつり	田植えまつり、田植えまつりと開園一周年記念イベントを同時開催。田植え体験を通して里山の生活・文化などを伝えています。	4,265			
2017/7/1	2017/7/10	園内全域	あいな里山夏フェスタやまもまつり(メイン日7/9)	公園のシンボル樹であり、藍那地域の暮らしの中で育まれてきた「やまもも」をテーマにしたイベント	1,297	参加者数		
2017/9/23	2017/10/22	園内全域	タ(メイン日:10/21・22 あいな里山まつり)	公園の最大のまつり「あいな里山まつり」を月間まつりへと拡大し、里山の恵みを最大限に楽しむとともに公園の知名度向上につなげる	4,424	参加者数	1	30日間開催 10/22 台風により イベント中止
2018/1/7	2018/1/14	園内全域	あいな冬フェスタ～あいな初まつり～ (メイン日：とんど焼き)	田植えまつり同様である「あいなとんど焼き」を拡大し「あいな初まつり」とし実施する。あいなの温とした寒さを体験するとともに入園者の無病息災・五穀豊穡を祈る	1,312	参加者数	1	10日間開催

利用プログラム 回

参加者数

42,112

④主催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考

⑤共催イベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
2017/11/4	2017/11/5	里山交流館他	We Feed The planet	「食都神戸2020」ロード・イノベーションとの連携プログラムアジア各国や日本各地から集まった若い世代の食の専門家50名が神戸で活躍する食の関係者とともに食について議論し、ワークショップを実施。古民家宿泊体験も。		参加者数	1	

⑥持込みイベント

日付(開始)	日付(終了)	開催施設	行事名	行事内容	参加人数(人)	参加者数区分	回数(回)	備考
2017/4/1	2017/4/1	耕作楽園地区	第1回春うらら！サクラうららら！ KOBÉあいな里山リレーマラソン	耕作楽園地区を利用し、あいな里山リレーマラソンを開催。約700mをハーフコース30週、フルコース60週で実施。	241	参加者数	1	
2017/5/14	2017/5/14	農村舞台周辺	BeeCoss あいな里山公園	里山風景に合ったコスチュームプレイ(仮想)イベントを実施	16	参加者数	1	
2017/6/17	2017/6/17	相談ヶ辻の家他	神鉄体験イベント 田植え＆野菜収穫体験	神鉄沿線での体験イベントとして実施 家族そろって田植えを体験し、旬の野菜を収穫。	26	参加者数	1	
2017/7/16	2017/7/16	農村舞台他 園内全域	あいな里山クロスカントリー& トレイルランニング2017	園内散策路及び農村舞台前広場を利用し、クロスカントリー&トレイルランニングを開催。5km、10km、20kmマラソンを実施	91	参加者数	1	
2017/7/30	2017/7/30	農村舞台周辺	BeeCoss あいな里山公園	里山風景に合ったコスチュームプレイ(仮想)イベントを実施	28	参加者数	1	
2017/8/26	2017/8/26	農村舞台周辺	謎解きトレジャーウォーク	農村舞台前広場から園内各チェックポイントを回りながら、お宝を探そうイベント。	25	参加者数	1	
2017/10/27	2017/10/27	相談ヶ辻の家他	神鉄体験イベント 稲刈り&野菜収穫体験	神鉄沿線での体験イベントとして実施 6月に収穫した稲を収穫し昔ながらのかまど体験も。				雨天中止
2017/10/29	2017/10/29	農村舞台他 園内全域	あいな里山クロスカントリー& トレイルランニング2017	園内散策路及び農村舞台前広場を利用し、クロスカントリー&トレイルランニングを開催。5km、10km、20kmマラソンを実施	35	参加者数	1	
2017/11/5	2017/11/5	農村舞台周辺	BeeCoss あいな里山公園	里山風景に合ったコスチュームプレイ(仮想)イベントを実施	15	参加者数	1	

SNS の投稿件数

SNS	開始時期、投稿数 (H30/9/8 時点)	
	淡路	神戸
Facebook	https://www.facebook.com/awaji.kaikyopark/	https://www.facebook.com/ainasatoyama/
	開始 : 2013 年 3 月 19 日 H26 : 411 H27 : 243 H28 : 197 H29 : 162	開始 : 2016 年 5 月 9 日 H26 : — H27 : — H28 : 156 H29 : 104
Instagram	https://www.instagram.com/akashaikaikyopark/	https://www.instagram.com/kobekaiikyopark/
	開始 : 2018 年 1 月 23 日 H26 : — H27 : — H28 : — H29 : 16	開始 : 2016 年 7 月 1 日 H26 : — H27 : — H28 : 60 H29 : 43
Twitter	https://twitter.com/awajikaikyopark	https://twitter.com/kobekaiikyopark
	開始 : 2013 年 3 月 H26 : 287 H27 : 226 H28 : 162 H29 : 110	開始 : 2016 年 5 月 H26 : — H27 : — H28 : 166 H29 : 215
合計	H26 : 698 H27 : 469 H28 : 359 H29 : 288	H26 : — H27 : — H28 : 382 H29 : 362

ホームページ総アクセス件数

■淡路地区

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4 月	49,194	79,038	70,163	85,968
5 月	48,011	75,555	62,790	79,161
6 月	22,216	33,766	30,362	40,172
7 月	32,189	45,018	44,603	47,817
8 月	34,172	46,837	43,990	49,974
9 月	32,892	42,528	30,284	39,790
10 月	27,642	34,541	36,218	34,258
11 月	14,813	17,443	19,945	23,444
12 月	8,854	12,400	14,120	15,219
1 月	13,209	16,574	18,641	20,416
2 月	17,750	22,836	25,982	24,102
3 月	50,318	54,156	50,230	74,513
合計	351,260	480,692	447,328	534,834

■神戸地区

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度
4 月	16	11,093
5 月	20,485	15,459
6 月	17,210	10,451
7 月	8,714	8,504
8 月	7,144	8,066
9 月	11,132	11,985
10 月	13,309	12,002
11 月	6,037	6,595
12 月	4,726	4,917
1 月	8,244	6,807
2 月	4,877	5,282
3 月	8,051	8,680
合計	109,945	109,841

総アクセス件数の集計方法

総アクセス件数は「トップページの訪問数」とする。

※訪問数：延べ訪問者数（同一 IP はカウントする。）

以下のページのカウント数（重複は考慮しない）

<http://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/>

マスコミ報道件数

■淡路地区

【H26 度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	31	21	4	1	57
5月	18	7	2	0	27
6月	11	11	0	0	22
7月	10	11	1	1	23
8月	19	15	1	1	36
9月	30	18	0	1	49
10月	16	8	2	0	26
11月	6	4	2	0	12
12月	21	14	2	0	37
1月	15	19	2	1	37
2月	36	51	0	1	88
3月	129	53	15	0	197
合計	342	232	31	6	611

【H27 年度】

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	158	44	18	0	220
5月	152	11	9	0	172
6月	22	9	2	1	34
7月	16	11	1	1	29
8月	8	4	1	0	13
9月	13	16	0	0	29
10月	22	6	2	0	30
11月	6	6	0	0	12
12月	19	9	2	0	30
1月	16	13	0	2	31
2月	19	11	3	3	36
3月	8	16	1	3	28
合計	459	156	39	10	664

【H28 年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	12	18	3	0	33
5月	31	11	7	0	49
6月	4	8	3	1	16
7月	15	16	4	2	37
8月	18	11	7	1	37
9月	21	11	0	1	33
10月	25	13	4	3	45
11月	10	12	1	1	24
12月	21	15	4	1	41
1月	17	15	1	1	34
2月	14	13	2	3	32
3月	19	20	2	2	43
合計	207	163	38	16	424

【H29 年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	月合計
4月	18	22	4	0	44
5月	15	9	5	2	31
6月	20	8	0	0	28
7月	19	14	17	0	50
8月	12	7	1	0	20
9月	24	15	1	0	40
10月	12	13	3	1	29
11月	18	12	2	1	33
12月	21	13	4	3	41
1月	30	18	1	2	51
2月	17	13	19	1	50
3月	20	21	5	2	48
合計	226	165	62	12	465

■神戸地区

【H28 年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	その他	計
4月	5	6	0	1	16	28
5月	7	6	1	2	17	35
6月	2	5	1	0	7	15
7月	4	7	1	1	13	26
8月	7	7	0	1	11	26
9月	7	6	3	0	16	32
10月	4	5	0	0	8	17
11月	4	2	0	0	4	10
12月	3	2	1	0	9	15
1月	14	1	3	2	35	55
2月	1	2	1	0	5	9
3月	4	7	0	0	10	21
合計	62	56	11	7	153	289

【H29 年度】

(単位：件)

	新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	その他	計
4月	0	1	0	0	4	5
5月	5	9	4	3	8	29
6月	1	3	2	1	3	10
7月	3	3	4	1	7	18
8月	3	4	0	0	3	10
9月	8	11	2	2	18	41
10月	4	6	2	0	8	20
11月	2	1	1	0	3	7
12月	4	3	1	0	7	15
1月	8	2	4	2	41	57
2月	3	2	0	0	4	9
3月	6	3	0	0	5	14
合計	47	48	20	9	111	235

開園時間延伸状況

【平成26年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	春季早朝開園による変更	4月5日(土)～5月6日(火・祝)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計31日
2	淡路市夏まつりによる時間延長(夜間開園)	7月20日(日)	9:30～18:00	9:30～21:30	夢っこランドを除く移ろいの庭以北	計1日
3	夏季早朝開園による変更	8月1日(金)～8月31日(日)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計31日
4	野外コンサートによる時間延長(夜間開園)	8月30日(土)～8月31日(日)	9:30～18:00	8:00～22:30		計2日
5	24時間リレーマラソンによる変更	9月13日(土)	9:30～17:00	9:30～24:00		計1日
		9月14日(日)	9:30～17:00	0:00～17:00		計1日
6	淡路花博2015花みどりフェア開催による変更	3月21日(土)～3月31日(火)	9:30～17:00	9:30～18:00		計11日

【平成27年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	春季早期開園による変更	4月4日(土)～5月6日(水・祝)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計14日
2	淡路市夏まつりによる時間延長(夜間開園)	7月19日(日)	9:30～18:00	9:30～21:30	夢っこランドを除く移ろいの庭以北	計1日
3	夏季早期開園による変更	8月1日(土)～8月31日(月)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計31日
4	野外コンサートによる時間延長(夜間開園)	8月29日(土)～8月30日(日)	9:30～18:00	8:00～22:30		計2日

【平成28年度】

概要	期間	現行	変更	場所	
1 春季早期開園による変更	4月2日(土)～5月5日(木・祝)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計14日
2 淡路市夏まつりによる時間延長(夜間開園)	7月24日(日)	9:30～18:00	9:30～21:30	夢っこランドを除く移ろいの庭以北	計1日
3 夏季早期開園による変更	8月1日(月)～8月31日(水)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計31日
4 野外コンサートによる時間延長(夜間開園)	7月30日(日)	9:30～18:00	8:00～22:30		計1日

【平成29年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	春季早期開園による変更	4月1日(土)～5月7日(日)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計15日
2	淡路市夏まつりによる時間延長(夜間開園)	7月23日(日)	9:30～18:00	9:30～21:30	夢っこランドを除く移ろいの庭以北	計1日
3	夏季早期開園による変更	8月1日(火)～8月31日(木)	9:30～18:00	8:00～18:00	全園、連絡ロゲート	計31日
4	野外コンサートによる時間延長(夜間開園)	7月29日(土)～7月30日(日)	9:30～18:00	8:00～22:30		計2日

開園時間延伸状況

【平成28年度】

	概要	期間	現行	変更	場所
1	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「十五夜のお月見と天体かんそく」	10月15日(土)	9:30~17:00	9:30~17:00 17:15~21:00	
2					
3					
4					
5					
6					

【平成29年度】

	概要	期間	現行	変更	場所	備考
1	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「里山のホタル観察会」	6月17日(土)	9:30～18:00	9:30～18:00 18:20～21:50		
2	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「夏の夜の天体観測」	8月26日(土)	9:30～18:00	9:30～18:00 18:20～21:00		
3	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「鳴く虫を聴く夕べ」	9月16日(土)	9:30～17:00	9:30～17:00 17:15～20:15		台風接近で 中止
4	イベント実施による時間延長(夜間開園) 「お月見と天体かんそく」	11月3日(金・祝)	9:30～16:00	9:30～16:00 16:20～19:45		
4	古民家での宿泊を伴うイベント試行による時間 延長	11月3日(金・祝)～11月5日(日)	9:30～16:00	11/3 9:30～16:00 19:00～24:00 11/4 0:00～24:00 11/5 0:00～16:00		

提供施設一覧表(建築物、機械器具等)

提供施設一覧(建物)

[国営明石海峡公園事務所]

[淡路地区]

番号	名 称	構造	数量(床面積㎡)	備考
			全体	
1	管理棟	SRC	1592.13	H13
2	ビジター棟	RC	1216.78	H15
3	淡路ロゲート棟	RC	311.17	H15
4	東浦ロゲート棟	RC	461.70	H13
5	海岸ロゲート棟	RC	851.70	H16
6	連絡ロゲート棟	RC	11.80	
7	海のテラス	RC	642.22	H13
8	海岸臨時ゲート(ブース棟)	S	6.25	H13
9	ガーデニング棟	SRC	504.60	H16
10	温室(A棟)	S	151.20	H16
11	温室(B棟)	S	45.00	H16
12	展望回廊	RC	62.27	H15
13	広告塔	SRC	125.00	H17
15	トイレ(船着場周辺)	RC	161.00	H11
16	トイレ(子供の森)	RC	120.86	H13
17	トイレ(大地の虹)	RC	60.49	H13
18	トイレ(花の丘道)	RC	82.61	H13
19	トイレ(芝生広場)	RC	175.80	H15
20	トイレ(芝生広場)	RC	175.80	
21	トイレ(ビジター棟附属)	RC	89.80	
		合計	6848.18	

凡例

SRC:鉄骨・鉄筋コンクリート

RC :鉄筋コンクリート

W : 木造

S :鉄骨

※備考欄は設置年度を示す

提供施設一覧(機械器具等)

[国営明石海峡公園事務所]

[淡路地区]

機械器具名	規格	単位	数量	備考
シュレッダー(裁断機)	アスカSC7501CD	台	1	管理センター H20.3
シュレッダー	MSV-F31C 投入幅A3、 裁断サイズ4mm×22mm	台	1	管理センター H28.3
乳母車	施設用ベビーカー SC51	台	22	管理センター H28.3
乳母車ラック	W1200・D900・H1800	台	3	東浦ゲート H14.3
車椅子	メーカー MN-100-40-TB	台	5	各ゲート 5台 H14.3
車椅子	MATUNAGA AR-500	台	7	各ゲート H18.3
車椅子	MATUNAGA AR-500	台	10	各ゲート H20.3
リヤカー	SC-S8A	台	4	海岸口ゲート H18.3
工具セット	RYOBI55-7131	台	1	ガーデニング棟 H17.1
発電機	新ダイワ工業 IEG2000M-Y	台	1	管理センター H20.3
発電機	EM26 2.6kVA 9.2リットル	台	1	各ゲート H28.3
発電機	EM26 2.6kVA 9.2リットル	台	1	管理センター H28.3
洗浄機	WS-1513 545×500×485	台	1	管理センター H28.3
テント	ニュークイックフレーム H4号 屋根幕 白	台	2	管理センター H28.3
テント	棟高320cm、軒高200cm 奥行き356cm、間口356cm	台	2	管理センター H28.3
硬貨選別機	LCS-110 W400×D380×H360	台	4	管理センター、各ゲート H28.3
トラムカー	ユメハッチ号 トラムカー1両、客車2両	台	1	公園内 H13.3
消防用 消火ポンプ	C-1型	台	2	公園内 H14.1
券売機	TS-FX20NR2	台	2	淡路口ゲート H28.12
券売機	TS-FX20NR2	台	2	東浦口ゲート H30.3
券売機	TS-FX20NR2	台	1	連絡口ゲート H30.3

提供施設一覧表(建築物、機械器具等)

提供施設一覧(建物)

[国営明石海峡公園事務所]

[淡路地区]

番号	名称	構造	数量(床面積㎡)	備考
			全体	
1	伝庫の家	木造	130.70	
2	長屋門	木造	128.10	
3	里山交流館	木造	568.20	
4	木工棟(茅葺)	木造	140.90	
5	木工棟(瓦葺)	木造	100.90	
6	便所棟(長屋門前駐車場)	木造	34.90	
7	里山情報館	木造	100.90	
8	便所棟(農家のにわ)	木造	88.40	
9	農村舞台	木造	272.50	
10	農村舞台控室棟	木造	64.00	
11	白拍子の家	木造	201.10	
12	厨房棟	木造	161.80	プロパン庫除く
13	相談が辻の家	木造	126.30	
14	便所棟(相談が辻の家)	木造	25.20	
15	便所棟(サンデン休憩所)	木造	52.40	
16	サンデン休憩所	木造	48.50	
17	管理棟	木造(一部RC)	678.00	
18	車庫棟	木造	120.00	施工予定
19	倉庫棟	木造	170.00	施工予定
20	かや場倉庫	鉄骨造	300.00	施工予定
21	森のゾーンA駐車場便所棟	木造	13.90	施工予定
22	森のゾーンB駐車場便所棟	木造	13.90	施工予定
23	遊びの森便所棟	木造	13.90	施工予定
24	めだか池便所棟	木造	13.90	施工予定
合計			3568.40	

凡例

SRC: 鉄骨・鉄筋コンクリート

RC : 鉄筋コンクリート

W : 木造

S : 鉄骨

※備考欄は設置年度を示す

提供施設一覧(機械器具等)

[国営明石海峡公園事務所]
【神戸地区】

通し 番号	No.	品目	規格	単位	数量	保管場所	備考
1		自動体外式除細動器	AED2100	台	1	里山交流館	H22.3.30
2		自動体外式除細動器	AED2100	台	1	長屋門	H22.3.30
3		テレビ	東芝 REGUZA40J	台	1	里山情報館	H25.3.26
4		雑工作機器類	糲すり機 ミナダップ FSC-SM	台	1	仮設倉庫B	H25.6.28
5		冷蔵庫	エムケー精工(株) AR-S14AS F 低温貯蔵庫 玄米用	台	3	仮設倉庫B	H26.3.25
6		テント	2号(1.5*2間) テント骨組み	台	2	仮設倉庫A	H19.2.23
7		硬貨計数機	ローレル LCS110	台	1	管理棟	H26.3.19
8		紙幣計数機	ローレル F-1500B	台	1	管理棟	H26.3.19
9		シュレッダー(裁断機)	アスカSC7501CD MSD-D31SRM 明光商会	台	1	管理棟	H27.2.13
10		DVDレコーダー	パナソニック DMR-XP15-K	台	1	里山交流館	H21.3.30
11		洗浄機	オカツネBW-3	台	1	厨房棟	H15.3.1
12		アンプ	ワイヤレスアンプ UNI-PEX WA-862CDA	台	1	里山交流館	H26.10.15
13		インターホン	親機 モニター付き端末 IX-MV	台	3	管理棟、長屋門、相談ヶ辻	H28.1.4
14		テレビ	パナソニック TH-L32X1-K	台	1	里山交流館	H21.3.30
15		テレビ	パナソニック VIERA TH- 42C305	台	1	管理棟	H28.4.28
16		モニター	液晶モニター NEC MultiSync LCD-V432-N2	台	1	管理棟	H28.2.26
17		チェーンソー	共立 CS260T	台	1	里山交流館	H25.7.30
18		雑工具	シカ用電気柵3箇所(5段)① 270m②300m③380m 3箇所計	台	1	相談ヶ辻倉庫	H28.2.25
19		雑工具	FNC1202FA2(フレール刃仕 様)トラクター用	台	1	仮設倉庫B	H27.3.6
20		雑工具	昭和ブリッジ 2本セット NSBW -270-30-1.5	台	1	仮設倉庫B	H26.3.25
21		雑工具	アルミ製 ナガノ製 傾斜地用	台	1	仮設倉庫B	H19.7.6
22		プロジェクター	エプソン EB-W420 3001m WXGA	台	1	里山交流館	H28.4.27
23		エンジンポンプ	工進 KM-50C-SET 2インチ散水オールセット	台	1	仮設倉庫A	H26.7.25
24		洗浄機	WS-1513 545×500×485	台	1	仮設倉庫A	H28.3.26
25		投光機	LED投光機 100W 2灯 三脚式	台	2	農村舞台	H29.2.14
26		洗浄機	長靴洗浄機 ツルミポンプTBW型	台	2	管理棟、木工棟	H20.2.13
27		洗濯機	HITACHI ビートウォッシュ BW- 7WV-A 7kgブルー	台	1	管理棟	H28.4.28
28		洗濯機	全自動洗濯機 ナショナル NA-F70AP	台	1	厨房棟	H9.12.22
29		製氷機	ホンザキ製氷機 IM-75M-1	台	1	厨房棟	H27.3.24
30		冷蔵庫	NR-B26B1	台	1	管理棟	H14.2.13
31		冷蔵庫	ナショナルNR-C377M-S	台	1	里山交流館	H21.1.16
32		冷蔵庫	ナショナル NR-F461A-SR	台	1	長屋門	H17.9.29
33		冷蔵庫	ナショナルNR-F461A-SR	台	1	厨房棟	H17.9.29
34		冷凍庫	業務用冷凍冷蔵庫 HF-90ZT3-ML	台	1	厨房棟	H29.1.31
35		冷凍庫	ホンザキテーブル形冷凍庫 FT -120PTE1	台	1	厨房棟	H27.3.24
36		雑厨房用機器	玄米・野菜低温貯蔵庫 LWA-35	台	1	厨房棟	H29.1.31
37		発電機	新ダイワ工業(株) IEG2000M-Y	台	1	仮設倉庫B	H20.3.11
38		耕耘機	ヤンマーミニ耕耘機 スーパーポチ	台	1	仮設倉庫B	H25.6.17
39		エアコン	CS-225C小部屋用予備コンセント 共 単相100V	台	1	里山交流館	H28.2.26
40		エアコン	富士通ゼネラル AS-R22F-W	台	4	白川口料金所(2)、藍那口 料金所(2)	H28.7.1

通し 番号	No.	品目	規格	単位	数量	保管場所	備考
41		ストーブ	ホンマ製作所 ダルマ型薪ストーブ DM-700TX	台	1	相談ヶ辻の家	H27.1.8
42		ファンヒーター	ナショナル GS-35GIG1P	台	1	仮設倉庫B	H17.11.12
43		換気扇	ハンディファン HD-20C	台	1	仮設倉庫B	H14.6.19
44		硬貨計数機	(株)エンゲルス製 コインカウンター SCG-20 174W×207D×154H	台	2	管理棟	H28.3.14
45		雑器具	吊物バトン、バトン吊りワイヤー、手動ウィンチ、元滑車、枝滑車、昇降用ワイヤー	台	2	農村舞台	H29.2.22
46		認証機	アマノAR-100 ロゴスタンプ機能付き	台	1	管理棟	H27.9.24
47		認証機	AR-100 ロゴスタンプ機能付き	台	2	管理棟	H28.6.3
48		空気調節装置	業務用4方向天井 カセットタイプ 冷房能力25.0KW	台	1	木工棟(瓦)	H28.3.16
49		作業車	ヤンマートラクター EG225	台	1	仮設倉庫A	H26.3.19
50		トラムカー	ワックトラムカー	台	1	仮設倉庫B	H27.12.4
51		冷蔵庫	プレハブ冷蔵庫 PR-22EE-2.5	台	1	厨房棟裏	H27.3.24
52		プロッタ	EIS178-06H	台	1	管理棟	H20.3.27

リース物件リスト

[国営明石海峡公園事務所]

種別	物件名	単位	数量
車両	ハイゼットワゴン	台	2
	セレナ	台	1
	軽トラ	台	1
	2トン車	台	1
	バイク	台	3
	フォークリフト	台	1
事務用機器	複写機	台	2
	硬貨計算機	台	2
	紙幣選別機	台	2
	AED	台	2
	パソコン	台	5

リース物件リスト

[国営明石海峡公園事務所]

[神戸地区]

種別	物件名	単位	数量
車両	ヴェイツ	台	1
	ハイエース（福祉車両）	台	1
	軽ダンプ	台	1
	軽トラック	台	1
	軽バン	台	1
	軽バン4WD	台	1
	原付	台	2
	トラムカー	台	1
事務用機器	デスクトップパソコン	台	3
	ノートパソコン	台	12
	NAS（ネットワークHDD）	台	1
	NASバックアップ	台	1
	複合機	台	1
運営用機器	携帯電話（法人契約）	台	16

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成14年1月17日	両袖机	ウチダ1-327-0002	1	224,400	224,400	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	両袖机	ウチダ1-566-0540	6	61,200	367,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	片袖机	ウチダ1-566-1440	4	41,300	165,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	脇机	ウチダ1-566-6000	3	24,600	73,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	書庫	ウチダ1-327-0006	2	149,600	299,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	書庫(扉なし)	ウチダ1-277-7018	4	37,000	148,000	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	書庫(扉なし)	ウチダ1-277-7021	4	41,100	164,400	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	両開き書庫	ウチダ1-277-2018	6	38,700	232,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	ロッカー	ウチダ1-302-3412	1	37,700	37,700	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	ロッカー	ウチダ1-302-3432	6	31,000	186,000	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	ロッカー	ウチダ1-302-3432	4	31,000	124,000	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	シューズロッカー	コクヨSK-N43F1	3	31,600	94,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	傘立て	ウチダ6-400-1011	3	25,500	76,500	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	マガジンラック	ITOKIVB-CV065NB-T-3	1	31,200	31,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	オフィスボード	ウチダ1-269-0060	1	52,000	52,000	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	応接3点セット チェア	コクヨCE-885-LCS	2	143,400	286,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	応接3点セット イス	コクヨCE-883-LCS	1	371,900	371,900	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	応接3点セット テーブル	コクヨNT-281R	1	73,400	73,400	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	応接3点セット チェア	オカムラ8336AA-P301	2	135,400	270,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	応接3点セット イス	オカムラ8366AB-P301	1	240,200	240,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	応接3点セット テーブル	オカムラ8343TA-W42	1	79,000	79,000	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	サイドボード	ウチダ1-327-0011	1	136,000	136,000	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	パソコンデスク	ウチダ1-566-2440	2	31,400	62,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	ソートキャビネット	ウチダ1-301-2026	1	51,500	51,500	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	パンフレットラック	オカムラL954PZ-Z113	1	51,900	51,900	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	平形図面庫	オカムラ3051KZ-Z13	1	74,500	74,500	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	会議用テーブル (前あり)	オカムラ8185NB-MD76	1	42,000	42,000	運営管理	継続使用

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成14年1月17日	会議用テーブル (前なし)	オカムラ8186HZ- MC42	18	23,700	426,600	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	講演台	ウチダ6-734-0002	1	238,000	238,000	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	チェア一台車	ウチダ1-313-9260	2	38,400	76,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	スチール棚	コクヨSE-N06616	4	46,600	186,400	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	耐火金庫(大)	オカムラFK13GD-Z13	1	243,700	243,700	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	耐火金庫(小)	オカムラFK13BD-Z13	1	106,700	106,700	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	食器棚	コクヨBK-W110F1	1	78,800	78,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	キッチンケース	コクヨBK-1F1N	1	29,900	29,900	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	クリーンロッカー	ウチダ1-302-4013	4	22,700	90,800	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	クロスパネルW450	ウチダ1-553-0402	1	21,200	21,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	クロスパネルW600	ウチダ1-553-0412	1	26,400	26,400	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	クロスパネルW900	ウチダ1-553-0452	2	30,100	60,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	クロスパネルW1000	ウチダ1-553-0462	4	31,300	125,200	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	クロスパネルW1100	ウチダ1-553-0472	1	32,600	32,600	運営管理	継続使用
平成14年1月17日	コートスタンド	400×1820	1	23,100	23,100	運営管理費	継続使用
平成14年1月17日	電話台	450×450×800	1	21,500	21,500	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	収納家具	ウチダ 1-277-2018 SU-2 両開き書庫	3	44,300	132,900	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	プリンターテーブル	1-243-5320	2	25,200	50,400	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	2連梯子	CX-40D(アルイン コ)	1	21,600	21,600	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	発電機	EM-23(ホンダ技研製) 2.3kVA/交流/直流両用	1	125,000	125,000	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	パンチングラック	コクヨE-1235S	2	60,000	120,000	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	消防用消火ホース	国家検定品 13K口径 65mm	5	28,000	140,000	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	消防用 吸管	口径65mm	1	55,000	55,000	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	消防用 管鎗	(肩ベルト/噴霧ノル ズ) 口径65mm	1	25,000	25,000	運営管理	継続使用
平成14年1月28日	脚立	SWH-24(長谷川工 業)	1	53,000	53,000	運営管理	継続使用
平成14年2月5日	重量ラック	RH-S40C コクヨ	6	72,000	432,000	運営管理	継続使用
平成14年2月10日	週間予定表	4×3型 ウチダ 6-190-0306	1	32,600	32,600	運営管理	継続使用

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成14年2月10日	引違い書庫	ウチダ SH-10D 1-277-5535	6	39,000	234,000	運営管理	継続使用
平成14年2月10日	両開き書庫	ウチダ T-10D 1-277-5533	2	36,600	73,200	運営管理	継続使用
平成14年2月10日	掃除機	MC-G600WD	1	55,800	55,800	運営管理	継続使用
平成14年2月10日	冷蔵庫	NR-C32D3-H	1	94,000	94,000	運営管理	継続使用
平成14年2月15日	消防用消火ホース	国家検定品 13K口径 65mm	5	28,000	140,000	運営管理	継続使用
平成14年2月15日	消防用 吸管	口径65mm	1	55,000	55,000	運営管理	継続使用
平成14年2月15日	消防用 管鎗	(肩ベルト/噴霧ノズル) 口径65mm	1	25,000	25,000	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	APSコンパクトカメラ	ミノルタカピオス 125S	3	23,900	71,700	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	双眼鏡	ニコンシエルテ 8×25	2	21,950	43,900	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	双眼鏡	ニコンワイルドスコープ 30×ワイド接眼レンズ付	2	83,000	166,000	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	ビデオカメラ	ソニーネットワーク ハンディカムTRV30	1	132,000	132,000	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	一眼レフカメラ本体	キャノンEOS7ボディ	1	65,000	65,000	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	一眼レフカメラレンズ	(広角)28~105	1	31,000	31,000	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	一眼レフカメラレンズ	(望遠)75~300	1	36,100	36,100	運営管理	継続使用
平成14年2月20日	一眼レフカメラストロボ	スピードライト 420EX	1	26,000	26,000	運営管理	継続使用
平成14年2月21日	紙幣計算機	F1500	1	430,000	430,000	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	片袖机 警備員	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	会議用テーブル	オカムラ 8185MW- MD76 ローズ	1	26,250	26,250	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	会議用テーブル	オカムラ 8185NW- MD76 ローズ	2	26,250	52,500	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	片袖机 臨時職員	ウチダ 1-566-1270	3	34,600	103,800	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	両開書庫	ウチダ 3×6型 1- 300-2100	1	35,300	35,300	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	パネルスクリーン (3連×1)	ウチダ 6-470-4602	1	102,000	102,000	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	クリーンロッカー	ウチダ 5-847-4022 D型	2	33,000	66,000	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	座卓テーブル	ウチダ 1-385-0505 チーク	5	20,700	103,500	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	クロススクリーン (3連)	ウチダ 6-470-4402	1	41,100	41,100	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	食器棚	ウチダ 1-318-2261 26型	1	48,000	48,000	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	薬品戸棚	ウチダ 2-530-0221 NWY-90	1	158,000	158,000	運営管理	継続使用

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成14年2月25日	アコーディオンスクリーン	KOKUYO SN- A65Kw	2	36,800	73,600	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	片袖机 看護婦	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	回転椅子 看護婦	ウチダ ローズ 5-300-2108	1	23,600	23,600	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	救護用ベット	ウチダ 2-530-1105+ マットレス2-530-111	1	49,400	49,400	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	片袖机	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	パンフレットラック	ウチダ α150型	1	59,800	59,800	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	食器棚	ウチダ 1-318-2230	1	28,200	28,200	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	片袖机	ウチダ 1-566-1270	1	34,600	34,600	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	食器棚	ウチダ 1-318-2230	1	28,200	28,200	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	食器棚	ウチダ 5-801-0018	1	85,600	85,600	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	キルビメーター	ウチダ D型	1	24,650	24,650	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	プラニメーター	ウチダ KP-90N	1	83,300	83,300	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	シューズロッカー	コクヨ SX-N43TF1	2	31,600	63,200	運営管理	継続使用
平成14年2月25日	ソファー	ウチダ 1-384-2021	5	44,200	221,000	運営管理	継続使用
平成14年2月26日	硬貨計算機	C1000	1	260,000	260,000	運営管理	継続使用
平成14年2月27日	紙幣計算機	F1500	1	430,000	430,000	運営管理	継続使用
平成14年2月28日	紙幣計算機	F1500	1	430,000	430,000	運営管理	継続使用
平成14年3月1日	案内板	Mサイズ GB-53F1	1	23,170	23,170	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	洗濯機	NA-F50P1-W	1	58,800	58,800	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	MDカセットデッキ	RX-MDX55-S	1	25,800	25,800	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	イベントアンプ	WA-420	1	375,000	375,000	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	チューナー	WX-D4002	2	45,000	90,000	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	スピーチ用マイクロホン	WX4100B	2	33,000	66,000	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	タイピン型マイクロホン	WX-4300B	2	36,800	73,600	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	スピーカー	WS-AT200	2	87,500	175,000	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	スピーカースタンド	W2-SS200	2	24,500	49,000	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	ワイヤレスアンプ	WX-282C	1	136,500	136,500	運営管理	継続使用

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成14年3月4日	メガホン	WD-351	5	26,000	130,000	運営管理	継続使用
平成14年3月4日	テレビ専用台	TY-GM3603	1	23,500	23,500	運営管理	継続使用
平成14年3月19日	網付台車	ウチダ 1-356-1122 ストッパー付	3	49,800	149,400	諸掛	継続使用
平成14年3月20日	ワイヤレスアンプ	WX-282C	1	136,500	136,500	運営管理	継続使用
平成14年3月20日	スピーチ用マイクロホン	WX-4100B	1	33,000	33,000	運営管理	継続使用
平成14年3月26日	片袖デスク	ウチダ1-566-1440	1	48,200	48,200	運営管理	継続使用
平成14年3月26日	脇デスク	ウチダ1-566-6002	1	25,700	25,700	運営管理	継続使用
平成14年3月27日	キーケース	ウチダUK-192	1	47,250	47,250	運営管理	継続使用
平成14年4月4日	ロッカー	ウチダ 1-302-3432	1	31,000	31,000	運営管理	継続使用
平成14年4月4日	耐火金庫	オカムラ FK13GD-Z13	1	250,900	250,900	運営管理	継続使用
平成14年4月26日	エアコン	CS-VV222A	1	88,200	88,200	建物管理	継続使用
平成14年4月30日	会議用テーブル(前あり)	8185NB-MD76	10	42,000	420,000	運営管理	継続使用
平成14年4月30日	テーブル	LION MA-1560489-25	2	25,400	50,800	運営管理	継続使用
平成14年5月2日	パネルスクリーン(2連×2)	ウチダ6-470-4602	1	102,000	204,000	運営管理	継続使用
平成14年5月2日	ポータブル残留塩素計	オレガノ製OR-50	1	91,000	91,000	工作物	継続使用
平成14年5月7日	ホワイトボード(足L字型)	LION 510-48LH-12N	3	43,200	129,600	運営管理	継続使用
平成14年5月7日	シューズボックス	LION SB093VN582-36	3	36,580	109,740	運営管理	継続使用
平成14年5月7日	ソファ	ウチダ1-384-2021	4	44,200	176,800	運営管理	継続使用
平成14年5月13日	冷蔵庫	NR-A5TA-W 他	2	24,800	49,600	運営管理	継続使用
平成14年5月14日	デジタル上皿自動量り	JTX146-024	1	28,000	28,000	運営管理	継続使用
平成14年5月14日	オープン棚	イトーキJAH-M188LS-WE	4	51,060	204,240	運営管理	継続使用
平成14年5月14日	アコーディオンスクリーン	VWN-1916AV-A	2	54,000	108,000	運営管理	継続使用
平成14年5月14日	脇デスク	ウチダ1-566-601	2	23,600	47,200	運営管理	継続使用
平成14年8月12日	網付台車	ウチダ 1-356-1122	2	48,000	96,000	運営管理	継続使用
平成14年8月26日	刈払機	BIGM-BC23M	1	24,800	24,800	植物管理	継続使用
平成14年9月10日	パワーパイプテント	2K×3K	4	40,800	163,200	諸掛	継続使用
平成14年9月18日	簡単テント	1.8K×1.8K	4	49,600	198,400	諸掛	継続使用

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成14年10月2日	コインロッカー	KL6H53コクヨ	2	85,500	171,000	諸掛	継続使用
平成14年10月10日	イナバ物置	イナバMBW-20	1	87,000	87,000	運営管理	継続使用
平成14年10月17日	重量ラック	コクヨ RH-S11	2	60,000	120,000	運営管理	継続使用
平成14年10月29日	案内板	コクヨGB-51F1	2	24,000	48,000	運営管理	継続使用
平成14年11月5日	休憩用ベンチ	コクヨ1840×620×760	5	95,000	475,000	諸掛	継続使用
平成14年11月11日	会議用テーブル(キャスター付)	コクヨKT-PS711	10	44,000	440,000	運営管理	継続使用
平成14年11月25日	OHPワゴン	コクヨBD-PS10F1	1	80,000	80,000	運営管理	継続使用
平成14年11月25日	ワゴン	コクヨWG-KA11P14N	1	32,000	32,000	運営管理	継続使用
平成14年11月26日	三脚スタンド式スクリーン	コクヨPT-V080-P	1	68,000	68,000	運営管理	継続使用
平成14年11月26日	パネルスクリーン	コクヨSN-SP153	1	87,000	87,000	運営管理	継続使用
平成14年11月26日	耐火金庫	コクヨHS-232K	1	138,000	138,000	運営管理	継続使用
平成14年11月26日	アルミ運搬車	昭和HC-2S	1	32,000	32,000	運営管理	継続使用
平成15年1月6日	木製ベンチ	コクヨPF-MC10N	5	95,000	475,000	諸掛	継続使用
平成15年1月8日	重量ラック	コクヨRH-S40	2	96,000	192,000	運営管理	継続使用
平成15年1月8日	重量ラック(増設)	コクヨRH-S40C	1	85,000	85,000	運営管理	継続使用
平成15年3月20日	書籍	URBAN GARDENING	1	39,900	39,900	運営管理費	継続使用
平成15年3月20日	書籍	原色牧野植物大図鑑(合弁離弁花編)	1	31,500	31,500	運営管理費	継続使用
平成15年3月20日	書籍	原色牧野植物大図鑑(離弁菓子葉植物編)	1	36,750	36,750	運営管理費	継続使用
平成15年3月25日	平デスク	ウチダ1-566-2640	1	43,500	43,500	運営管理	継続使用
平成15年9月22日	パワーパイプテント	1.5K×2K(ピンク)	2	51,500	103,000	諸掛	継続使用
平成15年10月23日	手押車	生興NF-307S	1	47,000	47,000	諸掛	継続使用
平成15年10月30日	軽量ラック(基本)	コクヨMI-6615N	1	26,000	26,000	運営管理	継続使用
平成15年10月30日	軽量ラック(増連)	コクヨMI-6615CN	1	23,500	23,500	運営管理	継続使用
平成16年3月1日	耐火金庫	オカムラFK33GD-Z13	1	230,000	230,000	運営管理	継続使用
平成16年3月1日	掃除機	日立CV-PE8	2	24,800	49,600	運営管理	継続使用
平成16年3月1日	冷蔵庫	ナショナルNR-B162J	3	38,800	116,400	運営管理	継続使用
平成16年3月10日	ホワイトボード	ウチダ1-269-0060 OB-1000N LS36	5	42,000	210,000	運営管理	継続使用

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成16年3月10日	食器棚	ウチダ1-318-230 23- D型	2	23,600	47,200	運営管理	継続使用
平成16年3月10日	片袖机	ウチダ5-166-1270	3	28,000	84,000	運営管理	継続使用
平成16年3月10日	オープン棚	イトーキJAH- M188LS-WE	3	37,000	111,000	運営管理	継続使用
平成16年3月10日	パンフレットラック	ウチダ1-357-7015 α 150型	2	50,200	100,400	運営管理	継続使用
平成16年4月16日	パネルスクリーン	コクヨ SN-Y181K2C2	10	28,000	280,000	諸掛	継続使用
平成16年5月16日	案内板	コクヨGB-53F1	6	21,500	129,000	運営管理	継続使用
平成16年6月1日	担架	ウチダ2532-1067	1	21,000	21,000	運営管理	継続使用
平成16年6月10日	デスクトップパネル	ウチダ140cm	3	22,500	67,500	運営管理	継続使用
平成16年6月10日	デスクトップパネル	ウチダ160cm	1	26,000	26,000	運営管理	継続使用
平成16年7月30日	園芸アルミ三脚		1	22,572	22,572	工作物管理	継続使用
平成17年4月14日	パワーパイプテント	2K×3K	3	144,200	432,600	諸掛	継続使用
平成17年6月15日	DVDデッキ	DMR-EH50-s	1	65,000	65,000	諸掛	継続使用
平成17年7月29日	パワーアンプ	PHONIC XP3000	1	69,800	69,800	諸掛	継続使用
平成17年7月29日	アナログ・ミキサー	PHONIC MU 1822X	1	29,800	29,800	諸掛	継続使用
平成17年7月29日	スピーカー1000W	PEAVEY TLM2X	2	52,200	104,400	諸掛	継続使用
平成17年7月29日	ワイヤレスマイク	WM-8000	2	38,700	77,400	諸掛	継続使用
平成17年7月29日	パワーアンプ	CLASSIC CP1000	1	43,600	43,600	諸掛	継続使用
平成17年7月29日	フローモニター	500W PEAVEY TLM2X	2	29,800	59,600	諸掛	継続使用
平成17年8月15日	リヤカー	5号	1	65,000	65,000	諸掛	継続使用
平成17年11月17日	ポータブルPH計	HM-20P	1	59,500	59,500	工作物管理	継続使用
平成17年12月17日	ポスターボード	ウチダ α-200型	1	51,220	51,220	運営管理	継続使用
平成17年12月17日	パンフレットラック	ウチダ CP-310	1	43,030	43,030	運営管理	継続使用
平成17年12月26日	パソコン	Dimension3100C	2	134,972	269,944	諸掛	継続使用
平成17年12月29日	両開き書庫・書庫用 ベース	T-18・B-900	1	43,355	43,355	運営管理	継続使用
平成17年12月29日	キーケース	UT-192	4	40,950	163,800	運営管理	継続使用
平成18年3月31日	デジタルカメラ	Canon EOS 30D	1	178,000	178,000	諸掛	継続使用
平成19年2月16日	書籍 フローラ	産調出版	1	22,400	22,400	工作物管理	継続使用

残存備品一覧表

購入年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	適用
平成19年 3月27日	両袖机	ウチダFEED S-147-2P3	1	60,580	60,580	運営管理	継続使用
平成19年4月1日	パワーパイプテント	2K×3K	2	93,000	186,000	諸掛	継続使用
平成 20年11月10日	ジャンボペール	YD220A	6	31,290	187,740	清掃	継続使用
平成 21年 3月10日	ロイヤルテント	2K×2K 青白	2	126,200	252,400	諸掛	継続使用
平成 22年3 月25日	傘立て (野点傘用)	鉄製組立式 stc 020-20b-13-8-□	1	24,360	24,360	諸掛	継続使用
平成 25年 2月 1日	ビジネスプロジェクター	エプソン EB-1965	1	255,150	255,150	運営管理	継続使用
平成 30年 3月20日	プロア	ゼノアプロア EBZ5100	2	64,584	129,168	運営管理	継続使用
平成 30年 3月29日	デスクトップラロールミネーター	アコ・フランス・ジャパン GDRB635A1	1	278,640	278,640	運営管理	継続使用

残存備品一覧

別紙(神戸)－19

[国営明石海峡公園事務所]
【神戸地区】

通し 番号	No.	取得年月日	品目	規格	数量	単価	価格	経費区分	確認場所	適用
1		H26.3.5	金庫	ナイフM2-28	2	238,628	477,256		管理棟	
2		H25.3.26	ロールスクリーン	EPSON ELPSC25	1	63,000	63,000		里山交流館	
3		H18.2.23	電動自転車	ナショナル BE-EHL762	2	68,000	136,000		木工棟(茅)	
4		H8.3.11	クーラーボックス		1	70,000	70,000		厨房棟	
5		H15.10.2	ビジネスキッチン	コクヨ BK-20FIN	1	59,115	59,115		里山交流館	
6		H27.3.23	ラック	軽量ラック SEIKO K-6560-5	1	63,720	63,720		里山交流館	
7		H19.2.27	パネル	コクヨ XWP-GS0815G	7	68,200	477,400		管理棟	
8		H19.2.23	テント	2号(1.5*2間) テント骨組み	2	99,540	199,080		仮設倉庫A	
9		H27.3.12	パウチ	A1対応 アコ・プランズ GDR B635	1	268,920	268,920		管理棟	
10		H21.3.16	キャビネット	H9.5.30 神戸営繕より管理換	1	85,050	85,050		里山交流館	
11		H25.3.14	テント	セット 越智工業所 らくらくテ ント2号 1.5×2間 三方幕 付	2	113,400	226,800		仮設倉庫A	
12		H25.10.22	テント	本多テント商会GK式テント屋 根型 本体1.5×2間	1	83,580	83,580		仮設倉庫A	
13		H28.2.23	キーボックス	LION キャビネットBOX No. 240KB	1	99,360	99,360		管理棟	
14		H26.10.23	椅子	Combiエンジェルチェア NS- R1 授乳用ベージュ	2	68,040	136,080		里山交流館	
15		H26.10.23	ソファークッション	(株)シノハラ製作所 FORTE 1950/2100 前面ローリング式収 納	1	160,920	160,920		長屋門	
16		H29.1.12	ベンチ	EX-13002 ひのき	25	55,130	1,378,250		神戸地区各所	
17		H28.2.19	車椅子	NAW-16C-DT-HP-G16イン チ アシストホイール	2	262,980	525,960		長屋門	
18		H19.10.3	自転車	ナショナルマウンテン B-PXFA544	3	52,212	156,636		管理棟	
19		H14.6.19	台車	ハンディ台車 S-8-A リヤカーのこと	1	58,240	58,240		仮設倉庫B	
20		H17.7.6	リヤカー	(株)ナガノ DCR-9565	1	101,640	101,640		仮設倉庫B	
21		H28.2.19	乳母車	施設用ベビーカー combi S C51	5	51,840	259,200		長屋門	
22		H21.3.30	下駄箱	ライオン SB-43BA 長靴用	1	72,030	72,030		里山交流館	
23		H9.10.23	収納庫	横引壁面収納庫	1	774,800	774,800		管理棟	
24		H28.1.5	物置	ヨド物置 間口292奥行222 LMD-2922H	1	210,000	210,000		相談ヶ辻だんだん畑	
25		H29.2.10	物置	ドマール FXN-95HY カラー:UG	1	390,960	390,960		管理棟	
26		H15.8.19	ロッカー	コクヨLN-M52LGY	1	65,100	65,100		厨房棟	
27		H26.10.23	台	(株)ヤマザキ G-002 おむ つ交換用 ベルト付	1	86,400	86,400		里山交流館	
28		H18.1.25	台	ステンレス作業台 サカエ AB-1809	1	64,780	64,780		厨房棟	
29		H15.11.5	台	テレビ台 ライオン 771-17VTR-700C	1	57,960	57,960		里山交流館	
30		H18.1.25	調理台	ダイニングボード パモウナ PR-900R	1	62,320	62,320		管理棟	

通し 番号	No.	取得年月日	品目	規格	数量	単価	価格	経費区分	確認場所	適用
31		H28.2.19	定式幕	歌舞伎幕 W13000×H3030	1	291,600	291,600		農村舞台	
32		H15.8.19	ホワイトボード	プラス NW-36SA	1	70,700	70,700		里山交流館	
33		H16.2.10	テント	(株)小川キャンパル	2	86,940	173,880		仮設倉庫A	
34		H28.6.8	車体カバー	雨よけカーテン トラム カー用	1	66,960	66,960		仮設倉庫B	
35		H26.3.31	テント	パワーパイプテント 屋根型テント1.5×2間	2	59,800	119,600		農村舞台	
36		H28.1.20	テント	パイプテント1間×2間 片屋 根ブラウン	3	60,800	182,400		仮設倉庫A	
37		H29.2.7	テント	集会用テント H4号(2間×3間)	3	169,880	509,640		仮設倉庫A	

古民具リスト

古民具調査表

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
001	糸巻き	糸巻き	60	60	40	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
002	掛け時計	掛け時計	55	30	10	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
003	ミン箱	ミン箱	30	35	20	1	木工棟(萱)	木材	C 部品等の欠損 修理等が必要	谷上小学校より寄贈	-
004	半切	味噌たき用	40	80	80	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
005	ふるい	ふるい	10	35	35	1	木工棟(萱)	竹	B 展示物として使用可能	-	伝42-3(3/4)
006	ふるい	ふるい	10	20	20	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
007	木工秤の分銅とおぼかり	ちんぎ	105	10	10	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	伝37
008	織ない機	製綿機	95	120	60	1	木工棟(萱)	木材、鉄	C 部品等の欠損 修理等が必要	谷上小学校より寄贈	-
009	天秤ばかり	秤	10	60	20	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤3004
010	天秤ばかり	秤	10	60	20	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤3004
011	片手クワ	雁爪	15	15	15	1	木工棟(萱)	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
012	片手クワ	雁爪	10	20	20	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ101
013	金ぐし	雁爪	15	20	20	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	伝40
014	片手クワ	雁爪	15	15	20	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ101
015	ホーク	ホーク	40	20	-	1	木工棟(萱)	鉄	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	-
016	石臼取っ手	石臼取っ手	25	10	15	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
017	牛用田打ち車(並木植え)	牛用田打ち車	30	30	40	1	木工棟(萱)	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
018	田植え定規	田植え定規	165	60	15	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	モ-16 1
019	田植え定規	田植え定規	150	55	15	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	モ-16 2
020	田植え定規	田植え定規	165	60	15	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	モ-16 3
021	田植え定規	田植え定規	145	30	15	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
022	田植え定規	田植え定規	155	30	15	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
023	探しめ	織綿機	145	35	10	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
024	作綿機	水田中耕除草機	160	45	45	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
025	作綿機	水田中耕除草機	160	45	45	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
026	置取り機(田打ち機)	水稲の株元抜き 稲の分けつ促進のため、株元土を掻き出す	160	45	45	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
027	田打ち	水田中耕除草機	145	20	60	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ102

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
028	棒秤	棒秤	80	-	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
029	棒秤	棒秤	105	-	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
030	不明	-	110	-	-	1	木工棟(重)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
031	観字	観字	165	φ10	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
032	芯棒	観字	160	φ10	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
033	トンボ	トンボ 地面を均すのに使用 木材が腐るのを防ぐために使用	160	45	10	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ28(1/3)
034	トンボ	トンボ 地面を均すのに使用 木材が腐るのを防ぐために使用	160	45	10	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ28(2/3)
035	芯棒	-	160	15	10	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
036	観字	観字	165	φ10	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝36
037	観字	観字	185	φ10	-	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
038	観字	観字	240	φ10	-	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	21-2
039	観字	観字	180	φ10	-	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
040	観字	観字	210	φ10	-	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
041	古民具G	-	80	□5	-	1	木工棟(重)	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ96(1/2)
042	古民具G	-	80	□5	-	1	木工棟(重)	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ96(2/2)
043	線	線	80	15	10	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ24
044	シャベル	シャベル	85	20	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
045	不明	-	5	40	20	3	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
046	脱穀機	-	15	15	15	1	木工棟(重)	その他	B 展示物として使用可能	-	109
047	脱穀機	脱穀機	65	65	55	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	黒86
048	脱穀機	脱穀機	75	70	70	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	黒86
049	千歯	千歯	70	60	65	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝33
050	千歯	千歯	5	60	30	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
051	千歯	千歯	10	60	30	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
052	ポンプ(筒先)	ポンプ(筒先)	125	φ5	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	107
053	車輪(鉄車)	車輪(鉄車)	φ70	30	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝38-2
054	芯棒	芯棒	100	φ5	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	芯棒2セット
055	車輪(鉄車)	車輪(鉄車)	φ70	30	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝38-1

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
056	わらし編み	わらし編み	40	25	100	1	木工棟(室)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
057	古道具A	茶釜	30	30	30	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ3011
058	儀締機	儀締機	90	φ10	-	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ38
059	くさび	くさび	25	φ10	-	1	木工棟(室)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
060	くさび	くさび	25	φ10	-	1	木工棟(室)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
061	穀物用一斗鉢	一斗鉢	30	30	30	1	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ12
062	升セット	升セット	10	20	20	4	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
063	升セット	升セット	10	20	20	3	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
064	手押しポンプ	手押しポンプ	65	15	50	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
065	大工道具箱	大工道具箱	30	80	20	1	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
066	ノコギリ	ノコギリ	45	-	-	1	木工棟(室)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ124
067	斧	斧	60	10	-	1	木工棟(室)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ125
068	鉋	鉋	45	-	-	1	木工棟(室)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
069	皮むき	皮むき	60	φ10	-	1	木工棟(室)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ120
070	クヌスキ	釘抜き	60	-	-	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ127
071	鎌	鎌	40	40	-	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ119
072	やっこ	-	35	-	-	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ128
073	木引きのこ	木引きのこ	80	30	-	1	木工棟(室)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ132
074	つめつき器具	手鉤	35	-	-	1	木工棟(室)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ123
075	木槌	木槌	25	φ15	-	1	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ97
076	左官こて	-	15	5	-	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ92
077	縄の子	縄の子 儀締みに使う	15	φ5	-	8	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
078	縄の子	縄の子 儀締みに使う	15	φ5	-	3	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
079	くさび	くさび	30	φ10	-	1	木工棟(室)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
080	木箱	木箱	25	90	40	1	木工棟(室)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
081	左官こて	金こて	25	10	-	1	木工棟(室)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ92
082	鉄のツメ	-	16	5	-	1	木工棟(室)	鉄	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	赤あ126
083	ノコギリ	ノコギリ	85	15	-	1	木工棟(室)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	あ122

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
084	木引きのこ	木挽きのこ	110	15	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ133
085	木引きのこ	木挽きのこ	110	10	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ131
086	木引きのこ	木挽きのこ	110	10	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ129
087	木引きのこ	木挽きのこ	110	10	-	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ130
088	鉋頭3セット	かんな	30	10	5	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
089	鉋頭3セット	かんな	15	5	5	1	木工棟(重)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
090	鉋頭3セット	かんな	25	10	5	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
091	カンナ的一種	かんな	25	10	5	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ104
092	鉋頭3セット	かんな	20	10	5	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
093	鉋頭3セット	かんな	20	5	5	1	木工棟(重)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈 402	鉋頭8セット
094	たたき棒	芽たたき	65	20	10	1	木工棟(重)	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ99
095	唐鍬	唐鍬	25	15	5	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
096	金尺	金尺	550	25	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	金尺①51-1
097	金尺	金尺	50	25	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	金尺②51-2
098	こて板	こて板	20	20	5	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
099	押型	こて板	25	15	10	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ98
100	米すくい器	米すくい器	10	25	-	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
101	押型	-	25	15	10	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
102	工芸品	植木鉢 (肥料器具)	5	5	5	1	木工棟(重)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
103	葉すり	-	5	40	15	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ87 (No407と組)
104	自在鍵の部品	-	10	5	5	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ90
105	不明	-	25	10	5	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
106	片手鍬	鹿爪	20	20	20	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ112
107	片手鍬	鹿爪	15	15	15	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ111
108	片手鍬	鹿爪	15	15	20	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ113
109	電気草取り器	電気草取り器 (牛舎用)	10	30	30	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
110	ランブ	ランブ	60	φ15	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ80
111	シャンテリア型ランブ	シャンテリア型ランブ	50	60	-	1	木工棟(重)	鉄	B 展示物として使用可能	-	-

管理札番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有区分	備考
			H	W	D						
112	不明		20	40	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
113	糸巻き		20	15	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
114	彫刻セット		5	10	-	1	木工棟(萱)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝105
115	模型の水車小屋		50	60	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
116	鞆・尻楯(牛用)		35	55	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	506
117	尻楯(牛用)		80	φ5	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	501(4セット)
118	尻楯(牛用)		90	φ5	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
119	尻楯(牛用)		115	φ5	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
120	尻楯(牛用)		90	φ5	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
121	牛の鞍		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、その他	B 展示物として使用可能	-	-
122	毛櫛(牛用)		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、その他	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
123	鼻木(牛用)		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
124	銅葉桶		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
125	拵転漕 代掻きマンガ (牛用スキ)		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
126	砕土機		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
127	牛用鋤		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
128	大型鍬		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
129	うね切り機		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝35(1/3)
130	万石		-	-	-	1	木工棟(萱)	木材、その他	B 展示物として使用可能	-	赤伝34
131	二段磨スキ		220	40	35	1	木工棟(萱)	木材	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	-
132	砕土機		125	100	70	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
133	大型鍬		170	100	20	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	谷上小学校より寄贈
134	牛糞		85	55	10	1	木工棟(萱)	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	505
135	踏み鋤		90	150	25	1	木工棟(萱)	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	508
136	磨箕		120	110	65	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	赤伝32
137	磨箕		115	110	70	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	黒1055
138	豆より皿		60	60	5	1	木工棟(萱)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
139	布はり板		185	40	5	1	木工棟(萱)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
140	たて	たて	80	80	80	1	木工棟(重)	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
141	もっこ	もっこ	50	50	-	1	木工棟(重)	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝43
142	釜(ふこ)	釜(ふこ) 作物運搬カゴ	80	80	80	1	木工棟(重)	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	谷上小学校より寄贈
143	釜(ふこ)	釜(ふこ) 作物運搬カゴ	80	80	80	1	木工棟(重)	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
144	釜(ふこ)	釜(ふこ) 作物運搬カゴ	40	80	80	1	木工棟(重)	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
145	もっこ	もっこ	60	60	-	1	木工棟(重)	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
146	かご(もの入れ)	穀物籠	15	30	30	1	木工棟(重)	竹	B 展示物として使用可能	-	赤あ94
147	籠入れ	穀物籠	25	40	40	1	木工棟(重)	竹	B 展示物として使用可能	-	赤あ77
148	不明	-	55	25	-	1	木工棟(重)	木材	B 展示物として使用可能	-	-
149	草鞋	草鞋	20	-	-	1	木工棟(重)	藁	B 展示物として使用可能	-	-
150	長持	長持	55	175	65	1	木工棟(重)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
151	写真	写真	40	30	-	1	木工棟(重)	その他	B 展示物として使用可能	-	-
152	航空写真	航空写真	70	70	-	1	木工棟(重)	その他	B 展示物として使用可能	-	-
153	やまももカゴ	やまももカゴ	20	20	20	1	クラブハウス	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
154	平籠	平籠・釜	10	35	25	1	クラブハウス	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
155	火鉢	火鉢・三徳 三徳の上に鉄ピンを載せて湯を沸かす	35	60	60	1	伝庫の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝29
156	花籠	花籠	35	20	20	1	伝庫の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
157	燗台	燗台	35	20	20	1	伝庫の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
158	草履 化粧木箱	草履 化粧木箱	20	30	25	1	伝庫の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-
159	座敷机	座敷机	30	150	120	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	伝15
160	ちゃぶ台	ちゃぶ台	35	90	-	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	1117
161	座敷机	座敷机	35	105	85	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
162	足ふみマシン	足踏みマシン	80	90	45	1	伝庫の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤1120
163	曜日	石臼 麦・豆の粉を搥く	65	65	65	1	伝庫の家	木材その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	築の原村こまの形 の籠も採っていた。 地蔵堂の籠
164	炬燵	炬燵 中の鉢状のものに灰を入れ、その中に炭火を入れる	25	25	25	1	伝庫の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
165	馬鞍(マグワ)	馬鞍(マグワ) 牛に取り付けて土起こしをする	60	145	45	1	伝庫の家	木材鉄	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
166	鞍・尻枷	鞍・尻枷 鞍を牛の背に乗せ、尻枷は尻っぱねをさせないためのもの	45	50	25	1	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	-	展示物より寄贈 道具を牛に引かせ るための道具
167	担い桶	担い桶 水を入れて、天秤棒で担いで運ぶ	40	35	35	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
168	しよこ	もっこ 物を入れ、運ぶ道具	20	20	20	1	伝庫の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	写真左 赤あ41
169	農具	-	85	135	30	1	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
170	牛糞	牛に活用 (牛の合羽)	95	70	x	1	伝庫の家	木材、藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
171	鋤	鋤に身かせて土起こしをする	145	100	25	1	伝庫の家	木材、藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	写真右
172	牛の草鞋	牛の草鞋 牛が一般道を歩くときに履かせる	φ10	-	-	2	伝庫の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	写真中央
173	鼻輪	鼻輪 牛の鼻に活用	15	15	x	3	伝庫の家	木材、藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	40
174	溜斗	溜斗 米を袋に入れるときに使用	40	60	60	1	伝庫の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ48
175	ひきうす	石臼 麦、豆の物を挽く	25	30	30	1	伝庫の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
176	担い桶	担い桶 藁・刈り取った草を入れ、天秤棒等で運ぶ道具	40	55	55	1	伝庫の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
177	担い桶	担い桶 藁・刈り取った草を入れ、天秤棒等で運ぶ道具	30	50	50	1	伝庫の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
178	担い桶	担い桶 水を入れて、天秤棒で担いで運ぶ	50	35	35	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
179	トンボ	トンボ 代掻き時に不陸を均すために使用	160	70	10	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	写真中央
180	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	150	60	25	1	伝庫の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
181	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	150	60	25	1	伝庫の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
182	田植え定規	田植え定規 田植え時の間隔を明示する道具	180	60	20	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	写真中央
183	鍬	鍬	140	15	35	1	伝庫の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
184	鍬	鍬	100	20	35	1	伝庫の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
185	担い桶	担い桶 水を入れて、天秤棒で担いで運ぶ	40	35	35	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
186	担い桶	担い桶 水を入れて、天秤棒で担いで運ぶ	40	35	35	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
187	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	-	-	1	伝庫の家	藁	D 破棄の検討が必要	-	破棄して使用不可 (下の写真と併せて 破棄して使用不可 破棄して使用不可 (上の写真と併せて 破棄して使用不可))
188	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	-	-	1	伝庫の家	藁	D 破棄の検討が必要	-	-
189	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	60	60	1	伝庫の家	藁	D 破棄の検討が必要	-	-
190	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	60	60	1	伝庫の家	藁	D 破棄の検討が必要	-	-
191	から編み袋 (じょうろ入り)	から編み袋 (じょうろ入り)	15	70	70	1	伝庫の家	藁	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	-
192	から編み袋 (じょうろ入り)	から編み袋 (じょうろ入り)	15	70	70	1	伝庫の家	藁	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	-
193	からの袋	からの袋 藁(ふこ) 防蚊後の藁を入れる	80	80	80	1	伝庫の家	藁	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	赤あ33
194	からの袋	からの袋 藁(ふこ) 防蚊後の藁を入れる	80	80	80	1	伝庫の家	藁	B 展示物として使用可能	-	赤あ33
195	木引きのこ	木引きのこ 草を刈り取るのに使用	75	10	-	1	伝庫の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	取っ手がなく、この ままでは使用不可

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
196	不明	-	105	15	-	1	伝蔵の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
197	不明	-	30	2	-	1	伝蔵の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
198	木引きのこ	木挽きのこ	110	12	-	1	伝蔵の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
199	鍬	-	140	12	37	3	伝蔵の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	写真手前
200	不明	-	250	10	15	1	伝蔵の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
201	かご	しんどう	40	40	40	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
202	担い桶	担い桶	40	30	30	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
203	ざる	ざる	20	35	35	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
204	桶	桶	30	35	35	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
205	桶	桶	30	35	35	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
206	桶	桶	30	35	35	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
207	ザル②	片口箕	20	50	60	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	黒1123
208	箕	片口箕	20	60	50	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	黒1124
209	ザル①	片口箕	20	50	60	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	黒1122
210	片口箕	片口箕	20	50	60	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
211	箕	箕	25	60	65	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
212	箕	箕	25	60	65	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	伝88-3
213	かご	丹波籠	15	40	40	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	36(丹波籠) 竹かご1-6
214	淵斗	淵斗	40	65	65	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
215	淵斗	淵斗	25	35	35	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
216	片口箕	片口箕	10	35	35	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
217	かご(もの入れ)桶	かご	20	30	30	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤3005
218	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(1/10)
219	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(2/10)
220	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(3/10)
221	ふるい	ふるい	10	40	40	1	木工棟(瓦)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
222	ふるい	ふるい	10	35	35	1	木工棟(瓦)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
223	ふるい	ふるい	10	35	35	1	木工棟(瓦)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
224	竹籠	丹波電	25	35	35	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	36(丹波電) 竹かこ2-6
225	籠の子	木組(構組) 藁たたき用	35	10	10	1	木工棟(瓦)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
226	籠の子	木組(構組) 藁たたき用	30	10	10	1	木工棟(瓦)	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
227	籠の子	木組(構組) 藁たたき用	25	10	10	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
228	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(4/10)
229	糸巻き	糸巻き	20	20	20	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(5/10)
230	竹かご・取手付	手かご	30	30	30	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
231	垂篋	垂篋	15	70	70	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(1/4)
232	垂篋	垂篋	15	70	70	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(2/4)
233	垂篋	垂篋	15	70	70	1	木工棟(瓦)	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	(3/4)
234	かけや	かけや	90	20	10	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
235	かけや	かけや	80	20	15	1	木工棟(瓦)	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
236	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	25	25	160	1	伝庫の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	2台のうち1台
237	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	25	25	160	1	伝庫の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	2台のうち1台
238	古民具C	鞍 尻枷	40	45	30	1	伝庫の家	木材、その他	B 展示物として使用可能	-	赤あ15
239	ふるい枠	ふるい枠	12	70	70	1	伝庫の家	木材	D 破棄の検討が必要	-	網目がなく、使用不 能
240	綿運び用枠	綿運び用枠 熱い綿等を移動させる場合に使用	-	50	50	1	伝庫の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
241	糸巻き	糸巻き	20	20	20	6	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
242	ランプ置き	ランプ置き ランプを吊るす	40	10	10	1	伝庫の家	鉄	D 破棄の検討が必要	-	-
243	水差し	水差し 水を入れておき、茶道等で使用	15	10	10	1	伝庫の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
244	鎌	草刈り鎌 草を刈り取るのに使用	30	-	-	1	伝庫の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
245	芋ちんぎ(棒状)	芋ちんぎ 物品の重さを量る	60	-	-	1	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
246	雁爪	雁爪 地面を掘り起こすのに使用	20	25	20	1	伝庫の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝40
247	洗面器	洗面器 水を入れ、洗面等で使用	8	28	28	1	伝庫の家	鉄	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	穴が開いており、使 用不可
248	垂篋	垂篋 農作物等を乾す	90	70	12	1	伝庫の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
249	燗台	燗台 燗立て	40	30	30	1	伝庫の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
250	湯たんぼ	湯たんぼ	15	30	15	1	伝庫の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
251	はしこ	はしこ	290	40	-	4	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
252	石臼	石臼	20	30	30	1	伝蔵の家	石	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	赤伝39
253	草鞋	草鞋	20	-	-	1	伝蔵の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
254	もんどり	もんどり 魚等を捕えるのに使用	40	15	15	1	伝蔵の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
255	草鞋	草鞋	20	-	-	1	伝蔵の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
256	草鞋	草鞋	20	-	-	1	伝蔵の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
257	草鞋縫い機	草鞋縫い機	125	50	40	1	伝蔵の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
258	むしろ	むしろ	-	-	-	4	伝蔵の家	藁	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
259	羽釜・釜	羽釜・釜	25	45	45	1	伝蔵の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	伝21-3
260	羽釜・釜	羽釜・釜	19	27	27	1	伝蔵の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	伝21-2
261	茶釜	茶釜	20	25	25	1	伝蔵の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝21-1(1/3)
262	火杓	火杓 かまどの炭火を取り出すときに使用	70	14	-	1	伝蔵の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
263	済のすみ入れ	炭消壺 使用した炭を入れ、空気を遮断して消し炭とする	30	30	30	1	伝蔵の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝24
264	炭入れ	炭入れ	20	30	30	1	伝蔵の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
265	炭入れ	炭入れ	17	16	16	1	伝蔵の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
266	練炭コンロ	練炭コンロ 練炭を火元とするコンロ	16	15	15	8	伝蔵の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
267	炭入れ	炭入れ	15	16	16	3	伝蔵の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
268	水差し	水差し	20	15	15	1	伝蔵の家	陶磁器	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝16
269	酒入れ	酒入れ	28	15	15	1	伝蔵の家	その他	B 展示物として使用可能	-	赤伝26
270	とっくり	とっくり 酒を入れて持ち運ぶ	30	15	15	1	伝蔵の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝25
271	丸釜	丸釜 料理等を運ぶのに使用	40	32	32	1	伝蔵の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	伝-49
272	おけ	味噌樽 味噌を保管	25	25	25	1	伝蔵の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝28
273	はがま	羽釜・釜	30	30	30	1	伝蔵の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤伝27
274	重箱(4段)	重箱(4段)	20	22	22	1	伝蔵の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-
275	御椀	御椀	7	13	13	5	伝蔵の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
276	ひょうたん	ひょうたん	25	12	12	1	伝蔵の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
277	はしご	はしご	230	20	-	1	伝蔵の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
278	木炭きのこ	木炭きのこ	60	6	-	1	伝蔵の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
279	不明	-	13	23	23	1	伝蔵の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
280	化粧箱	木箱	20	27	16	1	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤1114
281	れんたん入れ	練入れ	18	13	-	1	伝庫の家	その他	B 展示物として使用可能	-	赤伝23
282	火鉢	火鉢	25	30	30	1	伝庫の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-
283	火鉢	火鉢	19	21	21	1	伝庫の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-
284	お膳	お膳	10	36	36	1	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
285	木箱	木箱	36	34	34	1	伝庫の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
286	蓆	蓆	60	-	-	1	伝庫の家	木材、その他	B 展示物として使用可能	-	-
287	お膳	お膳	30	30	-	1	伝庫の家	木材	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	-
288	自転車	自転車	100	170	60	1	伝庫の家 屋外	鉄、その他	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	-
289	つちの子	つちの子	13	-	-	10	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	-
290	草輪	草輪	-	60	60	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ39
291	バケツ	バケツ 互屋根下地に使用する切り入り赤土の運搬に使用した	37	26	26	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
292	古民具D	-	18	26	26	1	伝庫の家 屋外	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ16
293	糸巻製織機	糸巻製織機	80	90	32	1	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ46
294	脱穀機	千歯 種や表を脱穀するのに使用	45	45	60	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ14
295	一斗升	一斗升 一斗の量を測る升	32	φ30	-	1	伝庫の家 屋外	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	すりぎり様共
296	脱穀機	脱穀機 種や表を脱穀するのに使用	75	-	-	1	伝庫の家 屋外	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ5
297	尻	尻物をおおってふるい、穀・ごみを除く道具	65	60	20	1	伝庫の家 屋外	竹	B 展示物として使用可能	-	赤あ17(1/2)
298	フック	フック 釣瓶の清水を掛ける	23	-	-	1	伝庫の家 屋外	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
299	釣瓶清草	清草 釣瓶を掛ける清草	φ27	-	-	1	伝庫の家 屋外	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ116
300	うねたて	蓄力用プラウ 陸立用の鋤	85	160	50	1	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ7
301	唐箕	唐箕 脱穀した穀、家、大豆等に混入する稗切れ、糠屑、ごみ、未脱穀の粟等に、土、子、虫等の除去に使用	140	130	65	1	伝庫の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	黒サ7
302	すじ引き	えんが 土を掘り起こすのに使用	200	45	45	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ6
303	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	155	20	35	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
304	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	155	20	35	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
305	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	155	20	35	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
306	田打ち草 (田の草取り機)	田打ち草 (田の草取り機)	155	20	35	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
307	鉄	鉄 田を耕すのに使用	125	20	17	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ110

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
308	鎌	田を耕すのに使用	130	20	17	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ70
309	農具	田を耕すのに使用	130	20	10	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ107
310	鎌	田を耕すのに使用	120	10	20	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
311	かまどかき	火かき棒 かまど、五右衛門風呂袋付口から炭火を掻き出す	90	10	5	1	伝庫の家 屋外	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝20(1/2)
312	水稲の株元掻き	水稲の株元掻き 稲の分けつ促進のため、株元土を掻き出す	150	45	45	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
313	水稲の株元掻き	水稲の株元掻き 稲の分けつ促進のため、株元土を掻き出す	150	45	45	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
314	トンボ	地面を均すのに使用	70	25	15	1	伝庫の家 屋外	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ108
315	福刈器	福刈り機 刈り倒し式の人力用刈取機で、機軸を押しして2〜3株を刈り 取し、刈取した草の型を機軸の周りに型に並べ、刈 取し、刈取した草の型を機軸の周りに型に並べ、刈	145	25	35	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ35
316	鋤	水田の耕起用で使用	100	140	20	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
317	田植え定規	1人用の田植え定規	155	30	15	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
318	むしる機部品	むしる機 麦を織るのに江戸後期から大正中期頃まで使用	100	-	-	1	伝庫の家 屋外	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ69
319	天秤秤	天秤秤 重いものを量る天秤秤	105	φ3	-	1	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	-
320	むしる機機	むしる機 麦(むしる)を織るのに江戸後期から大正中期頃まで使用	140	-	-	1	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	-
321	天秤秤	天秤秤 重いものを量る天秤秤	180	-	-	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
322	古民具B	田舟 運田で収穫した稲の運搬に使用	7	35	50	2	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ11
323	ならし板	稲、麦、雑穀等を運で天日乾燥するとき、材料を広げたり、 輸口に敷き、乾燥させたり、乾燥したものを輸口に敷き、乾燥	120	23	12	1	伝庫の家 屋外	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
324	藁口	火事のとぎに家裏を壊したり、材木運搬の際にひっかけた 山すべりに使います	130	10	-	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ109
325	鎌	田を耕すのに使用	140	10	35	1	伝庫の家 屋外	木材	C 部品等の交換 修理等が必要	-	-
326	鎌	田を耕すのに使用	140	15	35	1	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	-
327	鎌	田を耕すのに使用	140	15	35	1	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	-	-
328	田植え定規	田植え定規 1人用の田植え定規	180	65	17	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ36
329	田植え定規	田植え定規 2人用の田植え定規	155	55	17	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ36
330	初スリ機	初スリ機 稲から籾殻を取り除き、玄米にする機器	170	170	50	1	伝庫の家 屋外	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
331	皮むき	-	70	20	10	1	伝庫の家 屋外	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
332	火かき棒と取かき	火かき棒 石炭ストーブ等を整備するのに使用	65	20	20	3	伝庫の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤伝18(火かき棒) 赤伝19(取かき)
333	火鉢	角火鉢 木製枠に銅板を付けたもの	20	26	26	1	伝庫の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
334	牛の鞍	牛の鞍	25	40	20	1	伝庫の家 屋外	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
335	竹細工	竹細工	55	15	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ59

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
336	算盤	そろばん	35	10	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ58(1/3)
337	算盤	そろばん	40	10	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ58(2/3)
338	算盤	そろばん	40	10	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ58(3/3)
339	わっば 弁当箱	火かき棒 かまど・石炭ストーブなどをメンテナンスするときに使用	10	20	10	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	37
340	わっば 弁当箱	火かき棒 かまど・石炭ストーブなどをメンテナンスするときに使用	10	20	10	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	37
341	火かき	火かき棒 かまど・石炭ストーブなどをメンテナンスするときに使用	50	10	-	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	53
342	火かき	火かき棒 かまど・石炭ストーブなどをメンテナンスするときに使用	50	10	-	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
343	火取斗(ヒノシ)	火取斗 熱した金属の熱と重みにより、布を伸ばす	30	2	-	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
344	かこ	かこ	20	15	15	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
345	水筒	水筒	20	φ2.5	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
346	水筒	水筒	35	φ2.5	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	52
347	水筒	水筒	25	φ2.5	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
348	ひょうたん	ひょうたん	20	φ5	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ93(1/4)
349	ひょうたん	ひょうたん	15	φ10	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ93(2/4)
350	糸繰り	糸繰り	30	50	15	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
351	算棚	算棚 算を育てる	65	105	-	7	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
352	ひょうたん	ひょうたん	25	φ15	-	2	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ93(3/4)(4/4)
353	糸繰り	糸繰り	30	20	20	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
354	糸巻き	糸巻き	20	20	20	5	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(6~10/10)
355	ざる	ざる	5	φ35	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ42(1/4)
356	角一斗升	角一斗升	25	35	35	1	白拍子の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ86
357	鉢	鉢	15	φ24	-	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ84
358	水筒	水筒	35	φ6	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
359	田植え用糸巻き	糸巻き	60	45	45	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ75
360	つぼ	つぼ	45	φ30	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
361	一斗升	一斗升	35	φ30	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ103
362	かこ	かこ	15	φ25	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
363	竹籠	-	25	φ25	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ73

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
364	かご	-	20	φ35	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
365	タライ	たらい	24	φ58	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ9 (No.998と対)
366	洗濯板	洗濯板	20	60	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
367	木臼	木臼	50	φ40	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
368	磯臼	磯臼	37	φ36	-	1	白拍子の家	石	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	旧名称間違い(米刷 し)
369	磯臼 (ヒキウス)	磯臼	37	φ36	-	1	白拍子の家	石、木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
370	可動式竈	可動式竈	95	60	40	1	白拍子の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-
371	かち台	かち台	17	φ45	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
372	可動式竈	可動式竈	120	55	42	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
373	糸巻き	糸巻き	30	13	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
374	漬物石	漬物石	17	φ22	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
375	アイロン	アイロン	15	15	10	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
376	ランプ	ランプ	25	φ10	-	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
377	吊りランプ	ランプ	30	17	17	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
378	炬	炬	-	φ13	-	3	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ60
379	杖	杖	9	20	13	1	白拍子の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ78
380	しよく台	燗台	80	φ30	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ88
381	燗台	燗台	18	φ20	-	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
382	しよく台	燗台	68	25	25	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ89
383	ランプ	ランプ	25	9	9	1	白拍子の家	木材、その他	B 展示物として使用可能	-	-
384	燗燗台	燗台	60	20	20	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
385	燗燗台	燗台	83	φ29	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
386	火ばち(はし、スコップ)	火鉢・火ばさみ	24	φ21	-	1	白拍子の家	陶器	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
387	燗台	燗台	12	φ8.5	-	2	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
388	湯たんぽ	湯たんぽ	10	33	33	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
389	電気あんか	電気あんか 布団の中で暖をとる	15	25	20	1	白拍子の家	その他	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
390	湯たんぽ	湯たんぽ	14	17	30	1	白拍子の家	その他	B 展示物として使用可能	-	赤あ66
391	湯たんぽ	湯たんぽ	10	25	22	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
392	レコード	レコード	30	30	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
393	レリーフ	レリーフ	41	31	-	1	白拍子の家	その他	B 展示物として使用可能	-	赤あ79
394	炭入れ	炭入れ	25	40	40	1	白拍子の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-
395	一斗升	計量に使用する (炭は炭入れ)	26	35	35	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
396	火かき棒	火かき棒	100	5	4	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ114
397	じゆず、衣しよ(カゴ入)	柳行幸	7	60	45	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ31
398	たらい(蓋)	たらい(蓋)	-	φ 63	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ9 (No365と対)
399	かんな	かんな	6	49	17	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
400	古民具E	-	6	83	46	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ18
401	角樽	角樽	66	36	23	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
402	番電話	番電話	18	40	40	1	白拍子の家	その他	B 展示物として使用可能	-	-
403	卓上ライト	卓上ライト	40	φ 18	-	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
404	総利	とっくり 酒を入れて持ち運ぶ	25	φ 13	-	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ65
405	重箱	重箱	37	28	28	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
406	座敷机	座敷机	30	87	50	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
407	薬すり	薬すり 薬等をすりつぶすのに使用	14	φ 42	-	1	白拍子の家	その他	B 展示物として使用可能	-	赤あ67 (No103と組)
408	自在鉤	自在鉤 風呂敷の上に掛けて使う道具	140	-	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
409	融通し	ふるい	17	φ 42	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
410	ざる	ざる	18	φ 57	-	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
411	花瓶	つぼ	16	φ 15	-	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ61
412	皿	皿	5	φ 31	-	1	白拍子の家	磁器	B 展示物として使用可能	-	赤あ62
413	かご	かご	18	φ 18	-	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
414	鉢	鉢	15	φ 23	-	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
415	手水鉢	鉢	15	φ 30	-	1	白拍子の家	陶磁器	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ63
416	皿籠	皿籠	5	φ 56	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
417	ふたつき容器の蓋	大ナベ蓋	-	φ 30	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ74
418	平かご	平かご	17	30	30	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
419	平かご	平かご	17	30	30	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	-	赤あ19

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
420	平かご・蓋	平かご・蓋	10	36	28	1	白拍子の家	竹、その他	B 展示物として使用可能	-	赤あ19
421	焼魚刺	焼魚刺	70	φ10	-	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	赤あ85
422	びく(竹製あみ)	釣った魚を持ち運ぶのに使用	35	φ35	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	赤あ72
423	苧の一種	-	40	32	25	1	白拍子の家	竹、その他	B 展示物として使用可能	-	赤あ76
424	兼用器具	兼用器具	25	-	-	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
425	凧(かます)	かます 凧物を入れる蓋むしろの蓋	90	180	-	3	白拍子の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
426	番(ふこ)	番(ふこ) 作物運搬用かご	80	φ80	-	2	白拍子の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
427	籠入れ	番(ふこ)	30	φ45	-	1	白拍子の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	-
428	どしうすくい	魚とり穴	38	100	40	1	白拍子の家	藁、その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
429	ザル③	かご	24	φ24	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	黒1124
430	ザル④	かご	8	φ23	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	黒1125
431	桶蓋	桶蓋	-	φ33	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
432	平蓋	平蓋・蓋	10	37	28	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
433	ざる	ざる	5	φ55	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	赤伝42(2/4)
434	かご	かご	45	φ35	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
435	つづみ	鼓	26	φ20	-	1	白拍子の家	皮、竹	B 展示物として使用可能	-	赤あ57
436	柳行李	柳行李	22	53	36	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
437	鬼瓦	鬼瓦	45	60	15	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
438	鬼瓦	鬼瓦	25	40	14	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として使える	-	-
439	丹波籠	丹波籠	7	38	30	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として使える	谷上小学校より寄贈	36(丹波籠) 竹かご3-6
440	槽炬燵	槽炬燵	25	30	30	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
441	炬燵A	炬燵	40	40	40	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	赤あ13
442	炬燵A	炬燵	25	25	25	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
443	苧蓋	苧蓋	3	φ32	-	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	-	-
444	草鞋	草鞋	20	-	-	6	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
445	木履	木履	45	-	-	1	白拍子の家	木材、鉄	D 破棄の検討が必要	-	-
446	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	φ65	-	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	-	-
447	牛用わらじ	牛の草鞋 牛が一般道を歩くとときに履かせる	10	10	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
448	もっこ	もっこ 荷物を運ぶときに使用	-	60	60	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
449	網笠	雨が降った時に使用	-	φ48	-	1	白拍子の家	竹、その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ84
450	網笠	女立 雨が降った時に使用	-	φ50	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ84
451	から編み袋 (じょうろ入り)	ふこ 土等の重いものを入れ、天祥棒で担いで運搬する	40	φ50	-	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
452	から編み袋 (じょうろ入り)	ふこ 土等の重いものを入れ、天祥棒で担いで運搬する	40	φ50	-	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
453	かこ	-	55	φ45	-	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	-	-
454	藁葺	藁葺 農作物等を乾かす	100	-	-	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	-	-
455	灰入れ (取取線番器)	灰入れ (取取線番器)	18	φ18	-	1	白拍子の家	陶器	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ81
456	から編み袋 (じょうろ入り)	ふこ 土等の重いものを入れ、天祥棒で担いで運搬する	13	φ30	-	1	白拍子の家	藁	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
457	ふるい(枠)	ふるい(枠)	10	10	-	1	白拍子の家	竹	C 部品等の欠損 修理等が必要	-	-
458	牛用わらじ	牛の草鞋 牛が一般道を歩くときに履かせる	10	10	-	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
459	わらじ	わらじ	20	-	-	2	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
460	わらじ	わらじ	20	-	-	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
461	からじ編み	からじ編み	50	110	35	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
462	わらじ	わらじ	20	-	-	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
463	1合升	1合升	5.5	10	10	1	白拍子の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
464	天祥棒	天祥棒	150	φ6	-	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	-	-
465	ざる	皿蓋	6	φ63	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
466	皿蓋台	皿蓋台	55	φ55	-	1	白拍子の家	竹	B 展示物として使用可能	-	-
467	蓋付籠	蓋付籠	40	φ50	-	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
468	鬼瓦	鬼瓦	40	75	20	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
469	むしろ機	庭遊機 繩を編むのに使用	170	260	75	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	赤あ37
470	電話機	電話	11	21	17	1	白拍子の家	その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
471	座布団	座布団	-	φ57	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
472	座布団	座布団	-	φ57	-	1	白拍子の家	竹	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
473	籠入れ	籠お櫃	25	φ37	-	1	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
474	わらじ	わらじ	20	-	-	2	白拍子の家	藁	B 展示物として使用可能	-	-
475	藁葺	藁葺や藁を選別する	120	110	65	1	相談が辻の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態		公園所有 区分	備考
			H	W	D				B			
476	水揚げ	灌水用	155	210	80	1	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
477	トンボ	トンボ	160	80	-	1	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	-	1127
478	トンボ	トンボ	160	80	-	1	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	黒1127	あ-20
479	荷き桶	水車用	35	25	15	1	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	判断不能
480	押し切り	葉を切る	15	85	15	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	判断不能
481	鉄編み籠(足)	籠を編む籠の足2本	70	40	5	2	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
482	依しめ	依しめ	-	φ150	-	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
483	ちんぎ	ちんぎ	-	190	-	1	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	-	種のみ
484	雁爪	雁爪	13	17	16	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
485	雁爪	雁爪	20	20	20	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
486	鎌	鎌	47	14	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
487	鎌	鎌(大)	126	17	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	赤あ134
488	草刈り鎌	草刈り用	140	35	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
489	鎌	鎌(大)	136	16	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
490	手鎌	手鎌	20	9	-	-	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
491	手鎌	手鎌	34	17	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
492	手鎌	手鎌	35	15	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
493	手鎌	手鎌	36	10	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
494	手鎌	手鎌(大)	42	25	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
495	藁たたき	藁ぶき部をたたいて整える	105	34	8	1	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	-	-
496	つるはし	つるはし	90	35	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	-
497	櫛中鎌	-	100	25	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
498	ふるい	ふるい	10	φ33	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	網の目が細かい
499	ふるい	ふるい	10	φ33	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	網の目が細かい
500	ふるい	ふるい	10	φ33	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	網の目が細かい
501	こもづつ	こもづつ	10	φ5	-	12	相談が辻の家 軒下	木材	B	展示物として使用可能	-	赤あ100
502	鎌	-	150	20	22	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	-	赤あ30
503	稲探し	稲干し用	165	40	22	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B	展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
504	鉄	鉄	146	14	20	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
505	鉄	手鎌	40	20	-	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
506	稲刈り機	稲刈り用	147	30	35	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校 寄贈	-
507	草取り機	草取り機	150	31	30	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
508	草取り機	草取り機	160	50	45	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
509	六角棒	-	130	φ3	-	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ29
510	六角棒	-	120	φ3	-	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	赤あ29
511	担い棒	担い棒	115	φ3	-	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	-
512	田植え杵	田植え杵	40	120	13	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	-
513	田植え杵	田植え杵	40	120	13	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	-
514	ふるい	ふるい	120	65	15	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	黒1126
515	バケツ	バケツ	36	φ25	-	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
516	バケツ	バケツ	36	φ25	-	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
517	刺子	刺子	44	φ3	-	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ121
518	刺子	刺子	44	φ3	-	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
519	薪木	薪木	17	13	-	1	相談が辻の家 軒下	竹	B 展示物として使用可能	-	-
520	鉄	鉄	75	10	20	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	赤あ22
521	鉄	鉄	120	20	12	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
522	鉄	鉄	150	14	30	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
523	トンボ	トンボ	140	70	10	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	(3/3)
524	鉄	鉄	140	20	12	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
525	じょれん	じょれん	120	24	21	1	相談が辻の家 軒下	木材、鉄	B 展示物として使用可能	-	-
526	米をすくう器	米をすくう器	8	24	15	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	-
527	担い棒	担い棒	170	6	-	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より寄贈	-
528	箕	箕	155	115	40	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	-
529	箕	箕	120	90	40	1	相談が辻の家 軒下	木材	B 展示物として使用可能	-	-
530	田打ち草	田打ち草	35	30	40	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
531	石破ストープ	-	65	φ40	-	1	相談が辻の家 軒下	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
532	千歯	千歯	10	60	30	1	相談が辻の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
533	へら	産物用 箱穴の枠	35	16	-	1	相談が辻の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
534	箱火鉢の枠	相談が辻の家	70	50	-	1	相談が辻の家	木材	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
535	板通し	-	75	100	60	1	相談が辻の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
536	燗音器	音歇よけ	95	30	15	1	相談が辻の家	鉄	C 部品等の火傷 修理等が必要	谷上小学校 寄贈	-
537	足踏み機	脱穀用	70	80	70	1	相談が辻の家	木材、鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
538	千歯抜き	脱穀用	40	60	120	1	相談が辻の家	-	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
539	手押しポンプ	ポンプ	90	150	25	1	相談が辻の家	鉄	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
540	漏斗	漏斗	35	φ42	-	1	相談が辻の家	亜鉛メッキ銅板	B 展示物として使用可能	-	-
541	化粧箱	化粧道具入れ	30	25	34	1	相談が辻の家	木材	B 展示物として使用可能	-	-
542	花瓶	花瓶	30	φ12	-	1	相談が辻の家	陶器	B 展示物として使用可能	-	-
543	花入れ(とう)	-	45	45	20	1	相談が辻の家	藤、木材	B 展示物として使用可能	-	赤1118
544	漏斗	漏斗	30	φ40	-	1	相談が辻の家	亜鉛メッキ銅板	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
545	漏斗	漏斗	28	φ40	-	1	相談が辻の家	亜鉛メッキ銅板	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
546	火鉢	火鉢	40	φ60	-	1	相談が辻の家	陶器	B 展示物として使用可能	-	-
547	石臼	-	24	φ33	-	1	相談が辻の家 軒下	石	B 展示物として使用可能	谷上小学校より 寄贈	-
548	壺	壺	60	φ45	-	1	相談が辻の家	陶器	B 展示物として使用可能	-	-
549	鉢	鉢	10	φ20	-	1	白拍子の家	陶器	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ62
550	釜(ふこ)	釜(ふこ) 作物運搬カゴ	30	φ80	-	1	白拍子の家	薫	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
551	さおぼかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ53
552	さおぼかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ54
553	ハカリ棒	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	-	-	1	白拍子の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ47
554	さおぼかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	-	-	1	白拍子の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ52
555	さおぼかり	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	63	-	-	1	白拍子の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ51
556	棒ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	58	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
557	棒ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	56	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
558	棒ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	57	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
559	棒ちんぎ	ちんぎ おもりと使うことで重さを計測	57	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-

管理 札 番号	道具名	主な使い方	寸法			数量	保管場所	素材	状態	公園所有 区分	備考
			H	W	D						
580	樟らんぎ	らんぎとおもりと使うことで重さを計測	78	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
581	さおばかり	らんぎとおもりと使うことで重さを計測	145	-	-	1	白拍子の家	木材、鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ50
582	木製おもり	木製おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	23	φ11	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(1/4)
583	おもり	木製おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	16	φ13	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(2/4)
584	おもり	木製おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	23	φ11	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(3/4)
585	おもり	木製おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	15	φ13	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(4/4)
586	おもり	おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	10	φ10	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(1/18)
587	おもり	おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	10	φ10	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(2/18)
588	おもり	おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	9	φ6.5	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(3/18)
589	おもり	おもり チャンギとともに使うことで重さを測る	9	φ6	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(4/18)
570	らんぎセット	重さを測るに使用	56	-	-	1	白拍子の家	鉄、その他	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(5/18)
571	おもり	らんぎとともに使うことで重さを測る	13	φ9	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	(6/18)
572	台ばかり	重さを測るのに使用	35	50	25	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	おもり2個付き (7~8/18)
573	ばねばかり	重さを量るのに使用	18	-	-	1	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
574	葉すり	葉草等をすりつぶすのに使用	-	φ30	-	1	白拍子の家	鉄	B 展示物として使用可能	-	-
575	一斗升	一斗を量るのに使用	32	φ32	-	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
576	引き出し	葉箱	35	51	21	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	赤あ10
577	囲炉裏箱	縮火鉢	30	72	50	1	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	-
578	溜斗	溜斗	13	φ17	-	2	白拍子の家	鉄	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	-	-
579	車輪	車輪(六八車)	φ80	17	-	2	白拍子の家	木材	A 腐食などがなく実際に道具として 使える	谷上小学校より寄贈	赤あ39

貸与車両の使用状況・維持管理状況

別紙(淡路)ー21

貸与車両の使用状況・維持管理状況一覧

建設機械名	H26	H27	H28	H29
小型貨物自動車(セレナ)	○	○	-	-
小型貨物自動車(トラック)	○	○	-	-
小型貨物自動車(軽トラック)	○	○	-	-
原動機付自転車	○	○	-	-
ハイゼットカーゴ	-	○	-	-

※年度ごとに使用している建設機械の欄に「○」の表示、使用していない場合は、「-」の表示

建設機械使用実績報告書

平成26年 5月1日

平成26年 4月分

自 1日
至 30日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	217.0 km	30日	20.8			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	252.0 km	19日	55.8			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	406.0 km	26日	42.4			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	277.0 km	30日	24.8			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	428.0 km	30日	30.3			

建設機械使用実績報告書

平成26年 6月1日

平成26年 5月分

自 1日
至 31日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	237.0 km	31日	22.3			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	146.0 km	16日	37.8			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	330.0 km	28日	26.9			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	324.0 km	31日	26.3			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	355.0 km	26日	24.7			

建設機械使用実績報告書

平成26年 7月1日

平成26年 6月分

自 1日
至 30日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	219.0 km	30 日	20.5			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	140.0 km	17 日	37.5			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	286.0 km	25 日	32.4			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	267.0 km	30 日	25.0			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	410.0 km	30 日	30.2			

建設機械使用実績報告書

平成26年 8月1日

平成26年 7月分

自 1日
至 31日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	251.0 km	31日	22.5			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	339.0 km	21日	63.7			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	263.0 km	26日	28.2			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	311.0 km	31日	26.2			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	435.0 km	31日	31.5			

建設機械使用実績報告書

平成26年 9月1日

平成26年 8月分

自 1日
至 31日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	187.0 km	27日	17.8			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	219.0 km	15日	44.2			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	283.0 km	26日	30.8			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	315.0 km	30日	25.2			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	454.0 km	30日	30.0			

建設機械使用実績報告書

平成26年 10月1日

平成26年 9月分

自 1日
至 30日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	221.0 km	30日	20.5			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	414.0 km	19日	62.5			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	219.0 km	28日	26.6			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	328.0 km	30日	25.2			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	427.0 km	28日	28.2			

建設機械使用実績報告書

平成26年 11月1日

平成26年 10 月分

自 1 日
至 31 日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	239.0 km	31 日	21.5			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	456.0 km	23 日	77.5			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	500.0 km	28 日	54.8			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	345.0 km	31 日	26.0			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	400.0 km	29 日	28.5			

建設機械使用実績報告書

平成26年 12月1日

平成26年 11 月分

自 1 日
至 30 日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	155.0 km	30 日	20.8			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	252.0 km	14 日	40.8			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	332.0 km	24 日	21.9			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	284.0 km	30 日	25.3			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	414.0 km	30 日	30.0			

建設機械使用実績報告書

平成26年 1月2日

平成26年 12月分

自 1日
至 30日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	176.0 km	30日	21.0			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	188.0 km	15日	30.0			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	245.0 km	26日	15.7			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	237.0 km	30日	25.0			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	308.0 km	30日	30.0			

建設機械使用実績報告書

平成27年 2月1日

平成27年 1月分

自 2日
至 31日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	158.0 km	30日	20.8			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	140.0 km	10日	20.5			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	141.0 km	24日	15.0			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	254.0 km	30日	25.0			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	297.0 km	30日	30.0			

建設機械使用実績報告書

平成27年 3月1日

平成27年 2月分

自 1日
至 28日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	137.0 km	26 日	17.8			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	252.0 km	13 日	38.3			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	285.0 km	23 日	37.8			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	213.0 km	26 日	21.3			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	264.0 km	26 日	26.0			

建設機械使用実績報告書

平成27年 4月1日

平成27年 3月分

自 1日
至 31日

建設機械名	建設機械番号	主な作業内容	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	ゲート職員送迎等	207.0 km	31日	21.4			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	園内作業	404.0 km	18日	65.8			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	園内作業	347.0 km	27日	30.7			
原動機付自転車	淡路町公用280	園内作業・巡視	284.0 km	31日	26.0			
原動機付自転車	淡路町公用281	園内作業・巡視	379.0 km	29日	28.5			

建設機械使用実績報告書

4月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車(セレナ)	神戸501ち1855	91268	244.0 km	30.0 日	1250.0 h			
小型貨物自動車(トラック)	神戸400た=2853	19204	325.0 km	20.0 日	2110.0 h			
小型貨物自動車(軽トラック)	神戸43け1270	62489	244.0 km	27.0 日	1510.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	48901	189.0 km	30.0 日	1190.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	53935	395.0 km	30.0 日	1810.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	77104	581.0 km	21.0 日	2110.0 h			

建設機械使用実績報告書

5月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	91512	166.0 km	31.0 日	1340.0 h			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	19529	222.0 km	23.0 日	1850.0 h			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	62733	197.0 km	29.0 日	1475.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	49090	209.0 km	31.0 日	1620.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	54330	402.0 km	31.0 日	1890.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	77685	555.0 km	28.0 日	2805.0 h			

建設機械使用実績報告書

6月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車(セレナ)	神戸501ち1855	91678	230.0 km	30.0 日	1250.0 h			
小型貨物自動車(トラック)	神戸400た=2853	19751	220.0 km	21.0 日	2570.0 h			
小型貨物自動車(軽トラック)	神戸43け1270	62930	612.0 km	27.0 日	2185.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	49299	232.0 km	30.0 日	1370.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	54732	391.0 km	30.0 日	1800.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	78240	1435.0 km	27.0 日	3320.0 h			

建設機械使用実績報告書

7月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	91908	216.0 km	30.0 日	1240.0 h			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	19971	401.0 km	23.0 日	2760.0 h			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	63542	467.0 km	23.0 日	1845.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	49531	242.0 km	30.0 日	1330.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	55123	413.0 km	30.0 日	1830.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	79675	978.0 km	28.0 日	2205.0 h			

建設機械使用実績報告書

8月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車(セレナ)	神戸501ち1855	92124	239.0 km	31.0 日	1310.0 h			
小型貨物自動車(トラック)	神戸400た2853	20372	273.0 km	18.0 日	2010.0 h			
小型貨物自動車(軽トラック)	神戸43け1270	64009	422.0 km	29.0 日	1805.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	49773	281.0 km	31.0 日	1610.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	55536	473.0 km	31.0 日	1980.0 h			

ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	80653	1103.0 km	28.0 日	2985.0 h			
----------	------------	-------	-----------	--------	----------	--	--	--

建設機械使用実績報告書

9月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	92363	207.0 km	30.0 日	1230.0 h			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	20845	356.0 km	17.0 日	2570.0 h			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	64431	281.0 km	25.0 日	1590.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	50054	295.0 km	30.0 日	1620.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	56009	443.0 km	30.0 日	1845.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	81756	1144.0 km	27.0 日	2760.0 h			

建設機械使用実績報告書

10月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	92570	235.0 km	31.0 日	1305.0 h			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	21001	629.0 km	23.0 日	4350.0 h			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	64712	356.0 km	29.0 日	2240.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	50349	247.0 km	31.0 日	1565.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	56452	449.0 km	31.0 日	1920.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	82900	1047.0 km	29.0 日	2415.0 h			

建設機械使用実績報告書

11月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	92805	155.0 km	30.0 日	1230.0 h			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	21630	84.0 km	10.0 日	1290.0 h			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	65068	170.0 km	26.0 日	1335.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	50596	226.0 km	30.0 日	1490.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	56901	397.0 km	30.0 日	1770.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	83947	646.0 km	28.0 日	2140.0 h			

建設機械使用実績報告書

12月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車(セレナ)	神戸501ち1855	92960	40.0 km	6.0 日	250.0 h			
小型貨物自動車(トラック)	神戸400た2853	21714	158.0 km	13.0 日	1380.0 h			
小型貨物自動車(軽トラック)	神戸43け1270	65238	365.0 km	25.0 日	1520.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	50822	225.0 km	30.0 日	1425.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	57298	298.0 km	30.0 日	1550.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	84593	992.0 km	25.0 日	3642.0 h			

建設機械使用実績報告書

1月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	93000	285.0 km	30.0 日	1230.0 h			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	21872	96.0 km	12.0 日	1560.0 h			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	65603	212.0 km	24.0 日	1115.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	51047	230.0 km	30.0 日	1310.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	57596	309.0 km	30.0 日	1730.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	85585	683.0 km	25.0 日	1790.0 h			

建設機械使用実績報告書

2月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車(セレナ)	神戸501ち1855	93285	217.0 km	27.0 日	1260.0 h			
小型貨物自動車(トラック)	神戸400た2853	21968	117.0 km	11.0 日	800.0 h			
小型貨物自動車(軽トラック)	神戸43け1270	65815	218.0 km	25.0 日	1370.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	51277	230.0 km	27.0 日	1250.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	57905	267.0 km	27.0 日	1490.0 h			
ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	86268	743.0 km	26.0 日	2365.0 h			

建設機械使用実績報告書

3月

建設機械名	建設機械番号	始業メーター	作業量 (Km)	作業状況		維持修繕費 (円)	修理箇所 及び取替 部品等	備考
				運転日数 (日)	運転時間 (時間)			
小型貨物自動車 (セレナ)	神戸501ち1855	93502	407.0 km	31.0 日	1510.0 h			
小型貨物自動車 (トラック)	神戸400た2853	22085	299.0 km	18.0 日	2080.0 h			
小型貨物自動車 (軽トラック)	神戸43け1270	66033	402.0 km	28.0 日	1910.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用280	51507	313.0 km	31.0 日	1645.0 h			
原動機付自転車	淡路町公用281	58172	377.0 km	31.0 日	1670.0 h			

ハイゼットカーゴ	神戸480さ7269	87011	1211.0 km	28.0 日	2625.0 h			
----------	------------	-------	-----------	--------	----------	--	--	--

危機管理対応実績(事故対応)

【平成26年度】

(単位:件)

	事故	事件	病気等	計
4月	0	0	0	0
5月	4	0	0	4
6月	0	0	0	0
7月	1	0	0	1
8月	0	0	0	0
9月	0	0	0	0
10月	1	0	0	1
11月	0	0	0	0
12月	0	1	0	1
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	3	0	0	3
計	9	1	0	10

【平成27年度】

	事故	事件	病気等	計
4月	1	0	0	1
5月	3	0	0	3
6月	1	0	0	1
7月	1	0	0	1
8月	0	0	0	0
9月	0	0	0	0
10月	2	0	0	2
11月	0	0	0	0
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
計	8	0	0	8

【平成28年度】

	事故	事件	病気等	計
4月	2	0	0	2
5月	2	0	0	2
6月	1	0	0	1
7月	1	0	0	1
8月	3	0	0	3
9月	2	0	0	2
10月	1	0	0	1
11月	0	0	0	0
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
計	12	0	0	12

【平成29年度】

	事故	事件	病気等	計
4月	1	0	0	1
5月	0	0	0	0
6月	0	0	0	0
7月	0	0	0	0
8月	2	0	0	2
9月	0	0	0	0
10月	0	0	0	0
11月	0	0	0	0
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	2	0	0	2
計	5	0	0	5

【平成 26 年度】

●事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2014/5/10	12:50	負傷	裂傷	3針縫うけが、1週間後に抜歯	夢っこランド	来園者	11歳	女性	-	-	-
2014/5/11	14:30	負傷	爪の一部欠落	全治1か月	じゃぶじゃぶ池	来園者	6歳	女性	-	-	-
2014/5/28	11:40	負傷	骨折	不明	芝生広場	来園者	12歳	女性	-	-	-
2014/5/31	12:00	負傷	打撲	異常なし	じゃぶじゃぶ池	来園者	1歳4か月	女性	-	-	-
2014/7/21	11:40	負傷	裂傷	全治1週間	水の遊具	来園者	8歳	男性	-	-	-
2014/10/18	14:10	負傷	打撲	全治1週間	ボート乗り場	来園者	4歳	男性	-	-	-
2015/3/8	14:40	負傷	裂傷	全治1週間	子供の森	来園者	3歳	男性	-	-	-
2015/3/22		接触事故	接触	券売機にハズが接触	東浦大型駐車場	-	-	-	-	-	-
2015/3/23	13:40	負傷	骨折	不明	夢っこランド	来園者	5歳	男性	-	-	-

●事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2014/12/7	9:00	被害	-	2台の自販機が壊された	芝生広場		-	-	-	-	-

●病気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別

【平成 27 年度】

●事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2015/4/23	13:50	負傷	打撲	不明	夢っこランド	来園者	5歳	男性	-	-	-
2015/5/2	13:50	負傷	打撲	全治一か月	ふわふわ遊具	来園者	9歳	男性	-	-	-
2015/5/22	12:40	負傷	打撲	不明	子供の森	来園者	2歳	男性	-	-	-
2015/5/22	12:40	負傷	裂傷	傷口1センチ	子供の森	来園者	3歳	男性	-	-	-
2015/6/28	15:45	負傷	裂傷	0.65625	夢っこランド	来園者	9歳	男性	-	-	-
2015/7/28	13:45	負傷	裂傷	傷口数センチ	夢っこランド	来園者	5歳	女性	-	-	-
2015/10/15	13:40	負傷	裂傷	傷口数センチ	夢っこランド	来園者	5歳	女性	-	-	-
2015/10/21	10:30	負傷	打撲	不明	芝生広場	来園者	5歳	女性	-	-	-

●事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別

●病気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別

【平成 28 年度】

●事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2016/4/11	16:30	負傷	裂傷	3針縫	夢っこランド	来園者	4歳	女性	-	-	-
2016/4/11	17:00	負傷	裂傷	不明	子供の森	来園者	1歳10か月	女性	-	-	-
2016/5/7	16:20	負傷	打撲	不明	子供の森	来園者	4歳	男性	-	-	-
2016/5/15	12:50	負傷	裂傷	全治一週間	子供の森	来園者	36歳	男性	-	-	-
2016/6/11	11:55	不明	不明	不明	夢ハッチ	来園者	不明	女性	-	-	-
2016/7/10	15:30	負傷	打撲	不明	夢っこランド	来園者	3歳	男性	-	-	-
2016/8/15	12:45	負傷	体調不良	不明	バーベキュー広場	来園者	39歳	男性	-	-	-
2016/8/20	11:15	負傷	ハチ刺され	軽傷	淡路口夢ハッチ号停留所	来園者	6歳	男性	-	-	-
2016/8/21	11:15	負傷	裂傷	全治一週間	じゃぶじゃぶ池	来園者	2歳10か月	男性	-	-	-
2016/9/11	16:00	負傷	打撲	不明	芝生広場	来園者	9歳	男性	-	-	-
2016/9/16	11:15	負傷	打撲	不明	芝生広場	来園者	4歳	女性	-	-	-
2016/10/16	15:40	負傷	裂傷	全治一週間	園路	来園者	4歳	男性	-	-	-

●事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別

●病気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別

【平成 29 年度】

●事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
2017/4/4	16:00	負傷	裂傷	不明	夢っコランド	来園者	5歳	女性	-	-	-
2017/8/9	15:30	負傷	骨折	不明	夢っコランド	来園者	42歳	女性	-	-	-
2017/8/19	12:15	負傷	打撲・裂傷	不明	夢っコランド	来園者	3歳	男性	-	-	-
2018/3/4	12:30	負傷	裂傷	不明	夢っコランド	来園者	7歳	女性	-	-	-
2018/3/4	14:20	負傷	打撲・裂傷	不明	夢っコランド	来園者	7歳	男性	-	-	-

●事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別

●病気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別

危機管理対応実績(事故対応)

【平成28年度】 (単位:件)

	事故	事件	病気等	計
4月				
5月	2			2
6月				
7月	1			1
8月	1			1
9月	2			2
10月	1			1
11月				
12月				
1月				
2月	1			1
3月				
計	8			8

【平成29年度】

	事故	事件	病気等	計
4月				
5月				
6月				
7月	1			1
8月				
9月	1			1
10月	1	1		2
11月				
12月	1			1
1月	2			2
2月	1			1
3月				
計	7	1		8

【平成 28 年度】

●事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別
5月9日	16:00頃	車両事故	物損	市造協の除草作業バツカー車の脱輪	藍那口料金所						
5月12日	9:50頃	車両事故	物損	トラムカーの脱輪	藍那口料金所の回転地						
7月26日	14:56頃	車両事故	物損	トラムカー1号車のガードパイプへの接触	森のゾーンA駐車場近くの園路						
8月26日	17:40頃	車両事故	物損	トラムカー2号車の倉庫内農機への接触	ツイン倉庫B						
9月1日	11:56頃	車両事故	物損	トラムカー1号車の樹木への接触	藍那口A駐車場						
9月26日	9:20頃	車両事故	物損	トラムカー2号車の仮設トイレ壁面への接触	遊びの森回転地						
10月8日	11:15頃	その他	負傷	イベント準備中の蜂刺され	農村舞台	プログラム講師	30歳代				
2月27日	0:35頃	車両事故	物損	配送業者車両のゲートバー接触	しあわせの村連絡口料金所				配送業者	39歳	男性

●事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別

●瘴気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方分類	○相手方年齢	○相手方性別

【平成 29 年度】

● 事故

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
7月9日	11:30頃	車両以外	負傷	フェンス金網に左上腕部を引っ掛けて切創	キーナーの森連絡口	来園者	74歳				
9月18日	9:25頃	その他	負傷	開園準備中の蜂刺され	農村舞台	シルバー人材スタッフ	71歳				
10月31日	17:00頃	車両事故	物損	トラムカー2号車の倉庫扉への接触	ツイン倉庫B						
12月13日	15:15頃	車両事故	物損	園外の自損事故車によるフェンス損壊	しあわせの村連絡口ゲート横						女性
1月14日	11:00頃	その他	負傷	とんど焼きの火の粉による火傷	白拍子のにわか横園路	来園者	0歳8カ月				
1月28日	9:10頃	その他	物損	市産協が樹木伐採作業中、切枝落下で木柵破損	里山美林地区						
2月22日	14:00頃	その他	負傷	樋の落葉清掃中、脚立から降りる際に転倒	くり林林舘所	シルバー人材スタッフ	70歳				

● 事件

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
10月28日	17:30~8:30	事件	物損	自販機荒らしによる器物損壊	長屋門、サンデン休憩所						

● 病気等

◎発生日	◎時間	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	◎負傷者分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方分類	◎相手方年齢	◎相手方性別

危機管理対応実績<自然災害、火災>

【平成26年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成26年7月7日～ 7月11日	台風		看板等飛散防止措置、トラムカー、遊船の営業停止。 公園被害なし
平成26年8月8日～ 8月22日	台風		暴風、波浪警報発令 看板等飛散防止措置、トラムカー、 遊船の営業停止。灘川立ち入り禁止処置。ポプラの丘立ち 入り禁止処置。草花転倒防止措置。水害防止対策措置。 大地の虹、ポプラの丘、天壇テラスより南側閉鎖。 8月10日終日閉園。 被害:倒木51本、傾斜倒木58本、損壊木4本
平成26年10月3日 ～10月6日	台風		暴風、波浪警報発令、看板等飛散防止措置 公園被害特になし
平成26年10月11日 ～10月14日	台風		暴風、波浪、土砂災害、浸水害警報発令 看板等飛散 防止措置、草花転倒防止措置。水害防止対策措置。 トラムカー、遊船の営業停止。 10月13日終日閉園。 公園被害特になし

【平成27年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成27年7月15日 ～7月18日	台風	-	暴風、波浪、大雨、洪水警報発令 看板等飛散防止措 置。 水害防止対策措置。トラムカー、遊船の営業停止。 7月17日終日閉園 公園被害特になし
平成27年8月25日 ～8月26日	台風	-	暴風、波浪警報発令 看板等飛散防止措置、トラム カー、遊船の営業停止。 公園被害特になし

【平成28年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成28年4月16日 ～4月17日	暴風		暴風、波浪警報発令 看板等飛散防止措置。春のカーニバル屋外イベント中止。トラムカー、遊船の営業停止。 公園被害特になし
平成28年9月19日 ～9月20日	台風		大雨、洪水、波浪、暴風警報発令 看板等飛散防止措置。 ポプラの丘、灘川立ち入り禁止措置。トラムカー、遊船の営業停止。 公園被害：倒木（2m枝折れ）
平成28年10月5日 ～10月6日	台風		暴風、波浪警報発令 看板等飛散防止措置。水害防止対策措置。 公園被害特になし
平成28年10月21日	地震	4	岩屋震度2、淡路島震度4 注意体制対応 公園被害特になし

【平成29年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成29年4月17日 ～4月18日	暴風		暴風、波浪警報発令 看板等飛散防止措置。トラムカー、遊船の営業停止。 公園被害特になし
平成29年8月6日～ 8月8日	台風		大雨、洪水、暴風、高波警報発令 看板等飛散防止措置。水害防止対策措置。 8月7日終日閉園 公園被害特になし
平成29年9月15日 ～9月18日	台風		暴風、波浪、大雨、洪水、高潮警報発令 看板等飛散防止措置。水害防止対策措置。 秋のカーニバル屋外イベント中止。トラムカー、遊船の営業停止。 公園被害特になし
平成29年10月21日 ～10月23日	台風		大雨、洪水、暴風、波浪警報発令 看板等飛散防止措置。 公園被害特になし

危機管理対応実績<<自然災害、火災>>**【平成28年度】**

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成28年9月20日	台風	-	台風16号
-	-	-	-
-	-	-	-

【平成29年度】

災害発生日時	災害種別	震度	自然災害・火災等の内容
平成29年4月17日	暴風	-	神戸市域に暴風波浪警報発令 白拍子棚田の鉄製パラソルの支柱が倒れた
平成29年8月7日	台風	-	台風5号接近
平成29年9月17日	台風	-	台風18号接近
平成29年10月22日	台風	-	台風21号接近 倒木による園路閉塞3カ所、小規模な土砂流出多数

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(平成 26 年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
淡路夢舞台サスティナブル・パーク創造員会	座長：淡路市理事 委員：国営公園事務所	淡路夢舞台の未整備エリアの土地利用について、計画、課題、政策決定等に係る協議、調整を行う。	平成 26 年 10 月 22 日 (水) 明石海峡公園管理センター
お絵かき花壇コンテスト審査員会	委員長：(一財)淡路島く にうみ協会副理事長 委員：(一財)淡路島く にうみ協会専務理事・事務 局長、国営明石海峡公園 管理センター長ほか	(一財)淡路島く にうみ協会が主催する、お絵かき 花壇コンテストにおける 優秀作品を選定する。	平成 26 年 4 月 5 日 (土) 淡路夢舞台国際会議場
「2014 淡路島ロ ングライド 150」 実行委員会	会長：洲本市長 委員：県民局長 淡路市長他	淡路島を自転車で 1 周 し、自然・景色をアピー ルするイベントを運営 する委員会	平成 26 年 4 月 21 日 (月) 淡路県民局会議室
第 9 回淡路市夏ま つり実行委員会	会長：淡路市長 委員：公園事務所長 淡路市商工会長 他	市民・帰省客、観光客が ともに交流する市のまつ り(花火)を運営する委員 会	平成 26 年 5 月 8 日 (木) 淡路市市役所
第 17 回淡路市市 政懇話会	淡路市長、淡路市内関係 行政、自治会、農漁業、 教育関係者等	淡路市の関係行政、商・ 工・農・漁業関係者等と の情報、意見交換を行う	平成 26 年 10 月 27 日(月) 淡路夢舞台国際会議場
日本健康・環境セ ラピー学会の設 立、第 2 回設立記 念講演会	会長：江川関西看護医療 大学学長	淡路島がもつ自然環境等 を生かした学術会議	平成 26 年 8 月 10 日(日) 淡路夢舞台国際会議場
淡路夢舞台サスティ ナブル・パーク 創造員会	座長：淡路市理事 委員：国営公園事務所	淡路夢舞台の未整備エリアの土地利用について、計画、課題、政策決定等に係る協議、調整を行う。	平成 27 年 3 月 30 日 (月) 明石海峡公園管理センター

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(平成 27 年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
「2015 淡路島ロングライド 150」 実行委員会	会長：洲本市長 委員：県民局長 淡路市長他	淡路島を自転車で1周し、自然・景色をアピールするイベントを運営する委員会	平成 27 年 4 月 26 日 (水) 淡路県民局会議室
第 10 回淡路市夏まつり実行委員会	会長：淡路市長 委員：公園事務所長 淡路市商工会長 他	市民・帰省客、観光客がともに交流する市のまつり(花火)を運営する委員会	平成 27 年 5 月 19 日 (火) 淡路市市役所
淡路夢舞台サステイナブル・パーク 創造員会	座長：淡路市理事 委員：国営公園事務所	淡路夢舞台の未整備エリアの土地利用について、計画、課題、政策決定等に係る協議、調整を行う。	平成 28 年 3 月 22 日 (水) 明石海峡公園管理センター
お絵かき花壇コンテスト審査員会	委員長：(一財)淡路島くにうみ協会副理事長 委員：(一財)淡路島くにうみ協会専務理事・事務局長、国営明石海峡公園管理センター長ほか	(一財)淡路島くにうみ協会が主催する、お絵かき花壇コンテストにおける優秀作品を選定する。	平成 28 年 3 月 26 日 (土) 淡路夢舞台国際会議場
第 18 回淡路市市政懇話会	淡路市長、淡路市内関係行政、自治会、農漁業、教育関係者等	淡路市の関係行政、商・工・農・漁業関係者等との情報、意見交換を行う	平成 28 年 3 月 2 日(水) プライミックス(株)

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(平成 28 年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
第 19 回淡路市市政懇話会	淡路市長、淡路市内関係行政、自治会、農漁業、教育関係者等	淡路市の関係行政、商・工・農・漁業関係者等との情報、意見交換を行う	平成 29 年 2 月 27 日(月) 防災あんしんセンター
「2016 淡路島ロングライド 150」実行委員会	会長：洲本市長 委員：県民局長 淡路市長他	淡路島を自転車で 1 周し、自然・景色をアピールするイベントを運営する委員会	平成 28 年 4 月 26 日 (火) 淡路県民局会議室
淡路夢舞台サステイナブル・パーク創造員会	座長：淡路市理事 委員：国営公園事務所	淡路夢舞台の未整備エリアの土地利用について、計画、課題、政策決定等に係る協議、調整を行う。	平成 28 年 4 月 26 日 (水) 淡路市市役所
第 11 回淡路市夏まつり実行委員会	会長：淡路市長 委員：公園事務所長 淡路市商工会長 他	市民・帰省客、観光客がともに交流する市のまつり(花火)を運営する委員会	平成 28 年 5 月 11 日 (水) 淡路市市役所
お絵かき花壇コンテスト審査員会	委員長：(一財)淡路島くにうみ協会副理事長 委員：(一財)淡路島くにうみ協会専務理事・事務局長、国営明石海峡公園管理センター長ほか	(一財)淡路島くにうみ協会が主催する、お絵かき花壇コンテストにおける優秀作品を選定する。	平成 29 年 3 月 25 日 (土) 淡路夢舞台国際会議場

総括責任者による外部会議への出席

管理センター長が参加する会合等(平成 29 年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
「2017 淡路島ロングライド 150」 実行委員会	会長：洲本市長 委員：県民局長 淡路市長他	淡路島を自転車で1周し、自然・景色をアピールするイベントを運営する委員会	平成 29 年 4 月 26 日 (水) 淡路県民局会議室
淡路夢舞台サステイナブル・パーク 創造員会	座長：淡路市理事 委員：公園事務所長 淡路市商工会長 他	淡路夢舞台の未整備エリアの土地利用について、計画、課題、政策決定等に係る協議、調整を行う。	平成 29 年 4 月 26 日 (水) 淡路市市役所 平成 30 年 1 月 23 日 (火) 聖隷淡路病院会議室
第 12 回淡路市夏まつり実行委員会	会長：淡路市長 委員：公園事務所長 淡路市商工会長 他	市民・帰省客、観光客がともに交流する市のまつり(花火)を運営する委員会	平成 29 年 6 月 2 日 (金) 淡路市市役所
神戸淡路鳴門自動車道全通 20 周年 記念事業実行委員会幹事会	事務局長：本四高速(株) 神戸管理センター長 委員：公園事務所課長 神戸市建設局課長	本四道全通 20 周年記念事業の実施に関する協議	平成 29 年 10 月 26 日 (木) 本四高速舞子ビル会議室
お絵かき花壇コンテスト審査員会	委員長：(一財)淡路島くにうみ協会副理事長 委員：(一財)淡路島くにうみ協会専務理事・事務局長、国営明石海峡公園管理センター長 ほか	(一財)淡路島くにうみ協会が主催する、お絵かき花壇コンテストにおける優秀作品を選定する。	平成 30 年 3 月 24 日 (土) 淡路夢舞台国際会議場

神戸地区責任者による外部会議への出席

園長が参加する会合等(平成28年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
神戸市北区行政総合調整会議	会長：北区長 委員：北区内の県市の行政組織のトップ	北区内の県市の行政組織のトップが集い、北区役所など行政の円滑な運営を推進する。	平成28年5月13日(木) 平成28年7月9日(木) 平成28年9月9日(木) 平成28年11月11日(木) 平成29年1月12日(木) 平成29年3月10日(木) ・北区役所大会議室
神戸市西部地区観光施設協議会	座長：須磨寺管長 事務局：須磨水族園 委員：神戸市西区、北区、須磨区、垂水区に所在する観光施設の長。神戸市観光協会等。	西神戸エリア(神戸市須磨、垂水、西、北区)の神社仏閣、宿泊施設、観光施設など23施設で構成され、西神戸エリアの観光振興や観光まちづくりを推進する。	平成28年5月26日(木) ・須磨海浜水族園 ・第1回幹事会 平成28年6月16日(木) ・シーパル須磨 ・総会 平成29年11月21日(月) ・須磨離宮公園 ・第2回幹事会 平成29年3月6日(月) ・須磨海浜水族園 ・第3回幹事会

神戸地区責任者による外部会議への出席

園長が参加する会合等(平成 29 年度実績)

会合名	対象者	内 容	実施日
神戸市北区行政総合調整会議	会長：北区長 委員：北区内の県市の行政組織のトップ	北区内の県市の行政組織のトップが集い、北区役所など行政の円滑な運営を推進する。	平成 29 年 5 月 1 1 日 (木) 平成 29 年 7 月 1 3 日 (木) 平成 29 年 9 月 1 4 日 (木) 平成 29 年 1 1 月 9 日 (木) 平成 30 年 1 月 1 1 日 (木) 平成 30 年 3 月 8 日 (木) ・ 北区役所大会議室
神戸市西部地区観光施設協議会	座 長：須磨寺管長 事務局：須磨水族園 委 員：神戸市西区、北区、須磨区、垂水区に所在する観光施設の長。神戸市観光協会等。	西神戸エリア(神戸市須磨、垂水、西、北区)の神社仏閣、宿泊施設、観光施設など 2 3 施設で構成され、西神戸エリアの観光振興や観光まちづくりを推進する。	平成 29 年 5 月 1 6 日 (火) ・ 須磨海浜水族園 ・ 第 1 回幹事会 平成 29 年 6 月 2 0 日 (火) ・ シーパル須磨 ・ 総会 平成 29 年 10 月 1 6 日 (月) ・ あいな里山公園 ・ しあわせの村 ・ 第 2 回幹事会 平成 30 年 3 月 1 2 日 (月) ・ 須磨海浜水族園 ・ 第 3 回幹事会

苦情・要望処理件数

【平成26年度】

苦情、要望等集計

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	5	10	7	18	30	9	8	6	7	3	2	3	108
お気づきの点	4	5	6	3	3	4	0	3	0	0	0	2	30
合計	9	15	13	21	33	13	8	9	7	3	2	5	138

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般	4	6	5	8	7	6	4	6	1	1	1	2	51
	行事・広報 指導関係		3		8	23	1			5	2	1	1	44
	施設関係		1	2	1		2	4		1				11
	植物管理 関係	1			1									2
	特定公園施設 収益関係													
	利用者サービス ペット関係													
	その他													
	計	5	10	7	18	30	9	8	6	7	3	2	3	108
お気づきの点	公園全般	2	2	3	1	1	1		1					11
	行事・広報 指導関係			1	1	2			1					5
	施設関係	1	1		1		3							6
	植物管理 関係			2									2	4
	特定公園施設 収益関係	1	2											3
	利用者サービス ペット関係								1					1
	その他													
	計	4	5	6	3	3	4		3		0	0	2	30

【平成27年度】

苦情、要望等集計

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	1	5	7	26	37	8	7	4	9	6	5	10	125
お気づきの点	1	2	2	2	4	4	5	1				3	24
合計	2	7	9	28	41	12	12	5	9	6	5	13	149

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般		4	5	7	9	4	2	3	4	4	3	6	51
	行事・広報 指導関係	1	1	1	16	28		3		5	2	2	2	61
	施設関係				1		3	2	1				1	8
	植物管理 関係			1										1
	特定公園施設 収益関係						1						1	2
	利用者サービス ペット関係													
	その他				2									2
	計	1	5	7	26	37	8	7	4	9	6	5	10	125
お気づきの点	公園全般		1			1		3	1					6
	行事・広報 指導関係				1	1								2
	施設関係		1	1			2						1	5
	植物管理 関係	1											1	2
	特定公園施設 収益関係			1	1	1	2	1					1	7
	利用者サービス ペット関係					1								
	その他							1						1
	計	1	2	2	2	4	4	5	1		0	0	3	23

【平成28年度】

苦情、要望等集計

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	3	10	12	28	47	13	10	13	1	9	9	13	168
お気づきの点	4	5	4	5	7	2	1	1					29
合計	7	15	16	33	54	15	11	14	1	9	9	13	197

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般	3	8	10	11	13	8	5	6		5	5	9	83
	行事・広報指導関係				14	32	2	5	2	1	1	3	2	62
	施設関係		2	2	2	2	2		5			1	1	17
	植物管理関係				1						2		1	4
	特定公園施設収益関係						1							1
	利用者サービスペット関係													
	その他										1			1
	計	3	10	12	28	47	13	10	13	1	9	9	13	168
お気づきの点	公園全般		2	2	1	3			1					9
	行事・広報指導関係		1		1	2	1							5
	施設関係	2	2	2	1	1		1						9
	植物管理関係	2												2
	特定公園施設収益関係					1	1							2
	利用者サービスペット関係													
	その他				2									2
	計	4	5	4	5	7	2	1	1	0	0	0	0	29

【平成29年度】

苦情、要望等集計

10月末現在(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	9	15	3	9	39	4	7	8	8	6	20	29	157
お気づきの点	5	4	2	2	4	7	2	2	0	2	0	4	34
合計	14	19	5	11	43	11	9	10	8	8	20	33	191

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般	8	8	3	2	16	3	1	5	7	5	10	24	92
	行事・広報指導関係		4		4	18		6		1	1	9	1	44
	施設関係	1	2		1	5	1		1					11
	植物管理関係		1		2				2					5
	特定公園施設収益関係												4	4
	利用者サービスペット関係											1		1
	その他													
	計	9	15	3	9	39	4	7	8	8	6	20	29	157
お気づきの点	公園全般		2		1	1	2		1		1		1	9
	行事・広報指導関係	3				2					1		1	7
	施設関係	2	2	1	1	1			1					8
	植物管理関係							1						1
	特定公園施設収益関係						5						2	7
	利用者サービスペット関係													
	その他			1				1						2
	計	5	4	2	2	4	7	2	2	0	2	0	4	32

苦情・要望処理件数

【平成28年度】

苦情、要望等集計

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	0	3	0		7	12	10	8	2	3	4	3	52
お気づきの点	0	2	0		4	2	5	4	1	2	3	4	27
合計	0	5	0		11	14	15	12	3	5	7	7	79

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般	0	3	0		10	8	10	7	0	2	1	1	42
	行事・広報指導関係	0	0	0		0	0	0	0	2	1	3	1	7
	施設関係	0	0	0		0	2	0	0	0	0	0		2
	植物管理関係	0	0	0		0	1	0	0	0	0	0		1
	特定公園施設収益関係	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0
	利用者サービスペット関係	0	0	0		1	1	0	1	0	0	0	1	4
	計	0	3	0	0	11	12	10	8	2	3	4	3	56
お気づきの点	公園全般	0	1	0		3	0	1	0	0	0	0	1	6
	行事・広報指導関係	0	0	0		0	0	1	1	0	1	2	0	5
	施設関係	0	1	0		1	0	2	2	0	1	1	2	10
	植物管理関係	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	1	1
	特定公園施設収益関係	0	0	0		0	1	0	1	0	0	0	0	2
	利用者サービスペット関係	0	0	0		0	1	1	0	1	0	0	0	3
	計	0	2	0	0	4	2	5	4	1	2	3	4	27

【平成29年度】

苦情、要望等集計

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	2	9	14	4	6	1	5	1	0	3	1	2	48
お気づきの点	1	3	2	6	3	2	5	3	0	0	6	5	36
合計	3	12	16	10	9	3	10	4	0	3	7	7	84

良い点、お気づきの点の内訳

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
良い点	公園全般	0	5	10	4	4	0	4	0	0	1	1	0	29
	行事・広報指導関係	1	4	2	0	2	1	1	1	0	1	0	1	14
	施設関係	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	植物管理関係	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	特定公園施設収益関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者サービスペット関係	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	計	2	9	14	4	6	1	5	1	0	3	1	2	48
お気づきの点	公園全般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	行事・広報指導関係	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	1	2	9
	施設関係	0	1	0	2	1	1	1	0	0	0	2	2	10
	植物管理関係	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	特定公園施設収益関係	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
	利用者サービスペット関係	0	1	1	3	1	0	2	1	0	0	1	0	10
	計	1	3	2	6	3	2	5	3	0	0	6	5	36

行権事開催時の広報(紙媒体)実績

【平成26年度】						単位:枚
行事	ポスター(A1)	チラシ	規格	新聞折込チラシ	規格	
夏休みいきものイベント	30	180,000	A4カラー両面			
秋の公園写真コンテスト	30	139,000	A4カラー両面			
秋のカーニバル	30	10,000	A4カラー両面			

【平成27年度】						単位:枚
行事	ポスター(A1)	チラシ	規格	新聞折込チラシ	規格	
夏休みいきものイベント	18	180,000	A4両面 カラー			
秋の公園写真コンテスト	18	10,000	A4両面 カラー			
秋のカーニバル	18	120,000	A4両面 カラー			
あわジオフェスティバル	18	130,000	A4両面 カラー			
きみもみらいの宇宙博士になれる	18	40,000	A4両面 カラー			
桜まつり	18	6,000	A4両面 カラー			
チューリップアイランドパーティー	18	5,000	A4両面 カラー			
春の写生画コンテスト	18	320,000	A4両面 カラー			
春のカーニバル	18	120,000	A4両面 カラー			
チューリップガイドブック		40,000	A5ブック(16ページ)			

【平成28年度】

行事	ポスター(A1)	チラシ	規格	新聞折込チラシ	規格
夏休みいぎものイベント	18	190,000	A4両面 カラー		
秋の公園写真コンテスト	18	10,000	A4両面 カラー		
秋のカーニバル	18	180,000	A4両面 カラー		
あわじオフェスティバル	18	135,000	A4両面 カラー		
きみもみらいの宇宙博士になれる	18	90,000	A4両面 カラー		
桜まつり	18	10,000	A4両面 カラー		
チュールアップアイランドパーティー	18	5,000	A4両面 カラー		
春の写生画コンテスト	18	287,000	A4両面 カラー		
春のカーニバル	18	120,000	A4両面 カラー		

単位:枚

【平成29年度】

行事	ポスター(A1)	チラシ	規格	新聞折込チラシ	規格
夏休みいぎものイベント	18	170,000	A4両面 カラー		
秋の公園写真コンテスト	18	10,000	A4両面 カラー		
秋のカーニバル	18	180,000	A4両面 カラー		
あわじオフェスティバル	18	123,000	A4両面 カラー		
きみもみらいの宇宙博士になれる	18	94,000	A4両面 カラー		
桜まつり	18	10,000	A4両面 カラー		
チュールアップアイランドパーティー	18	5,000	A4両面 カラー		
春の写生画コンテスト	18	305,000	A4両面 カラー		
春のカーニバル	18	120,000	A4両面 カラー		
チュールアップガイドブック		50,000	A5ブック(16ページ)		

単位:枚

開催事業開催時の広報(紙媒体)実績

【平成28年度】

行事	ポスター(A1)	ポスター(B2)	ポスター(B3)	チラシ(A3)	規格	チラシ(A4)	規格
オープニングフェスタ(田植えまつり)	30	150	2,000	25,500	両面フルカラー 2つ折	57,500	両面フルカラー
夏フェスタ(やまもまつり)						14,500	両面フルカラー
秋フェスタ(里山まつり)			1,500			72,500	両面フルカラー
冬フェスタ(初まつり)						80,000	両面フルカラー

【平成29年度】

行事	ポスター(A1)	ポスター(B2)	ポスター(B3)	チラシ(A3 2つ折)	規格	チラシ(A4)	規格
春フェスタ(GWイベント)						36,000	両面フルカラー
夏フェスタ(田植え&やまもまつり)			1,900			71,000 37,000(やまもものみ)	両面フルカラー
昆虫少年少女展(夏休み企画展)						24,000	両面フルカラー
秋フェスタ(里山まつり)			1,500			73,500	両面フルカラー
冬フェスタ(初まつり)			1,200			35,000	両面フルカラー

記者投げ込み(プレスリリース資料)実績

【平成26年度】

日付	内容
4月5日	チューリップが見ごろを迎えます
4月21日	リビングストーンジー&ネモフィラ見ごろ
4月24日	淡路の幸ハーベキューセット始めました
5月8日	チューリップの球根掘り体験
5月13日	シラン見ごろ
5月20日	ボート感謝デー♪(100円割引)実施します
6月9日	アジサイまもなく見ごろ
6月16日	押し花・ラベンダークラフト
6月19日	インパチェンス見ごろ
4月2日	春の写生画コンテスト表彰式開催
7月11日	わくわく昆虫フェスタ開催
7月15日	7月20日入園無料&夏まつり開催
7月28日	万華鏡をつくろう!
8月1日	ヒマワリを見にゆこう♪
8月11日	一部閉園について
8月13日	ひんやり足水
8月14日	一部閉園について
8月21日	石ころアート&多肉寄せ植え
8月23日	一部閉園の解除について
9月7日	入園無料&写真コンテスト
9月15日	秋のカーニバル開催します!
9月22日	スイフヨウ咲きました
9月27日	アウトドアクッキング
10月7日	ダリア見ごろです
10月9日	ポプラ展示
10月10日	10月12日は入園無料!
10月15日	コスモス見ごろ&つみとり体験実施します
10月22日	ボート感謝デー
11月10日	園芸療法体験プログラム
11月22日	どんぐりクラフト
12月1日	クリスマスリースづくり実施します
12月12日	あわジオフェスティバル開催します!(チラシあり)
12月16日	ハボタン&ストック
12月25日	お正月かざり&おもちつき
12月29日	お絵かき凧
1月11日	寒咲きナノハナ

1月16日	駐車料金無料キャンペーン実施！&期間中のおすすめ情報
1月19日	スキのほうき&小枝のタペストリーづくり実施します
1月25日	寒咲きナノハナ
1月26日	公園ガイド研修会参加者&公園ボランティア新メンバー募集！
2月4日	クリスマスローズ咲きはじめ(チラシあり)
2月7日	宇宙のすばらしさを体感！
2月23日	クリスマスローズ講習会&庭づくり体験(チラシあり)
3月3日	カワツザクラ咲きはじめ&桜まつり開催(チラシあり)
3月11日	カワツザクラ見ごろです
3月24日	春の写生画コンテスト作品を募集します！
3月27日	春のカーニバル開催中&4月5日は無料入園日

※投げ込み先

新聞	朝日新聞社、朝日新聞社明石支局、 毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社 神戸新聞社淡路総局、神戸新聞社津名支局
テレビ	サンテレビジョン淡路総局、NHK神戸放送局淡路報道室、淡路島テレビジョン
その他	淡路島観光協会

【平成27年度】

日付	内容
4月5日	チューリップが見ごろを迎えます
4月15日	チューリップの花びら染め体験
4月22日	リビングストーンジー見ごろ
4月25日	カーネーション植えつけ体験
4月27日	エキウム・ファストオムが咲き始めました
5月1日	ドリームフィッシュをかざろう！
5月2日	シラン見ごろ1
5月19日	チューリップの球根掘り体験
5月24日	500万人達成イベント&ボート感謝デー(100円割引)
6月8日	アジサイ見ごろ
6月15日	押し花・ラベンダークラフト
6月16日	吹き戻しをつくって遊ぼう！
6月19日	インパチェンス見ごろ
6月29日	春の写生画コンテスト表彰式開催
7月8日	わくわく昆虫フェスタ開催
7月12日	7月19日入園無料&夏まつり開催
7月24日	水ロケットをとばそう！
8月2日	ヒマワリを見にゆこう♪
8月5日	万華鏡をつくろう！
8月7日	園芸療法ボランティア実践プログラム
8月10日	ひんやり足水 他
9月13日	秋のカーニバル開催します！
9月13日	入園無料&写真コンテスト
9月21日	スイフヨウが見ごろです
9月26日	アウトドアクッキング
10月7日	ダリア見ごろです
10月9日	10月11日は入園無料！花と緑のワークショップ
10月19日	コスモス見ごろ&つみとり体験実施します
10月22日	ボート感謝デー
11月16日	どんぐりクラフト
12月1日	クリスマスリースづくり実施します
12月12日	あわじオフェスティバル開催します！(チラシあり)
12月16日	園芸療法ボランティア実践
12月19日	秋の公園写真コンテスト表彰式開催
12月19日	寒咲きナノハナ
12月23日	お正月かざり&おもちつき
12月28日	お絵かき凧&夢ハッチ号特別便
1月15日	きみもみらいの宇宙博士になれる&駐車場無料キャンペーン
1月19日	公園ガイド講習会参加者&公園ボランティア新メンバー募集！

1月27日	スキのほうき&小枝のタペストリーづくり
1月27日	ハボタン&ストック1
2月9日	JAXAタウンミーティング
2月9日	クリスマスローズ見頃です(チラシあり)
2月26日	クリスマスローズ講習会
2月26日	カワツザクラ見ごろです1
3月14日	春のカーニバル開催&4月3日は無料入園日(チラシあり)
3月19日	春の写生画コンテスト作品を募集します!(チラシあり)

※投げ込み先

新聞	朝日新聞社、朝日新聞社明石支局、 毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社 神戸新聞社淡路総局、神戸新聞社津名支局
テレビ	サンテレビジョン淡路総局、NHK神戸放送局淡路報道室、淡路島テレビジョン
その他	ラジオ関西

【平成28年度】

日付	内容
4月1日	チューリップ見ごろ
4月15日	チューリップの花びら染め体験
4月18日	リビングストーンデージー見ごろ
4月22日	ネモフィラ見ごろ&5月4日、5月5日は入園無料(※5月5日は小人のみ無料)
4月29日	シラン&フジ見ごろ
5月1日	チューリップの球根掘り体験、今年もやります！
5月3日	キッズ花のファッションショー開催
5月5日	カーネーションが見ごろです
5月10日	ポプラの丘お花畑見頃
5月10日	お花のつみとり体験
5月20日	ライディング講習会
5月21日	ブラシノキ&ピンククッションが見ごろです
5月22日	シャレーポピー見頃です
5月23日	5.28・29無料日&イベント案内
5月25日	ポート感謝デー
6月3日	アジサイ見ごろ
6月10日	夢ハッチ号アジサイ特別ルート
6月10日	アメリカノリノキ'アナベル'見ごろ
6月10日	インパチェンス見ごろ
6月13日	つるバラ講習会(チラシあり)
6月15日	押し花・ラベンダークラフト
6月23日	吹き戻しをつくって遊ぼう！
6月27日	七夕飾り
6月27日	園芸療法ボランティア実践講座高齢者向け(チラシあり)
7月4日	春の写生画コンテスト表彰式開催
7月4日	わくわく昆虫フェスタ開催
7月10日	カサブランカが見ごろです
7月11日	ヒマワリが見ごろになりました
7月13日	水ロケットをとばそう！
7月17日	7月24日入園無料&夏まつり開催(チラシあり)
7月18日	園芸療法ボランティア実践講座高齢者向け(チラシあり)再送
7月30日	園芸療法ボランティア実践講座(チラシあり)幼児、子育て向け
8月1日	万華鏡をつくろう！
8月2日	太陽の下で輝くヒマワリを見にゆこう
8月7日	暑い夏にオススメ じゃぶじゃぶ池&水の遊具
8月9日	夏休み宿題おたすけ教室
8月9日	8/13(土)・14(日)ヒマワリのつみとり体験開催
8月12日	暑い夏でも楽しめる ひんやり足水・昔なつかし遊び体験
8月18日	ころころ石ころアート&多肉植物寄せ植え教室

8月18日	専門家とゆく いきもの観察会
8月20日	暑い夏を乗り切ろう！こども用プールが増えました！
8月21日	園芸療法ボランティア実践講座 参加者募集中
8月23日	ヒマワリの切り花プレゼント
8月26日	夏休み最後のお楽しみ！
9月4日	秋のカーニバル
9月6日	スイフヨウ見頃
9月8日	ピザ焼き体験参加者募集
9月11日	園芸療法ボランティア実践講座 実践を行います。
9月12日	シルバー無料&秋の公園写真コンテスト作品募集
9月13日	春の写生画コンテスト作品展
9月16日	ダリアのインフィオラータ参加者募集
9月19日	マリーゴールドの草木染め体験
9月29日	コスモスが見ごろを迎えました
9月30日	ペイント体験
10月2日	ダリアのインフィオラータ参加者募集
10月4日	3連休はイベントいっぱい 10/9無料入園日
10月4日	花と緑のワークショップ開催
10月6日	ステージショー開催
10月11日	ダリアが見ごろ
10月11日	秋の野点
10月17日	ポプラの丘コスモス見ごろ
10月17日	コスモスのつみとり体験
10月21日	大地の虹北エリアコスモス見ごろ
10月23日	ダリアのインフィオラータ展
10月23日	秋のポート感謝デー
10月23日	ボン菓子のおふりまき
10月24日	秋の公園写真コンテスト作品募集中
10月29日	花みどりとふれあう子育て体験
10月29日	コスモスのつみとり体験追加開催
10月29日	スクリーン紙芝居と生演奏のコラボ
11月6日	HP動画アップしました。
11月14日	季節のクラフト「森の時計づくり」
11月28日	芝生広場に巨大迷路が登場&あわジオ予告
12月2日	あわジオフェスティバル開催します！
12月4日	クリスマスツリーで冬の公園を演出！
12月4日	クリスマスリースづくり実施します
12月7日	調印式を行います
12月12日	秋の公園写真コンテスト
12月19日	お正月飾りをつくろう
12月20日	クリスマスイベント

12月24日	お絵かき風&ぜんざいのふるまい
12月24日	夢ハッチ号あわじオ特別便
12月25日	ハボタン&ストック見頃です
12月26日	寒咲きナノハナ見頃です
1月5日	鯛汁のふるまい&化石のレプリカづくり
1月6日	化石をさがそう
1月8日	600万人達成記念イベント
1月8日	ボート感謝デー
1月8日	寒咲きナノハナのつみとり体験
1月15日	きみもみらいの宇宙博士になれる&駐車場無料キャンペーン
1月18日	JAXA講演会
1月18日	スキのほうきづくり
1月23日	ロケット打ち上げ音響体感ビデオ上映
1月23日	アイスチューリップが見ごろです
2月1日	きみもみらいの宇宙博士になれる
2月1日	モデルロケット打ち上げ体験
2月4日	クリスマスローズ見頃です(チラシあり)
2月4日	フラワーバレンタイン
2月17日	公園ガイド勉強会参加者&公園ボランティア新メンバー募集
2月26日	桜まつり
2月26日	河津桜見ごろ
2月26日	カザグルマで花を咲かそう
2月27日	春のカーニバル開催
3月8日	かざぐるまプレゼント
3月12日	春の写生画コンテスト作品募集
3月16日	春のカーニバルスタート
3月18日	いちごシロップのワークショップ
3月26日	チューリップアイランドパーティー開幕

※投げ込み先

新聞	朝日新聞社、朝日新聞社明石支局、 毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社 神戸新聞社淡路総局、神戸新聞社津名支局
テレビ	サンテレビジョン淡路総局、NHK神戸放送局淡路報道室、淡路島テレビジョン
その他	ラジオ関西

【平成29年度】

日付	内容
4月5日	キッズ花のファッションショー開催
4月5日	チューリップが見頃を迎えました。
4月8日	春のセラピー開催
4月8日	チューリップの花びらで染める草木染め体験
4月22日	ネモフィラ見ごろ&5月4日、5月5日は入園無料
4月22日	遅咲きの種類の桜が見ごろです
4月23日	チューリップの球根掘り体験、今年もやります！
4月23日	リビングストーンデージー見ごろ
4月28日	GWイベント
4月29日	園内各所でこいのぼりが泳いでいます
4月30日	シラン&フジ見ごろ
5月7日	ライディング講習会
5月9日	お花のつみとり体験
5月7日	ポプラの丘お花畑見頃
5月16日	シャレーポピー見頃です
5月23日	ブラシノキが見ごろです
5月24日	ポート感謝デー
5月26日	でかボールで遊ぼう
6月12日	夢ハッチ号特別便アジサイルート
6月9日	季節のクラフト アジサイ・ラベンダークラフト
6月10日	ユリが見ごろです
6月12日	アジサイが見ごろです
6月18日	アメリカノリノキ アナベル 見頃です。
6月23日	わくわく昆虫フェスタ開催
6月24日	春の写生画コンテスト表彰式開催
6月25日	インパチェンス見頃です
6月27日	七夕飾り
6月29日	夢ハッチ号アジサイ特別ルート期間延長
6月29日	でかボールで遊ぼう期間延長
7月2日	春の写生画コンテスト表彰式開催結果
7月8日	園芸療法ボランティア実践講座参加者募集
7月10日	ユリ(オリエンタルハイブリット系など)が見ごろです。
7月10日	ヒマワリが見ごろ&つみとり体験開催
7月20日	7/23入園無料&淡路市夏まつり
7月22日	水ロケットをとばそう
7月24日	夏休み宿題おたすけ教室
7月30日	ヒマワリが見ごろ&つみとり体験開催
8月1日	万華鏡をつくろう！
8月2日	ハスの葉シャワー登場！

8月6日	石ころアート&多肉植物寄せ植え教室
8月7日	ポーチュラカが見ごろです。
8月10日	ひんやり噴水プール&ミスト
8月14日	園芸療法ボランティア実践講座参加者募集
8月17日	いきもの観察会
8月29日	秋のカーニバル2017開催します。
8月29日	秋の公園写真コンテスト作品募集
9月5日	春の写生画コンテスト作品展
9月7日	ピザ焼き体験&シルバー無料日
9月12日	案山子がやってきた
9月19日	マリーゴールドの草木染め体験
9月23日	コスモスのつみとり体験
9月29日	スイフヨウが見ごろ
10月2日	ペイント体験、ダリアを使ったイベント開催
10月7日	ダリアが見ごろ
10月7日	園芸療法ボランティア講座の実践
10月11日	10月14日は入園無料日
10月15日	ダリアのインフィオラータ参加者募集
10月15日	秋の野点
10月17日	コスモスが見ごろ迎えています。
10月17日	コスモスのつみとり体験
10月23日	ダリアのインフィオラータ展
10月23日	秋の野点
10月23日	秋のボート感謝デー
10月23日	コスモスのつみとり体験
10月28日	ダリアのインフィオラータ参加者募集
10月28日	ボン菓子のふるまい&秋の花めぐりツアー
10月30日	季節のクラフトあそび秋 森の時計づくり
11月1日	園芸療法ボランティア実践講座 参加者募集
11月5日	ダリアのインフィオラータ展
11月19日	季節のクラフトあそび秋 森の時計づくり
11月19日	あわジオフェスティバル開催します！
11月25日	クリスマスリースづくり実施します
11月27日	芝生広場に巨大迷路が登場&あわジオ予告
12月2日	クリスマスツリーで冬の公園を演出！
12月8日	秋の公園写真コンテスト表彰式
12月16日	クリスマスを楽しもう！ボン菓子のふるまい
12月20日	お正月飾り&しめ縄作り
12月23日	夢ハッチ号あわジオ特別便
12月24日	お絵かき凧&ぜんざいのふるまい
12月30日	チリモン&ストーンペインティング

12月30日	化石をさがそう&恐竜について学ぼう
1月5日	きみもみらいの宇宙博士になれる&淡路口駐車場無料キャンペーン
1月7日	寒咲きナノハナ見頃
1月7日	寒咲きナノハナのつみとり体験
1月12日	自然素材のおひなさまづくり
1月14日	1.17阪神・淡路大震災鎮魂の竹灯笼
1月21日	アイスチューリップが見ごろです
1月25日	特別講演
1月30日	モデルロケット打ち上げ体験
1月30日	公園ガイド勉強会参加者&公園ボランティア新メンバー募集!
1月31日	ハボタン&ストック見頃
1月31日	カザグルマで花を咲かそう
2月9日	フラワーバレンタイン
2月13日	クリスマスローズ見頃です
2月19日	花みどりにふれあう子育て体験開催
2月19日	桜まつり
2月26日	春のカーニバル開催
3月1日	ミモザの花かごづくり
3月10日	河津桜見ごろです
3月15日	カザグルマプレゼント
3月15日	春の写生画コンテスト作品募集
3月23日	セイヨウスイセン見ごろ
3月23日	チューリップアイランドパーティー開幕
3月30日	チューリップ見頃

※投げ込み先

新聞	朝日新聞社、朝日新聞社明石支局、 毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社 神戸新聞社淡路総局、神戸新聞社津名支局
テレビ	サンテレビジョン淡路総局、NHK神戸放送局淡路報道室、淡路島テレビジョン
その他	淡路島観光協会

記者投げ込み(プレスリリース資料)実績

【平成28年度】

日付	内容
平成28年7月1日	あいな里山公園 やまもまつり開催
平成28年7月26日	あいな里山公園 「化石少年集合！神戸の植物化石展」開催
平成28年9月5日	里山フェスタ～あいな秋を楽しもう！！～開催！
平成28年9月15日	国営明石海峡公園神戸地区あいな里山公園 個人参加型ボランティア「里山フレンズ」募集
平成28年9月21日	里山フェスタ～あいな秋を楽しもう！！～ 9月22日(木・祝)スタート！ 9月24日(土)は稲刈りが体験できます
平成28年9月26日	10月1日(土)あいな歴史ガイドツアー ～義経が通った古道、徳川道を歩く～を 開催
平成28年9月30日	10月2日(日)あいなでマッシュルームミング ～里山のきのこにあいにいこう！～を 開催
平成28年10月3日	10月10日(月祝)里山の蝶に会いにいこう ～渡りの蝶アサギマダラのふしぎ～を 開催
平成28年10月3日	10月8,9日(土、日)の2日間は無料開園日！ヨガ・フラダンス・モノづくりなど盛り沢 山！
平成28年10月13日	10月22日(土)・23日(日) 第17回あいな里山まつりを開催！！
平成28年10月19日	“タコノアシ”が見ごろです
平成28年10月26日	11月6日あいな里山☆おもしろ植物観察会 ～晩秋編 野の花・木々の実にあいに～を開催！
平成28年10月31日	11月からあいな里山公園の開園時間が 9:30～16:00に変わります
平成28年11月7日	あいな里山公園で平成28年度新米が採れました！
平成28年11月14日	あいな里山公園の紅葉が見ごろです！
平成28年11月21日	あいな里山公園の冬野菜が収穫時期を迎えました！
平成28年11月28日	2017年1月8日(日)～1月17日(火) 新春 あいな初まつり を開催！
平成28年12月5日	あいな里山公園で正月前に「レンコン掘り体験」をしませんか？
平成28年12月12日	里山で1.17の竹灯明台を作りませんか？
平成28年12月19日	里山の門松を年賀状の写真にしませんか
平成28年12月28日	2017年も里山公園ならではのイベント盛り沢山！（1月プログラム）
平成29年1月9日	1月15日(日) あいな里山公園でとんど焼きを開催！
平成29年1月16日	1月22日(日) 七草粥のふるまいをします
平成29年1月23日	2週連続で、伝統食を学ぼうシリーズ開催！ 味噌づくり&塩糍づくり
平成29年1月30日	2月19,26日(日) ため池の生きもの調査とかいぼり体験
平成29年2月7日	3月は里山の自然を活かしたイベントが盛り沢山！
平成29年2月20日	ニホンアマガエルの子が園内各所で見られます
平成29年2月27日	3月12日 新酒まつりを開催！ 杉玉づくりと新酒のふるまいを行います
平成29年3月6日	4月は春の里山を楽しむイベントが盛り沢山！
平成29年3月9日	あいな里山公園に新しい住民がやってきました！（ふるさとかし）
平成29年3月15日	3/26(日)あいな歴史ガイドツアー【第2弾】 ～徳川道(西国往還道付替道)を歩く～を開催
平成29年3月22日	4月2日 あいな里山☆おもしろ植物観察会 ～【早春編】やまざくらにあいに～を開催！
平成29年3月27日	4月8日 里山deヨガ ～ココロもカラダもリラックス～

※投げ込み先

新聞	【神戸市政記者クラブ】朝日新聞社神戸総局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社神戸総局、産経新聞社神戸総局、神戸新聞社、日本経済新聞社神戸支社、時事通信社神戸総局、時事通信社神戸支局、日刊工業新聞社神戸支局、 【個別】朝日新聞社神戸総局、朝日新聞社明石支局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社神戸総局、日本経済新聞社神戸支局、神戸新聞社 兵庫おでかけ情報青空主義
テレビ・ラジオ	【神戸市政記者クラブ】NHK神戸放送局、ラジオ関西、 【神戸民間放送記者クラブ】毎日放送(神戸)、朝日放送(神戸)、関西テレビ放送(神戸)、読売テレビ放送(神戸)、サンテレビジョン 【個別】サンテレビジョン 報道制作局、サンテレビジョン 営業事業局、NHK神戸放送局放送部、JCOM コミュニティチャンネル部、ラジオ関西 サンデー神戸、ラジオ関西 報道制作部、Kiss FM KOBE 営業部、毎日放送 ちちんぷいぷい、毎日放送 せやねん、読売テレビ、朝日テレビ、テレビ大阪、関西テレビ 製作部、ONビジョン 報道制作部、KBS京都 テレビ制作局、ラジオ大阪、RSK山陽放送 ラジオセンター、KBS京都 ラジオ編成局、
その他	D-Journal、北区のじかん、

【平成29年度】

日付	内容
平成29年4月4日	あいな里山公園 5月のイベント案内
平成29年4月10日	4月23日 人形浄瑠璃オペラ「昔噺 人賞太郎兵衛」
平成29年4月19日	4月22日 あいな里山公園初の早朝開園！
平成29年4月24日	5月6日 ゴールデンウィークイベント「みんなで忍者～からくり森の謎～」
平成29年5月1日	あいな里山公園 6月のイベント案内
平成29年5月8日	5月28日 あいな里山公園は開園一周年を迎えます！
平成29年5月16日	あいな里山公園に新しい住民がやってきました！（ふるさとかかし）
平成29年5月21日	5月28日は開園一周年イベント！ 藍那口から入園できます
平成29年5月31日	あいな里山公園 7月のイベント案内
平成29年6月5日	6/11 田んぼでサッカー大会を開催！
平成29年6月12日	ササユリが見ごろを迎えています
平成29年6月19日	7/1～9 やまもまつり開催！
平成29年6月26日	なす・きゅうり・ピーマンなどなど 夏野菜の収穫が始まりました！
平成29年7月3日	あいな里山公園 8月のイベント案内
平成29年7月11日	ハスとヤブカンゾウが見ごろを迎えています
平成29年7月18日	7月28日（金）～8月31日（木）神戸の昆虫少年少女展を開催！
平成29年7月25日	8月6日（日）“あいなうどん”づくりに挑戦！
平成29年8月1日	あいな里山公園 9月のイベント案内
平成29年8月9日	夏休みはあいな里山公園へ行こう☆ ～神戸の昆虫少年少女展・段ボール迷路・体験メニューなど～
平成29年8月16日	あいな里山公園に今年も稲を守る住人がやってきました
平成29年8月21日	8月27日（日）昆虫少年少女交流会を開催します!!
平成29年8月30日	あいな里山公園 10月のイベント案内
平成29年9月4日	9/23～10/22 あいな里山秋フェスタ開催！
平成29年9月11日	9月16日（土）“秋の鳴く虫を聴く夕べ”を開催♪
平成29年9月21日	ヒガンバナが見ごろを迎えています
平成29年9月25日	9/30～10/22の土日祝日 稲刈り体験を開催!!
平成29年10月2日	あいな里山公園 11月、12月のイベント案内
平成29年10月10日	あいな里山秋フェスタ、大好評開催中！
平成29年10月16日	10月21、22日（土・日）第18回あいな里山まつりを開催！
平成29年10月23日	“タコノアシ”など秋の植物が見ごろを迎えています
平成29年10月30日	11/11 タネのひみつ☆観察会を開催!!
平成29年11月8日	11/12、12/23「どろんこ♡レンコン掘り」を開催!! 団体での体験も可能です
平成29年11月13日	あいな里山公園の大紅葉が見ごろを迎えています
平成29年11月20日	あいな里山公園で平成29年度新米が採れました！
平成29年11月28日	冬野菜が収穫時期を迎えました！
平成29年12月3日	あいな里山公園 1月、2月のイベント案内
平成29年12月20日	12月22～24日 冬至のゆず湯&足湯
平成29年12月25日	里山の正月飾りができました
平成29年12月25日	2018年1月7日（日）～14日（日）あいな里山冬フェスタ～あいな初まつり～を開催
平成30年1月15日	茅葺古民家で昔遊びをしませんか？
平成30年1月21日	冬野菜の収穫体験ができます！

平成30年1月29日	あいな里山公園 3月のイベント案内
平成30年1月29日	2月3日は節分 鬼かかしに豆を撒こう！
平成30年2月5日	年間パスポート 販売促進キャンペーン実施！1
平成30年2月15日	2月18日 新酒まつりを開催！ 杉玉づくりと新酒のふるまいを行います
平成30年2月21日	2月25日(日) 七草粥のふるまいをします
平成30年2月28日	あいな里山公園 4月のイベント案内
平成30年3月6日	3月18日(日) サンデン休憩所の北側に新しい散策路が開通します！
平成30年3月12日	あいな里山公園 春の訪れ
平成30年3月19日	春の写生画コンテスト 作品を募集します
平成30年3月26日	4月1日から中学生以下は無料に！ 春休みはあいな里山公園でゆったり過ごそう★

※投げ込み先

新聞	【神戸市政記者クラブ】朝日新聞社神戸総局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社神戸総局、産経新聞社神戸総局、神戸新聞社、日本経済新聞社神戸支社、時事通信社神戸総局、時事通信社神戸支局、日刊工業新聞社神戸支局、 【個別】朝日新聞社神戸総局、朝日新聞社明石支局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞社神戸総局、日本経済新聞社神戸支局、神戸新聞社 兵庫おでかけ情報 専攻主義
テレビ・ラジオ	【神戸市政記者クラブ】NHK神戸放送局、ラジオ関西、 【神戸民間放送記者クラブ】毎日放送(神戸)、朝日放送(神戸)、関西テレビ放送(神戸)、読売テレビ放送(神戸)、サンテレビジョン 【個別】サンテレビジョン 報道制作局、サンテレビジョン 営業事業局、NHK神戸放送局放送部、JCOM コミュニティチャンネル部、ラジオ関西 サンデー神戸、ラジオ関西 報道制作部、Kiss FM KOBE 営業部、毎日放送 ちちんぷいぷい、毎日放送 せやねん、読売テレビ、朝日テレビ、テレビ大阪、関西テレビ 製作部、ONLビジョン 報道制作部、KBS京都 テレビ制作局、ラジオ大阪、RSK山陽放送 ラジオセンター、KBS京都 ラジオ編成局、
その他	D-Journal、北区のじかん、

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

(台・枚)

入口	乳母車	車椅子	電動カート	リヤカー	タープ	日傘	雨傘	リード	杖	音声カード	レジャーシート
東浦	12	6	2	0	0	5	21	5	5	21	5
連絡	2	2	0	0	0	2	4	5	2	15	5
淡路	13	11	0	0	0	10	29	7	2	8	5
海岸	2	3	0	8	15	2	6	3	0	0	0

計	29	22	2	8	15	19	60	20	9	44	15
---	----	----	---	---	----	----	----	----	---	----	----

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

(台・枚)

入口	乳母車	車椅子	双眼鏡	捕虫網							
長屋門	2	2	15	15							

計	2	2	15	15	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---

平成30年度
巡視計画書
(淡路地区)

H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務
国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

1 目的

本計画書は、国営明石海峡公園の供用区域について、公園利用者の安全利用確保と公園施設の維持を効果的かつ、円滑に行うため日常的に巡視を実施し、事故、災害等不測の事態に備えるとともに、緊急の処置を講ずることを目的とする。

2 体制

園内の巡視は、明石海峡公園管理センター（以下「管理センター」という。）の職員及び巡視員が行う。

3 巡視業務基本事項

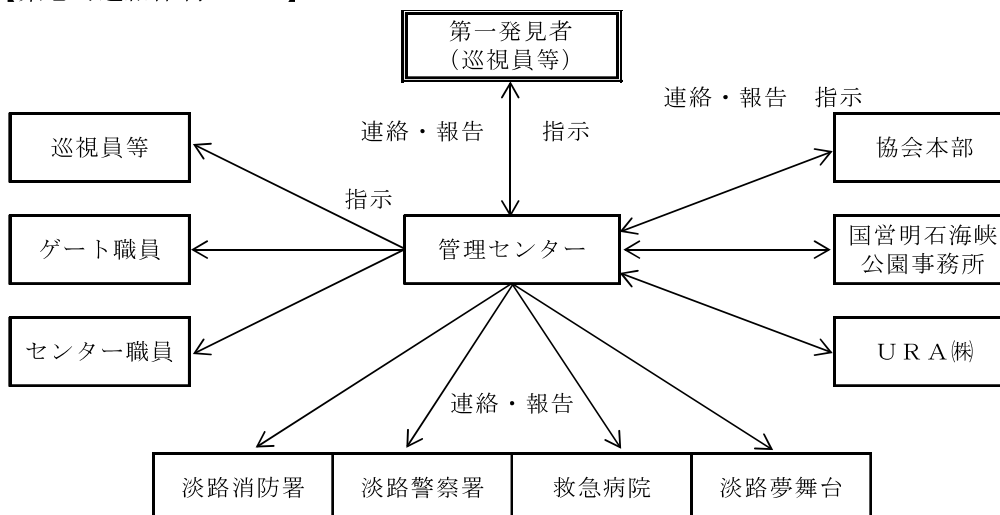
- (1) 主要巡視ルートは、別紙図面（別紙－1）に基づき巡視を行う。
- (2) 巡視の際は、巡視を行っていることがひと目でわかるような服装及び表示をする。
- (3) 巡視の際は、公園利用者に対して不快感を与えないよう常に親切、丁寧に接する。
- (4) 巡視の際は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するとともに、管理センターへ連絡する。
- (5) 園内で事故・災害等の発生及び異常を確認した場合は、下記の緊急時連絡体制フローに従い管理センターに連絡を行う。
- (6) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為や第36条4における「禁止する行為」を発見した場合には適切な指導をする。
- (7) 巡視は徒歩、自転車、自動二輪車で行うものとする。但し、自動二輪車の場合は必ずヘルメットを着用し、時速15km以下を厳守する。特にゲート周辺および混雑する場所では事故防止のため自転車、自動二輪車は手押しで移動する。
- (8) 巡視時間等は、原則として次のとおりとする。

【巡視時間等】

	4月～8月	9月・10月・3月	11月～2月
巡視時間	7:30～18:30	7:30～17:30	7:30～17:00
巡視体制	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：3名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：3名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：3名
巡視パターン	Aルートは、1日2回巡視する。 Bルートは、灘川を基準に北と南に分けて1日2回巡視する。		

※ 早朝開園及びイベント等により巡視時間を延長することがある

【緊急時連絡体制フロー】



4 巡視業務内容

入園者等が、安全かつ快適に過ごせるように次の巡視業務を行う。

(1) 通常巡視

通常巡視は、繁忙日及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、原則として毎日2回、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

- ① 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠。
- ② 園内における公園利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。
- ③ 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
 - ◇ 特に「子供の森」「せせらぎ広場」「花の中海」「夢っこランド」での危険な利用
 - ◇ 火気の使用、ペット放し飼い、遊具での悪ふざけ・誤利用・年齢制限・保護者同伴の有無、混雑場所でのキャッチボール等
 - ◇ 利用者への周知として公園内持込禁止物品については各ゲート入口に看板を設置する（別紙-2）。
 - ◇ 「バーベキュー広場の利用について」に基づく指導
- ④ 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。
- ⑤ 事件、事故または災害等が発生した場合、公園施設の保全及び公園区域内の秩序の維持と管理センターへの迅速な連絡及び報告。
- ⑥ 園内不審物の有無の確認。
- ⑦ 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成。
- ⑧ 火災、盗難及び不法不当行為の防止並びに排除。
- ⑨ 工事車両及び関係者等の区域内における出入りに関する秩序の保持。
- ⑩ 植物、施設及び清掃状況等の点検。（なお、軽微な点検とし、別途担当職員が専門的に点検を実施）
 - ◇ 樹木、芝生、草花等の生育状況及び池や流水等の修景施設（天壇テラス、水の樹、みずばしらの広場、子供の森、丘の噴水、松の谷、水の棚田、花の池、水の遊具、園内の水のみ場等）の異常の有無。
 - ◇ 園路、広場の路面、路側、法面、護岸、石組及び側溝・集水桝等排水機能の状況並びに橋梁、擁壁、階段、雨水桝、マンホール、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
 - ◇ 門扉、柵、案内看板・標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。
 - ◇ 電気、放送、緊急電話、電光表示板、給排水設備等の異常の有無。
 - ◇ 便所、園路、広場、休憩所、ビジター棟等のゴミ・枯枝収集等清掃の状況。
 - ◇ 管理棟、各ゲートの建物及び休憩所休養施設等の状況。
 - ◇ 遊具の破損、劣化等の状況及びゴミ、枯枝、突起物の除去。
 - ◇ 落石、災害、事故等不測の事態発生の有無。
 - ◇ その他、入園者の安全確保、及び諸施設の管理上必要な処置並びに上記巡視に基づく簡易な修繕及び清掃等の措置。
- ⑪ 緊急車両（救急車、消防車、パトカー等）の誘導。
- ⑫ 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。
- ⑬ 水遊び場（子供の森、大型複合遊具（夢っこランド））の監視。特に、水遊び場機械運転期間（4月中旬～10月末）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等。

(2) 繁忙日巡視

繁忙日巡視は、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車輛等含む）への

案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

(3) 休園日巡視

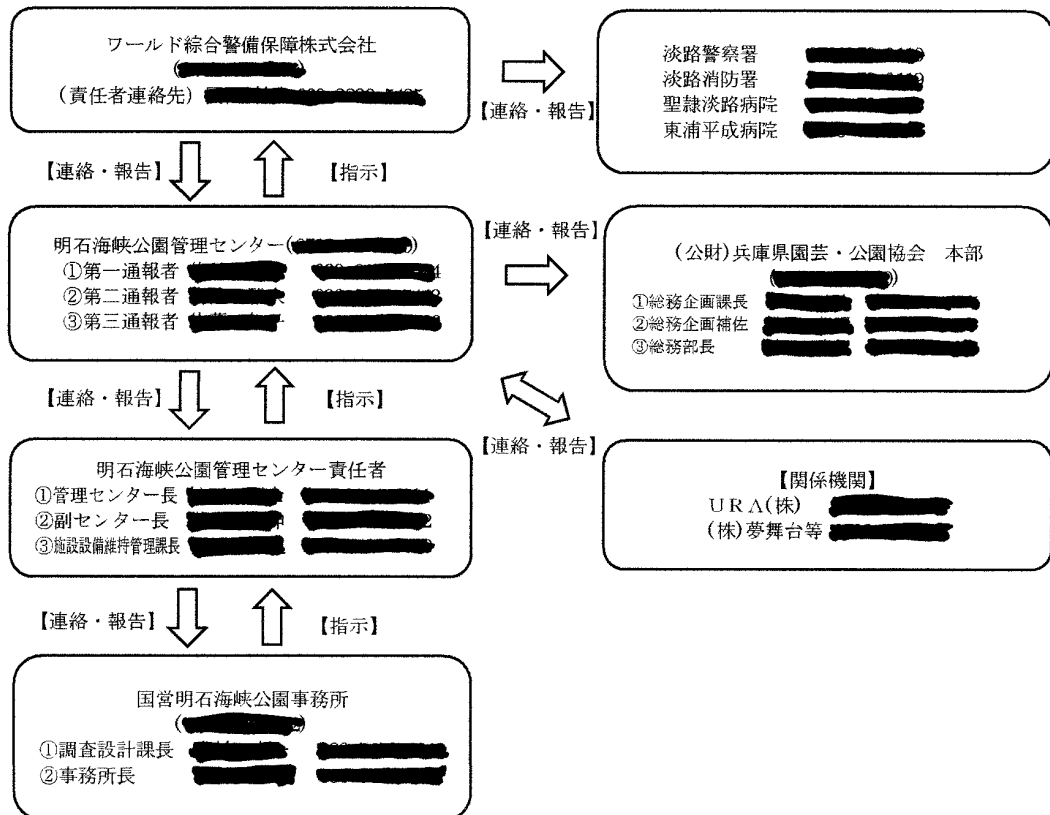
休園日巡視は、休園日において、以下のとおり園内全体的見回りを行うものとする。

① 管理体制

休園日は警備員（2名）による巡視を下記のとおり行う。

月 日	12月31日及び1月1日
時 間	午前9時00分～午後5時00分
警 備 員	各日2名
業 務 内 容	<p>門扉閉鍵の確認</p> <p>公園(無料区域を含む)でのたき火等の禁止行為の取締り</p> <p>公園(有料区域)への不法侵入者の取締り</p> <p>事故及び災害の予防並びに建物及び工作物の損壊防止の措置</p> <p>器物の盗難防止の措置</p> <p>野生動物による花壇等被害状況確認</p> <p>※ 別紙-1の主要巡視ルートにより巡視を行う。</p>
報告及び緊急時連絡	<p>警備員⇔①運営企画課課長補佐⇒②運営企画課主任⇒③運営企画課事務職員</p> <p>・報告：巡視開始及び終了時間に警備員から巡視日報（別紙-3）により報告</p> <p>・緊急時連絡：火災等の緊急時に警備員から連絡</p>

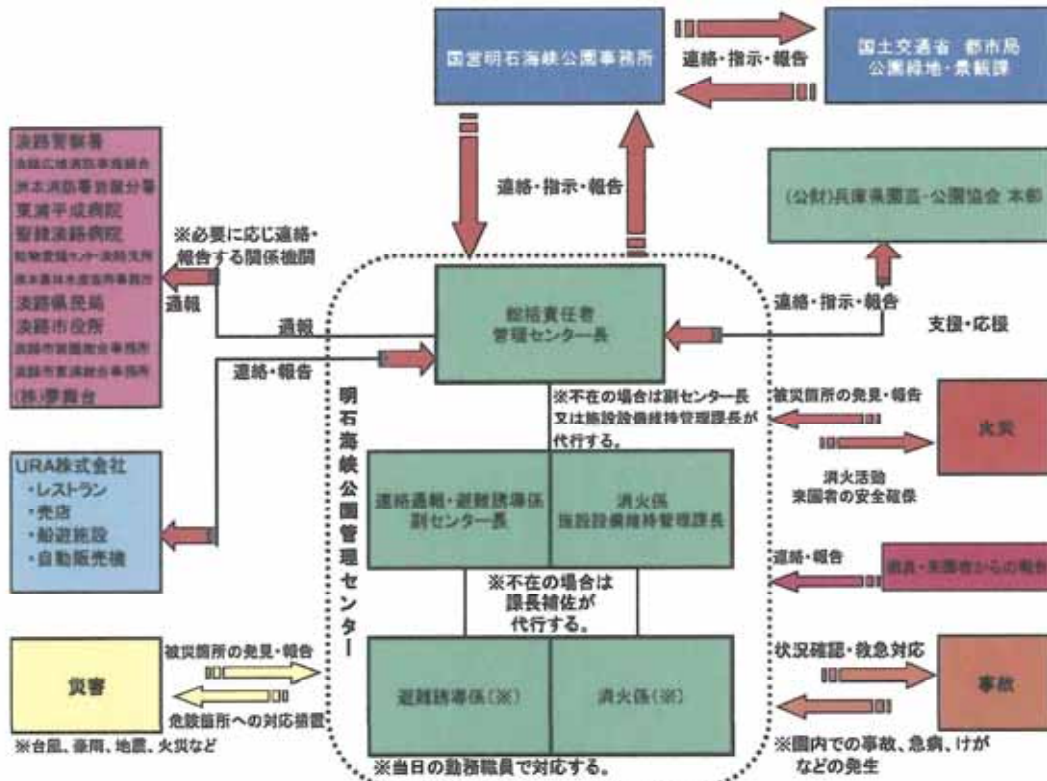
② 連絡体制



③ 緊急時連絡体制

緊急時における管理センターと関係機関の連絡は、緊急連絡体制により行う。

【緊急時連絡体制】



緊急連絡体制
関係連絡先一覧

【平成30年4月1日】

<兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体> 浪路地区	<連絡・報告する関係機関>	<必要に応じて報告連絡する関係機関>
【浪路公園管理センター】 TEL: 0799-72-5667 FAX: 0799-72-5667 管理センター長 1 副センター長 2 施設設備管理課長 3 納物管理課長 4 運営企画課長 5 運営企画課長補佐 6 運営企画課長補佐 7 運営企画課長補佐 8 施設設備課長 9 施設設備課長補佐 10 施設設備課長補佐 11 施設設備課長補佐 12 施設設備課長補佐 ※ (社) 兵庫県公園協会 TEL: 079-72-5667 FAX: 079-72-5667	【国土交通省 都市局 公園緑地・景観課】 ① 都市公園課長 ② 都市公園担当課長補佐 ③ 都市公園課長補佐 【近畿地方整備局 東地区】 ① 公園課長 ② 課長補佐 ③ 公園・古墳課長 【国営明石海峡公園事務所】 TEL: 0799-72-5667 FAX: 0799-72-5667 ◆ 事故・ケガ・その他の場合 ① 調査課長 ② 事故課長 ◆ 災害(台風・地震・高潮など)の場合 ① 工務課長 ② 調査課長 ③ 施設課長 【レストラン・売店・船遊施設】 (URA側：本社) TEL: 0799-74-0237 FAX: 0799-74-0237 責任者 買木 元祐 089-1103-9386 レストラン北風堂 0799-72-5667 船遊施設 0799-72-5667 船遊1売店 0799-72-5667	【警察署】 TEL: 110 兵庫県浪路警察署 TEL: 0799-72-5667 FAX: 0799-72-5667 【消防署】 TEL: 119 浪路消防署 TEL: 0799-72-5667 FAX: 0799-72-5667 【救急病院】 東洋化成病院 TEL: 0799-72-5667 聖徳病院 TEL: 0799-72-5667 【障害施設】 救急センター-浪路支所 TEL: 0799-72-5667 赤野員大等 0799-72-5667 西本園林水産園芸事務所 TEL: 0799-72-5667 赤島インフルエンザ 【関係協力機関】 浪路市長局 TEL: 0799-72-5667 浪路市役所 TEL: 0799-72-5667 浪路市国民健康センター TEL: 0799-72-5667 浪路市東部総合センター TEL: 0799-72-5667 【浪路寄台地区】 防災センター TEL: 0799-72-5667 寄台市民会 TEL: 0799-72-5667 南寄台口 TEL: 0799-72-5667

※ 緊急時の連絡は、基本的に副センター長から後入順は①〜とし、不在の場合はある番号に連絡する。



園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じて巡視を行うものとする。

(5) 囲障巡視

囲障巡視は、囲障（L＝6.0km）、仮門、仮柵等について、原則年に2回（2人1組で2日間）行うものとする。

(6) 巡視日誌及び報告書

- ① 巡視点検の結果を巡視日誌（別紙－4）に記録する。
- ② 事故等が発生した場合は、管理センターへ報告する。

5 管理センター職員による巡視補完業務

- (1) 巡視により施設及び構造物について異常を発見した場合は、利用禁止や立入禁止等の処置を行うとともに応急修繕等を実施する。
- (2) 重大な事件・事故または災害等の発生を確認した際には、園内の利用規制及び利用者への案内誘導等を適切に行うとともに、遅滞なく調査職員等に報告し指示を受け、事故記録により調査職員等に報告するものとする。
- (3) 突風や雷雨時には園内施設、看板等の安全対策を行い、状況に応じて利用者の避難誘導等を行う。
- (4) その他、巡視員から緊急救急事案の連絡を受けた際には、「災害対策要領」、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」、「消防計画」等に基づき、適切に対応を行う。

6 その他関連資料

- (1) 非常電話、緊急車両進入経路、消火設備位置を事務所に掲示し確認できるようにする。別紙－5
- (2) 避難誘導場所を事務所に掲示し確認できるようにする。別紙－6
- (3) 園内車両入園は「車両入園規則」に従う。

国営明石海峡公園 主要巡視ルート

Aルート

■ (1)～(23)自動二輪車による巡視

Bルート

■ 主に自転車ルートによる巡視 (細道及び芝生内等は徒歩巡視)

主要巡視ルート (自動二輪車)

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) パークセンター管理棟 | (14) 移ろいの庭 |
| (2) 東浦大型駐車場 | (15) 水の樹 |
| (3) いその楽園 | (16) 海のテラス |
| (4) しおかぜ橋 | (17) 海岸ロゲート |
| (5) 東浦ロゲート | (18) 子供の森 |
| (6) 連絡ロゲート | (19) 船着き場 |
| (7) 天壇テラス | (20) 花の丘道 |
| (8) 春一番の丘 | (21) ポプラの丘 |
| (9) 水の岩戸 | (22) せせらぎ広場 |
| (10) 空のテラス | (23) パークセンターガーデニング棟 |
| (11) 淡路ロゲート | |
| (12) 芝生広場 | |
| (13) 夢っこランド | |



この措置は園内での**不幸な事故**を未然に**防ぎ**、お客様が**被害者**はもとより**加害者**と**ならない**為に行っております。
ご理解のうえご協力お願いいたします。

公園内持ち込み禁止物品

公園利用上のご案内	持ち込み禁止物品
危険物の持ち込み	花火、火薬、大量のガス器具、油脂類及び火を利用する器具類（しおさい花園、イベントでの使用を除く）、ピン類、その他劇薬に属するもの
公園内では動植物を保護していますので、釣りや採取はできません	竿、捕鳥網、捕虫用具、植物採取用具
全ての来園者が安全に公園を利用できるように禁止しています	槍・ナイフ等刃物、竹刀・木刀類、エアガン・モデルガン、弓矢、バチンコ、ブーメラン、模型飛行機（エンジン・モーター稼働）、小型無人機（ドローン）、金属・木製バット及び硬球、ゴルフ用具類、スポーツカイト、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、自転車、パラソル、ラジコンカー（エンジン・モーター稼働）
その他	ポート・カヌー（公園で用意するものを除く）

使用場所に制限があり混雑時には持ち込めないもの

公園利用上のご案内	制限付き持ち込み物品
芝生広場で利用できます	小型タープ・小型テント（2～3人用）デッキチェア
芝生広場、春一番の丘、海のテラス前広場で利用できません（園路では乗用禁止）	三輪車、幼児用足こぎ車（モーター稼働を除く）、幼児用3輪キックボード（キックバー・エンジン・モーター付は不可）、一輪車

※ 園内に持ち込まれた**全ての物品**により発生した**事故**及び**怪我**の**責任は負えません**。
お客様の自己責任として、安全には十分に注意して下さい。

事前に許可が必要なもの

公園利用上のご案内	事前許可物品
事前の占用許可と占用料が必要となります	大型タープ・大型テント（2間・3間以上）、競技用ネット、カラオケ等の音響器具

国営明石海峡公園巡視日報

平成 年 月 日		氏名	印
記事			
巡視時間等	時 分 ~ 時 分	巡視状況	
緊急事態の場合は経過内容及び時間等を記事欄に記入			

国営明石海峡公園巡視日誌 年 月 日 曜日(天候) (巡視員数 人)									
管理センター長	副センター長	施設設備維持管理課長	植物管理課長	課員					
海岸エリア 巡視		灘川北 巡視				灘川南 巡視			
東浦・海岸・磯	氏名	内周	外周	無料	氏名	内周	外周	無料	氏名
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
巡視場所	主な内容			記事			措置結果		
園路広場	<input type="checkbox"/> 路面・路側								
	<input type="checkbox"/> 法面・石組								
	<input type="checkbox"/> 側溝・集水枒・マンホール								
	<input type="checkbox"/> 階段・手すり								
	<input type="checkbox"/> 杭、釘、ホース等の資器材								
	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等								
水景施設	<input type="checkbox"/> 噴水								
	<input type="checkbox"/> 滝流れ								
	<input type="checkbox"/> 水のみ場								
	<input type="checkbox"/> その他(汚れ、ゴミ、危険物等)								
休憩所 ベンチ	<input type="checkbox"/> ぐらつき								
	<input type="checkbox"/> ささくれ								
	<input type="checkbox"/> 突起物								
	<input type="checkbox"/> 蜘蛛の巣、鳥の糞等清掃状況								
便所	<input type="checkbox"/> 清掃状況								
	<input type="checkbox"/> トイレトーパー								
	<input type="checkbox"/> 不審物								
柵看板	<input type="checkbox"/> 柵のぐらつき、破損、突起物								
	<input type="checkbox"/> 看板のぐらつき、破損、突起物								
ゴミ箱	<input type="checkbox"/> 清掃状況								
	<input type="checkbox"/> 不審物								
遊具	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等危険物								
	<input type="checkbox"/> 破損、劣化・緩み								
	<input type="checkbox"/> ヘルメット汚れ、破損、劣化								
水遊び場	<input type="checkbox"/> 子供の森								
	<input type="checkbox"/> 夢っこランド								
電気 給排水	<input type="checkbox"/> 電光掲示板・放送								
	<input type="checkbox"/> 非常電話								
	<input type="checkbox"/> 給排水設備								
建物外壁	<input type="checkbox"/> ゲート・ビジター棟								
	<input type="checkbox"/> 海岸休憩所・バーベキュー棟								
業務車両	<input type="checkbox"/> 許可証の有無								
	<input type="checkbox"/> 車両及び周辺の安全対策の措置								
水道指示数	m ³	使用料	m ³				措置結果		
利用者指導、救急、その他の取り扱い事項							措置結果		

平成 30 年度
巡 視 計 画 書
(神 戸 地 区)

H2 8 - 3 1 国営明石海峡公園運営維持管理業務
兵庫県園芸・公園協会共同体

1 目的

本計画書は、国営明石海峡公園神戸地区の供用区域について、公園利用者の安全利用確保と公園施設の維持を効果的かつ、円滑に行うため日常的に巡視を実施し、事故、災害等不測の事態に備えるとともに、緊急の処置を講ずることを目的とする。

2 体制

園内の巡視は、明石海峡公園神戸地区管理センター（以下「管理センター」という。）の職員及び巡視員が行う。

3 巡視業務基本事項

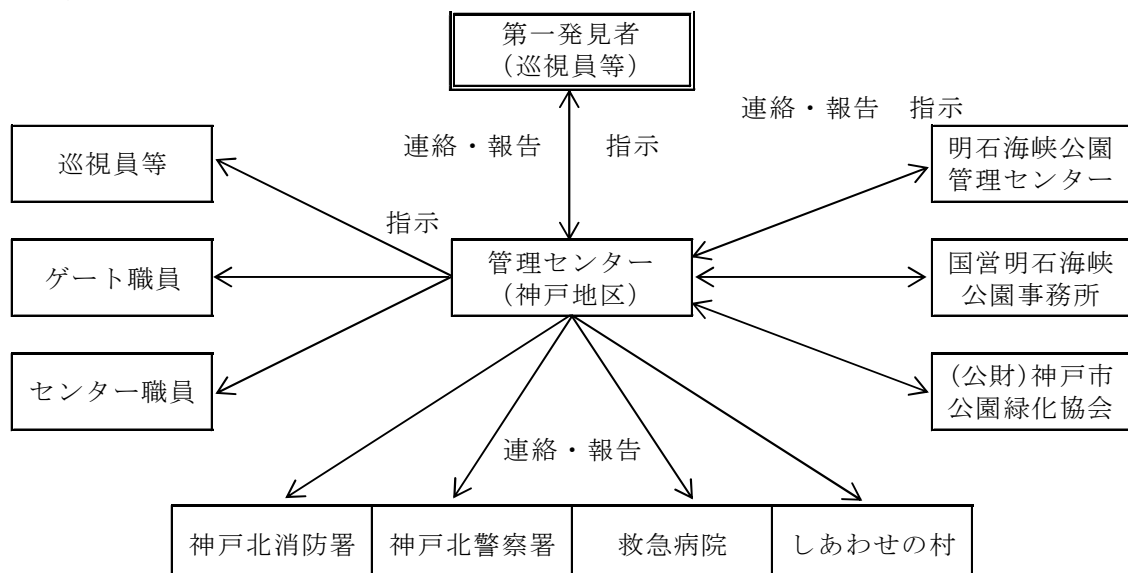
- (1) 主要巡視ルートは、別紙図面（別紙－1）に基づき巡視を行う。
- (2) 巡視の際は、巡視を行っていることがひと目でわかるような服装及び表示をする。
- (3) 巡視の際は、公園利用者に対して不快感を与えないよう常に親切、丁寧に接する。
- (4) 巡視の際は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するとともに、管理センターへ連絡する。
- (5) 園内で事故・災害等の発生及び異常を確認した場合は、下記の緊急時連絡体制フローに従い管理センターに連絡を行う。
- (6) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為や第36条4における「禁止する行為」を発見した場合には適切な指導をする。
- (7) 巡視は徒歩、自転車、原動機付自転車、自動車で行うものとする。但し、原動機付自転車の場合は必ずヘルメットを着用し、自動車類の場合は、時速15km以下を厳守する。混雑する場所では事故防止のため自転車、原動機付自転車は手押しで移動する。
- (8) 巡視時間等は、原則として次のとおりとする。

【巡視時間等】

	4月～8月	9月・10月・3月	11月～2月
巡視時間	8:00～18:30	8:00～17:30	8:00～17:00
巡視体制	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：2名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：2名	平日、土曜日：2名 日曜日、祝日：2名
巡視パターン	A、Bルートは、1日2回巡視する。 Cルートは、1週間に1回及び降雨後巡視する。		

※ 早朝開園及びイベント等により巡視時間を延長することがある

【緊急時連絡体制フロー】



4 巡視業務内容

入園者等が、安全かつ快適に過ごせるように次の巡視業務を行う。

(1) 通常巡視

通常巡視は、繁忙日及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、原則として毎日2回、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

- ① 園内における公園利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。
- ② 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
 - ◇ 特に「遊びの森地区」での危険な利用
 - ◇ 火気の使用、ペット放し飼い、遊具での悪ふざけ・誤利用・年齢制限・保護者同伴の有無、混雑場所でのキャッチボール等
 - ◇ 利用者への周知として公園内持込禁止物品については各ゲート入口に看板を設置する（別紙-2）。
- ③ 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。
- ④ 事件、事故または災害等が発生した場合、公園施設の保全及び公園区域内の秩序の維持と管理センターへの迅速な連絡及び報告。
- ⑤ 園内不審物の有無の確認。
- ⑥ 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成。
- ⑦ 火災、盗難及び不法不当行為の防止並びに排除。
- ⑧ 工事車両及び関係者等の区域内における出入りに関する秩序の保持。
- ⑨ 植物、施設及び清掃状況等の点検。（なお、軽微な点検とし、別途担当職員が専門的に点検を実施）
 - ◇ 樹木、芝生、草花等の生育状況及び池や流水、棚田等の修景施設（農村広場地区耕作楽園地区、棚田景観地区）の異常の有無。
 - ◇ 園路、広場の路面、路側、法面、護岸、石組及び側溝・集水桝等排水機能の状況並びに橋梁、擁壁、階段、雨水桝、マンホール、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
 - ◇ 門扉、柵、案内看板・標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。
 - ◇ 電気、放送、緊急電話、給排水設備等の異常の有無。
 - ◇ 便所、園路、広場、休憩所、等のゴミ・枯枝収集等清掃の状況。
 - ◇ 管理棟、古民家、交流館、長屋門などの建物及び休憩所休養施設等の状況。
 - ◇ 遊具の破損、劣化等の状況及びゴミ、枯枝、突起物の除去。
 - ◇ 落石、災害、事故等不測の事態発生の有無。
 - ◇ その他、入園者の安全確保、及び諸施設の管理上必要な処置並びに上記巡視に基づく簡易な修繕及び清掃等の措置。
- ⑩ 緊急車両（救急車、消防車、パトカー等）の誘導。
- ⑪ 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。
- ⑫ 水と親しめる場所（めだか池など）での利用指導、幼児・児童等の安全指導。

(2) 繁忙日巡視

繁忙日巡視は、行催事の実施計画等から多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

(3) 休園日巡視

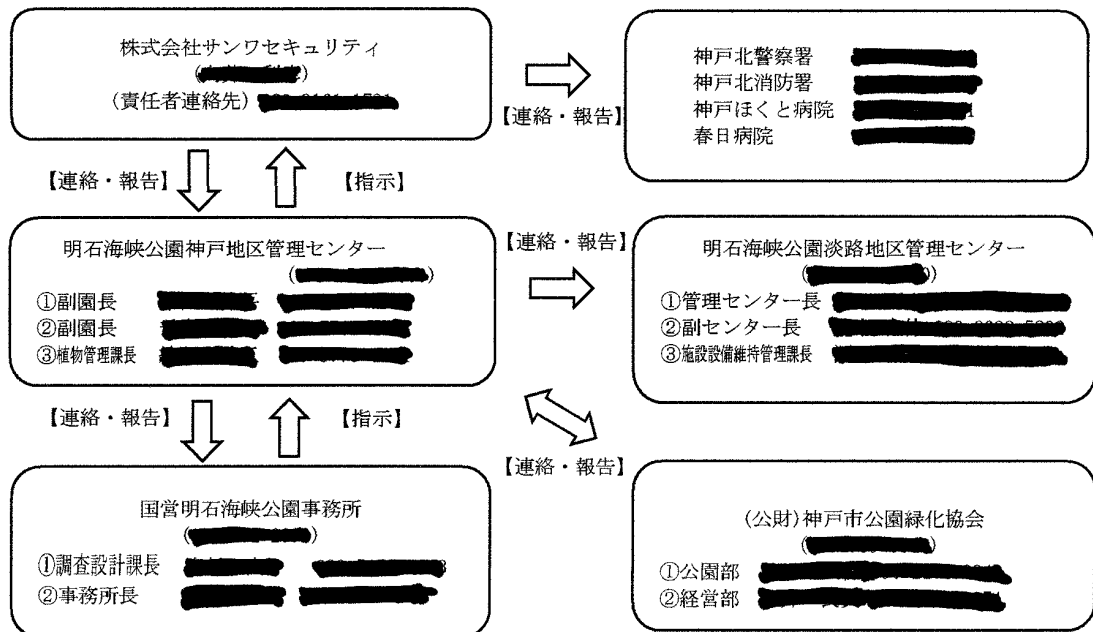
休園日巡視は、休園日において、以下のとおり園内全体の見回りを行うものとする。

- ① 管理体制

休園日は警備員（2名）による巡視を下記のとおり行う。

月 日	12月31日及び1月1日・2月の平日2日間
時 間	午前9時00分～午後5時00分
警 備 員	各日2名
業 務 内 容	門扉閉鍵の確認 公園でのたき火等の禁止行為の取締り 公園への不法侵入者の取締り 事故及び災害の予防並びに建物及び工作物の損壊防止の措置 器物の盗難防止の措置 野生動物による田畑等被害状況確認 ※ 別紙-1の主要巡視ルートにより巡視を行う。
報告及び 緊急時連絡	警備員⇄①副園長（総務・サービス担当）⇒②副園長（施設運営担当） ・報告：巡視開始及び終了時間に警備員から巡視日報（別紙-3）により報告 ・緊急時連絡：火災等の緊急時に警備員から連絡

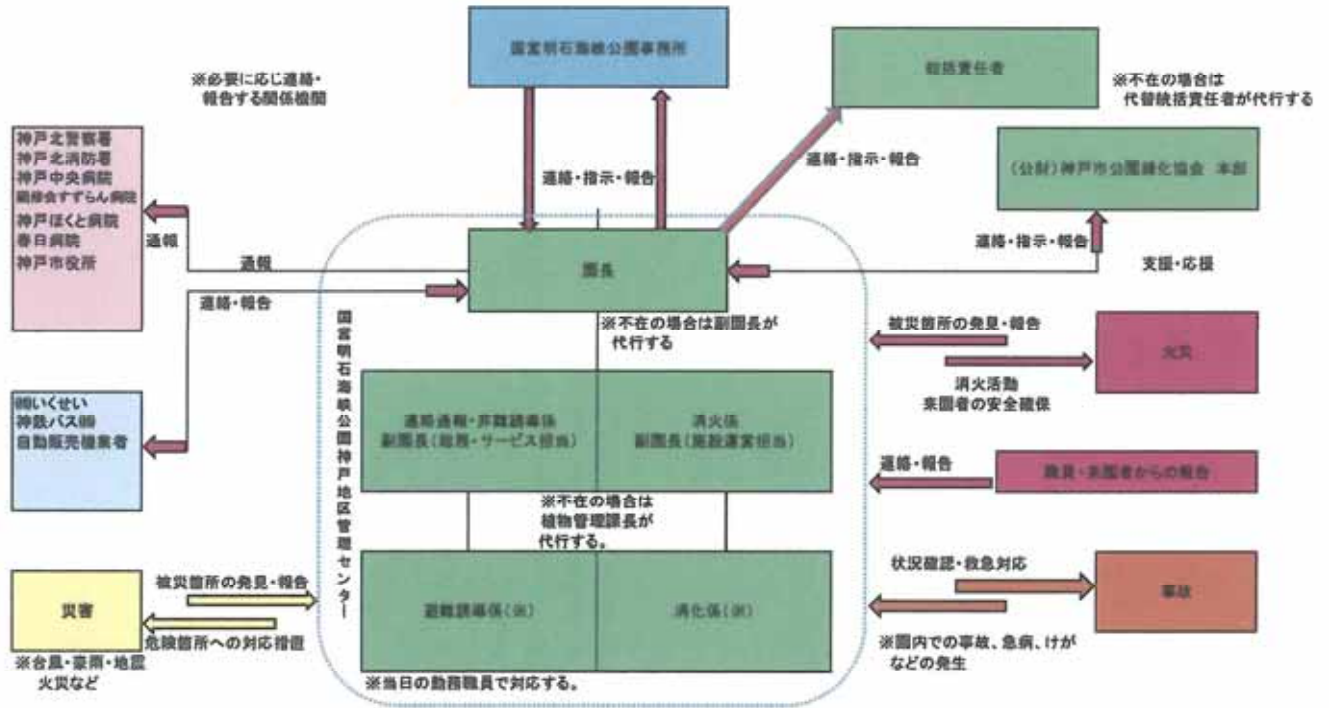
② 連絡体制



③ 緊急時連絡体制

緊急時における管理センターと関係機関の連絡は、緊急連絡体制により行う。

【緊急時連絡体制】(神戸地区)

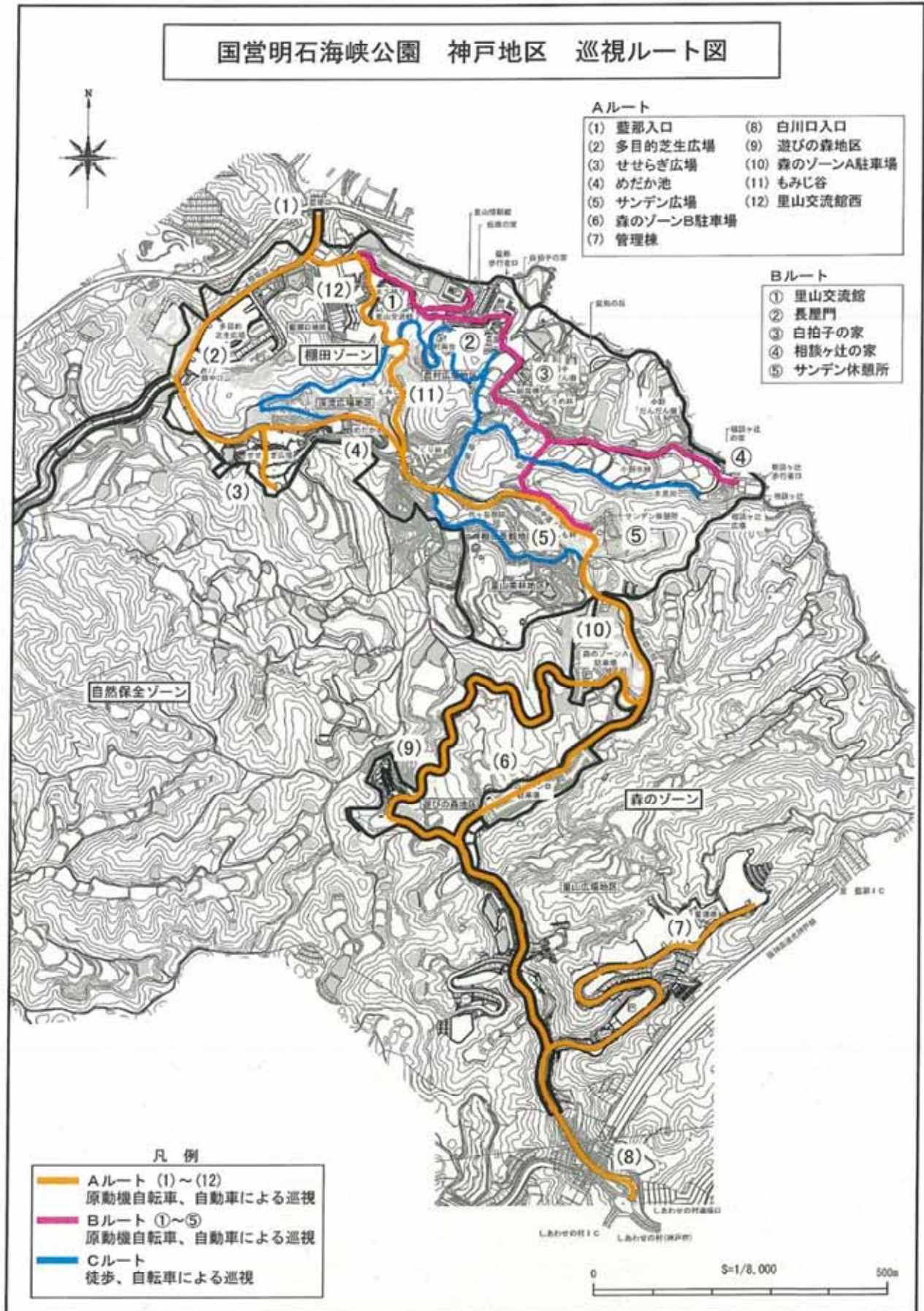


緊急連絡体制
関係連絡先一覧

【平成30年4月1日現在】

【兵庫県・神戸市公園協会グループ(元)神戸地区】	【連絡・報告する関係機関】	【必要に応じて報告連絡する関係機関】
【国産研石海峽公園神戸地区】 TEL: [Redacted] FAX: [Redacted] 総務責任者 [Redacted] 園長 [Redacted] 副園長(総務・サービス担当) [Redacted] 副園長(施設運営担当) [Redacted] 植物管理課長 [Redacted] ※(一社)神戸市公園協会 TEL: [Redacted] FAX: [Redacted]	【国土交通省 都市局 公園緑地・遊園課】 TEL: [Redacted] FAX: [Redacted] 1 園長(公園緑地課長) [Redacted] 2 副園長(施設運営課長) [Redacted] 3 園長(公園緑地課長) [Redacted]	【警察署】 TEL: 110 神戸北警察署 TEL: [Redacted] 【消防署】 TEL: 119 神戸北消防署 TEL: [Redacted]
【(公財)神戸市公園緑化協会】 TEL: [Redacted] FAX: [Redacted] 1 事務課長 [Redacted] 2 公園緑地課長 [Redacted] 3 施設課長 [Redacted]	【国産研石海峽公園事務所】 TEL: [Redacted] FAX: [Redacted] ◆事故・ケガ・その他の場合 1 園長(総務課長) [Redacted] 2 事務課長 [Redacted]	【緊急機関】 神戸中央病院 TEL: [Redacted] 神戸会済会すずらん病院 TEL: [Redacted] 神戸ほくと病院 TEL: [Redacted] 春日病院 TEL: [Redacted]
【NPO法人 あい心草の会】 【あい心草】総務課長 [Redacted] 【神楽・CA株式会社】園遊・遊園管理課長 [Redacted]	◆災害(震災・地震などの場合) 1 園長 [Redacted] 2 副園長(総務・サービス担当) [Redacted] 3 副園長(施設運営担当) [Redacted]	【防災機関】 北神生協事務所 TEL: [Redacted] 動物管理センター TEL: [Redacted] 市野良犬等 【飲食】 北神生協福祉センター TEL: [Redacted]
※緊急の連絡は、基本的に園長から優先順位は「1」～「3」 とし、不在の場合は次号者に連絡する。	【(公財)うべ市民福祉団地協会(しあわせの村)】 TEL: [Redacted] FAX: [Redacted]	【関係協力機関】 神戸市役所 TEL: [Redacted] 関西電力神戸営業所 TEL: [Redacted] 神戸市水道局北センター TEL: [Redacted] NTT西日本兵庫支店 TEL: [Redacted] (災害7111)
◆事故・ケガ・その他の場合 1 園長 [Redacted] 2 副園長(総務・サービス担当) [Redacted] 3 副園長(施設運営担当) [Redacted]	◆災害(震災・地震などの場合) 1 園長 [Redacted] 2 副園長(総務・サービス担当) [Redacted] 3 副園長(施設運営担当) [Redacted]	【その他】 警察 神戸消防センター TEL: [Redacted] 神戸市消防センター TEL: [Redacted]

- (4) 異常時巡視
園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じて巡視を行うものとする。
 - (5) 囲障巡視
囲障巡視は、囲障（L=6.0km）、門扉、柵等について、原則年に2回（2人1組で2日間）行うものとする。
 - (6) ため池巡視
池周辺の柵、門扉、堤防、水位の状況等について、月1回および大雨後巡視を行うものとする。
 - (7) 巡視日誌及び報告書
 - ① 巡視点検の結果を巡視日誌（別紙－4）に記録する。
 - ② 事故等が発生した場合は、管理センターへ（別紙－5）報告する。
- 5 管理センター職員による巡視補完業務
- (1) 巡視により施設及び構造物について異常を発見した場合は、利用禁止や立入禁止等の処置を行うとともに応急修繕等を実施する。
 - (2) 重大な事件・事故または災害等の発生を確認した際には、園内の利用規制及び利用者への案内誘導等を適切に行うとともに、遅滞なく調査職員等に報告し指示を受け、事故記録により調査職員等に報告するものとする。
 - (3) 突風や雷雨時には園内施設、看板等の安全対策を行い、状況に応じて利用者の避難誘導等を行う。
 - (4) その他、巡視員から緊急救急事案の連絡を受けた際には、「災害対策要領」、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」、「消防計画」等に基づき、適切に対応を行う。
- 6 その他関連資料
- (1) 非常電話、緊急車両進入経路、消火設備位置を事務所内に掲示し確認できるようにする。別紙－6
 - (2) 避難誘導場所を事務所内に掲示し確認できるようにする。別紙－7
 - (3) 園内車両入園は「車両入園規則」に従う。



この措置は園内での不幸な事故を未然に防ぎ、お客様が被害者はもとより加害者とならない為に行っております。ご理解のうえご協力をお願いいたします。

公園内持ち込み禁止物品

公園利用上のご案内	持ち込み禁止物品
危険物の持ち込み	花火、火薬、大量のガス器具、油脂類及び火を利用する器具類（しおさい花園、イベントでの使用を除く）、ビン類、その他劇薬に属するもの
公園内では動植物を保護していますので、釣りや採取はできません	竿、補鳥網、補虫用具、植物採取用具
全ての来園者が安全に公園を利用できるように禁止しています	槍・ナイフ等刃物、竹刀・木刀類、エアガン・モデルガン、弓矢、パチンコ、ブーメラン、模型飛行機（エンジン・モーター稼働）、金属・木製のバット及び硬球、ゴルフ用具類、スポーツカイト、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、自転車、一輪車、パラソル、ラジコンカー（エンジン・モーター稼働）小型無人機（ドローン）

※ 三輪車・幼児用足こぎ車（モーター稼働を除く）・幼児用3輪キックボード（キックバー・エンジン・モーター付は不可）保護者責任により注意しご利用下さい。なお、坂道での使用には保護者の充分な注意が必要です。

※ 草地、芝生、では使用禁止です。

※ 園内に持ち込まれた全ての物品により発生した事故及び怪我の責任は負えません。

お客様の自己責任として、安全には十分に注意して下さい。

事前に許可が必要なもの

公園利用上のご案内	事前許可物品
事前の占用許可と占用料が必要となります。	大型タープ・大型テント（2間・3間以上）、競技用ネット、カラオケ等の音響器具、

国営明石海峡公園神戸地区巡視日報

平成 年 月 日		氏名	印
記事			
巡視時間等	時 分 ～ 時 分	巡視状況	
緊急事態の場合は経過内容及び時間等を記事欄に記入			

国営明石海峡公園神戸地区巡視日誌 年 月 日 曜日(天候) (巡視員数 人)					
園長	副園長(総務・サービス担当)	副園長(施設運営担当)	植物管理課長	担当	
Aルート(里山景観)巡視		Bルート(建物群)巡視		Cルート(狭小道、川沿い)巡視	
時間	氏名	時間	氏名	時間	氏名
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
: ~ :		: ~ :		: ~ :	
巡視場所	主な内容	記事		措置結果	
園路広場	<input type="checkbox"/> 路面・路側 <input type="checkbox"/> 法面・石組				
	<input type="checkbox"/> 側溝・集水枒・マンホール				
	<input type="checkbox"/> 階段・手すり				
	<input type="checkbox"/> 杭、釘、ホース等の資器材				
	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等				
棚田・水路(川)	<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 漏水、亀裂				
	<input type="checkbox"/> 浸食 <input type="checkbox"/> ゴミ、詰り				
畑・果樹林	<input type="checkbox"/> 枯木 <input type="checkbox"/> 倒木、折木				
	<input type="checkbox"/> 動物被害				
休憩所ベンチ	<input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> ささくれ				
	<input type="checkbox"/> 突起物				
	<input type="checkbox"/> 蜘蛛の巣、鳥の糞等清掃状況				
便所	<input type="checkbox"/> 清掃状況				
	<input type="checkbox"/> トイレトペーパー				
	<input type="checkbox"/> 不審物 <input type="checkbox"/> 外壁				
柵看板	<input type="checkbox"/> 柵のぐらつき、破損、突起物				
	<input type="checkbox"/> 看板のぐらつき、破損、突起物				
遊具	<input type="checkbox"/> ゴミ、枯れ枝、資器材等危険物				
	<input type="checkbox"/> 破損、劣化・緩み				
遊び場	<input type="checkbox"/> 遊びの森				
電気給排水	<input type="checkbox"/> 電光掲示板・放送				
	<input type="checkbox"/> 非常電話				
	<input type="checkbox"/> 給排水設備				
建物外壁	<input type="checkbox"/> 里山交流館				
	<input type="checkbox"/> 木工棟(茅葺) <input type="checkbox"/> 木工棟(瓦葺)				
	<input type="checkbox"/> 農村舞台 <input type="checkbox"/> 農村舞台控室				
	<input type="checkbox"/> 里山情報館 <input type="checkbox"/> 伝庫の家				
	<input type="checkbox"/> 長屋門 <input type="checkbox"/> 白拍子の家				
	<input type="checkbox"/> 厨房棟 <input type="checkbox"/> 相談ヶ辻の家				
歩行者出入口	<input type="checkbox"/> 藍那歩行者口				
	<input type="checkbox"/> 相談ヶ辻歩行者口				
業務車両	<input type="checkbox"/> 許可証の有無				
	<input type="checkbox"/> 車両及び周辺の安全対策の措置				
水道指示数	m ³	使用料	m ³		
利用者指導、救急、その他の取り扱い事項				措置結果	

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 (地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物等)			
保護者等の見守り状況			

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

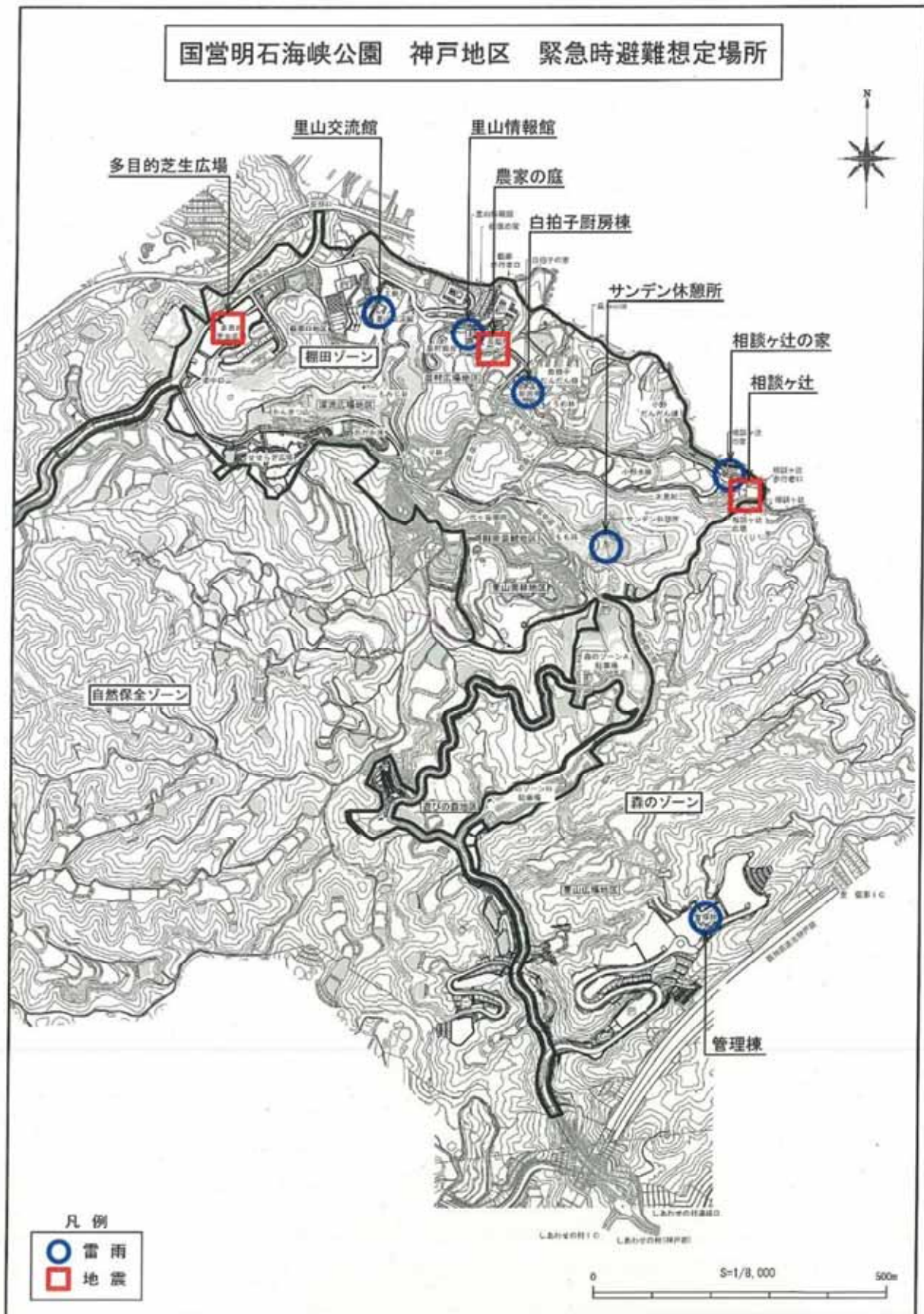
負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省	

備考

記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生 の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)



維持修繕規模(金額)の総括表

別紙(淡路)－30

<建 物>

規 模	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平 均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	2	1,173,420	0	0	2	1,026,024	1	930,000	2	1,043,148
中規模(10～50万円未満)	8	2,483,244	9	2,476,505	9	2,163,160	3	433,836	7	1,889,186
小規模(10万円未満)	25	1,084,587	17	598,351	10	407,558	9	297,246	15	596,936
計	35	4,741,251	26	3,074,856	21	3,596,742	13	1,661,082	24	3,529,270

<工作物>

規 模	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平 均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	8	5,440,956	6	4,973,940	12	8,530,276	10	7,170,894	9	6,529,017
中規模(10～50万円未満)	10	2,038,132	15	3,955,284	16	4,375,826	16	4,145,120	14	3,628,591
小規模(10万円未満)	15	646,277	10	398,498	12	793,821	7	339,746	11	544,586
計	33	8,125,365	31	9,327,722	40	13,699,923	33	11,655,760	34	10,702,193

建物及び工作物の合計

規 模	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平 均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	10	6,614,376	6	4,973,940	14	9,556,300	11	8,100,894	11	7,572,165
中規模(10～50万円未満)	18	4,521,376	24	6,431,789	25	6,538,986	19	4,578,956	22	5,517,777
小規模(10万円未満)	40	1,730,864	27	996,849	22	1,201,379	16	636,992	26	1,141,521
計	68	12,866,616	57	12,402,578	61	17,296,665	46	13,316,842	58	14,231,462

維持修繕規模(金額)による区分

<建 物>

規 模	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平 均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	2	1,173,420	0	0	2	1,026,024	1	930,000	2	1,043,148
中規模(10～50万円未満)	8	2,483,244	9	2,476,505	9	2,163,160	3	433,836	7	1,889,186
小規模(10万円未満)	25	1,084,587	17	598,351	10	407,558	9	297,246	15	596,936
計	35	4,741,251	26	3,074,856	21	3,596,742	13	1,661,082	24	3,268,483

<工作物>

規 模	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平 均	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大規模(50万円以上)	8	5,440,956	6	4,973,940	12	8,530,276	10	7,170,894	9	6,529,017
中規模(10～50万円未満)	10	2,038,132	15	3,955,284	16	4,375,826	16	4,145,120	14	3,628,591
小規模(10万円未満)	15	646,277	10	398,498	12	793,821	7	339,746	11	544,586
計	33	8,125,365	31	9,327,722	40	13,699,923	33	11,655,760	34	10,702,193

修繕履歴(建物) H26年度 - H29年度

(円)

No.	連番	起案日	年度	工種	細目	種別	件名	修繕費(税込み)	規模
1	1		26	建物	建物設備管理	建物設備管理	手で開けられるカギに取替	30,240	3
2	2		26	建物	建物管理	建物管理	制動装置の交換	72,360	3
3	3		26	建物	建物管理	建物管理	レール部が下がらないよう補強	27,000	3
4	4		26	建物	建物管理	建物管理	洗浄レバーを、ボタン式からレバー式へ取替	99,360	3
5	5		26	建物	建物管理	建物管理	ガラスの取替	15,120	3
6	6		26	建物	建物管理	建物管理	減圧弁等の交換	78,624	3
7	7		26	建物	建物管理	建物管理	・レール部が下がらないよう補強 ・応急対応として鍵のロックボタンが解除されるように調整した	21,600	3
8	8		26	建物	建物管理	建物管理	基盤取替	30,618	3
9	9		26	建物	建物管理	建物管理	代替品がないため撤去	24,840	3
10	10		26	建物	建物管理	建物管理	テントの張り替え	184,680	2
11	11		26	建物	建物管理	建物管理	四阿の柱も腐食がみられるため撤去	91,800	3
12	12		26	建物	建物管理	建物管理	UPSが使用できないため、直接電源をとり復旧	0	3
13	13		26	建物	建物設備管理	建物設備管理	給気ファンの取替	483,840	2
14	14		26	建物	建物設備管理	建物設備管理	電子膨張弁の交換	40,111	3
15	15		26	建物	遊具管理	遊具管理	チューブトンネル上部の欄のボルトのとめなおし	45,068	3
16	16		26	建物	遊具管理	遊具管理	遊具、ゴムの木部品交換	55,372	3
17	17		26	建物	遊具管理	遊具管理	代替品がないため撤去	49,680	3
18	18		26	建物	建物設備管理	建物設備管理	煙感知機から熱感知器へ変更	10,195	3
19	19		26	建物	建物管理	建物管理	屋根部材の交換	12,420	3
20	20		26	建物	建物管理	建物管理	外れた手摺の取付	28,080	3
21	21		26	建物	建物管理	建物管理	各フィールドサーバーより通信異常のエラーが出て、操作が出来なくなる。放送設備に関しては、通信エラーが出る時放送アンブの電源が入らなくなる為、応急処置として不具合が出た際にフィールドサーバーの電源を落としリセットしなければいけないため、その原因が機器自体のものなのか、LANケーブルなのかを調査する。	571,320	1
22	22		26	建物	遊具管理	遊具管理	床材の交換及びベンチ接続部の切除	473,580	2
23	23		26	建物	遊具管理	遊具管理	グリップが取れた箇所への穴埋め	63,180	3
24	24		26	建物	建物管理	建物管理	機器に絡まった異物が取り除けなかつたため、機器交換	64,800	3
25	25		26	建物	建物管理	建物管理	電源ユニットの交換	12,000	3
26	26		26	建物	建物管理	建物管理	蛇口の交換	9,687	3
27	27		26	建物	建物管理	建物管理	パーゴラテントの交換	287,280	2
28	28		26	建物	建物設備管理	建物設備管理	圧縮機、室外マイコン基板、室外HIC基板等の部品交換	283,608	2
29	29		26	建物	遊具管理	遊具管理	挟み込み箇所の補修	602,100	1
30	30		26	建物	建物管理	建物管理	制御システムパソコンのハードを新しくし再インストールする	69,700	3
31	31		26	建物	建物設備管理	建物設備管理	室内制御基板、フロートスイッチの取替	46,332	3
32	32		26	建物	建物管理	建物管理	板金パテで補修後塗装	249,696	2
33	33		26	建物	建物管理	建物管理	風速計の取替	378,000	2
34	34		26	建物	建物管理	建物管理	巾木の張り直し	86,400	3
35	35		26	建物	建物設備管理	建物設備管理	ガス漏れ箇所を修復	142,560	2
1	36		27	建物	建物管理	建物管理	換気ファンの交換	9,504	3
2	37		27	建物	建物管理	建物管理	ファンの取替	9,720	3
3	38		27	建物	建物管理	建物管理	基板およびセンサーの交換	30,618	3
4	39		27	建物	建物管理	建物管理	レバー部品の交換	7,700	3
5	40		27	建物	建物管理	建物管理	水栓用カートリッジ、パッキンの交換	13,500	3
6	41		27	建物	建物管理	建物管理	基板およびセンサーの交換	86,454	3
7	42		27	建物	遊具管理	遊具管理	ベンチ板の交換	174,312	2
8	43		27	建物	遊具管理	遊具管理	床板の交換	49,680	3
9	44		27	建物	その他施設管理	その他施設管理	スピーカーの交換、取付方角の変更	432,000	2
10	45		27	建物	建物管理	建物管理	ファンの取替	10,800	3
11	46		27	建物	建物設備管理	建物設備管理	室内基板及びファンモーターの交換	60,760	3
12	47		27	建物	建物設備管理	建物設備管理	室外機ファンモーターの交換	50,490	3
13	48		27	建物	建物管理	建物管理	モーターコントローラー、補助センサーの交換	219,240	2
14	49		27	建物	建物管理	建物管理	バキュームブローカーの取替	11,664	3
15	50		27	建物	その他施設管理	その他施設管理	止水栓の取付及び蛇口の交換	61,128	3
16	51		27	建物	建物管理	建物管理	外側センサーの交換	58,320	3
17	52		27	建物	遊具管理	遊具管理	部材、ロープの交換	257,040	2
18	53		27	建物	建物管理	建物管理	石膏ボードの交換	10,800	3
19	54		27	建物	建物管理	建物管理	ガイドレールの交換及び再溶接	266,760	2
20	55		27	建物	建物管理	建物管理	ドアクローザーの交換	41,677	3
21	56		27	建物	遊具管理	遊具管理	ローラーチェーン、開閉機スプロケットギヤ、障害物感知受信機の交換	139,590	2
22	57		27	建物	建物管理	建物管理	ドアクローザーの交換	166,763	2
23	58		27	建物	建物管理	建物管理	ギガスイッチの交換	324,000	2
24	59		27	建物	建物設備管理	建物設備管理	自動火災報知設備受信機バッテリーの交換	25,920	3
25	60		27	建物	建物管理	建物管理	フラッシュバルブ、手洗器用自動水栓コントローラーの交換	59,616	3
26	61		27	建物	その他施設管理	その他施設管理	ろ材、攪拌機の交換	496,800	2
1	62		28	建物	建物設備管理	建物設備管理	圧縮機及びマグネットスイッチの交換	294,030	2
2	63		28	建物	建物設備管理	建物設備管理	感知器、消火器、誘導灯ランプ交換	203,310	2
3	64		28	建物	建物管理	建物管理	足踏みレバー取替	17,236	3
4	65		28	建物	建物管理	建物管理	コントローラー交換(基板損傷)	91,800	3
5	66		28	建物	建物管理	建物管理	排水金具取替	9,784	3
6	67		28	建物	建物管理	建物管理	インターロッキング補修	29,808	3
7	68		28	建物	建物管理	建物管理	従動ブリー交換	6,480	3
8	69		28	建物	建物管理	建物管理	自動水栓修繕	22,680	3
9	70		28	建物	建物管理	建物管理	換気扇取替	41,472	3
10	71		28	建物	建物設備管理	建物設備管理	圧縮機他取替修理	516,024	1
11	72		28	建物	建物設備管理	建物設備管理	基板他取替修理	58,741	3
12	73		28	建物	建物設備管理	建物設備管理	基板他取替	219,240	2
13	74		28	建物	建物管理	建物管理	天井一部張替	113,400	2
14	75		28	建物	建物管理	建物管理	全面塗装	170,000	2
15	76		28	建物	建物管理	建物管理	案内看板更新	49,680	3
16	77		28	建物	建物設備管理	建物設備管理	自動ドア修理	159,840	2
17	78		28	建物	建物管理	建物管理	シャッター修繕	79,877	3
18	79		28	建物	建物管理	建物管理	チケット売り場破風・軒天修繕	290,000	2

No.	連番	起案日	年度	工種	細目	種別	件名	修繕費(税込み)	規模
19	80		28		建物	建物管理	木柱補強工事	216,000	2
20	81		28		建物	建物管理	腐食木材交換	510,000	1
21	82		28		建物	建物設備管理	バッテリー交換	497,340	2
1	83		29	建物	建物	建物設備管理	紙巻器交換 (子供の森1ヶ所、花の丘道2ヶ所:計3箇所)	34,560	3
2	84		29		建物	建物設備管理	リモコンスイッチ取替	11,145	3
3	85		29		建物	建物設備管理	給水栓修理	4,039	3
4	86		29		建物	建物設備管理	フラッシュバルブ交換	3,240	3
5	87		29		建物	建物設備管理	漏水修理	84,240	3
6	88		29		建物	建物設備管理	エアコン修理	116,316	2
7	89		29		建物	建物管理	照明器具取替	8,208	3
8	90		29		建物	建物設備管理	パイプシャッター修理	17,280	3
9	91		29		建物	建物設備管理	パイプシャッター交換	930,000	1
10	92		29		建物	建物設備管理	手動シャッター点検修理	74,400	3
11	93		29		建物	建物設備管理	空調機器部品取替	60,134	3
12	94		29		建物	建物設備管理	パイプシャッター点検修理	155,520	2
13	95		29		建物	建物管理	排煙窓点検修理	162,000	2

修繕履歴(工作物管理) H26年度 - H29年度

(円)

No.	連番	起案日	年度	工種	細目	種別	件名	修繕費	規模
1	1		26	工作物	工作物	水景施設管理	制御盤、ろ過ポンプ、攪拌モーターの交換	702,000	1
2	2		26	工作物	工作物	給水設備管理	パイプの交換	45,360	3
3	3		26	工作物	工作物	遊具管理	日除けテントの設置	169,776	2
4	4		26	工作物	工作物	その他施設管理	長距離用液面リレーの交換	95,580	3
5	5		26	工作物	工作物	遊具管理	塗装	91,410	3
6	6		26	工作物	工作物	遊具管理	ベンチ板の取替	525,700	1
7	7		26	工作物	工作物	水景施設管理	継手の交換	27,000	3
8	8		26	工作物	工作物	その他施設管理	スピーカーの交換	279,720	2
9	9		26	工作物	工作物	園路広場管理	デッキ材及び根太の取替	977,400	1
10	10		26	工作物	工作物	給水設備管理	水飲み水栓の取替	12,600	3
11	11		26	工作物	工作物	水景施設管理	水中ポンプの交換	557,280	1
12	12		26	工作物	工作物	水景施設管理	電磁開閉器の交換	16,999	3
13	13		26	工作物	工作物	自動車維持	ホースの交換	8,640	3
14	14		26	工作物	工作物	水景施設管理	インバーター交換	105,840	2
15	15		26	工作物	工作物	水景施設管理	目地シーリングのやり直し	34,560	3
16	16		26	工作物	工作物	水景施設管理	塩素滅菌ポンプの取替	183,600	2
17	17		26	工作物	工作物	遊具管理	・四連スライダー、ネットクライム、リングタワー、サンダートンネルの挟み込み危険箇所(ハザード3)の隙間をなくす	565,920	1
18	18		26	工作物	工作物	その他施設管理	非常電話1.2のハブの電源が入らず、壊れていたためLANケーブルをVoIP-TAと直接つなぐ	43,200	3
19	19		26	工作物	工作物	水景施設管理	ドレンバルブの交換	41,040	3
20	20		26	工作物	工作物	電気設備管理	灯具、ローボールの交換	367,156	2
21	21		26	工作物	工作物	電気設備管理	安定器の交換	23,965	3
22	22		26	工作物	工作物	遊具管理	プール内の再塗装	115,344	2
23	23		26	工作物	工作物	遊具管理	根太の交換及び天版サンダーかけ(キシラデ塗装)	270,216	2
24	24		26	工作物	工作物	電気設備管理	照明器具及びグローブの交換	65,383	3
25	25		26	工作物	工作物	園路広場管理	枕木撤去後、芝張り	248,400	2
26	26		26	工作物	工作物	遊具管理	再塗装背もたれ付ベンチ(1800×450×500) 11基	83,160	3
27	27		26	工作物	工作物	園路広場管理	デッキ材の交換及び根太の取替	732,240	1
28	28		26	工作物	工作物	その他施設管理	ラインユニットの取替	124,200	2
29	29		26	工作物	工作物	遊具管理	再生木材の橋へ改修	880,416	1
30	30		26	工作物	工作物	園路広場管理	アルミ複合板に印字したものを既存看板に張り付け	500,000	1
31	31		26	工作物	工作物	園路広場管理	ぐらついている柱が倒れないよう鉄金具で補強し、ぐらついている柱周辺の笠木の撤去する。	173,880	2
32	32		26	工作物	工作物	園路広場管理	利用していない案内だったため、白く塗装	20,120	3
33	33		26	工作物	工作物	園路広場管理	柱の取替	37,260	3
1	34		27	工作物	工作物	遊具管理	LEDユニット間表示データ受け渡し用ケーブル交換、インターフェイスカード交換	108,648	2
2	35		27	工作物	工作物	遊具管理	止水栓の交換	110,160	2
3	36		27	工作物	工作物	園路広場管理	部材の交換	172,800	2
4	37		27	工作物	工作物	電気設備管理	コンセントの交換	15,854	3
5	38		27	工作物	工作物	遊具管理	新規日除けテントと交換	259,200	2
6	39		27	工作物	工作物	遊具管理	溶接のやり直し	22,680	3
7	40		27	工作物	工作物	遊具管理	パイプジョイント切断部分の接続	14,364	3
8	41		27	工作物	工作物	遊具管理	ハトメの取れた日除けシートを再利用し、周囲に補強布を入れた日除けテントに加工する。	74,520	3
9	42		27	工作物	工作物	遊具管理	塗装のやり直し	64,800	3
10	43		27	工作物	工作物	遊具管理	再生木材を使用し、蹴込板をつけ、隙間を埋める	335,340	2
11	44		27	工作物	工作物	電気設備管理	安定器と灯具の交換	89,640	3
12	45		27	工作物	工作物	遊具管理	木材の交換	348,300	2
13	46		27	工作物	工作物	遊具管理	木材の交換	381,240	2
14	47		27	工作物	工作物	園路広場管理	板面の再印刷	144,720	2
15	48		27	工作物	工作物	園路広場管理	デッキ板の交換	991,440	1
16	49		27	工作物	工作物	遊具管理	部材、ネットの交換	797,040	1
17	50		27	工作物	工作物	遊具管理	部材の交換	862,056	1
18	51		27	工作物	工作物	遊具管理	丸棒を溶接し、隙間を埋める。部材の交換	405,000	2
19	52		27	工作物	工作物	遊具管理	ザイルロープの交換	245,700	2
20	53		27	工作物	工作物	遊具管理	木材の交換	395,496	2
21	54		27	工作物	工作物	遊具管理		244,728	2
22	55		27	工作物	工作物	遊具管理	シャッター全体の交換	945,000	1
23	56		27	工作物	工作物	園路広場管理	ワイヤの補修及びカバーの設置	46,008	3
24	57		27	工作物	工作物	給水設備管理	圧力計の交換	11,880	3
25	58		27	工作物	工作物	電気設備管理	グローブと灯具の交換	23,652	3
26	59		27	工作物	工作物	遊具管理	ブランケットシャフトの受軸部品の交換	189,540	2
27	60		27	工作物	工作物	遊具管理	塗装のやり直し	477,792	2
28	61		27	工作物	工作物	遊具管理	木材の交換	136,620	2
29	62		27	工作物	工作物	園路広場管理	アルミ複合板に印字したものを既存看板に張り付け	540,000	1
30	63		27	工作物	工作物	園路広場管理	板面の貼り直し、サインの再印刷	35,100	3
31	64		27	工作物	工作物	遊具管理	再生木材へ交換	838,404	1
1	65		28	工作物	工作物	園路広場管理	枕木の交換	347,760	2
2	66		28	工作物	工作物	園路広場管理	土留め木材の交換	112,536	2
3	67		28	工作物	工作物	水景施設管理	圧力スイッチ交換	35,640	3
4	68		28	工作物	工作物	遊具管理	滑り止め加工	123,120	2
5	69		28	工作物	工作物	園路広場管理	ウッドデッキ床面 構造合板貼り	266,760	2
6	70		28	工作物	工作物	給水設備管理	散水栓改修	71,604	3
7	71		28	工作物	工作物	給水設備管理	漏水修繕	71,280	3
8	72		28	工作物	工作物	電気設備管理	通信障害修繕	99,360	3
9	73		28	工作物	工作物	遊具管理	ネット交換	194,400	2
10	74		28	工作物	工作物	園路広場管理	腐食木材取替	498,960	2
11	75		28	工作物	工作物	水景施設管理	ペーリング交換	125,280	2

No.	連番	起案日	年度	工種	細目	種別	件名	修繕費	規模
12	76		28		工作物	遊具管理	電動三方弁取替	172,800	2
13	77		28		工作物	園路広場管理	床取替	498,000	2
14	78		28		工作物	遊具管理	日除けテント改良	886,032	1
15	79		28		工作物	遊具管理	木材補修・塗装	91,800	3
16	80		28		工作物	遊具管理	FRP補修・塗装	689,472	1
17	81		28		工作物	遊具管理	日除けテント張替	65,880	3
18	82		28		工作物	遊具管理	転落防止柵補修・塗装他	187,790	2
19	83		28		工作物	遊具管理	塗装修繕・塗装	564,472	1
20	84		28		工作物	水景施設管理	濾過ポンプ整備	561,600	1
21	85		28		工作物	遊具管理	腐食木材取替	734,400	1
22	86		28		工作物	遊具管理	遊具補修他	531,576	1
23	87		28		工作物	水景施設管理	薬注ポンプ更新他	766,800	1
24	88		28		工作物	遊具管理	ゴムチップ舗装補修	720,684	1
25	89		28		工作物	遊具管理	真砂土補充	65,340	3
26	90		28		工作物	遊具管理	橋梁手摺 笠木・手摺柵取替え	710,000	1
27	91		28		工作物	その他施設管理	集水樹修繕	45,360	3
28	92		28		工作物	その他施設管理	看板張り替え	54,000	3
29	93		28		工作物	その他施設管理	看板更新	271,620	2
30	94		28		工作物	電気設備管理	照明灯点検・修繕	65,037	3
31	95		28		工作物	遊具管理	腐食木材取替	840,240	1
32	96		28		工作物	その他施設管理	スピーカー交換	972,000	1
33	97		28		工作物	遊具管理	日除け張替	44,280	3
34	98		28		工作物	遊具管理	濾過ポンプ修理	113,400	2
35	99		28		工作物	遊具管理	木材交換	477,360	2
36	100		28		工作物	園路広場管理	園路改修工事	496,800	2
37	101		28		工作物	遊具管理	橋梁手摺 笠木・手摺柵取替え	553,000	1
38	102		28		工作物	遊具管理	看板更新	84,240	3
39	103		28		工作物	その他施設管理	フェンス補修	207,360	2
40	104		28		工作物	その他施設管理	サイン表示更新	281,880	2
1	105		29	工作物	工作物	水景施設管理	部材交換	108,000	2
2	106		29		工作物	遊具管理	部材取替	34,560	3
3	107		29		工作物	その他施設管理	スピーカー取替	259,200	2
4	108		29		工作物	電気設備管理	調査修理	194,400	2
5	109		29		工作物	遊具管理	ポンプ取替	200,880	2
6	110		29		工作物	園路広場管理	ガーデンライト修繕	30,240	3
7	111		29		工作物	その他施設管理	腐食木材取替	377,000	2
8	112		29		工作物	遊具管理	ネット張替	678,564	1
9	113		29		工作物	遊具管理	テント張替	257,580	2
10	114		29		工作物	遊具管理	日除け張替	130,680	2
11	115		29		工作物	遊具管理	遊具塗装	488,052	2
12	116		29		工作物	遊具管理	ゴムチップ舗装補修	657,720	1
13	117		29		工作物	水景施設管理	漏水修理	216,000	2
14	118		29		工作物	遊具管理	デッキ補修	580,000	1
15	119		29		工作物	遊具管理	ゴムチップ舗装補修	341,280	2
16	120		29		工作物	遊具管理	日除けテント改修	777,600	1
17	121		29		工作物	遊具管理	縁取り塗装	150,768	2
18	122		29		工作物	遊具管理	ゴムマット交換	421,200	2
19	123		29		工作物	遊具管理	玉付きロープ交換	540,000	1
20	124		29		工作物	園路広場管理	野外ステージ床板補修	195,480	2
21	125		29		工作物	園路広場管理	腐食木材取替	781,920	1
22	126		29		工作物	園路広場管理	看板更新	59,400	3
23	127		29		工作物	遊具管理	遊具塗装	915,170	1
24	128		29		工作物	園路広場管理	インターロッキング補修	77,760	3
25	129		29		工作物	水景施設管理	電極設備修理	61,560	3
26	130		29		工作物	遊具管理	地際パイプ補強	378,000	2
27	131		29		工作物	遊具管理	設置面補修	189,000	2
28	132		29		工作物	遊具管理	ネット張替	820,800	1
29	133		29		工作物	園路広場管理	ゲート取替	237,600	2
30	134		29		工作物	園路広場管理	腐食木材交換	697,680	1
31	135		29		工作物	その他施設管理	スピーカー取替	721,440	1
32	136		29		工作物	遊具管理	漏水修理	64,800	3
33	137		29		工作物	遊具管理	ゴムカバー交換	11,426	3

修繕履歴(建物) H28年度 - H29年度

(円)

No.	連番	起案日	年度	工種	細目	種別	件名	修繕費	規模
1		4/18	28	建物	建物管理	建物設備管理	電気引き込み工事	184,300	2
2		5/20	28	建物	建物管理	建物設備管理	コンセント取付位置嵩上げ作業	8,000	3
3		5/27	28	建物	建物管理	建物設備管理	プレハブ屋外流し台給水配管作業	52,000	3
4		4/27	28	建物	建物管理	建物設備管理	手洗いシンク排水他工事	90,000	3
5		5/23	28	建物	建物管理	建物管理	屋根等設置工事	610,000	1
6		6/15	28	建物	建物管理	建物設備管理	仮設トイレ電源工事	47,080	3
7		6/30	28	建物	建物管理	建物設備管理	管理事務所屋外給水栓補修他	52,000	3
8		7/19	28	建物	建物管理	建物管理	里山交流館他外壁補修	10,919	3
9		5/26	28	建物	建物管理	建物設備管理	上下水道補修	72,000	3
10		8/22	28	建物	建物管理	建物設備管理	サントイレオストメイト用シャワー補修	20,000	3
11		10/26	28	建物	建物管理	建物管理	洗濯機置場屋根等取付	75,000	3
12		11/11	28	建物	建物管理	建物設備管理	管理棟給湯器漏水修理	25,000	3
13		10/28	28	建物	建物管理	建物設備管理	放送設備用プログラマー修繕	15,000	3
14		1/18	28	建物	建物管理	建物設備管理	管理棟給湯器等補修	59,000	3
15		1/16	28	建物	建物管理	建物設備管理	凍結破損応急対応及び防凍処置	440,000	2
16		2/16	28	建物	建物管理	建物設備管理	凍結破損補修	68,000	3
17		1/15	28	建物	建物管理	建物管理	厨房棟大型冷蔵庫屋根・側面波板取付	91,681	3
18		1/15	28	建物	建物管理	建物管理	厨房棟屋根波板取付	71,426	3
19		2/20	28	建物	建物管理	建物設備管理	動力冷凍庫用電源工事	16,000	3
20		3/13	28	建物	建物管理	建物管理	農村舞台 舞台支柱製作	66,000	3
21		4/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 4月	16,000	3
22		4/1	29	建物	建物管理	建物管理	仮設トイレリース	135,280	2
23		4/10	29	建物	建物管理	建物管理	長屋門横トイレベント塗装	61,530	3
24		5/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 5月	16,000	3
25		5/18	29	建物	建物管理	建物管理	仮設トイレ汲取り	40,000	3
26		6/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 6月	16,000	3
27		6/17	29	建物	建物管理	建物管理	白拍子の家デッキ・濡れ縁塗装作業	48,579	3
28		7/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 7月	16,000	3
29		8/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 8月	16,000	3
30		8/20	29	建物	建物管理	建物管理	仮設トイレ汲取り	40,000	3
31		8/10	29	建物	建物管理	建物設備管理	留守応答装置設置他	137,000	2
32		6/15	29	建物	建物管理	建物管理	踏み板作成及び設置	87,158	3
33		9/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 9月	16,000	3
34		11/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	長屋門給湯器補修	88,000	3
35		10/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 10月	16,000	3
36		11/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 11月	16,000	3
37		11/27	29	建物	建物管理	建物管理	仮設トイレ汲取り	40,000	3
38		11/1	29	建物	建物管理	建物管理	木工棟・伝庫の家茅葺棟修理	100,000	2
39		12/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 12月	16,000	3
40		12/10	29	建物	建物管理	建物設備管理	トイレ絶縁不良調査	20,000	3
41		1/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 1月	16,000	3
42		1/12	29	建物	建物管理	建物設備管理	園内凍結漏水補修(1月)	80,000	3
43		2/15	29	建物	建物管理	建物管理	仮設トイレ汲取り	40,000	3
44		2/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 2月	16,000	3
45		2/2	29	建物	建物管理	建物設備管理	園内凍結漏水補修(2月)	40,000	3
46		1/16	29	建物	建物管理	建物設備管理	トイレ照明器具補修	18,000	3
47		2/13	29	建物	建物管理	建物設備管理	分電盤点検	250,000	2
48		2/16	29	建物	建物管理	建物設備管理	空調機・全熱交換機点検	228,000	2
49		2/16	29	建物	建物管理	建物設備管理	和室 ハウジングエアコン修理	89,770	3
50		2/16	29	建物	建物管理	建物設備管理	木工棟スプリンクラー修繕工事	243,000	2
51		2/6	29	建物	建物管理	建物設備管理	農家のにわ便所ヘッド取替工事	197,000	2
52		2/16	29	建物	建物管理	建物設備管理	木工棟スプリンクラー修繕工事2	291,000	2
53		3/5	29	建物	建物管理	建物設備管理	農家のにわ便所ヘッド取替工事2	239,000	2
54		3/1	29	建物	建物管理	建物設備管理	火災機械警備 3月	16,000	3
55		3/8	29	建物	建物管理	建物設備管理	園内凍結漏水補修(3月)	190,000	2
56		2/9	29	建物	建物管理	建物管理	掲示板作製	190,000	2

修繕履歴(工作物) H28年度 - H29年度

(円)

No.	連番	起案日	年度	工種	細目	種別	件名	修繕費	規模
1	1	4/1	28	工作物	工作物管理	その他施設管理	機械修理	48,650	3
2	2	5/10	28	工作物	工作物管理	その他施設管理	獣害電柵看板製作	40,000	3
3	3	5/10	28	工作物	工作物管理	その他施設管理	看板製作他	72,000	3
4	4	6/3	28	工作物	工作物管理	その他施設管理	園内看板製作	625,440	1
5	5	5/23	28	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	杉皮垣・あやめ垣他	300,000	2
6	6	8/23	28	工作物	工作物管理	給水施設維持修繕	代が谷給水設備他	284,000	2
7	7	9/15	28	工作物	工作物管理	その他施設管理	看板製作他	62,780	3
8	8	9/15	28	工作物	工作物管理	その他施設管理	解説看板設置	92,400	3
9	9	10/19	28	工作物	工作物管理	給水施設維持修繕	小野畑 散水栓移設	90,000	3
10	10	10/26	28	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	みかん園階段補修工事	80,000	3
11	11	11/7	28	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	長屋門バス停留所舗装補修	45,000	3
12	12	1/18	28	工作物	工作物管理	その他施設管理	水中ポンプ修理	23,000	3
13	13	2/24	28	工作物	工作物管理	給水施設維持修繕	水栓柱撤去	110,000	2
14	14	3/9	28	工作物	工作物管理	給水施設維持修繕	水槽バルブ取付	72,800	3
15	15	5/6	29	工作物	工作物管理	給水施設維持修繕	遊びの森他水栓漏水補修	18,000	3
16	16	5/1	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	3tミニショベル レンタル	119,000	2
17	17	6/28	29	工作物	工作物管理	給水施設維持修繕	遊びの森水飲み台給水栓取替	42,000	3
18	18	7/3	29	工作物	工作物管理	その他維持修繕	機械レンタル	69,445	3
19	19	9/5	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	くり林 階段補修他	92,000	3
20	20	8/28	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	スズメバチ防除作業	30,000	3
21	21	9/6	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	スズメバチ防除作業	20,000	3
22	22	9/15	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	スズメバチ防除作業	25,000	3
23	23	9/25	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	ビニールハウス設置	640,000	1
24	24	9/1	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	3tミニショベル レンタル	121,500	2
25	25	10/15	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	汚水マンホール蓋取替	90,000	3
26	26	10/26	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	アシナガバチ駆除作業	25,000	3
27	27	10/28	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	3tミニショベル レンタル	121,500	2
28	28	12/01	29	工作物	工作物管理	給水施設維持修繕	ビニールハウス用給水配管引き込み	70,000	3
29	29	10/24	28	工作物	工作物管理	その他維持修繕	トラクターロータリー油漏れ修理	61,112	3
30	30	12/8	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	トラムカー停留所アクリル部分交換	24,000	3
31	31	12/28	29	工作物	工作物管理	その他維持修繕	リヤ-整備代	2,925	3
32	32	12/28	29	工作物	工作物管理	その他維持修繕	リヤ-修理	4,312	3
33	33	1/22	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	あいな里山公園ロープ 柵調査業務一式	160,000	2
34	34	1/20	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	水田畦修理・水田整備費用一式	91,112	3
35	35	01/22	29	工作物	工作物管理	園路・広場維持修繕	3tミニショベル レンタル	243,000	2
36	36	01/18	29	工作物	工作物管理	汚水施設維持修繕	汚水中継ポンプ保守点検業務	48,500	3
37	37	01/18	29	工作物	工作物管理	汚水施設維持修繕	汚水処理施設補修点検業務	177,000	2
38	38	2/25	29	工作物	工作物管理	その他維持修繕	オオムラサキ飼育ケージ	505,000	1
39	39	2/23	29	工作物	工作物管理	遊具維持修繕	遊具点検	91,000	3
40	40	2/23	29	工作物	工作物管理	遊具維持修繕	遊具補修	50,000	3

清掃場所・箇所・内容・方法等

平成26年度 予定表

工種	種別	細目	数量		細別	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	最繁忙期清掃		日	8人/日	
	巡回清掃(2)	繁忙期清掃		日	7人/日	
	巡回清掃(3)	通常期清掃(1)		日	6人/日	
	巡回清掃(4)	通常期清掃(2)		日	5人/日	
	巡回清掃(5)	閑散期清掃		日	4人/日	
	巡回清掃(6)		3	日	3人/日	
	巡回清掃(7)		51	日	2人/日	
	巡回清掃(8)		307	日	1人/日	
	雑工	清掃員		人		
	残業手当分	清掃員		h		
一般清掃計			361	日		
			0	人		
			0.0	h		
ごみ処理工	園内ゴミ回収		4	日	2回/日	
	園内ゴミ回収(2)		357	日	1回/日	
	園内ゴミ搬出(A)			回		
	園内ゴミ搬出(B)			回		
	園内ゴミ搬出(C)			回		
ごみ処理工計			361	日		
			0	回		
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	3	日	4人/日	
		便所清掃(2)	55	日	3人/日	
		便所清掃(3)	303	日	2人/日	
		便所清掃(4)		日	1人/日	
		便所清掃(5)		日	5人/日	
	便所清掃雑工	清掃員		人		
	残業手当分	清掃員		h		
便所清掃計			361	日		
			0	人		
			0.00	h		
計			1083	日		
			0	人		
			0	回		
			0.00	h		

清掃場所・箇所・内容・方法等

平成27年度

工種	種別	細目	数量		細別	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	最繁忙期清掃		日	8人/日	
	巡回清掃(2)	繁忙期清掃		日	7人/日	
	巡回清掃(3)	通常期清掃(1)		日	6人/日	
	巡回清掃(4)	通常期清掃(2)		日	5人/日	
	巡回清掃(5)		4	日	4人/日	
	巡回清掃(6)		58	日	3人/日	
	巡回清掃(7)		115	日	2人/日	
	巡回清掃(8)		185	日	1人/日	
	雑工	清掃員		人		
	残業手当分	清掃員		h		
一般清掃計			362	日		
			0	人		
			0.0	h		
ごみ処理工	園内ゴミ回収		3	日	2回/日	
	園内ゴミ回収(2)		359	日	1回/日	
	園内ゴミ搬出(A)			回		
	園内ゴミ搬出(B)			回		
	園内ゴミ搬出(C)			回		
ごみ処理工計			362	日		
			0	回		
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	5	日	4人/日	
		便所清掃(2)	104	日	3人/日	
		便所清掃(3)	253	日	2人/日	
		便所清掃(4)		日	1人/日	
		便所清掃(5)		日	5人/日	
	便所清掃雑工	清掃員		人		
	残業手当分	清掃員		h		
便所清掃計			362	日		
			0	人		
			0.00	h		
計			1086	日		
			0	人		
			0	回		
			0.00	h		

清掃場所・箇所・内容・方法等

平成28年度

工種	種別	細目	数量	細別	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	最繁忙期清掃		日	8人/日
	巡回清掃(2)	繁忙期清掃		日	7人/日
	巡回清掃(3)	通常期清掃(1)		日	6人/日
	巡回清掃(4)	通常期清掃(2)		日	5人/日
	巡回清掃(5)	閑散期清掃		日	4人/日
	巡回清掃(6)		6	日	3人/日
	巡回清掃(7)		57	日	2人/日
	巡回清掃(8)		298	日	1人/日
	雑工	清掃員		人	
	残業手当分	清掃員		h	
一般清掃計			361	日	
			0	人	
			0.0	h	
ごみ処理工	園内ゴミ回収			日	2回/日
	園内ゴミ回収(2)		361	日	1回/日
	園内ゴミ搬出(A)			回	
	園内ゴミ搬出(B)			回	
	園内ゴミ搬出(C)			回	
ごみ処理工計			361	日	
			0	回	
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	6	日	4人/日
		便所清掃(2)	73	日	3人/日
		便所清掃(3)	282	日	2人/日
		便所清掃(4)		日	1人/日
		便所清掃(5)		日	5人/日
	便所清掃雑工	清掃員		人	
	残業手当分	清掃員		h	
便所清掃計			361	日	
			0	人	
			0.00	h	
計			1083	日	
			0	人	
			0	回	
			0.00	h	

清掃場所・箇所・内容・方法等

工種	種別	細目	数量	細別	規格
一般清掃	巡回清掃(1)	最繁忙期清掃		日	8人/日
	巡回清掃(2)	繁忙期清掃		日	7人/日
	巡回清掃(3)	通常期清掃(1)		日	6人/日
	巡回清掃(4)	通常期清掃(2)		日	5人/日
	巡回清掃(5)	閑散期清掃		日	4人/日
	巡回清掃(6)		2	日	3人/日
	巡回清掃(7)		44	日	2人/日
	巡回清掃(8)		315	日	1人/日
	雑工	清掃員		人	
	残業手当分	清掃員		h	
一般清掃計			361 0 0.0	日 人 h	
ごみ処理工	園内ゴミ回収			日	2回/日
	園内ゴミ回収(2)		361	日	1回/日
	園内ゴミ搬出(A)			回	
	園内ゴミ搬出(B)			回	
	園内ゴミ搬出(C)			回	
ごみ処理工計			361 0	日 回	
便所清掃	便所清掃	便所清掃(1)	6	日	4人/日
		便所清掃(2)	71	日	3人/日
		便所清掃(3)	284	日	2人/日
		便所清掃(4)		日	1人/日
		便所清掃(5)		日	5人/日
	便所清掃雑工	清掃員		人	
	残業手当分	清掃員		h	
便所清掃計			361 0 0.00	日 人 h	
計			1083 0 0 0.00	日 人 回 h	

清掃場所・箇所・内容・方法等

平成28年度

工種	種別	細目	数量		細別	規格
一般清掃	建物清掃		311	日	3人/日	
	園地広場清掃		307	日	3人/日	
一般清掃計			618	日		
			0	人		
			0.0	h		
便所清掃	便所清掃		307	日	3人/日	
便所清掃計			307	日		
			0	人		
			0	h		
計			925	日		
			0	人		
			0	回		
			0.00	h		

清掃場所・箇所・内容・方法等

平成29年度 予定表

工種	種別	細目	数量	単位	細別	規格
一般清掃	建物清掃		360	日	3人/日	
	園地広場清掃		360	日	3人/日	
一般清掃計			720	日		
			0	人		
			0.0	h		
便所清掃	便所清掃		360	日	3人/日	
便所清掃計			360	日		
			0	人		
			0.00	h		
計			1080	日		
			0	人		
			0	回		
			0.00	h		

廃棄物の取り扱い

別紙(淡路) - 32

【平成26年度】一般廃棄物数量

単位 [Kg]

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	170		170				40		80		260	40
2日	140		150		500	120	120				10	
3日	70				60		70				70	
4日	70				50		10		130	80	30	
5日			1,350	420	80				50		50	
6日			300		0				50			
7日	550	50	280				340	100	80			
8日	100		180				20		50		210	10
9日	30		50		580	60	60				40	
10日	100				60		30				50	
11日	90				160		0		0	0	40	
12日			200	180	30				20		60	
13日			130		100				130			
14日	530	90	50				140	10	140			
15日	80		80				100		100		340	20
16日	60		40		280	100	70				180	
17日	40				60		100				40	
18日	70				150		80		460	210	40	
19日			650	110	40				110		50	
20日			80		130				0			
21日	600	100	120				310	20	150			
22日	220		80				200		110		300	20
23日	40		30		330	40	60				70	
24日	60				50		90				160	
25日	30				70		70		290	90	30	
26日			360	100	100				100		60	
27日			0		60				70			
28日	450	180	70				250	130	100			
29日	50		80				50		40		370	30
30日	60		170		240	120	40				160	
31日							80					
月計	3,610	420	4,620	810	3,130	440	2,330	260	2,260	380	2,620	120

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	70				260	20						
2日	50				60		0		180	10	200	10
3日	40		150	0	220				0		90	
4日			70		80				10		40	
5日			50		200		220		120		100	
6日	260	10	60				60		60		90	
7日	30		70				10					
8日	60				380	20	100					
9日	70				160		130		100	10	340	10
10日	50		140	10	230				50		100	
11日			70		150				80		40	
12日			60		20		250	30	90		120	
13日	350		60				150		60		90	
14日	30	20	70				30					
15日	50				480	0	170					
16日	50				80		0		220	10	130	10
17日	60		270	20	0				90		70	
18日			100		210				40		60	
19日			70		150		380	30	40		30	
20日	330	10	70				120		60		30	
21日	40		100				70					
22日	70				280	30	70					
23日	40				60		40		280	30		
24日	40		300	10	80				20			
25日			70		30				130			
26日			70		160		120	20	70			
27日	240	10	80				60		90			
28日	100		100				40					
29日	60				350	30	10					
30日	70				40		40					
31日	70				30							
月計	2,230	50	2,030	40	3,710	100	2,070	80	1,790	60	1,530	30

廃棄物の取り扱い

【平成27年度】一般廃棄物数量

単位 [Kg]

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	120		160		520	210	70				100	
2日	60				100		0				20	
3日	180				60		150		210	50	60	
4日			1,080	560	30				70		50	
5日			340		60				30			
6日	830	270	650				120	40	30			
7日	290		440				0		60		120	40
8日	120		80		170	110	60				40	
9日	170				40		40				60	
10日	170				0		50		200	70	20	
11日			640	440	70				30		40	
12日			100		20				80			
13日	860	180	30				350	50	50			
14日	230		80				20		40		280	40
15日	90		90		380	90	30				60	
16日	60				30		80				40	
17日	60				40		0		350	100	20	
18日			680	170	70				30		0	
19日			120		30				120			
20日	460	100	100				220	80	40			
21日	180		80				200		40		450	40
22日	70		70		260	30	80				380	
23日	80				50		0				320	
24日	120				30		50		260	120	210	
25日			520	200	60				60		70	
26日			100		30				20			
27日	830	250	70				160	60	60			
28日	130		80				40		40		280	160
29日	120		70		250	40	40				40	
30日	280				40		80				60	
31日							40		350	40		
月計	5,510	800	5,580	1,370	2,340	480	1,880	230	2,170	380	2,720	280

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	40				30				120	10	40	
2日	20		200	40	10				30		30	
3日			90		40				0		40	
4日			100		40		50	20	40		20	
5日	320	50	80				30		40			
6日	70		70				60					
7日	40				100	20	30				60	50
8日	20				30		40		90	10	30	
9日	50		220	10	60				30		10	
10日			10		40				20		50	
11日			60		30		120	20	20		20	
12日	360	60	20				70		40			
13日	150		40				50					
14日	60				80	10	50				80	10
15日	30				30		50		60	20	10	
16日	30		200	20	50				40		40	
17日			60		80				50		30	
18日			80		60		40	20	10		30	
19日	220	60	30				50		20			
20日	70		30				60					
21日	60				80	10	20				130	20
22日	50				150		30		70	20	60	
23日	30		220	30	20				30		10	
24日			10		60				10		40	
25日			80		40		70	20	20		30	
26日	220	100	40				20		20			
27日	50		30				50					
28日	40				150	30	40				100	0
29日	70				20		20		70	10	40	
30日	60		180	10	10							
31日					100							
月計	2,060	270	1,850	110	1,310	70	950	80	830	70	900	80

廃棄物の取り扱い

【平成28年度】一般廃棄物数量

単位 [Kg]

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日	150				50		40		280	60	60	
2日			720	160	30				30		30	
3日			210		50				40			
4日	510	80	200				70	20	30			
5日	130		420				50		30		320	40
6日	180		560		260	40	30				30	
7日	110				40		30				40	
8日	60				60		40		200	30	40	
9日			150	190	30				70		70	
10日			40		50				40			
11日	580	130	40				220	30	60			
12日	200		30				40		60		350	90
13日	90		30		280	30	70				40	
14日	60				90		90				40	
15日	80				30		30		360	130	60	
16日			550	120	20				70		30	
17日			90		50				60			
18日	370	20	50				300	40	50			
19日	90		20				200		60		420	120
20日	110		80		320	30	60				90	
21日	80				50		30				20	
22日	100				30		20		320	80	70	
23日			330	30	50				90		80	
24日			60		80				70			
25日	250	80	60				440	30	40			
26日	100		30				50		50		240	80
27日	110		50		280	80	30				70	
28日	60				80		180				150	
29日	90				40		30		240	20	50	
30日			240	30	50				30		50	
31日			60						160			
月計	3,510	310	4,020	530	2,020	180	2,050	120	2,440	320	2,350	330

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日			120		100				40		30	
2日			30		70		40		40		30	
3日	300	40	60				60		30		30	
4日	180		80				0					
5日	30				70	20	180					
6日	200				80		30		50	10	70	10
7日	30		180	50	50				90		40	
8日			40		30				40		30	
9日			50		50		200	20	60		40	
10日	320	40	20				60		20		20	
11日	120		30				30					
12日	90				140	30	70					
13日	30				80		70		150	20	60	20
14日	10		170	70	60				20		20	
15日			60		70				30		30	
16日			30		30		100	10	70		40	
17日	240	60	30				60		30		20	
18日	40		90				10					
19日	60				360	20	40					
20日	40				40		30		120	10	50	20
21日	40		380	30	50				40		30	
22日			60		170				70		40	
23日			60		20		110	40	50		40	
24日	220	50	60				30		50		30	
25日	40		80				40					
26日	40				120	30	30					
27日	30				50		70		220	20	60	20
28日	250		240	10	60				40		30	
29日			40		40						20	
30日			70		40		100	10			40	
31日	420	50				20	30				30	
月計	2,730	240	1,980	160	1,780	120	1,390	80	1,260	60	830	70

廃棄物の取り扱い

【平成29年度】一般廃棄物数量

単位 [Kg]

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日			480	80	60				110		50	
2日			50		90				30			
3日	320	60	60				200	30	30			
4日	80		490				50		30		250	40
5日	90		620		290	30	20				60	
6日	50		580		90		80				60	
7日	50				40		40		180	40	30	
8日			440	550	30				0		100	
9日			210		70				30			
10日	280	50	60				160	40	40			
11日	80		40				60		70		200	30
12日	20		50		180	40	30				90	
13日	50				60		50				40	
14日	60				50		20		250	50	40	
15日			290	100	60				90		60	
16日			80		30				80			
17日	440	60	40				180	50	100			
18日	60		30				130		60		40	30
19日	90		50		280	60	100				180	
20日	30				80		20				70	
21日	40				50		30		180	70	70	
22日			260	120	40				60		60	
23日			150		50				40			
24日	380	60	40				460	180	40			
25日	40		80				140		10		340	40
26日	50		50		260	30	40				70	
27日	150				100		30				30	
28日	40				60		10		340	40	50	
29日			400	80	30				50		30	
30日			90		30				30			
31日			30				150	40	70			
月計	2,400	230	4,670	930	2,030	160	2,000	340	1,920	200	1,920	140

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ	可燃ゴミ	不燃ゴミ
1日			50		60				50		30	
2日	320	30	60						30		20	
3日	130		80									
4日	70				280	20	150	20				
5日	30				40		40		160	10	80	20
6日	40		380	80	30				10		20	
7日			80		40				0		40	
8日			120		110		60	10	50		50	
9日	300	40	120				40		50		30	
10日	150		80				70					
11日	30				50	20	30					
12日	30				120		50		170	10	90	20
13日	80		250	40	30				30		20	
14日			130		50				40		20	
15日			20		130		180	10	30		10	
16日	180	70	30				50		80		20	
17日	60		50				40					
18日	80				110	10	80					
19日	20				40		80		150	20	100	10
20日	70		260	20	80				140		10	
21日			50		40				40		20	
22日			30		40		150	30	30		30	
23日	150	20	80				30		40		20	
24日	40		80				50					
25日	20				180	10	40					
26日	60				40		40		280	20	120	20
27日	50		300	30	50				120		30	
28日			90		30				110		40	
29日			50		40	10	120	10			20	
30日	160	20	20		70		50				10	
31日	50						50					
月計	2,120	180	2,410	170	1,660	70	1,400	80	1,610	60	830	70

廃棄物の取り扱い

別紙(神戸)-32

【平成28年度】一般廃棄物数量

単位「Kg」

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日									80			
2日												
3日												
4日							40					
5日											40	
6日					140	10						
7日												
8日									90	10		
9日												
10日												
11日							120	10				
12日											30	
13日					30							
14日												
15日									50			
16日												
17日												
18日							40					
19日											40	10
20日					40							
21日												
22日									80			
23日												
24日												
25日							30					
26日											60	
27日					70							
28日												
29日									40			
30日			130									
31日												
月計	0	0	130	0	280	10	230	10	340	10	170	10

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日												
2日												
3日	40											
4日												
5日					60							
6日									40		40	
7日			60									
8日												
9日							120					
10日	100											
11日												
12日					330							
13日											40	10
14日			60									
15日												
16日							80					
17日	50											
18日												
19日					60							
20日									100		50	
21日			30									
22日												
23日							90					
24日	150	10										
25日												
26日					70	10						
27日									50		50	
28日			60									
29日												
30日							30	10				
31日												
月計	340	10	210	0	520	10	320	10	190	0	210	10

廃棄物の取り扱い

【平成29年度】一般廃棄物数量

単位「Kg」

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日			90									
2日												
3日	10						60					
4日											40	
5日					80							
6日												
7日									80			
8日			210	10								
9日												
10日	60						160					
11日											40	
12日					80							
13日												
14日									70			
15日			50									
16日												
17日	70						40					
18日											180	
19日					100							
20日												
21日									70			
22日			50									
23日												
24日	80	10					60	10				
25日											110	
26日					80	10						
27日												
28日									100	10		
29日			110	10								
30日												
31日							40					
月計	220	10	510	20	340	10	360	10	320	10	370	0

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ	可燃ゴミ	資源ゴミ
1日												
2日	80											
3日												
4日					100							
5日									100		110	
6日			110									
7日												
8日							110					
9日	100											
10日												
11日					80							
12日									70		110	
13日			80	20								
14日												
15日							110					
16日	140	10										
17日												
18日					60							
19日											50	
20日			90									
21日												
22日							90					
23日	160											
24日												
25日					60	10						
26日									70	10	70	
27日			70									
28日												
29日							60					
30日	150											
31日												
月計	630	10	350	20	300	10	370	0	240	10	340	0

産業廃棄物(排出量等)

【平成26年度】

項目	内容	数量	単位	金額
花壇管理	—	11	m ³	92,340
花壇管理				
特殊管理 リサイクル工	海岸整理	16.5	m ³	133,650

【平成27年度】

項目	内容	数量	単位	金額
高木管理	木くず(伐採木)	13.78	t	280,000

【平成28年度】

項目	内容	数量	単位	金額
高木管理	木くず(伐採木)	11.92	t	245,851

【平成29年度】

項目	内容	数量	単位	金額
高木管理 林地管理	木くず(伐採木)	24.26	t	499,413

一般廃棄物

【平成26年度】

項目	内容	数量	単位	金額
林地管理	マツチップ	28	t	458,244

【平成27年度】

項目	内容	数量	単位	金額
林地管理	マツチップ	59.24	t	962,496

【平成28年度】

項目	内容	数量	単位	金額
高木管理 林地管理	マツチップ	34.45	t	605,772

【平成29年度】

項目	内容	数量	単位	金額
高木管理 林地管理	マツチップ	24.59	t	462,780

産業廃棄物(排出量等)

【平成28年度】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	廃プラ・金属他	3.5	m ³	42,000
一般廃棄物	枝葉	42	t	934,840

【平成29年度】

項目	内容	数量	単位	金額
産業廃棄物	廃プラ・金属他	1.8	m ³	18,000
一般廃棄物	枝葉	180	t	3,959,560

冬期間の花修景の事例

H26 年度

	
<p>クリスマスローズ</p>	<p>寒咲ナノハナ</p>
	
<p>ストック</p>	<p>ハボタン</p>

H27 年度

	
<p>クリスマスローズ</p>	<p>寒咲ナノハナ</p>
	
<p>ストック</p>	<p>ハボタン</p>

H28 年度

	
<p>クリスマスローズ</p>	<p>寒咲ナノハナ</p>
	
<p>ストック</p>	<p>ハボタン</p>
	
<p>アイスチューリップ</p>	<p>キンセンカ</p>

H29 年度

	
クリスマスローズ	寒咲ナノハナ
	
ストック	ハボタン
	
アイスチューリップ	キンセンカ

【平成26年度】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
花壇	施肥	1	176 m2	立体花壇	液体肥料
花壇	施肥	1	1,236 m2	大地の虹	化成肥料
花壇	施肥	1	2,472 m2	大地の虹	ニュースーパー1号
芝生	施肥	1	21,142 m2	全域	ネオターフ268
芝生	施肥	1	9,763 m2	花の丘道、花の中海	ネオターフ268
芝生	施肥	1	1,044 m2	海岸ゾーン	ネオターフ268
芝生	施肥	1	28,415 m2	芝生広場	ネオターフ268
中低木	施肥	1	1,229 m2	ツツジ施工	バーディラージ
花壇	施肥	1	493 m2	立体花壇	化成肥料
中低木	施肥	1	1,869 m2	空のテラス	バーディラージ
高木	施肥	1	175 本	サクラ類	プラントストライク
花壇	施肥	1	491 m2	移ろいの庭	ニュースーパー1号
花壇	施肥	1	2,231 m2	ポプラの丘	ハイポネックス

農薬、肥料、土壌改良リスト

【平成27年度】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
花壇	施肥	1	138 m2	子供の森他	普通化成
花壇	施肥	1	2,231 m2	ポプラの丘	ペンタキープG
花壇	施肥	1	4,462 m2	ポプラの丘	ハイポネックス
芝生	施肥	1	11,376 m2	移ろいの庭、大地の虹	ネオターフ268
芝生	施肥	1	10,535 m2	花の丘道、花の中海周り、芝生広場	ネオターフ268
芝生	施肥	1	1,044 m2	海岸ゾーン	ネオターフ268
芝生	施肥	1	28,415 m2	芝生広場、夢っこランド周辺	ネオターフ268
芝生	施肥	1	9,766 m2	ポプラの丘、陽だまりの丘、パームガーデン	ネオターフ268
花壇	施肥	1	2,231 m2	ポプラの丘	ペガサス8号
花壇	施肥	1	1,966 m2	大地の虹南	ニュースーパー1号
花壇	施肥	1	176 m2	立体花壇	ハイポネックス
中低木	施肥	1	1,869 m2	空のテラス	バーディラージ
中低木	施肥	1	1,676 m2	天壇テラス、水の樹	バーディラージ
高木	施肥	1	165 本	花の丘道他 サクラ	プラントストライク
高木	施肥	1	79 本	芝生広場 フジ	プラントストライク
花壇	施肥	1	176 m2	立体花壇	ハイポネックス

農薬、肥料、土壌改良リスト

【平成28年度】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
花壇	施肥	1	2,231 m2	ポプラの丘、大地の虹	ハイポネックス
花壇	施肥	1	2,696 m2	大地の虹北	住友液肥
芝生	施肥	1	21,142 m2	全域	ネオターフ268
芝生	施肥	1	9,535 m2	花の丘道(一部)、花の中海(一部)	ネオターフ268
芝生	施肥	1	28,415 m2	芝生広場、夢っこランド周辺(一部)	ネオターフ268
中低木	施肥	1	1,229 m2	淡路ロゲート周辺 ツツジ	バーディラージ
花壇	施肥	1	4,479 m2	ポプラの丘、大地の虹	普通化成
花壇	施肥	1	176 m2	立体花壇	ハイポネックス
中低木	施肥	1	3,545 m2	空のテラス等	バーディラージ
高木	施肥	1	181 本	全域 サクラ	プラントストライク
花壇	施肥	1	176 m2	立体花壇	ハイポネックス
花壇	施肥	1	97 m2	ポプラの丘(一部)	ハイポネックス

農薬、肥料、土壌改良リスト

【平成29年度】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
芝生	施肥	1	21,142 m ²	ポプラの丘等	ネオターフ268
芝生	施肥	1	8,214 m ²	花の丘道,花の中海周り等	ネオターフ268
芝生	施肥	1	28,415 m ²	芝生広場、夢っこランド周辺	ネオターフ268
中低木	施肥	1	1,229 m ²	淡路口周辺 ツツジ	バーディラージ
花壇	施肥	1	594 m ²	陽だまりの丘	高度化成45号
中低木	施肥	1	2,458 m ²	空のテラス周辺	バーディラージ
花壇	施肥	1	60 m ²	花の丘道	アミノ肥料 新特一号
花壇	施肥	1	176 m ²	立体花壇	ハイポネックス
花壇	施肥	1	3,691 m ²	ポプラの丘、大地の虹北	アミノ肥料 新特一号

農薬散布(位置・数量・時期・頻度等)

別紙(淡路)-36

H26

日付	区分	規格	施工箇所	施工面積	単位	内容	薬剤種類	薬剤名	規格	数量	単位	備考
4月9日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘・大地の虹北花壇	3,441	m ²	褐色斑点病(Botrytis cinerea)	殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	1	本	
4月22日	高木管理	Aランク	サクラ	500	坪		殺菌剤	トレボン乳剤	500ml/本	1	本	
4月22日	高木管理	Cランク	クロマツ(枯損木処理木)	100	坪	マツノザイセンチュウ防除	殺菌剤	スミバイン	20% ^{1/2}	0.1	缶	使用薬剤2 ^{1/2}
5月	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇				殺菌剤	オルトラン粒剤	1.6kg/袋	1	袋	手播き散布
7月11日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²	インハチエンス	殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.36	本	
9月	高木管理	Aランク	サクラ			サクラ腐朽菌対策	殺菌剤	トップジンMペースト	1.0kg/本	0.05	本	
9月3日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	1,782	m ²		殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.4	本	
9月20日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘			インジシ対策	忌避剤	インジシベレット				
9月26・27日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘			インジシ対策	忌避剤	インジシOUT	10L/本	0.22	本	
9月28日	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇・大地の虹南花壇				殺菌剤	オルトラン粒剤	3kg/袋	1.0	袋	手播き散布
10月1日	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇・大地の虹南花壇	4,653	m ²		殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	1.5	袋	
10月8・9日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘				殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	1	袋	
12月8日	花壇管理	花畑管理	花の丘道 半円形花壇他	418	m ²	チューリップ リゾクトニア対策	殺菌剤	リゾレックス水和剤	500g/本	2.8	袋	
12月13日	花壇管理	花畑管理	ハームガーデン花壇	116	m ²		殺菌剤	トレボン乳剤	500ml/本	0.12	本	
12月13日	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	363	m ²		殺菌剤	トレボン乳剤	500ml/本	0.39	本	
1月8日～10日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘・大地の虹北花壇	2,836	m ²	チューリップ リゾクトニア対策	殺菌剤	リゾレックス水和剤	500g/袋	23	袋	
1月17日	花壇管理	花畑管理	花の丘道花壇他	302	m ²	チューリップ リゾクトニア対策	殺菌剤	リゾレックス水和剤	500g/袋	5.6	袋	
2月2・3日	高木管理	A・Cランク	園内全域 サクラ類	2,000	坪		殺菌剤	スブラサイト乳剤40	500ml/本	4	本	
2月2日	高木管理	Bランク	松の谷 コウヤマツ	100	坪		殺菌剤	特製スケルシジン95	500ml/本	4	本	マシン油散布
2月2・3日	高木管理	A・Cランク	園内全域 サクラ類	2,500	坪		殺菌剤	スブラサイト乳剤40	500ml/本	5	本	
3月23日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘・大地の虹	302	m ²	褐色斑点病(Botrytis cinerea)	殺菌剤	フロンサイト水和剤	500g/袋	0.032	袋	
3月13日	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭階段花壇他	2,836	m ²		殺菌剤	フロンサイト水和剤	500g/袋	0.3	袋	

農薬散布(位置・数量・時期・頻度等)

H27

日付	区分	規格	施工箇所	施工面積	単位	内容	薬剤種類	薬剤名	規格	数量	単位	備考
4月17日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘	4,462	m ²	褐色斑点病(Botrytis cinerea)	殺菌剤	フロンスайд水和剤	500g/袋	0.46	袋	
4月17日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘				殺菌剤	モスピラン水溶剤	250g/袋	1.4	袋	
9月15日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	1,188	m ²	ダリア うどん粉病対策	殺菌剤	ペンレート水和剤	500g/袋	0.18	袋	
9月29日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘				殺菌剤	スミチオン乳剤	180ml	180	ml	
10月18日	中低木管理	Aランク	移らいの庭 ヒヨウヤナギ				殺菌剤	フロンスайд水和剤	500g/袋	0.04	袋	
10月19日	花壇管理	Aランク	大地の虹南花壇	962	m ²	コスモス うどん粉病対策	殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.42	本	
11月4日	高木管理	Cランク	花の丘道	180	%	クロガネモチ カイガラムシ対策	殺菌剤	スブラサイド乳剤	500ml/本	0.36	本	
11月4・5日	花壇管理	Aランク	移らいの庭	726	m ²	寒咲きナハチ モシシロ対策	殺菌剤	アファーム乳剤	100ml/本	0.95	本	
11月7日	高木管理	Aランク	せせらぎ(難川沿い)サクラ			サクラ腐朽菌対策	殺菌剤	トリアジンMペースト	1.0kg/本	0.05	本	サクラ剪定後切口処理
12月2・4・17・21日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘・大地の虹花壇他	9,306	m ²	チューリップ リンクトニア対策	殺菌剤	リソレックス水和剤	500g/袋	20.1	袋	
12月9日	花壇管理	花壇管理	花の丘道 半円形花壇他	406	m ²	チューリップ リンクトニア対策	殺菌剤	リソレックス水和剤	500g/袋	0.88	袋	
1月16日	花壇管理	花壇管理	移らいの庭階段花壇他	406	m ²	チューリップ リンクトニア対策	殺菌剤	リソレックス水和剤	500g/袋	0.88	袋	
1月16・25~28・30日	高木管理	A・Cランク	花の丘道 サクラ類			サクラ腐朽菌対策	殺菌剤	トリアジンMペースト	1.0kg/本	1.95	本	サクラ剪定後切口処理
2月1・2日	高木管理	A・Cランク	園内 サクラ類	2,000	%		殺菌剤	スブラサイド乳剤	500ml/本	4	本	
2月1・2日	高木管理	Cランク	園内 クロガネモチ			クロガネモチ カイガラムシ対策	殺菌剤	スブラサイド乳剤	500ml/本	5	本	
2月2日	高木管理	A・Cランク	9号園路沿い サクラ類	2,500	%	サクラ腐朽菌対策	殺菌剤	トリアジンMペースト	1.0kg/本	0.5	本	サクラ剪定後切口処理
2月5・6日	高木管理	A・Cランク	園内 サクラ類			サクラ腐朽菌対策	殺菌剤	トリアジンMペースト	1.0kg/本	1	本	サクラ剪定後切口処理
2月26日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇・北花壇	2,422	m ²	褐色斑点病(Botrytis cinerea)	殺菌剤	フロンスайд水和剤	500g/袋	0.25	袋	
3月1日	花壇管理	花壇管理	移らいの庭階段花壇他	406	m ²	褐色斑点病(Botrytis cinerea)	殺菌剤	フロンスайд水和剤	500g/袋	0.05	袋	
3月3日	花壇管理	花畑管理	ボブラの丘	2,231	m ²	褐色斑点病(Botrytis cinerea)	殺菌剤	フロンスайд水和剤	500g/袋	0.23	袋	

農薬散布(位置・数量・時期・頻度等)

H28 ※中低木管理のランクは、エリアから樹種構成となる。

日付	区分	規格	施工箇所	施工面積	単位	内容	薬剤種類	薬剤名	規格	数量	単位	備考
6月1日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇・陽だまりの丘	1,382	m ²		殺虫剤	オルトラン水和剤	100g/袋	1.4	袋	
7月2日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²	インパチエンス	殺虫剤	ダコニール1000	500ml/本	0.36	本	
7月15日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	788	m ²		殺虫剤	トレボン乳剤	500ml/本	0.1	本	
8月19日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²	ダリア	殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	0.4	袋	
9月9日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘・大地の虹南花壇	1,382	m ²	ダリア・コスモス	殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	0.56	袋	
10月6日	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	1,460	m ²	食害及びうどん粉病対策	殺虫剤	トレボン乳剤	500ml/本	0.84	本	
10月12日	花壇管理	花畑管理	ポブラの丘	2,231	m ²	食害及びうどん粉病対策	殺菌剤	ペンレート水和剤	500g/袋	0.44	袋	
10月19日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²	ヨトウムシ及びうどん粉病対策	殺菌剤	ペンレート水和剤	500g/袋	0.67	袋	
10月27日	花壇管理	花畑管理	ポブラの丘	2,231	m ²		殺菌剤	デアナSC	100ml/本	0.6	本	
11月1日	高木管理	Cランク	クロガネモチ等	100	φ	うどん粉病対策	殺菌剤	ポリオキシジナル乳剤	500ml/本	0.36	本	
11月15日	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	363	m ²	カンザキナノハナ	殺虫剤	モレスタン水和剤	100g/袋	1.5	袋	
11月28日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南・北花壇	2,422	m ²		殺虫剤	スプラサイド乳剤40	500ml/本	0.2	本	
12月28日	高木管理	Cランク	クロガネモチ等	100	m ²		殺菌剤	アファーム乳剤	100ml/本	0.55	本	
12月2日	花壇管理	花畑管理	ポブラの丘	2,231	m ²	チュウリップ	殺菌剤	リゾックス水和剤	500g/袋	0.2	袋	
12月7日	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	363	m ²	カンザキナノハナ	殺菌剤	スプラサイド乳剤40	500ml/本	0.2	本	
1月13日	花壇管理	花畑管理	ポブラの丘	2,231	m ²		殺菌剤	リゾックス水和剤	500g/袋	4.6	袋	
1月17日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南・北花壇	2,422	m ²		殺菌剤	リゾックス水和剤	500g/袋	0.55	本	
2月7日	中低木管理	Aランク	アジサイ	1,500	m ²	空のテラス等	殺菌剤	リゾックス水和剤	500g/袋	4.5	袋	
2月6-7日	高木管理	Aランク	サクラ類	2,000	φ		殺虫剤	石炭硫黄合剤	18L/箱	0.5	箱	
2月7日	高木管理	Cランク	クロガネモチ等	2,570	φ		殺虫剤	スプラサイド乳剤40	500ml/本	4	本	
2月7日	高木管理	Cランク	カシワ	70	φ		殺虫剤	スプラサイド乳剤40	500ml/本	5	本	
3月9・10日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南・北花壇・ポブラの丘	4,653	m ²		殺菌剤	石炭硫黄合剤	18L/箱	0.08	箱	
							殺菌剤	フロキサイト水和剤	500g/袋	0.48	袋	

農薬散布(位置・数量・時期・頻度等)

H29

日付	区分	規格	施工箇所	施工面積	単位	内容	薬剤種類	薬剤名	規格	数量	単位	備考
5月12日	草花管理	宿根草	花の谷周辺	403	m ²	ユリ植栽地	殺菌剤	モスピラン顆粒水溶剤	250g/袋	0.26	袋	
6月9日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	0.13	袋	
7月6日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	オーソサイド80水和剤	1kg/袋	0.3	袋	
7月8日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	788	m ²		殺菌剤	オーソサイド80水和剤	1kg/袋	0.3	袋	
8月10日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²	苗立枯病	殺菌剤	モレスタン水和剤	100g/袋	1.2	袋	
8月18日	花壇管理	花畑管理	ホブラの丘	2,201	m ²		殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	1.2	本	
9月16日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	788	m ²		殺菌剤	オーソサイド80水和剤	500g/袋	2.24	袋	
9月25日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	788	m ²		殺菌剤	オルトラン水和剤	100g/袋	1.6	袋	
9月26日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	トレボン乳剤	500ml/本	0.48	本	
9月30日	花壇管理	花畑管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.48	本	
10月5日	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	1,460	m ²		殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.36	本	
10月11日	花壇管理	花畑管理	ホブラの丘	1,096	m ²		殺菌剤	トレボン乳剤	1kg/袋	0.4	袋	
11月28日	花壇管理	花畑管理	移ろいの庭	363	m ²		殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.6	本	
11月30日	花壇管理	花畑管理	大地の虹南花壇	962	m ²		殺菌剤	オーソサイド80水和剤	500ml/本	0.6	本	
12月5日	花壇管理	花畑管理	大地の虹北花壇	1,460	m ²		殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.6	本	
12月7日	花壇管理	花畑管理	ホブラの丘	2,201	m ²		殺菌剤	モスピラン顆粒水溶剤	250g/袋	1.32	袋	
2月5・6日	花壇管理	花畑管理	大地の虹北・南花壇・ホブラの丘	4,623	m ²		殺菌剤	ダコニール1000	500ml/本	0.66	本	
3月23日	花壇管理	花畑管理	ホブラの丘	2,231	m ²		殺菌剤	アファーム乳剤	100ml/本	1.1	本	
							殺菌剤	リソレックス水和剤	500g/袋	2	袋	
							殺菌剤	リソレックス水和剤	500g/袋	3	袋	
							殺菌剤	リソレックス水和剤	500g/袋	4.6	袋	
							殺菌剤	リソレックス水和剤	500g/袋	9.5	袋	
							殺菌剤	フロンスイト水和剤	500g/袋	0.23	袋	

日付	区分	規格	施工箇所	施工面積	単位	内容	薬剤種類	薬剤名	規格	数量	単位	備考
4月11日	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	オーソサイド80水和剤	1kg/袋	0.3	袋	
4月17日	中低木管理	Bランク	東浦口周辺他	312	L	シラカシ・ボックスウッド等	殺菌剤	トレボン乳剤	500ml/本	0.5	本	250ml
5月9日	中低木管理	Aランク	アジサイ	600	φ		殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	0.5	袋	250g
6月4日	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	0.6	袋	2,000倍 300g
6月21日	高木管理	Cランク	園内全域	500	φ		殺菌剤	ダコレート水和剤	100g/袋	1.8	袋	
6月22日	高木管理	Cランク	園内全域	500	φ		殺菌剤	ダントツ水溶剤	250g/本	1	本	2,000倍 300g
6月22日	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	ダントツ水溶剤	250g/袋	1.8	袋	2,000倍 300g
6月25日	高木管理	Cランク	園内全域	500	φ		殺菌剤	ダコレート水和剤	100g/袋	1	本	2,000倍 300g
7月9日	高木管理	Cランク	園内全域	500	φ	対象:カミキリムシ	殺菌剤	ダントツ水溶剤	250g/本	1	本	
7月10日	高木管理	Cランク	園内全域	500	φ	対象:カミキリムシ	殺菌剤	ダントツ水溶剤	250g/本	1	本	
7月11日	花壇管理	花壇管理	大地の虹南・北花壇	2,248	m ²		殺菌剤	トップジンM水和剤	500g/袋	0.9	袋	
7月12日	花壇管理	花壇管理	バームガーデン他	810	m ²		殺菌剤	ダコレート水和剤	500g/袋	0.5	袋	
7月12日	高木管理	Cランク	園内全域	500	φ	対象:カミキリムシ	殺菌剤	ダントツ水溶剤	250g/本	1	本	
7月24日	高木管理	Cランク	子供の森	100	φ	ヤマモモ(対象:イラガ)	殺菌剤	トレボン乳剤	500ml/本	0.2	本	1000倍
8月1日	高木管理	Dランク	バームガーデン	100	φ	カナリーヤシ(対象:ヤシオオオサゾウムシ)	殺菌剤	スライパインMC	12L/缶	0.16	缶	50倍
8月9日	高木管理	Dランク	夢っこランド	50	φ	カナリーヤシ(対象:ヤシオオオサゾウムシ)	殺菌剤	スライパインMC	12L/缶	0.08	缶	50倍
8月9日	花壇管理	花壇管理	陽だまりの丘	594	m ²		殺菌剤	ダコレート水和剤	500g/袋	0.36	袋	180g(1000倍)

樹幹注入

【平成26年度】

■ 樹幹注入実績

<実施本数、回数>

樹種	本／年	回／年
施工無		
計	0	0

<場所別年間本数>

場所	本／年	回／年
施工無		
計	0	0

【平成27年度】

■ 樹幹注入実績

<実施本数、回数>

樹種	本／年	回／年
クロマツ	270	1
計	270	1

<場所別年間本数>

場所	本／年	回／年
松の谷	69	1
計	69	1

【平成28年度】

■ 樹幹注入実績

<実施本数、回数>

樹種	本／年	回／年
クロマツ	100	1
計	100	1

<場所別年間本数>

場所	本／年	回／年
芝生広場・国道沿い	94	1
計	94	1

【平成29年度】

■樹幹注入実績

<実施本数、回数>

樹種	本／年	回／年
クロマツ	270	1
計	270	1

<場所別年間本数>

場所	本／年	回／年
国道沿い	69	1
計	69	1

収益施設利用者数、売上等

■自動販売機売上

年度	自動販売機設置台数 (台)	収入(売上) (円)
H26年度	10台	10,197,960
H27年度	10台	15,026,130
H28年度	11台	11,962,180
H29年度	11台	13,031,120

収益施設利用者数、売上等

■収益施設利用者数
<駐車場利用台数>
【平成26年度】

	東浦口大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	161	48	0	209	0	548	3	551	7	6,808	52	6,867	168	7,204	55	7,427	4月27日	997	
5月	129	54	0	183	0	1,016	3	1,019	40	7,167	55	7,262	169	8,237	58	8,464	5月4日	2,563	
6月	116	46	0	162	0	297	0	297	24	2,483	7	2,514	140	2,826	7	2,973	6月1日	335	
7月	69	16	0	85	0	357	0	357	1	2,704	11	2,716	70	3,077	11	3,158	7月6日	600	
8月	39	9	0	48	0	480	0	480	1	3,147	0	3,148	40	3,636	0	3,676	8月14日	301	
9月	84	12	0	96	0	352	0	352	4	3,889	18	3,911	88	4,253	18	4,359	9月14日	706	
10月	141	42	0	183	0	347	1	348	31	2,911	15	2,957	172	3,300	16	3,488	10月19日	508	
11月	133	45	0	178	0	180	1	181	13	2,042	2	2,057	146	2,267	3	2,416	11月23日	401	
12月	61	19	0	80	0	0	0	0	2	1,080	4	1,086	63	1,099	4	1,166	12月7日	548	
1月	34	18	0	52	0	0	0	0	2	670	0	672	36	688	0	724	1月11日	133	
2月	61	23	0	84	0	0	0	0	1	368	2	371	62	391	2	455	2月21日	126	
3月	351	87	0	438	0	989	0	989	12	6,998	77	7,087	363	8,074	77	8,514	3月28日	1,106	
合計	1,379	419	0	1,798	0	4,566	8	4,574	138	40,067	243	40,448	1,517	45,052	251	46,820			

【平成27年度】

	東浦口大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	908	136	0	1,044	0	2,125	5	2,130	0	14,310	153	14,463	908	16,571	158	17,837	4月29日	1,589	
5月	977	174	0	1,151	0	3,209	6	3,215	0	21,140	179	21,319	977	24,523	165	25,885	5月5日	2,626	
6月	150	36	0	186	0	349	0	349	18	2,578	14	2,610	168	2,963	14	3,145	6月7日	384	
7月	77	15	0	92	0	479	1	480	8	2,645	11	2,664	85	3,139	12	3,236	7月20日	415	
8月	33	13	0	46	0	588	3	591	3	4,021	12	4,036	36	4,622	15	4,673	8月23日	372	
9月	88	23	0	111	0	757	0	757	1	4,615	25	4,641	89	5,395	25	5,509	9月21日	1,194	
10月	135	29	0	164	0	357	1	358	42	3,989	20	4,051	177	4,375	21	4,573	10月21日	760	
11月	180	37	0	217	0	145	0	145	14	1,896	6	1,916	194	2,078	6	2,278	11月3日	383	
12月	45	10	0	55	0	0	0	0	1	979	2	982	46	989	2	1,037	12月30日	134	
1月	51	17	0	68	0	0	0	0	1	1,229	5	1,235	52	1,246	5	1,303	1月10日	250	
2月	88	23	0	111	0	0	0	0	1	0	0	1	89	23	0	112	2月24日	12	
3月	83	28	0	111	0	334	1	335	23	5,071	13	5,107	106	5,433	14	5,553	3月28日	888	
合計	2,815	541	0	3,356	0	8,343	17	8,360	112	62,473	440	63,025	2,927	71,357	457	74,741			

【平成28年度】

	東浦口大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	152	37	0	189	0	582	4	586	9	7,267	27	7,303	161	7,886	31	8,078	4月30日	1,169	
5月	135	37	0	172	0	1,210	9	1,219	60	8,856	49	8,965	195	10,356	58	10,356	5月4日	2,066	
6月	127	24	0	151	0	266	0	266	12	2,311	7	2,330	139	2,601	7	2,747	6月29日	424	
7月	48	9	0	57	0	509	0	509	8	2,790	16	2,814	56	3,308	16	3,380	7月18日	446	
8月	46	3	0	49	0	444	3	447	8	4,578	12	4,598	54	5,025	15	5,094	8月14日	419	
9月	72	11	0	83	0	168	2	170	7	2,734	6	2,747	79	2,913	8	3,000	9月17日	549	
10月	117	31	0	148	0	415	0	415	29	4,396	16	4,441	146	4,842	16	5,004	10月10日	713	
11月	140	28	0	168	0	189	0	189	13	2,322	8	2,343	153	2,539	8	2,700	11月9日	542	
12月	61	16	0	77	0	0	0	0	0	1,298	1	1,299	61	1,314	1	1,376	12月11日	152	
1月	57	6	0	63	0	0	0	0	0	969	1	970	57	975	1	1,033	1月3日	198	
2月	60	0	0	60	0	0	0	0	3	57	0	60	63	57	0	120	2月28日	43	
3月	100	15	0	115	0	272	1	273	19	5,828	27	5,874	119	6,115	28	6,262	3月19日	1,009	
合計	1,115	217	0	1,332	0	4,055	19	4,074	168	43,406	170	43,744	1,283	47,678	189	49,150			

【平成29年度】

	東浦口大型駐車場				海岸南駐車場				淡路口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	北入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型	普通	二輪	中入口入庫月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入庫日	入庫台数	満車
4月	153	37	0	190	0	642	0	642	3	8,652	27	8,682	156	9,331	27	9,514	4月16日	1,141	
5月	170	32	0	202	0	1,142	5	1,147	47	10,573	62	10,682	217	11,747	67	12,031	5月4日	2,486	
6月	151	22	0	173	0	222	1	223	24	3,227	19	3,270	175	3,471	20	3,666	6月4日	521	
7月	55	17	0	72	0	493	0	493	8	2,792	7	2,807	63	3,302	7	3,372	7月16日	573	
8月	35	7	0	42	0	369	0	369	4	5,016	11	5,031	39	5,392	11	5,442	8月14日	413	
9月	96	12	0	108	0	246	2	248	8	3,068	8	3,084	104	3,326	10	3,440	9月24日	446	
10月	119	39	0	158	0	391	0	391	23	1,225	22	1,270	142	1,655	22	1,819	10月1日	552	
11月	150	37	0	187	0	160	3	163	27	3,161	15	3,203	177	3,358	18	3,553	11月3日	742	
12月	71	14	0	85	0	0	0	0	1	1,379	0	1,380	72	1,393	0	1,465	12月9日	202	
1月	33	0	0	33	0	0	0	0	0	1,073	0	1,073	33	1,073	0	1,106	1月9日	270	
2月	51	3	0	54	0	0	0	0	2	69	1	72	53	72	1	126	2月27日	36	
3月	84	25	0	109	0	316	2	318	17	6,121	24	6,162	101	6,462	26	6,589	3月25日	863	
合計	1,168	245	0	1,413	0	3,981	13	3,994	164	46,356	196	46,716	1,332	50,582	209	52,123			

<トラムカー(夢ハチ号)利用台数>

A駅: 東浦口ゲート駅 B駅: 淡路口ゲート駅

【平成26年度】

	A駅 ↔ B駅			月計	最大	
	大人	小人	大人小人合計		貸出日	貸出数
4月	6,227	742	6,969	6,969	4月27日	631
5月	6,044	939	6,983	6,983	5月4日	559
6月	3,243	512	3,755	3,755	6月1日	430
7月	3,157	705	3,862	3,862	7月20日	614
8月	2,815	604	3,419	3,419	8月23日	294
9月	3,388	830	4,218	4,218	9月14日	555
10月	3,076	543	3,619	3,619	10月26日	449
11月	2,210	561	2,771	2,771	11月23日	389
12月	0	0	0	0		
1月	0	0	0	0		
2月	0	0	0	0		
3月	3,903	621	4,524	4,524	3月28日	521
合計	34,063	6,057	40,120	40,120		

【平成27年度】

	A駅 ↔ B駅			月計	最大	
	大人	小人	大人小人合計		貸出日	貸出数
4月	8,289	917	9,206	9,206	4/25,26	567
5月	10,521	783	11,304	11,304	5月5日	710
6月	2,018	497	2,515	2,515	6月28日	243
7月	2,140	655	2,795	2,795	7月19日	506
8月	2,817	765	3,582	3,582	8月23日	274
9月	2,307	628	2,935	2,935	9月22日	428
10月	2,674	623	3,297	3,297	10月11日	347
11月	1,152	297	1,449	1,449	11月22日	298
12月	0	0	0	0		
1月	685	124	809	809	1月10日	169
2月	0	0	0	0		
3月	2,806	648	3,454	3,454	3月20日	383
合計	35,409	5,937	41,346	41,346		

【平成28年度】

	A駅 ↔ B駅			月計	最大	
	大人	小人	大人小人合計		貸出日	貸出数
4月	4,046	1,015	5,061	5,061	4月30日	534
5月	4,007	793	4,800	4,800	5月4日	580
6月	2,158	324	2,482	2,482	6月18日	377
7月	2,283	586	2,869	2,869	7月24日	368
8月	2,755	675	3,430	3,430	8月14日	262
9月	1,447	408	1,855	1,855	9月23日	254
10月	2,569	661	3,230	3,		

■収益施設売上(H29)

施設名	売上金額(千円)
レストラン「花屋敷」	22,789
売店(東浦口ゲート棟)	8,663
売店(船着き場)	3,847
売店(海のテラス)	546
船遊施設(船着場)	8,627
合計	44,472

■収益施設修繕履歴(H27～H29)(テナントのみ)

施設区分	年間修繕回数 (平均)	年間修繕金額 (円) (平均)	主な修繕	備考
レストラン「花屋敷」	6.00	134,000	製氷機・冷凍・冷蔵庫	年数経過に伴い故障が多い。部品ない場合の対処が課題。
売店(東浦口ゲート棟)	0.00	0		
船遊施設(船着場)	0.00	0		
駐車場	1.00	41,364		
トラムカー(夢ハッチ号)	8.30	871,741	タイヤ交換・ブレーキ等修繕	

【国営明石海峡公園】収益施設従業員一覧

施設区分		従業員数(人)			備考
施設区分	施設名/内訳	通常期 (8・9月の 土・日・祝)	繁忙期 (4・5月の 土・日・祝)	閑散期 (1・2月の 土・日・祝)	
	レストラン「花屋敷」	4名	6名	2名	雨天時は減少させる
	売店(東浦口ゲート棟)	1名	2名	1名	
	船遊施設(船着場)	2名	4名	1名	雨天時は減少させる
	駐車場	1名	1～2名	1名	通常時は精算機で対応 GW時等繁忙期は駐車場整理員配置 (最大14名)
	トラムカー(夢ハッチ号)	2名	3名	運休	

収益施設利用者数、売上等

■自動販売機売上

年度	自動販売機 設置台数 (台)	収入(売上) (円)
H28年度	5	1,035,550
H29年度	7	1,434,600

収益施設利用者数、売上等

■収益施設利用者数
 <駐車場利用台数>

【平成28年度】

(台)

	森のゾーンA・B駐車場				藍那口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	しあわせの村連絡口入園月計	大型	普通	二輪	藍那口入園月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入車日	入車台数	満車
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
5月	0	893	7	900	0	492	29	521	0	1,385	36	1,421	5月29日	871	
6月	0	2,235	43	2,278	1	405	11	417	1	2,640	54	2,695	6月4日	753	
7月	0	1,332	3	1,335	2	70	2	74	2	1,402	5	1,409	7月10日	220	
8月	0	1,071	10	1,081	0	1	0	1	0	1,072	10	1,082	8月21日	63	
9月	0	1,009	5	1,014	5	18	0	23	5	1,027	5	1,037	9月25日	96	
10月	0	2,067	20	2,087	7	266	4	277	7	2,333	24	2,364	10月23日	399	
11月	0	1,109	2	1,111	3	3	0	6	3	1,112	2	1,117	11月13日	100	
12月	0	873	0	873	1	0	0	1	1	873	0	874	12月17日	65	
1月	0	872	1	873	2	61	0	63	2	933	1	936	1月15日	129	
2月	0	753	0	753	2	0	0	2	2	753	0	755	2月12日	52	
3月	0	1,178	4	1,182	6	3	0	9	6	1,181	4	1,191	3月19日	92	
合計	0	13,392	95	13,487	29	1,319	46	1,394	29	14,711	141	14,881			

【平成29年度】

(台)

	森のゾーンA・B駐車場				藍那口駐車場				車種別			月計	最大		
	大型	普通	二輪	しあわせの村連絡口入園月計	大型	普通	二輪	藍那口入園月計	大型月計	普通月計	二輪月計		入車日	入車台数	満車
4月	0	1,107	7	1,114	1	23	2	26	1	1,130	11	1,140	4月1日	135	
5月	0	1,525	10	1,535	2	196	20	218	2	1,721	50	1,753	5月28日	313	
6月	0	869	10	879	3	2	0	5	3	871	10	884	6月11日	119	
7月	0	788	3	791	1	27	0	28	1	815	3	819	7月16日	98	
8月	0	635	6	641	0	0	0	0	0	635	6	641	8月26日	40	
9月	0	787	21	808	3	20	0	23	3	807	21	831	9月24日	102	
10月	0	894	6	900	5	3	0	8	5	897	6	908	10月1日	135	
11月	0	646	3	649	6	9	0	15	6	655	3	664	11月12日	61	
12月	0	433	4	437	0	0	0	0	0	433	4	437	12月10日	36	
1月	0	331	3	334	0	118	0	118	0	449	3	452	1月14日	234	
2月	0	409	0	409	0	1	0	1	0	410	0	410	2月18日	38	
3月	0	758	11	769	0	0	0	0	0	758	11	769	3月25日	71	
合計	0	9,182	84	9,266	21	399	22	442	21	9,581	128	9,708			

【国営明石海峡公園】収益施設従業員一覧

施設区分	従業員数(人)	備考
神戸地区	H28 2名 H29 3名	※収益とその他の業務を兼務

臨時物販施設一覧

別紙(淡路)ー39

申請年度	施設名	営業場所	イベント等	開設期間
H26年度	臨時売店	東浦ロゲート、芝生広場、ハムガーデン、淡路ロゲート	チュウリップアザラシパーティー	平成26年4月5日～平成26年4月20日(内6日間)
	臨時売店	東浦ロゲート、芝生広場、淡路ロゲート、ピクニック棟1階	フルアザラシパーティー	平成26年4月26日～平成26年5月11日(内10日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成26年5月17日～平成26年7月27日(内22日間)
	臨時売店	芝生広場、(8月30、31日は海のテラス休憩所前)	臨時車両販売、フリーダム	平成26年8月2日～平成26年10月26日(内30日間)
	臨時売店	東浦ロゲート、芝生広場、淡路ロゲート	秋のカーニバル	平成26年10月11日～平成26年10月13日(3日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成26年11月1日～平成27年1月12日(内26日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成27年3月1日～平成27年3月15日(内5日間)
	臨時売店	春一番の丘	桜まつり	平成27年3月15日(1日間)
	臨時売店	東浦ロゲート、芝生広場、大地の虹	花みどりフェア	平成27年3月21日～平成27年3月31日(11日間)
	臨時売店	東浦ロゲート、芝生広場、大地の虹	花みどりフェア	平成27年4月1日～平成27年5月31日(61日間)
H27年度	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成27年6月6日～平成27年8月23日(内34日間)
	臨時売店	海のテラス休憩所前	臨時車両販売(フリーダム)	平成27年7月28日～平成27年7月30日(2日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成27年9月5日～平成27年11月29日(内28日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート、東浦ロゲート	秋のカーニバル	平成27年10月10日～平成27年10月12日(3日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成27年12月5日～平成28年1月31日(内17日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成28年2月7日～平成28年3月28日(内16日間)
	臨時売店	春一番の丘	桜まつり	平成28年3月13日(1日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成28年4月1日～平成28年6月26日(内32日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート、東浦ロゲート	春のカーニバル	平成28年4月2日～平成28年5月5日(内4日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成28年7月2日～平成28年9月25日(内35日間)
H28年度	臨時売店	海のテラス休憩所前	臨時車両販売(フリーダム)	平成28年7月30日(1日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成28年10月1日～平成28年12月25日(内24日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート	秋のカーニバル	平成28年10月8日～平成28年10月10日(3日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成29年1月2日～平成29年3月31日(内25日間)
	臨時売店	春一番の丘	桜まつり	平成29年3月12日(1日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート、東浦ロゲート	春のカーニバル	平成29年4月1日～平成29年5月7日(内17日間)
	臨時売店	淡路ロゲート入口前	わくわく昆虫フェスタ	平成29年8月4日～平成29年8月31日(内28日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成29年4月3日～平成29年6月25日(内16日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成29年7月1日～平成29年9月30日(内35日間)
	臨時売店	海のテラス休憩所前	臨時車両販売(フリーダム)	平成29年7月28日～平成29年7月30日(内2日間)
H29年度	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成29年10月1日～平成29年12月24日(内20日間)
	臨時売店	芝生広場、淡路ロゲート	秋のカーニバル	平成29年10月14日～平成29年10月15日(2日間)
	臨時売店	芝生広場	臨時車両販売	平成30年1月2日～平成30年3月31日(内25日間)
	臨時売店	春一番の丘	桜まつり	平成30年3月11日(1日間)

臨時物販施設一覧

別紙(神戸) - 39

申請年度	施設名	営業場所	イベント等	開設期間
H28年度	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	開園記念・オープニングフェス	平成28年5月28日・5月29日・6月4日・6月5日
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	やまもまつり	平成28年7月10日
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	あいな里山秋フェスタ	平成28年9月22日～10月23日 (内12日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	あいな初まつり(とんど焼き)	平成29年1月8日～1月15日(内3日間)
	臨時売店	白拍子のにわ	野菜販売(市民団体)	平成28年9月25日～平成29年3月31日 (内26日間)
H29年度	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	ゴールデンウィークイベント	平成29年4月29日～5月7日(内7日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	開園一周年記念・田植えまつり	平成29年5月27日～6月11日(内6日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	やまもまつり	平成29年7月1日～9日(内4日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	あいな里山秋フェスタ	平成29年9月23日～10月22日(内11日間)
	臨時売店	農家のにわ・白拍子のにわ	あいな初まつり(とんど焼き)	平成30年1月14日

〇〇公園運営維持管理業務 平成〇〇年度業務評定

【概要】

公園名	〇〇公園
所在地	
事業者	
履行期間	自;平成〇〇年〇月〇日 至;平成〇〇年〇月〇〇日
評価対象年度	平成〇〇年度

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した 目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間〇〇万人		
② 満足度	年間〇〇%		
③ 〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容	
評価ランク	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
特記事項 (特に評価すべき 事項、改善が望 まれる事項、今後 の課題等を記載)	
備 考	

(様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail
印

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H31-35国営明石海峡公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名 印

平成31年4月26日付けで入札公告のありました「H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務」に係る競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(様式1-2)

○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成32年4月1日時点 ○名				

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。

注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。

注5:記載する業務件数による評価は行わない。

注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。

注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(様式1-3)

○業務責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
- 注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
- 注5:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。
- 注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
- 注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(様式1-4) 守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(様式1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計	
本業務全体のマネジメント及び企画立案業務責任者(総括責任者)		○	—	—			月	火	水	木	金	土	日	計	代表企業 ○○会社 近畿 太郎
							8	8	8	8	8	0	0	40	
施設・設備維持管理業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
植物管理業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
収益施設等設置管理運営業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

- ※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 実施要項 3. 3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
- ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。
(注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

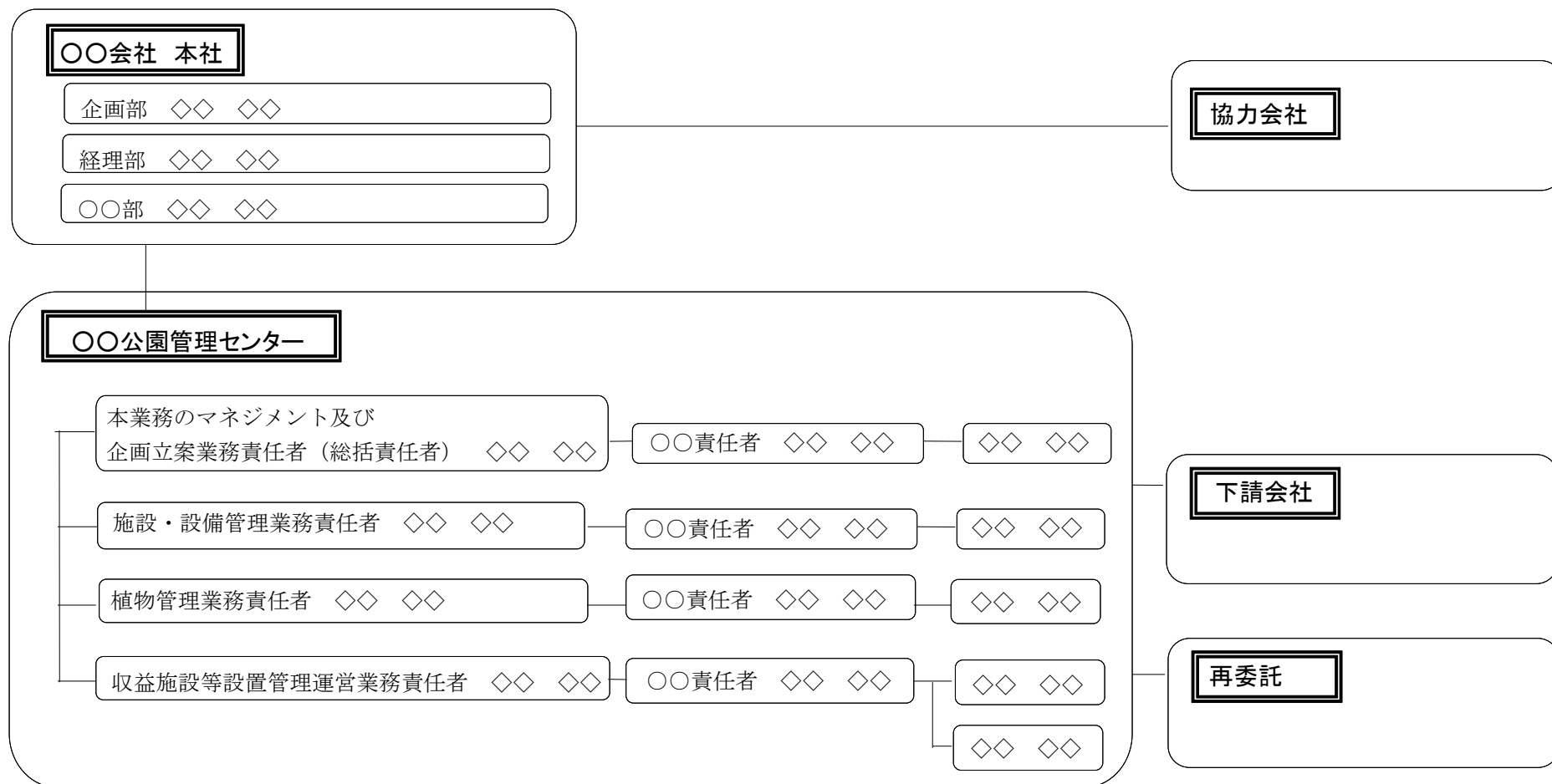
(別紙)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計	
△△業務責任者の下 ○○係長		○	—	—			月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							8	8	8	8	8	0	0	40	
□□業務責任者の下 ○○リーダー							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

(様式1-5-2) 業務実施における対応方針

- ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を具体的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注7:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

(様式1-6)実施方針



※A4版 2枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

※白黒片面印刷で提出すること。

年間業務計画 (作成例)

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年												
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
●●●●●														
●●●●●														
●●●●●														
●●●●●														

(様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務*を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 様

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と近畿太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省近畿地方整備局で、平成31年4月26日付けで入札公告のあった「H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成31年〇月〇日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所

氏名 近畿太郎 印

(様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	近畿太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成31年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

収益施設運営実績書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申請者) 社 名
代表者
所在地
TEL(FAX)

印

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	国営明石海峡公園 収益施設名	収益施設運営実績 (※1)		収益施設運営予定 (※2)	
		企業としての 実績	配置予定者 としての実 績	申請者 (共 同体構成員 を含む)	申請者以外 の者 (再委託 ・下請け等)
1	駐車場			○ (株)○ ○)	
2	飲食施設				○ (株)○○)
3	物販施設	◎ (株)○○)	◎ (○○太 郎)	○ (株)○ ○)	
4	園内移動施設	○ (株)○○)		○ (株)○ ○)	
5	自動販売機	○ (株)○○)		○ (株)○ ○)	

(様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等設置管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「◎（○○太郎）」）
- 又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設運営予定について、国営明石海峡公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
- 又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営明石海峡公園収益施設等設置管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。
- また、「H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(様式1-9-2)

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|----------|---|-------------|--------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種(主・副) | (| |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 兵庫県・近畿地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

※ 様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)

※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。

※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。

※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

(様式1-9-3)

〇〇施設運営実績

項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地 ・開設年 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇 〇〇店 ・兵庫県〇〇市〇〇1-2-3 ・平成〇年〇月
<ul style="list-style-type: none"> ・業態 ・取扱品目 ・主な客層 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
<ul style="list-style-type: none"> ・構造 ・規模 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・構造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐車場 平面駐車場 普通車20台
<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 	記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・120,000千円/年 (過去3ヶ年の平均)
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・社員3人、補員5人

※ 様式1-9-1の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

近畿地方整備局長
○○○○ 殿

平成 年 月 日
住所
商号又は名称
氏名 印
(法人にあつては、代表者氏名)
法定代理人
氏名 印

誓約書

平成31年4月26日付けで公告のありました「H31-35国営明石海峡公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
4. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
6. 国営明石海峡公園事務所で開催した「国営明石海峡公園管理運営基本計画業務」（30年度業務）の受託者でないこと。
7. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

記載が必要な事項一覧表

		記載対象 (※1)	記載必要事項
落 札 予 定 の 事 業 者	個人 の 場 合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法 人	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領
 電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
- ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
 - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑦ 記載例（データ上の記載）
 昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

[別添]

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。
(例 1/10, 2/10・・・9/10, 10/10)。
2. 様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等設置管理運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等設置管理運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 様式1-5-1「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 様式1-5-2「業務実施体制における提案」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9

ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

8. 様式1-10（2面）等

開札後、落札者となるべき者（落札予定者）は、開札後速やかに様式1-10（2面）及び電磁的記録媒体（CD-R等）を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

(様式2-1)

企画書

業務の名称 国営明石海峡公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長
○○ ○○ 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
 △△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案				
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○				
公園利用者数【数値目標】 (単位：万人)				
年目	1年目	2年目	3年目	4年目
年間 公園利用者数				
<p>1. 企画提案項目：○○○の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。 <p>2. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>3. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>4. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>5. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果：				

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(様式 2 - 2 - 2)

2) 利用満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度（「非常に満足」及び「まあまあ満足」）

【数値目標】

(単位：%)

年目	1年目	2年目	3年目	4年目
年間 公園利用者の 満足度				

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(様式 2 - 2 - 3)

3) 公園特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

緑の量や花の演出に関する満足度（「満足」及び「やや満足」）

【数値目標】

(単位：%)

年目	1年目	2年目	3年目	4年目
年間 植物管理 の満足度				

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(様式 2 - 2 - 4)

4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※本公園の設置目的を踏まえ、機能を発揮させるために、公園特性及び資源、施設を活かした運営管理を行うための運営維持管理方法について、具体性、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(様式 2-2-5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

イベント・行事等の種類・開催数、参加人数【数値目標】

年目	1年目		2年目	3年目	4年目
	開催回数 (回)	参加人数 (人)			
年間 利用プログラムの 開催回数、参加人数					

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案及び期待される効果を具体的に記述する。

※他の企画提案（地域との連携活動等）にかかわる提案内容については、他の様式で記述しても良い。

※自主事業の自主イベントの企画提案については、「(様式2-2-10) 自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみ記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(様式 2-2-6)

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 (単位: 件)

年目	1年目	2年目	3年目	4年目
年間 SNS発信件数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

1. 企画提案項目: 〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案: 〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果: 〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果:

3. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果:

4. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果:

5. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4.～5.に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(様式 2 - 2 - 9)

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

6. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

7. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. 駐車場における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. 園内移動施設における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. 飲食施設における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. 物販施設における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. 自動販売機における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 2) 改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上（〇〇を削減）します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。
7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。
 - ①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く)

9. 自主事業において、施設を新設、管理運営する提案を行う場合には、別紙4（基本方針）に沿ったもの、かつ別添60（飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）の範囲でなければ評価しない。

10. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

11. 白黒片面印刷で提出するものとする。

12. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/10, 2/10・・・9/10, 10/10）。

13. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表3に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

(例) ▲▲会社 → 当法人
■ ■財団 → 当法人
◇◇共同体 → 当法人
□□グループ → 関連グループ 等
※固有の名称は用いないこと。

14. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に「(再掲)」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表3に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

(様式 2 - 2 - 1 3)

1 3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定制度の認定の 有無	あり なし (どちらか一方を記入すること) ※下記のいずれかの認定を受けている場合に「あり」と記載する。
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定企業)	
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が3(全認定基準5つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が2(全認定基準4つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が1(全認定基準2つ〇)
<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	プラチナくるみん(特例)認定企業
<input type="checkbox"/>	くるみん認定企業
3. 若者雇用推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)企業

※ 1～3の項目について、該当するもの全てをチェック欄を「■」とすること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

国営明石海峡公園
収益施設管理運営計画書

様 式

国土交通省 近畿地方整備局

【企画書提出時に提出すること】
(様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設管理運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営明石海峡公園収益施設管理運営計画書を提出します。

記

(1) 所在地 兵庫県淡路市(淡路地区)、兵庫県神戸市(神戸地区)

(2) 対象施設 (淡路地区) 駐車場(4箇所)、園内移動施設、飲食施設(1箇所)、物販施設(3箇所)、船遊施設、自動販売機

(神戸地区) 駐車場(6箇所)、移動施設(しあわせの村～明石海峡公園神戸地区の区間)、物販施設(1箇所)、体験学習施設(2箇所)、自動販売機

* 共同体として参加する者が提出する場合は、国営明石海峡公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

収益施設管理運営計画

(1) 運営施設全体の管理運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の管理運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した管理運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：。
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. 駐車場における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. 園内移動施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. 飲食施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. 物販施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. 自動販売機における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書様式2-2-12と同様な内容とする。

(3-1) 駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-2) 園内移動施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-3) 飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-4) 物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-5) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

平成 年 月 日

自主事業施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者 印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営明石海峡公園収益施設管理運営計画書を提出します。

記

- (1) 所在地 兵庫県淡路市(淡路地区)、兵庫県神戸市(神戸地区)
- (2) 対象施設

* 共同体として参加する者が提出する場合は、国営明石海峡公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

自主事業施設運営計画

(1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針

※自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 自主事業施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2. **自主事業施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書様式2-2-10と同様な内容とする。

(3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※飲食・物販施設等の設置運営を行う場合は、施設毎に本様式を記載すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

- ※1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。
- ※3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。
- ※4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

【収入記載書式】

単位：千円

収入項目	金額/10年※1	根拠等
収益施設運営収入		
その他収入※2		
合計		

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

【支出記載書式】

単位：千円

支出項目		金額/10年※1	根拠等
設備 投資 費	建設費		
	内装費		
	その他		
	小計		
人件費			
光熱 水費	電気		
	ガス		
	水道		
	その他		
	小計		
保険料			
土地・施設使用料			
その他支出※2			
合計			

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

収支計画書													金額 (単位: 千円)	
(1) 売上高													合計	備考
区分	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度			
公園施設 (自主事業施設)													0	
合計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 売上原価													合計	備考
区分	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度			
公園施設 (自主事業施設)													0	
合計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 売上総利益													合計	備考
H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度				
(C) = (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 販売費及び一般管理費その他費用													合計	備考
区分	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度			
人件費													0	
自主事業施設・設備管理費													0	
維持管理費 (除草・清掃費)													0	
通信費													0	
修繕費													0	
光熱水費													0	
イベント催事費													0	
広告宣伝費													0	
支払保険料													0	
固定資産税													0	
減価償却費													0	
土地・施設使用料													0	
その他費用													0	
支払利息													0	
原状復旧費													0	
合計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 損益													合計	備考
H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度				
(C) - (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

*該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。
*新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

資金調達・償還計画

○自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。

- ※1 資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。
- ※3 予備的資金の確保の考え方について明示すること。

【資金調達計画】

調達総額	(合計) ア+イ+ウ	千円
内訳	出資金(計) …ア	千円
	外部調達(計) …イ	千円
	その他(計) ※1 …ウ	千円

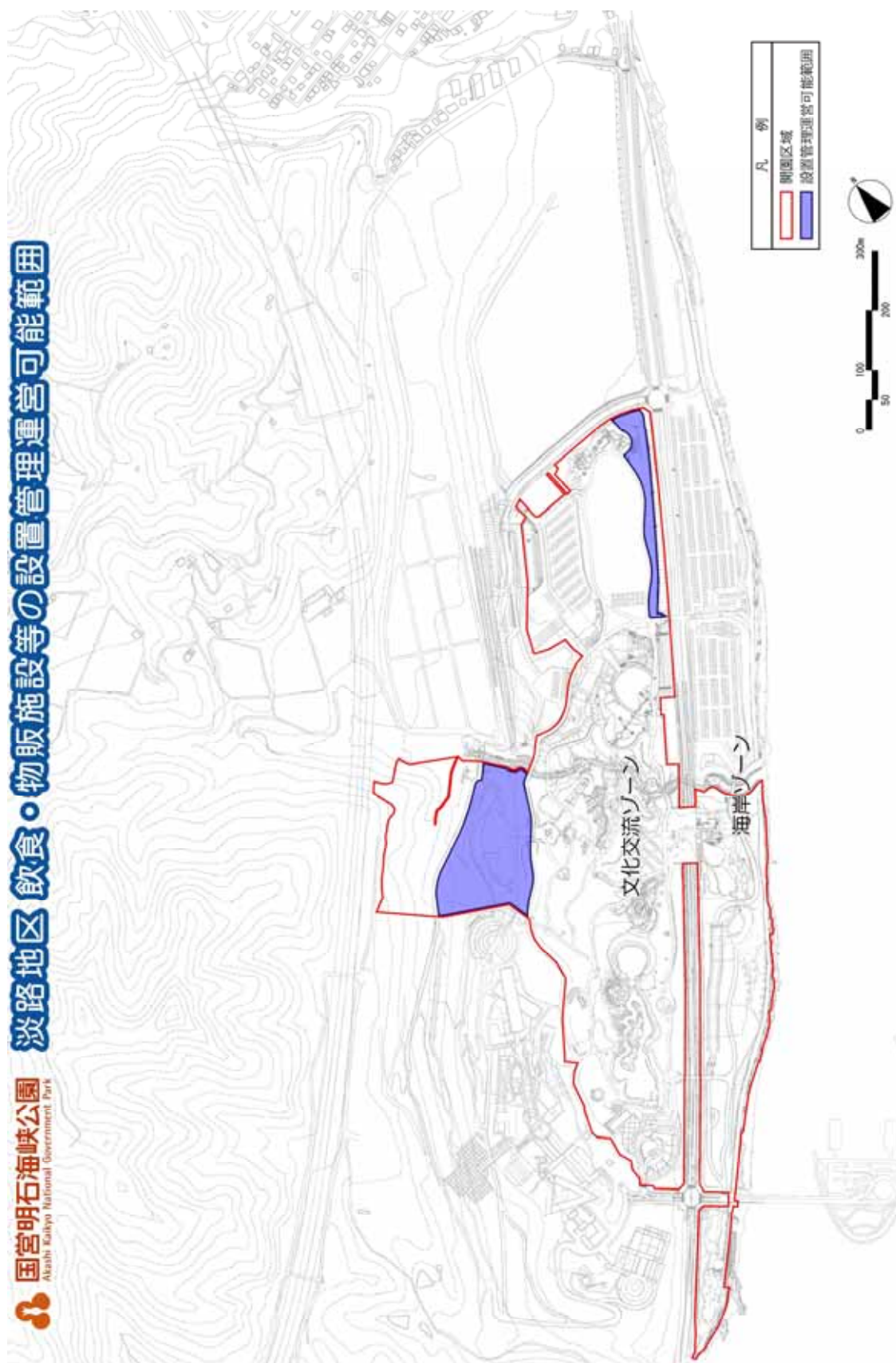
※1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

【外部調達計画の概要】

金融機関等の名称	調達予定金額	条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等)	備考 (優先ローン・劣後ローン の別、優先順位など)
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
外部調達(計)…イ	千円		

自主事業施設の設置運営場所 (淡路地区)

○自主事業施設の設置運営場所について図示すること。



自主事業施設の設置運営場所（神戸地区）

○自主事業施設の設置運営場所、既存施設の改修運営場所について図示すること。

